令和７年９月26日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）

決算特別委員会記録

（ 第 １ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）

決算特別委員会記録（第１号）

開会の日時、場所

年月日　　令和７年９月26日（金曜日）
開　会　　午後６時２分
散　会　　午後６時20分
場　所　　第７委員会室

本委員会に付託された事件

1　乙第13号議案　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について
2　認定第１号　令和６年度沖縄一般会計決算の認定について
3　認定第２号　令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
4　認定第３号　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
5　認定第４号　令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
6　認定第５号　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
7　認定第６号　令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
8　認定第７号　令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
9　認定第８号　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
10　認定第９号　令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
11　認定第10号　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
12　認定第11号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
13　認定第12号　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
14　認定第13号　令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
15　認定第14号　令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
16　認定第15号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
17　認定第16号　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
18　認定第17号　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
19　認定第18号　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
20　認定第19号　令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
21　認定第20号　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
22　認定第21号　令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
23　認定第22号　令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
24　認定第23号　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
25　認定第24号　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

委員の選任

令和７年９月26日、本委員会の委員は議長の指名で次のとおり選任された。

新垣善之	新里匠	大屋政善	小渡良太郎
仲村家治	下地康教	新垣新	島尻忠明
幸喜愛	玉城健一郎	山内末子	新垣光栄
仲村未央	糸数昌洋	西銘純恵	瑞慶覧長風
當間盛夫			

本日の委員会に付した事件

1　委員長の互選
2　副委員長の互選
3　乙第13号議案　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について
4　認定第１号　令和６年度沖縄一般会計決算の認定について
5　認定第２号　令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
6　認定第３号　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
7　認定第４号　令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
8　認定第５号　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
9　認定第６号　令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
10　認定第７号　令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
11　認定第８号　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
12　認定第９号　令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
13　認定第10号　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
14　認定第11号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
15　認定第12号　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
16　認定第13号　令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
17　認定第14号　令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
18　認定第15号　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
19　認定第16号　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
20　認定第17号　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
21　認定第18号　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
22　認定第19号　令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
23　認定第20号　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
24　認定第21号　令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
25　認定第22号　令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
26　認定第23号　令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
27　認定第24号　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について
28　閉会中継続審査について
29　決算特別委員会運営要領について
30　理事の選任

委員長、副委員長の互選

令和７年９月26日、仲村家治委員が委員長に、仲村未央委員が副委員長に選任された。

理事の選任

令和７年９月26日、下地康教委員、玉城健一郎委員及び糸数昌洋委員が理事に選任された。

出　席　委　員

委員長	仲　村　家　治			
副委員長	仲　村　未　央			
委　員	新　垣　善　之	新　里　　匠	大　屋　政　善	小　渡　良太郎
	下　地　康　教	新　垣　　新	島　尻　忠　明	幸　喜　　愛
	玉　城　健一郎	山　内　末　子	新　垣　光　栄	糸　数　昌　洋
	西　銘　純　恵	瑞慶覧　長　風	當　間　盛　夫	

欠　席　委　員

なし

○大城聖子議会事務局政務調査課主幹　決算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第７条第２項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

出席委員中、西銘純恵委員が年長者であります。よって、この際、西銘純恵委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

西銘純恵委員、委員長席に御着席願います。

（年長委員、委員長席着席）

○西銘純恵年長委員　ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第７条第２項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

これより委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、互選の方法等について協議）

○西銘純恵年長委員　再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘純恵年長委員　御異議なしと認めます。

よって、委員長には、仲村家治委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘純恵年長委員　御異議なしと認めます。

よって、委員長には仲村家治委員が選任されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

（年長委員退席。委員長着席）

○仲村家治委員長　再開いたします。

このたび、委員各位の御推挙により、決算特別委員長に就任いたしました仲村家治でございます。

委員会の運営につきましては、公正・中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、委員各位の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、委員長の互選は終わりました。

――――――――◆・・◆――――――――

○仲村家治委員長　次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、互選の方法等について協議）

○仲村家治委員長　再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、仲村未央委員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、仲村未央委員が選任されました。

ただいま副委員長が選任されましたので、御挨拶を自席でお願いいたします。

○仲村未央副委員長　ただいま、副委員長に選任されました仲村未央です。

委員長をしっかりと支えつつ、皆様の御協力も得ながら、委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○仲村家治委員長　以上で、副委員長の互選は終わりました。

――――――――◆・・◆――――――――

○仲村家治委員長　休憩いたします。

（休憩中に、協議事項について事務局から説明）

○仲村家治委員長　再開いたします。

乙第13号議案の議決議案１件並びに認定第１号から認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案１件及び決算24件については、閉会中に審査することとし、議長に対して、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――――――◆・・◆――――――――――

○仲村家治委員長　次に、決算特別委員会運営要領についてを議題といたします。

休憩いたします。

（休憩中に、事務局から決算特別委員会運営要領案の概要説明後に協議を行い、案のとおり決することで意見の一致を見た。）

○仲村家治委員長　再開いたします。

お諮りいたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

――――――――――◆・・◆――――――――――

○仲村家治委員長　次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、理事の選任についてを議題といたします。

休憩いたします。

（休憩中に、理事３人の選任について協議）

○仲村家治委員長　再開いたします。

理事３人の選任について、お諮りいたします。

理事に玉城健一郎委員、下地康教委員及び糸数昌洋委員の３人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づく、各常任委員会への閉会中調査の依頼につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲村家治委員長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、10月９日木曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）」（令和４年 10 月７日議会運営委員会決定）に定めるもののほか、決算特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

１　決算特別委員会の開催場所

第７委員会室で行うものとする。

２　委員席の配置

別紙１のとおりとする。

３　審査日程

別紙２のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

４　各常任委員会に対する調査依頼

(1)　決算特別委員長（以下「委員長」という。）は、様式１により各常任委員長に閉会中調査を依頼するものとする。

(2)　各常任委員長は、上記の閉会中調査終了後に様式２により決算調査報告書（以下「調査報告書」という。）を委員長に提出するものとする。

(3)　決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）４（４）に係る決算特別委員への調査報告書の配付については、タブレットに格納するものとする。

５　説明員

決算の概要説明は、土木建築部長、会計管理者、企業局長及び病院事業局長が行い、決算審査意見の概要説明は代表監査委員が行うものとする。

６　決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

(1)　質疑の時間は、委員１人 10 分とする。

(2)　各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならないものとする。

(3)　質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
(4)　質疑時間の終了５分前に１回、１分前に２回及び終了時に５回それぞれ電子音等で報知する。
(5)　質疑は一問一答方式により、自席に着席したままで行うものとする。
(6)　質疑の順序は多数会派順とする。
(7)　委員長の質疑の持ち時間は、譲渡することができない。また、副委員長が委員長の職務を代行する場合についても、副委員長の持ち時間は譲渡することができない。

７　総括質疑

(1)　総括質疑の項目、方法、時間及び順序等は、委員会に諮って決定するものとする。
(2)　総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前々日（県の休日を除く。）の午後５時とし、様式３により政務調査課に提出するものとする。

８　理事会

(1)　理事会は、委員長、副委員長及び理事３人をもって構成する。
(2)　理事は、委員会に諮って指名する。
(3)　理事は、委員会の円滑な運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
(4)　理事会は、総括質疑の項目、方法、時間及び順序等のほか、委員会運営の円滑化及び効率化のために必要な事項等について協議を行うものとする。

雑　則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

別紙１

委 員 席 の 配 置

（録音・計時） 議会事務局							補　助 答弁席

議　会 事務局									
仲 村　家 治 委　員　長		説		明		員			

	玉城　健一郎 委員	幸喜　愛 委員	大屋　政善 委員	新里　匠 委員	新垣　善之 委員
仲村　未央 委員	新垣　光栄 委員	山内　末子 委員	下地　康教 委員	島尻　忠明 委員	小渡　良太郎 委員
	瑞慶覧　長風 委員	西銘　純恵 委員	糸数　昌洋 委員		新垣　新 委員
					當間　盛夫 委員

別紙２

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時　間	事　　項	関係室部局等
令和７年 ９月26日	金	本会議及び各委員会終了後	**決算特別委員会** ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任	
10月９日	木	午前10時	**決算特別委員会** ○概要説明 ・令和６年度一般会計及び特別会計決算 ・令和６年度企業会計決算 ・令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和６年度一般会計、特別会計及び企業会計決算に対する審査意見 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	土木建築部長 会計管理者 企業局長 病院事業局長 代表監査委員
10月10日	金	午前10時	**各常任委員会** ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
10月14日	火	午前10時	**各常任委員会** ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
			○決算調査報告書記載内容等についての協議	
10月15日	水		決算調査報告書整理日	
10月16日	木		決算特別委員への決算調査報告書の配付（正午）	
10月17日	金	午前10時	**決算特別委員会** ○総括質疑の方法等についての協議 総括質疑通告締め切り（午後５時）	
10月21日	火	午前10時	**決算特別委員会** ○総括質疑	知　事　等
			○採決 ・令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和６年度一般会計及び特別会計決算 ・令和６年度企業会計決算	

様式１

令和　年　月　日

○○○○委員長
　○　○　○　○　殿

決算特別委員長
○　○　○　○

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算議案のうち、下記について貴委員会において閉会中審査を行っていただくようお取り計らい願います。
なお、調査結果につきましては、　月　日までに御報告くださいますよう併せてお願い申し上げます。

記

（例）
認定第○号　令和○年度沖縄県一般会計決算の認定について
（○○○○委員会所管分）
認定第○号　令和○年度沖縄県○○○○○○特別会計決算の認定について

様式２

令和　年　月　日

決算特別委員長
　○　○　○　○　殿

○○○○委員長
○　○　○　○

決　算　調　査　報　告　書

月　日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

１　委員会における審査概要
　別紙議事録（速報版）のとおり

２　知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）
　別紙１のとおり

３　その他委員から特に申出のあった事項
　別紙２のとおり

※（特になし）

様式３

令和　年　月　日　午前・午後　時　分　受付	
質　疑　発　言　通　告	
質疑の要旨	
上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により通告します。 令和　年　月　日 決算特別委員　印 決算特別委員長　殿	

※　記載例は、議会運営委員会決定事項集「17　発言通告書の記載方法等について」の記載例を御覧ください。

（令和４年10月７日議会運営委員会決定）

決算議案の審査等に関する基本的事項
（常任委員会に対する調査依頼について）

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

１　審査日程について

決算議案の審査日程はおおむね別紙２のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

２　調査依頼事項について

（１）各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第２条に規定する所管事務に係る決算事項とする。

（２）調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。

３　各常任委員会における調査について

（１）質疑の時間は、各審査日委員１人10分とする。

（２）各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。

（３）質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。

（４）質疑時間終了５分前に１回、１分前に２回及び終了時に５回それぞれ電子音等で報知する。

（５）質疑の順序については多数会派順とする。なお、２日目は第２多数会派から質疑を行い、第１多数会派は最後に行うものとする。

（６）監査委員である議員は調査には加わらないものとする。

（７）各常任委員会での採決は行わないものとする。

４　決算調査報告書の作成及び配付について

（１）決算調査報告書（以下「調査報告書」という。）は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。

（２）調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における審査概要、決算特別委員会において知事等に対して改めて質疑が必要とされる事項（以下「総括質疑」という。）及びその他委員から特に申出のあった事項とする。

（３）総括質疑について

ア　各常任委員会における質疑において、総括質疑を提起しようと

する委員は、その該当事項を総括質疑とする旨を発言するものとする。

イ　各常任委員会における質疑終了後、総括質疑を提起しようとする委員がその理由等を説明した後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告するものとする。

ウ　各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、総括質疑として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見も併せて報告するものとする。

（４）調査報告書は、決算特別委員会において総括質疑の方法等を協議する日の正午までに決算特別委員に配付するものとする。

（５）調査報告書の様式は別に定めるものとする。

５　総括質疑について

（１）審査の最終日に知事等の出席を求め、本県における１会計年度の締めくくりとなる決算について、大局的な観点から総括質疑を行うものとする。

（２）限られた時間の中で県民にとって有益な議論となるよう、質疑項目の絞り込みを行うものとする。

（３）総括質疑の時間は、２時間（午前中）をめどに終了するものとする。

（４）質疑を行う委員は、あらかじめ文書によりその内容を通告するものとする。

６　質疑の時間及び方法等について

決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。

７　理事会について

決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

（別紙２）

決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
９月定例 会期中 （１日目）	決算特別 委員会	本会議 及び各 委員会 終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
以降 閉会中 （２日目）	決算特別 委員会	10時	○□□□年度一般会計及び特別会計決算の概要説明 ○□□□年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	会計管理者 関係室部局 代表監査委員
（３日目）	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
（４日目）	各常任 委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
（５日目）			○決算調査報告書整理日	
（６日目）			○決算調査報告書整理日	
（７日目）	決算特別 委員会	午後	○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○総括質疑の方法等についての協議	報告書配付 （正午）
（８日目）			○総括質疑通告書の提出	質疑通告締切 （正午）
（９日目）	決算特別 委員会	10時	○総括質疑 ○採決	関係室部局等

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

年長委員　　西　銘　純　恵

委　員　長　　仲　村　家　治

令和７年10月９日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

決算特別委員会記録

（ 第 １ 号 ）

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

決算特別委員会記録（第１号）

開会の日時、場所

年月日　　令和７年10月９日（木曜日）
開　会　　午前10時０分
散　会　　午後５時10分
場　所　　第７委員会室

本日の委員会に付した事件

1	令和７年第５回議会乙第13号議案	令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
2	令和７年第５回議会認定第１号	令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について
3	令和７年第５回議会認定第２号	令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
4	令和７年第５回議会認定第３号	令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
5	令和７年第５回議会認定第４号	令和６年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
6	令和７年第５回議会認定第５号	令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
7	令和７年第５回議会認定第６号	令和６年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
8	令和７年第５回議会認定第７号	令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
9	令和７年第５回議会認定第８号	令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
10	令和７年第５回議会認定第９号	令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
11	令和７年第５回議会認定第10号	令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
12	令和７年第５回議会認定第11号	令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
13	令和７年第５回議会認定第12号	令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
14	令和７年第５回議会認定第13号	令和６年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
15	令和７年第５回議会認定第14号	令和６年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
16	令和７年第５回議会認定第15号	令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
17	令和７年第５回議会認定第16号	令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
18	令和７年第５回議会認定第17号	令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
19	令和７年第５回議会認定第18号	令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
20	令和７年第５回議会認定第19号	令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
21	令和７年第５回議会認定第20号	令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
22	令和７年第５回議会認定第21号	令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
23	令和７年第５回議会認定第22号	令和６年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
24	令和７年第５回議会認定第23号	令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
25	令和７年第５回議会認定第24号	令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出　席　委　員

委員長	仲　村　家　治			
副委員長	仲　村　未　央			
委　　員	新　垣　善　之	新　里　　匠	大　屋　政　善	小　渡　良太郎
	下　地　康　教	新　垣　　新	島　尻　忠　明	幸　喜　　愛
	玉　城　健一郎	山　内　末　子	新　垣　光　栄	糸　数　昌　洋
	西　銘　純　恵	瑞慶覧　長　風	當　間　盛　夫	

欠　席　委　員

なし

説明した者の職、氏名

土木建築部長	砂　川　勇　二
会計管理者	友　利　公　子
出納事務局参事	仲宗根　園　子
企業局長	宮　城　　力
病院事務局長	本　竹　秀　光
代表監査委員	渡嘉敷　道　夫

○仲村家治委員長　ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

本日の説明員として、土木建築部長、会計管理者、企業局長、病院事業局長及び代表監査委員の出席を求めております。

令和７年第５回議会乙第13号議案の議決議案１件及び令和７年第５回議会認定第１号から同認定第24号までの決算24件を一括して議題といたします。

それでは、審査日程に従い、土木建築部長、会計管理者、企業局長及び病院事業局長から決算の概要説明、並びに代表監査委員から決算審査意見の概要説明を聴取した後、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、土木建築部長、企業局長及び病院事業局長に対する質疑は、調査を依頼しております各常任委員会において、行われます。

まず初めに、会計管理者から令和７年第５回議会認定第１号から同認定第20号までの決算20件について、概要説明を求めます。

友利公子会計管理者。

○友利公子会計管理者　おはようございます。

ただいま議案となっております認定第１号から第20号までの令和６年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算について、その概要を御説明いたします。

令和６年度沖縄県歳入歳出決算書につきましては、ページ数が多いことから、説明資料として決算書の抜粋を作成しておりますので、そちらを用いて説明させていただきます。

また、参考資料として令和６年度歳入歳出決算の概要も掲載しておりますので、適宜、御参照ください。

それでは、ただいまスマートディスカッションで表示しました令和６年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（抜粋）を御覧ください。

資料のページは右端に付しております。

初めに、２ページを御覧ください。

２ページは、一般会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の総括表となっております。

表側は、款別に１の県税から16の市町村たばこ税県交付金まで、表頭は左から右に、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となっております。

それでは、一番下の行の歳入合計欄で、御説明いたします。

予算現額の計欄は、9812億5644万1803円に対し、その２つ右、収入済額は、8893億8899万4808円となっております。

予算現額に対する収入済額の割合は　90.6％となっております。

不納欠損額は、１億5154万3323円となっております。

その主なものを、款別に申し上げますと、１の県

税が１億1029万7507円、８の使用料及び手数料が1665万2404円となっております。

収入未済額は、31億9288万1687円となっており、その主なものは、１の県税が20億8616万1651円、14の諸収入が５億9422万2809 円となっております。

３ページを御覧ください。

歳入歳出決算事項別明細書、歳出の総括表であります。

表側は、款別に、１の議会費から14の予備費まで、表頭は左から右に、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額となっております。

それでは、一番下の行の歳出合計欄で、御説明いたします。

予算現額の計欄は、9812億5644万1803円に対し、支出済額は、8763億2669万512円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合は、89.3％となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が769億6256万3332円、事故繰越が33億6998万4623円となっております。

繰越明許費の主なものは、８の土木費が394億83万147円、６の農林水産業費が161億4788万3872円となっており、事故繰越の主なものは、８の土木費が11億7388万7963円、11の災害復旧費が10億8673万1900円となっております。

不用額は245億9720万3336円となっております。

その主なものは、３の民生費が47億6386万710円、10の教育費が38億6052万8954円となっております。

次に、実質収支について御説明いたします。４ページを御覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書で、単位は千円で表示しております。

歳入総額8893億8899万5000円に対し、歳出総額8763億2669万1000円となっております。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は130億6230万4000円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源89億6616万4000円を差引いた実質収支額は、40億9614万円となります。

次に、農業改良資金特別会計などの19の特別会計について、御説明いたします。

それでは、６ページを御覧ください。

19の特別会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の総括表となっております。

表側は、会計別に１の農業改良資金特別会計から19の国民健康保険事業特別会計までとなっております。

特別会計の歳入について、歳入合計欄で御説明いたします。７ページを御覧ください。

予算現額の計欄は、2474億3822万140円に対し、収入済額は、2487億7971万5387円となっており、予算現額に対する収入済額の割合は100.5％となっております。

不納欠損額は、1487万9153円となっており、収入未済額は、31億7255万5702円となっております。

８ページを御覧ください。

特別会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳出の総括表となっております。

歳出合計欄で御説明いたします。９ページを御覧ください。

予算現額の計欄は、2474億3822万140円に対し、支出済額は、2423億4224万7703円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は97.9％となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が３億3825万5000円、事故繰越額が2772万円となっており、不用額は47億2999万7437円となっております。

以上で、令和７年第５回沖縄県議会認定第１号から第20号まで、令和６年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲村家治委員長　会計管理者の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査委員意見の概要説明を求めます。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　おはようございます。

本日はよろしくお願いいたします。

それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和６年度の沖縄県歳入歳出決算審査意見書の１ページを御覧ください。

第１、審査の概要について御説明いたします。

令和６年度の沖縄県歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第２項の規定により、知事から、令和７年８月１日付で審査に付されました。

監査委員は同決算書及び関係書類について、沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、９月８日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

審査の対象となった会計は、一般会計及び19の特別会計であります。

審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、

予算の執行は法令に適合して行われているか、財政運営は合理的かつ健全に行われているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか等の諸点に主眼を置き、決算書と関係諸帳簿及び証拠書類等との照合を行うなどの方法により、審査を実施しました。

次に、第２、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず１、審査結果であります。

令和６年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数を、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合し審査した限りにおいて、いずれも正確であると認められました。

また、収入、支出及び契約に関する事務並びに財産の取得、管理及び処分等については、一部に是正または改善を要する事項が見られたものの、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、２、審査意見であります。

歳入歳出決算の状況につきましては、会計管理者から説明がありましたので、私からの説明を省略いたします。

２ページの中段、表の下を御覧ください。

令和６年度の一般会計及び特別会計は、予算に計上された各般の事務事業についてはおおむね適正に執行されていました。しかし、一部の財務事務において是正または改善を要する事項がありました。今後の行財政運営等に当たっては、次の点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

１点目は、（１）行財政運営についてであります。

令和６年度決算の状況を普通会計ベースで見ますと、歳入決算の財源別構成比では、自主財源が繰入金等の増により、前年度に比べ216億8100万円、6.5％増加し、依存財源が国庫支出金等の減により、前年度に比べ293億8400万円、5.5％の減少となったため、歳入全体に占める自主財源の割合は、前年度を2.9ポイント上回る41.3％となっております。

下から３行目を御覧ください。

財政基盤の強さを示す財政力指数や自主財源の割合は、九州平均や全国平均を下回っており、依然として、地方交付税や国庫支出金等に大きく依存した脆弱な財政構造となっております。

今後も、高齢化の進行等に伴い社会保障関係費等の義務的経費や県有施設の老朽化及び防災・減災対策等の投資的経費の増加が見込まれることから、引き続き、経費節減や効率的・効果的な事業執行、適切な県債管理等に努めるとともに、産業振興による安定的な税源の涵養等歳入確保に向けた不断の取組が必要であると考えております。

今後とも、多様な県民ニーズに迅速かつ的確に対応し、県民福祉を増進するため、行政運営のより一層の質の向上を図ることができるよう、新沖縄県行政運営プログラムの取組を着実に推進し、行財政運営の健全化・効率化を図っていただくよう要望しております。

２点目は、（２）収入未済額の縮減及び不納欠損処理についてであります。

令和６年度の収入未済額は、一般会計と特別会計の合計で63億6000万円余りとなっており、前年度に比べ４億4000万円余り、7.5％増加しております。なお、県税の収入未済額については、前年度に比べ、764万円余り、0.4％減少しております。

収入未済額については、縮減に向けた対策が進められておりますが、依然として多額であるため、負担の公平性と歳入確保の観点から、その縮減を図ることは重要な課題であります。

今後とも、新たな収入未済の発生防止と効率的で実効性のある徴収を図るため、契約などの債権発生時に滞納に備えた方策をとることや、滞納初期の状況把握等による納付・償還指導、福祉制度の活用など、関係機関と連携し、債権の特性と債務者の実情に即した様々な取組を、一層効果的に進めるよう要望しております。

次に、令和６年度の不納欠損額については、一般会計と特別会計の合計で１億6600万円余りとなっており、前年度に比べ１億6900万円余り、50.4％減少しております。

債権の管理については、債権を放置したまま時効を迎えることのないよう、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、督促、差押え及び債務の承認等関係法令に基づく措置を的確に講ずるなど適切に対処する必要があります。

やむなく不納欠損として整理するものについては、標準マニュアル等に基づき事務手続を進め、適切な債権管理に努めるよう要望しております。

３点目は、（３）事業執行についてであります。

一般会計の予算の執行率は89.3％で、前年度と同率となっております。

また、特別会計の予算の執行率は97.9％で、前年度に比べ0.5ポイント低下しております。

翌年度繰越額は、一般会計と特別会計の合計で806億9000万円余りとなっており、前年度に比べ66億8000万円余り、9.0％増加しております。

４ページの３行目を御覧ください。

不用額は、一般会計と特別会計の合計で293億2000万円余りとなっており、前年度に比べ60億1000万円余り、17.0％減少しております。

事業の執行に当たっては、引き続き、事業効果が早期に発現されるよう、執行管理の徹底、関係機関との調整などにより、執行率を向上させ、繰越額、不用額の圧縮に努めるよう要望しております。

４点目は、（４）財務に関する事務についてであります。

財務に関する事務については、定期監査において、主に、収入、支出及び契約、財産や備品の管理等の基本的な事務処理などで、財務規則等に定められた手続によらない不適正なものが全庁的に多く確認されました。

財務事務の執行に当たっては、事務を適正、効率的かつ効果的に継続して遂行できるよう、マニュアルやチェック体制の整備など組織的な対応が必要であり、内部統制制度を有効に活用し、リスクの発現を未然に防止できる体制を構築するよう要望しております。

さらに、予算執行に係る審査機能を強化する方策として、令和７年度から稼働している新財務会計システムのデジタル技術を活用したチェック機能強化を図るなど、組織的な対応を適切に実施し、より一層内部統制の機能強化及び効果的な運用に取り組むよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、５ページ以降は、令和６年度沖縄県歳入歳出決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県歳入歳出決算審査意見書の概要説明を終わります。

○仲村家治委員長　代表監査委員の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から令和７年第５回議会認定第21号の決算について概要説明を求めます。

本竹秀光病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　おはようございます。

よろしくお願いいたします。

病院事業局の令和６年度決算の概要について、掲載されております令和６年度沖縄県病院事業会計決算書に基づいて、御説明いたします。

初めに、事業概要から御説明いたします。

決算書の15ページを御覧ください。

１、概況 の（１）総括事項 について、ア、沖縄県病院事業は、県立北部病院、県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター、県立宮古病院、県立八重山病院、県立精和病院の６病院及び16箇所の附属診療所を運営し、イ、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、医師・看護師等の医療技術員の確保、施設及び医療機器の充実に努め医療水準の向上に努力しております。エ、業務状況については、入院患者延数が55万2766人、外来患者延数が70万8646人で、総利用患者延数は126万1412人となり、前年度と比べて１万3566人の減少となりました。

次に、決算状況について、御説明いたします。

恐縮ですが、１ページに戻りまして御説明いたします。

（１）収益的収入及び支出について、収入の第１款病院事業収益は、予算額合計707億9889万4000円に対して、決算額は624億3008万471円で、予算額に比べて、83億6881万3529円の減となっております。

その主な要因は、入院患者数の減等に伴うもので、第１項の医業収益において、83億5695万9922円減少したことによるものです。

次に支出の第１款病院事業費用は、予算額合計774億2167万8000円に対し、決算額は723億2586万9764円で、不用額は50億3195万4220円となっております。

その主な要因は、給与費、経費などが当初の見込みを下回ったため、第１項の医業費用において、44億7998万3684円の不用が生じたことによるものです。

２ページを御覧ください。

（２）資本的収入及び支出について、収入の第１款資本的収入は、予算額合計65億9260万4000円に対し、決算額は55億1009万8000円で、予算額に比べて、10億8250万6000円の減となっております。

その主な要因は、建設改良費の執行減及び繰越しに伴い企業債借入が減少したため、第１項の企業債において、10億8590万円減少したことによるものです。

次に、支出の第１款資本的支出は、予算額合計87億9388万8967円に対し、決算額は76億2630万7843円で、翌年度への繰越額が５億2948万9450円で、不用額が６億3809万1674円となっております。

不用額の主な要因は、施設整備費における入札執

行残や、年度内執行が困難となった等により、第１項の建設改良費において、６億3708万4406円の不用が生じたことによるものです。

３ページを御覧ください。

令和６年４月１日から令和７年３月31日までの損益計算書に基づき、経営成績を御説明いたします。

１の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した509億2403万44円、２の医業費用は、給与費、材料費、経費などを合計した683億6080万2562円で、１の医業収益から２の医業費用を差し引いた医業損失は、174億3677万2518円となっております。

３の医業外収益は受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で、111億2017万1138円となっております。

４ページを御覧ください。

４の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した29億8225万4107円で、３の医業外収益から４の医業外費用を差し引きますと、81億3791万7031円の利益が生じております。

これに医業損失を加えた経常損失は、92億9885万5487円となっております。

５の特別利益は２億7627万582円で、６の特別損失は９億1599万9239円であり、差引き６億3972万8657円の損失を計上しており、当年度純損失99億3858万4144円で、前年度繰越欠損金26億599万3622円を合計した当年度未処理欠損金は125億4457万7766円となっております。

５ページを御覧ください。

剰余金計算書について御説明いたします。表の右の欄、資本合計を御覧ください。

前年度末残高57億3351万5025円に対し、前年度処分額が０円、当年度変動額はマイナス99億1122万7737円で、当年度末残高はマイナス41億7771万2712円となっております。

下の欠損金処理計算書について御説明いたします。

１行目、当年度末残高の未処理欠損金は、125億4457万7766円で、これにつきましては、全額を翌年度に繰り越すこととなります。

６ページを御覧ください。

令和７年３月31日現在における貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず資産の部における１の固定資産は、（１）の有形固定資産と、７ページに移りまして、（２）の無形固定資産、（３）の投資を合わせた合計で433億1609万9654円となっております。

２の流動資産は（１）の現金預金、（２）の未収金、（３）の貯蔵品などを合わせた合計で182億4608万9433円となっております。

１の固定資産、２の流動資産を合わせた資産合計は615億6218万9087円となっております。

８ページを御覧ください。

次に負債の部における３の固定負債は、（１）の企業債、（２）の他会計借入金などを合わせた合計で、407億4827万7904円となっております。

４の流動負債は、（１）の一時借入金、（２）の企業債など合わせた合計で、123億7436万9604円となっております。

５の繰延収益で、長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は、126億1725万4291円となっております。

３の固定負債、４の流動負債、５の繰延収益を合わせた負債合計は657億3990万1799円となっております。

９ページを御覧ください。

資本の部における資本金合計は18億7858万4732円となっております。

７の剰余金は（１）の資本剰余金、（２）の利益剰余金の合計で、マイナス60億5629万7444円となっております。

６の資本金と７の剰余金を合わせた資本合計はマイナス41億7771万2712円で、これに負債合計を加えた負債資本合計は615億6218万9087円となっております。

以上で、認定第21号令和６年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲村家治委員長　病院事業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

渡嘉敷道夫代表監査委員。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和６年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書の１ページを御覧ください。

第１、審査の概要について御説明いたします。

まず１、審査の対象であります。

令和６年度の沖縄県病院事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第２項の規定により、知事から、令和７年８月１日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び決算附属書類について沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、９月８日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に２、審査の方法であります。

審査に当たっては、病院事業が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合を行うなどの方法により実施しました。

２ページを御覧ください。

第２、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず１、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ、正確であり、令和６年度の経営成績及び令和７年３月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

経営成績及び財政状態につきましては、病院事業局長から説明がありましたので、私からの説明を省略いたします。

５ページを御覧ください。

次に２、審査意見であります。

県立病院は、救急医療、小児・周産期医療、離島・へき地医療、感染症医療などの政策医療を提供するとともに、地域医療を確保することにより、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っております。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症指定医療機関として、引き続き重要な役割を果たしております。

このため、これらの医療を持続的に提供することができるよう、経営の安定化が求められております。

しかしながら、令和６年度決算は、当年度純損失が99億3000万円余りとなり、前年度繰越欠損金26億円余りを加えた当年度未処理欠損金は125億4000万円余りとなっております。

本来業務に係る医業損失は174億3000万円余りとなり、前年度に比べ30億4000万円余り、21.1％増加しており、極めて厳しい状況にあります。

県立病院が公的医療機関としての役割を持続的に果たしていくためには、組織が一丸となって経営改善に不断に取り組むことが必要であります。

今後の病院運営に当たっては、次の３点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

１点目は、（１）経営改善の取組についてであります。

県立病院が本県における基幹病院として、また、地域における中核病院として、今後も必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営の下、持続的な健全経営を確保する必要があります。

しかしながら、給与費の増、物価高騰による材料費等の増により、病院事業費用が大幅に増となっており、県立病院の経営に影響を及ぼしております。

そのため、医業収益のさらなる確保や医業費用の縮減など経営改善を着実に進め、事業規模に見合った手元流動性を確保することができるよう引き続き対策を講ずるよう要望しております。

６ページの下のほうを御覧ください。

２点目は、（２）職員の確保等についてであります。

県立病院が地域の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、医師、看護師等の医療スタッフを安定的に確保する必要があります。

県立病院の一部においては、医師や看護師の欠員等により、診療科の休診や診療の制限、病棟の一部閉鎖が行われていることから、職員の働き方改革の推進やメンタルサポートの体制の充実等により、職員の安定的な確保・定着に努めていただくよう要望しております。

３点目は、（３）財務に関する事務において是正・改善を要する事項についてであります。

令和６年度の定期監査では、依然として会計や契約等の基本的な財務に関する事務において不適正な処理が確認されております。

これらの多くは、担当者において関係規程などの基礎知識の理解不足があること、管理監督者のチェックが不十分なことが主な要因であると考えております。

病院事業局においては、財務事務に関する担当者及び管理監督者それぞれに必要な研修の充実や、経営強化計画に基づく医事業務強化のための研修の実施など、管理業務を担う人材育成を推進しております。

また、令和５年度から２年計画で病院事業財務会計事務改善プロジェクト・チームを設置し、財務関係規程等の改正やマニュアルの整備等を行っており、令和６年度にはその効果検証を行うなど、より適正な事務処理に向けて取り組んでおります。

さらに、令和５年４月に病院総務事務センターを

設置して、総務事務の集約化に着手しているところでありますが、その実施状況について検証を行いながら、より効果的なものとなるよう取り組むとともに、事務部門の体制強化やデジタル技術を活用した業務効率化を推進するなどし、財務事務の適正な執行に努めていただくよう要望しております。

以上が審査意見であります。

なお、８ページ以降に、令和６年度沖縄県病院事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県病院事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○仲村家治委員長　代表監査委員の説明は終わりました。

次に、企業局長から令和７年第５回議会乙第13号議案の議決議案１件、令和７年第５回議会認定第22号及び同認定第23号の決算２件について概要説明を求めます。

宮城力企業局長。

○宮城力企業局長　令和６年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算、並びに、工業用水道事業会計決算の結果生じました未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明いたします。

初めに、令和６年度沖縄県水道事業会計決算について、御説明いたします。

ただいま表示しました決算書の１ページを御覧ください。

決算報告書の（１）収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第１款水道事業収益は、決算額が320億7615万6779円で予算額に対して約５億6800万円の増収となっております。

これは、主に他会計からの特別高圧受電契約事業者支援補助金の増によるものであります。

次に、支出の第１款水道事業費用は決算額が319億6055万2827円で翌年度繰越額が3898万5320円、不用額が１億84万3253円となっております。

２ページを御覧ください。

（２）資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第１款資本的収入は、決算額が101億2916万9612円で予算額に対して約57億700万円の減収となっております。

これは、主に建設改良費の一部を翌年度に繰り越したことによるものであります。

次に、支出の第１款資本的支出は、決算額が121億6625万7658円で翌年度への繰越額が64億2458万9880円、不用額が14億6144万5669円となっております。

繰越しの主な要因は、総合経済対策に係る補正予算関連事業によるものであります。

不用の主な要因は、実施設計の見直しによるものであります。

次に、３ページを御覧ください。

経営成績について御説明いたします。

１の営業収益から２の営業費用を差し引いた結果、123 億 4422 万 8344 円の営業損失となっております。

これに３の営業外収益と４の営業外費用を加減した結果、２億1236万4562円の経常損失となっております。

これに５の特別利益、６の特別損失を加減した結果、２億1792万6337円の当年度純損失となりました。

純損失を計上した主な要因は、施設老朽化の進行による修繕費が増加したことによるものであります。

前年度繰越利益剰余金はないため、当年度純損失が当年度未処理欠損金となり、翌年度に繰り越します。

翌年度に繰り越した欠損金については、翌年度以降の営業活動により生じる純利益をもって補塡したいと考えております。

なお、５ページ以降につきましては、剰余金計算書や貸借対照表などとなっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上が、認定第22号令和６年度沖縄県水道事業会計決算の概要でございます。

次に、ただいま表示しました決算書の49ページを御覧ください。

引き続きまして、認定第23号令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明いたします。

決算報告書の（１）収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第１款工業用水道事業収益は、決算額が７億2608万9833円で予算額に対して約5900万円の増収となっております。

次に、支出の第１款工業用水道事業費用は、決算額が６億8856万5926円で不用額が２万6074円となっております。

50ページを御覧ください。

（２）資本的収入及び支出について御説明いたし

ます。

収入の第１款資本的収入は、決算額が3968万6300円で予算額に対して約1900万円の減収となっております。

次に、支出の第１款資本的支出は、決算額が１億668万917円で不用額が2718万5083円となっております。

不用の主な要因は、沖縄本島北部豪雨災害に伴う東系列導水路トンネル対策工事において一部区間の施工を見送ったことによるものであります。

次に、51ページを御覧ください。

経営成績について御説明いたします。

１の営業収益から２の営業費用を差し引いた結果、２億6924万1821円の営業損失となっております。

これに３の営業外収益と４の営業外費用を加減した結果、3102万743円の経常利益となっております。

これに５の特別利益、６の特別損失を加減した結果、3537万2928円の当年度純利益となり、これから前年度繰越欠損金を差し引いた3446万4507円が、当年度未処分利益剰余金となっております。

純利益を計上した主な要因は、災害復旧事業負担金の減によるものであります。

なお、53ページ以降は剰余金計算書や貸借対照表などとなっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上が、認定第23号令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要でございます。

続きまして、議決議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

ただいま表示しました提出議案の概要を御覧ください。

乙第13号議案令和６年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

乙第13号議案は、令和６年度沖縄県工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

未処分利益剰余金3446万4507円の全額を、将来の企業債償還に充てるため減債積立金に積み立てるものであります。

以上で、乙第13号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲村家治委員長　企業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

渡嘉敷道夫代表監査委員。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和６年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書の１ページを御覧ください。

第１、審査の概要について御説明いたします。

まず１、審査の対象であります。

令和６年度の沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第２項の規定により、知事から、令和７年８月１日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び決算附属書類について、沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、９月８日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に２、審査の方法であります。

審査に当たっては、水道事業及び工業用水道事業が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合を行うなどの方法により実施しました。

２ページを御覧ください。

第２、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず１、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ、正確であり、令和６年度の経営成績及び令和７年３月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

水道事業会計の経営成績及び財政状態、４ページから記載しております工業用水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、企業局長から説明がありましたので、私からの説明は省略いたします。

６ページを御覧ください。

次に２、審査意見であります。

企業局では、令和６年11月に今後の事業計画等を見据えるとともに、料金改定等を踏まえた新たな投資・財政計画を反映させた沖縄県企業局中長期計画改訂版を策定しております。

中長期計画では、現状と課題を整理し、事業環境の変化に的確に対応すべく、基本理念の下、施策目標として引き続き安全で安心な水の供給、安定した水の供給、健全な経営の持続、県民に信頼され満足度の高い水道を掲げ、その実現に向けた施策、取組を進めることにしております。

老朽化施設の更新や耐震化、水道広域化の推進等に伴い資金需要の増加が見込まれる中、令和６年度決算においては、動力費の増等により、令和５年度に引き続き、給水原価が供給単価を上回ることになりました。

今後とも、中長期計画で掲げる施策目標の実現に向けて、県民福祉の増進のため、経営改善・合理化の取組をより一層徹底するとともに、常に経営状況等に関する幅広い情報について積極的な広報を行い、県民の理解を求めながら、安定給水の確保とさらなる経営基盤の強化に努めていただくよう要望しております。

個別に見ていきますと、まず、（１）の水道事業会計については、純損失が２億1000万円余りとなり、前年度の純利益７億3000万円余りに比較して９億5000万円余り減少しております。

これは、料金改定により給水収益が増加したものの、修繕費や動力費の増により営業費用が増となったことなどによるものであります。

令和６年度の給水原価は、修繕費や動力費の増加等により、前年度から10.15円上昇の115.68円となり、供給単価111.18円を4.50円上回っております。

給水原価が供給単価を上回るのは、３年連続となります。

水道事業では、近年の施設更新コストの大幅な増加や、電気料金の急激な上昇など事業環境の変化に伴い経営状況が悪化して内部留保資金が減少し、企業債償還金が確保できなくなる見込みであったことから、水道用水の安定供給を継続していくため、令和６年10月に約30年ぶりとなる水道料金改定を行ったところであります。

７ページを御覧ください。

今後の事業運営に当たっては、中長期計画に掲げる施策目標の達成に向けて、各種施策、取組を着実に推進し、経営の健全化、効率化を図っていただくよう要望しております。

次に、（２）の工業用水道事業会計については、純利益が3537万円余りとなり、前年度の純損失90万円余りに比較して3628万円余り増加しております。

これは、主に一般会計繰入金の増により営業外収益が増加したこと、災害復旧事業負担金の減に伴う営業費用の減少によるものであります。

令和６年度の給水原価は、負担金の減等により前年度から3.93円低下し50.57円となっておりますが、供給単価50.52円を0.05円上回っております。

給水原価が供給単価を上回るのは、３年連続となります。

また、施設利用率は61.30％で、施設規模に比較して需要が低迷しており、経営環境は依然として厳しい状況であります。

今後の事業運営に当たっては、水道用水供給事業と連動して経営の効率化に努めるとともに、工業用水道の既設管路沿線地域に立地する企業の需要開拓を推進し、経営の健全化を図っていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、８ページ以降に、令和６年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○仲村家治委員長　代表監査委員の説明は終わりました。

次に、土木建築部長から令和７年第５回議会認定第24号の決算について概要説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長　令和６年度沖縄県流域下水道事業会計の決算について、その概要を御説明いたします。

ただいま、表示同期しております沖縄県流域下水道事業会計決算書を御覧ください。

それでは、決算書の１ページを御覧ください。

決算報告書の（１）収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第１款流域下水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計118億332万6000円に対し、決算額は115億7374万7533円で、予算額に比べて２億2957万8467円の減収となっております。

その主な要因は、第１項の営業収益の決算額が予算額を4499万5064円、第２項の営業外収益の決算額が予算額を１億8512万7828円、それぞれ下回ったこと等によるものであります。

次に、支出の第１款流域下水道事業費用は、予算額合計121億9637万1000円に対して、決算額は113億

4093万1126円で、翌年度への繰越額が２億536万5600円、不用額が６億5007万4274円となっております。

不用額の主な理由は、第１項の営業費用における委託料の実績が見込みを下回ったこと等によるものであります。

２ページを御覧ください。

（２）資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第１款資本的収入は、予算額合計86億6900万5076円に対して、決算額は61億9027万2526円で、予算額に比べて24億7873万2550円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第２項の国庫補助金が減少したこと等によるものであります。

次に、支出の第１款資本的支出は、予算額合計102億6299万1086円に対して、決算額は75億3410万3657円で、翌年度への繰越額が22億9068万9996円、不用額が４億3819万7433円となっております。

繰越しが生じた主な理由は、第１項の建設改良費において、工事実施に際し、計画変更の検討に不測の日数を要したことによるものであります。

また、不用額の主な理由は、第１項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

３ページを御覧ください。

損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明いたします。

１の営業収益50億4317万862円に対して、２の営業費用は106億987万904円で、55億6670万42円の営業損失が生じております。

４ページを御覧ください。

３の営業外収益59億1246万240円に対して、４の営業外費用は３億428万2283円で、56億817万7957円の営業外利益が生じており、経常利益は4147万7915円となっております。

５の特別利益を加味した当年度の純利益は4200万4849円となり、この当年度純利益が、当年度未処分利益剰余金となっております。

５ページを御覧ください。

剰余金計算書について、御説明いたします。

資本合計の前年度末残高202億2787万9766円に対し、当年度変動額が、4200万4849円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は、202億6988万4615円となっております。

６ページを御覧ください。

剰余金処分計算書について、御説明いたします。

未処分利益剰余金については、当年度末残高4200万4849円の全額を、今後の企業債償還に充てるため、沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例第４条第１号の規定に基づき、減債積立金に積み立てることにしております。

７ページを御覧ください。

貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部については、資産合計1447億7275万2242円となっております。

９ページを御覧ください。

負債の部については、負債合計1245億286万7627円となっております。

資本の部については、資本合計202億6988万4615円となっております。

負債資本合計については、1447億7275万2242円となっております。

なお、10ページ及び11ページは決算に関する注記、また13ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上で、認定第24号令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いします。

○仲村家治委員長　土木建築部長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

渡嘉敷道夫代表監査委員。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見書の１ページを御覧ください。

第１、審査の概要について御説明いたします。

まず１、審査の対象であります。

令和６年度の沖縄県流域下水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第２項の規定により、知事から、令和７年８月１日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び決算附属書類について、沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、９月８日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に２、審査の方法であります。

審査に当たっては、流域下水道事業が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合を行うなどの方法により実施しました。

２ページを御覧ください。

第２、審査の結果及び意見について御説明いたします。

まず１、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ、正確であり、令和６年度の経営成績及び令和７年３月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

流域下水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、土木建築部長から説明がありましたので、私からの説明は省略いたします。

４ページを御覧ください。

次に２、審査意見であります。

流域下水道事業は、令和２年３月に沖縄県流域下水道事業経営戦略を策定し、効率化・経営健全化の取組を進めております。

令和６年度は、純利益4200万円余りを計上しており、その主な要因は、発電事業者に対する消化ガス売却事業により、その他営業収益、生産物売却収益１億4000万円余りを得たことによるものであります。

しかしながら、動力費の増などにより、純利益は前年度と比較すると9728万円余り、69.8％減少しております。

汚水処理原価は、汚水処理費の伸び率が有収水量の伸び率を上回ったため、前年度から1.07円上昇の51.83円となり、負担金単価50.00円を1.83円上回っております。

汚水処理原価が負担金単価を上回るのは、３年連続となります。

人口減少や節水機器の普及等により、有収水量の大幅な増加が見込めない中、今後、施設・設備の老朽化や腐食に伴う更新投資の負担は増大することが見込まれております。

このような厳しい経営環境下においても持続可能な下水道サービスを提供するため、経営戦略を踏まえ、費用の削減や施設・設備の計画的な更新等の具体的な取組を着実に推進し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、５ページ以降に、令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○仲村家治委員長　代表監査委員の説明は終わりました。

以上で、令和７年第５回議会乙第13号議案及び令和７年第５回議会認定第１号から同認定第24号までの決算の概要説明及び同審査意見の概要説明は終わりました。

砂川勇二土木建築部長、宮城力企業局長及び本竹秀光病院事業局長、御苦労さまでした。

休憩いたします。

どうぞ御退席ください。

（休憩中に、土木建築部長、企業局長及び病院事業局長退席）

○仲村家治委員長　再開いたします。

これより会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員会運営要領に従って行うことにいたします。

本日の委員会は、決算議案の概要及び決算審査意見書の概要を聴取し、大局的な観点から、決算の全体的な状況などについて審査することにしております。

決算議案に係る各部局ごとの詳細な審査については、本委員会の依頼により所管の常任委員会において調査することになっております。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡等について確認）

○仲村家治委員長　再開いたします。

新垣新委員から質疑を取り下げたいとの申出が、小渡良太郎委員から質疑時間の全てを新里匠委員に譲渡したいとの申出が、島尻忠明委員から質疑時間

の５分を下地康教委員に譲渡したいとの申出がありましたので、報告いたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

新垣善之委員。

○新垣善之委員　おはようございます。

それでは質問にまいります。

資料の令和６年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書の中の３ページ、（２）収入未済額の縮減について御質問いたします。

収入未済額は、一般会計と特別会計を合わせて約63億6000万円と、前年より増加しています。

特に、農業改良資金特別会計などで増加が見られますが、その要因をどう分析し、今後どのような対策が必要と考えますか、お伺いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　お答えいたします。

まず、令和６年度の一般会計の収入未済額について申し上げます。

収入未済額は約31億9300万円で、前年度に比べ約700万円増加をしております。

次に、特別会計の収入未済額は、約31億7300万円で、前年度に比べ約４億3800万円増加をしております。

このような特別会計のほうで、収入未済額の増加が多いのですが、先ほど委員からもございましたように、特別会計の農業改良資金特別会計のほうで、違約金の関係で約４億8800万円の増となっております。

この農業改良資金特別会計について大幅に増えた理由ですけれども、農業改良資金の債権管理についてはこれまで、元金の収入未済があったんですけれども、その元金のほうの返済を優先をさせていたということでございます。

それについては違約金が伴うんですけれども、違約金については、元金を完済してもらった後に、個別に返済相談を行いながら、納付の都度調定を行ってくる取扱いをしていたとのことであります。

しかしながら原則として、延滞金、遅延損害金の調定時期は原則、元本が完結となった場合に速やかに調定することとなっております。

そのためこの原則を改めて総務部のほうから通知をいたしまして、元金完済後に未調定になっている部分については、一括して調定をするようにということでの通知をいたしまして、その通知に基づいてですね、一括調定をしたために過去の違約金分が積み上がったと。

そのため未収金が大幅に増加することとなったと伺っております。

○新垣善之委員　続きまして同ページの（２）番、不納欠損額の処理について。

この欠損額は約１億6000万円で、前年度より大幅に減少しました。

減少の要因をどう評価し、また今後も安定して縮減できると見ているか、お願いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　不納欠損につきましては、既に調定された歳入が徴収することができなくなったことを表示する、決算上の取扱いであります。

財務規則第52条の規定によりまして、消滅時効の完成や、法令に基づき納入義務者の債権を放棄した場合などが、不納欠損金として整理するものとされております。

令和６年度の不納欠損額は約１億6600万円で、前年度より、約１億6900万円、50.4％減少をしております。

不納欠損につきましては、個々の債権ごとに、事情が異なるため、年度ごとに増減がございます。

そのため一概に評価することは難しいと考えております。

いずれにしましても、新たな収入未済の発生防止、それから、収入未済が発生した場合には効率的で実効性のある徴収を図ることが重要であると考えております。

以上です。

○新垣善之委員　これも同ページの（３）事業執行、繰越額、不用額についてお願いします。

翌年度への繰越額は約807億円、不用額は約293億円と、いずれも多額であります。

特に土木費、教育費での繰越が大きい状況についてどのように改善していく必要があるか、よろしくお願いします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　委員御指摘のとおり、土木費、農林水産業費については毎年繰越額が多い状況になっております。

特に最近におきましては、部局のほうからお話を伺いますと、年度末に国の経済対策が行われたことによりまして、国の補正予算の編成に伴って、２月補正でもって県において予算に計上すると、そうするとその分が翌年度に繰り越されるということで、その繰越額が増加する要因の一つになっていると伺っております。

また繰越額、不用額の圧縮のための取組といたし

ましては、例年、繰越しの承認については２月議会で、以前行っていたんですけれども、それを11月や９月に行うことで、例えば工期が１年、必要なものについてもその時点で契約ができるというようなことで、議会に諮る時期を前倒しをして行うということを行っていると聞いております。

また、一括交付金のソフト交付金事業については、各部局においてそれぞれその執行額を確認の上、不用が出そうなものについては、予算補正減をして、他の事業に充てるというようなことを行っている。

土木建築部におきましては、用地取得業務ですとか、設計業務の一部を民間に委託するなどの取組を行っていると伺っております。

以上でございます。

○新垣善之委員　続いて４点目、４ページの（４）。

財務に関する事務についてですが、財務規則にそぐわない不適正な処理が全庁的に多く確認されたと御指摘されておりますが、具体的にはどのような事例があったのか、また、新財務会計システムの導入によってどのような改善を期待されているのかお願いします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　審査意見書におきましては、定期監査において確認をした状況といたしまして、基本的な部分での不適正な処理が、いろんなところで毎年繰り返されて多く確認されたということで申し上げたところでございます。

その内容としましては、収入につきましては、調定事務が適正でなかったものでありますとか、支出では給与等が過不足払いとなっていたもの、また契約につきましては予定価格調書が未作成であったことなど、また財政におきましては、備品が所在不明になっているものがあったというようなことがございました。

また新財務会計システムにつきましては今年度から稼働しているところでございますけれども、職員のヒューマンエラーを防止するために、その財務システムの中で例えば予算執行伺いを入力することになるわけですけれども、そういった中で、気をつけるべきことがポップアップされるというようなことで、デジタルの力を借りてヒューマンエラーを防止するということが行われているところであります。

これらが有効に機能することで適正な事務の執行に寄与するものと考えております。

以上です。

○新垣善之委員　これはちょっと聞き取りの中ではやってないんですけども、最後にですね、令和６年度沖縄県歳入歳出決算書の、これは国民健康保険事業の特別会計、354ページから記載されているんですけれども、その中で、財政安定化基金の残高が一定規模に達しているものの、依然として医療費の水準が高く、市町村によっては一般会計からの繰入れに頼る状況が続いています。

監査委員として県全体の国保財政の健全性を、どのように評価されているのかもし答えができるんであれば、また明日からも常任委員会ありますので、その中で私も保健医療介護が担当ですので、そこのほうで、また質疑をやっていきたいんですけれども、もし大きな枠の中でお答えができるのであればお願いします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　大変申し訳ございません。

国保について詳細な分析をしておりませんで、ちょっと今、お答えすることが難しいと思っております。

○新垣善之委員　また明日からの常任委員会で質疑させていただきます。

以上です。

○仲村家治委員長　次に、新里匠委員。

○新里匠委員　質問いたします。

一般・特別会計歳入歳出決算書の抜粋の６ページ、特別会計の一覧があるんですけれども、歳入のほうですね。

この特別会計の歳入の部分の財源というのは、どういったものがありますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　一般的には当該特別会計の事業に伴う収入と、また法令等に基づく一般会計からの繰入れ等になっていると考えております。

○新里匠委員　一般会計からの繰入れではない場合でも、会計課を通って特別会計にお金が入るんですか。

○友利公子会計管理者　すいません、細かい手続をちょっと今言えないんですけれども、会計課のシステムを通りながら、特別会計の場合でもやっているというのは間違いないです。

○新里匠委員　聞き取りの中では、会計課は関与してないみたいな話があったんで聞いてるんですけども、まあいいです。

その中でですね不用額が、今いろいろ各19の特別会計出てるんですけれども、この不用額というのは、どこに行くんですか。

○友利公子会計管理者　不用額についてはその特別会計の中で、翌年度に使える財源として繰り越していくという形になります。

○新里匠委員　ということは、この繰越明許費のお金は、その特別会計の中の事業で使う予定があって繰越しをするけれども、不用額についてはその特別会計の何かしらの基金や何かに入っていくということですか。ちょっと教えてください。

○友利公子会計管理者　基金というよりは翌年度に使える予算としていきますので、繰越しをされるだけなんですけれども。

○新里匠委員　繰越しされるけれども、繰越明許費とは別で、この不用額が翌年のこの当初予算額の中に入っていくってことですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　繰越明許費というのは当該年度の予算で事業を組んでいたけれども、年度をまたがって事業を行うような場合に、その当該年度予算を次年度使うという予定で議会の議決を経ると。

不用額は、それも剰余金になるわけですけれども、その分については繰越金として翌年度の歳入に入ってくるということになると思います。

○新里匠委員　要は、この事業に使うための繰越金は繰越明許費で上げて、この不用額については、イメージとしては別の財布というか置場に置いといて当初予算に使うというイメージですかっていうのは、先ほども聞いたんですけどそうですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　不用額につきましては決算のほうで確定しますので、その後に前年度剰余金として、例えば補正予算などで繰越金として歳入に編入されるというのが一般的だと考えておりますか。

○新里匠委員　では各特別会計の当初予算額が、その特別会計の中にある全てのお金っていうことでいいですか。

僕が聞きたいのは、各特別会計に幾らあるのかというのが見えないわけです。なので、当初予算額が特別会計の中にある使えるお金なんですかと聞いています。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　予算につきましては歳入につきましても見込みとそれから事業執行の予定になりますので、それが持っている現金を表しているというのとは別だと考えております。

○新里匠委員　これは使えるこの特別会計の中の全てのものではないっていうイメージですよね。

この予算から繰越明許費も出ます、不用額も出ます。その翌年度の当初予算額までの間の流れが知りたいわけですよ。不用になったものは――例えば一般財源からの繰入れもあるわけですよね、毎年。そこに戻しているのか、戻さないで特別会計にあるままなのかというのを知りたいわけです。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　特別会計において剰余が出た場合には、一般的にはその特別会計の中にあるということでございます。

○新里匠委員　改めて聞きますけれども、この各特別会計の残っているお金というのはどこで見ることができるんですか。

全部ではないと言いましたよね、当初予算額が。どこかにあるんですよね。

○仲村家治委員長　休憩いたします。

（休憩中に、新里委員から質問趣旨について説明があった。）

○仲村家治委員長　再開いたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　４月から始まる当初予算については、その手前で編成していくんですけれど、次年度の１年間の見込みでもって編成をすると。

決算については、出納整理期間も済んで、次年度の４月、５月の出納を締めた後に確定するということですので、それが当初予算にリンクするかというと必ずしもそうではないと。

○仲宗根園子出納事務局参事　不用額につきましては、令和６年度の予算額で決められた金額から支出済額と繰越明許費とを引いた後に不用額として、予算に対しての不用額として発生いたします。

決算としましては、収入済額から支出済額を差引きで、その繰越財源に充てる金額を除いた額が、実質の金額として残りますので、それをその特別会計の繰越金として、翌年度、今で言いますと令和６年度分の実額ですね、収入済額から支出済額を引いた残りについては、令和７年度の繰越金として調定されていく形という形になりまして、それぞれの特別会計の中に入っていくことになります。

○新里匠委員　それは分かるんです。

ただそれがどうやったら見られるんですかって聞いています。どこにあるかと。

要は、この19の特別会計の残っているお金が分からないから、幾らぐらい特別会計にあるんですかと。それに資金がある場合は、一般会計からの繰入れもする必要もないじゃないですか。それに充てられた予算であれば、もちろん繰入れしますけれども。ただそこに金が積まれていれば、その範囲内で

できるんじゃないかって思ってるわけです。

要は、一般会計から特別会計に繰入れをすると、これをやっていたら特別会計の意味がないんじゃないかと思ってるわけですよ。

○仲宗根園子出納事務局参事　委員がおっしゃっている、例えばなのですが、令和６年度に特別会計で、剰余金として繰り越される金額につきましては歳入から歳出引いて、その歳出から繰越し……。御存じですよね、そうなんですけれど、その金額が決算書としては、令和７年度の数字としてしか入ってこないので、今、何を見たら分かるというのがちょっと。今年度の令和６年度の決算書に入っている歳入の繰越金は、令和５年度の歳入から歳出引いて、財源として除いたものの、繰越金の調定がされてることなんですね。なのでその次の年度に行くんですけれど、一般会計からの繰入金につきましては特別会計ごとに多分いろいろな事情があって、入れないといけないとかいろいろ決まりがあると思いますので、そちらについてのちょっと説明は私どもは難しいところではございます。

○新里匠委員　僕が一般会計からの繰入れをしなくてもいいのではないかって言ったのは、不用額が特別会計の枠を超えないでそこにあるというから、それが、積み増しをされているんだったらその範囲内でできることもありますよねっていうことを、ただ言っているだけです。

なので、この不用額がどうやって特別会計の中で管理されているかっていうのを確認したいだけなんですけれども、これがイメージとして、言葉として言えないんだったら、もうそれはそれでいいかなと思いますけれど。

ただ見えないお金があるわけですよね。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　不用額という表示ですけれども、これは予算現額、予算に上げた数字と実際に使った額との差ですので、それは実額ではない。その分のお金があるということとイコールではないということでございます。

○新里匠委員　分かりました。

監査委員に聞きますけれども、この特別会計というのは、やはり特定の目的に対して、特定の財源とか、それを使って、要は一般会計と一緒にしないことで、透明性とかを担保しながらやっていくことだとは思っているんですけれども、ただ、この19の特別会計の中で、なかなか数字が少ないところもあるし、例えば、７の沿岸漁業改善資金特別会計などはですね、当初予算額が2746万5000円に対して、補正予算額マイナス2600万というのがある。２番の小規模企業者等設備導入資金特別会計の部分もそうでありますし、９番の林業・木材産業改善資金特別会計なんかもそうだと思うんですけれども。

これ特別会計をですね、これ必ずこの19を残していかないといけないのでしょうか。

それを要らないというような提言とかないんですかね。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　それぞれの特別会計は条例に基づいて設置をされておりまして、その中で、各特別会計ごとに、どういうものを歳入とするかということが定められていると思います。

その中、先ほど申したその事業から得られる収入ですとか、繰入金ということが恐らく記載されていたと思います。ですので、繰入れにするか否かについては各所管の部局において、先ほど委員がおっしゃったような、この特別会計の中の状況とかも踏まえながら、適切に、繰入れすべきか、その額をどうするかというのを判断されるというふうに思います。

この特別会計の存在自体がどうなのかというのは各部局において判断すべきものだと思います。

○新里匠委員　その特別会計の必要性もやはり監査をしているわけですから、これ必要か必要じゃないかっていうことの提言も含めてですね、しっかりやるべきじゃないかなと思っています。

これ特別会計だけでもなくてですね、一般会計の監査もそうであるんですけれども、この監査をしました。その意見をつけました。

この意見書の中でありますけれども、この３ページの（３）の下、先ほど新垣善之委員からもありましたけれども、例えばですね、下から２段目、一般会計で土木費が405億、農林水産業費が170億、特別会計で駐車場事業が１億余りというような中で、この土木費、農林水産業費というのは、もう何年も前からこの繰越しがあるわけですよ。

それで、先ほど代表監査委員は年度末に補正があって、それが繰越しになっていく要因と言っていたんですけれども。

これはそれで間違いないですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　先ほど申し上げた国の経済対策による年度末の補正予算による影響もあるということで、その一部であるということで申し上げました。

○新里匠委員　それもあるというようなことはですね、やはり答弁を曖昧にすると私は思っています

よ。

言いたいのは、この監査で、毎年このような事業執行については、同じようなことが書かれていると思うんですよ。

令和２年の、たまたまこの決算委員会の勉強のために見たんですけれども、呉屋宏議員もその年にもこれを言っているんですよ。

これ、どうやったらこれが解消されていくのかと、その原因は何かということを、やはりちゃんとやるように監査委員としても、この意見書の中にもしっかりとつけていく必要があると思うんですけれども。

そういう意見をする権限は、監査委員にはありますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　沖縄県監査委員監査基準の中では監査において、是正を要する事項等があった場合には、意見を付すことができるというふうになっておりますので、意見としても述べるということは可能でございます。

ただ、個々具体の繰越しの要因というのはいろいろな要因、理由がございますので、それ全て監査委員のほうで言うことは、まず難しいと考えておりますが、事業効果を早期に発現して県民に還元していくということが大事でありますので、そういったことで、各部局においていろいろ工夫していただきたいと考えております。

○新里匠委員　決算というのは、やはり適切にこの予算が使われたかというようなことにおいて、大変重要なものだと思っております。

各部局がですね、その予算に基づいて事業執行して、それが正しいかどうかということを担保するためには、やはりこの監査における意見もしっかりと聞くような体制が求められるべきだと思うんですね。

例えば、今年こういう意見を出しました。来年について、来年同じことがあれば、監査委員の中でそういうときの対応ってありますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　執行率についてはその監査の結果も踏まえまして、今委員から御指摘いただいたこの意見のところで、毎回、申し上げているところであります。

また各部局の監査におきましても、各部局長に対しまして監査委員自ら、決算の状況も踏まえながら、ここで指摘しているような内容についても、執行状況を確認しながら、今後引き続き適正にやっていただきたいということも毎回要望しているところでございます。

○新里匠委員　ぜひですね、要望もちょっと強めにやってですね、実効性を持たせるような監査の在り方、そして意見というものを反映できるように是非ともやっていただきたいと思います。

以上です。

○仲村家治委員長　休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時20分再開

○仲村家治委員長　再開いたします。

先ほど、新里匠委員の質疑に対する答弁で仲宗根出納事務局参事から答弁を訂正したいとの申出がありますので発言を許します。

仲宗根園子出納事務局参事。

○仲宗根園子出納事務局参事　午前中に新里匠委員の御質問に対してお答えした中で、繰越金の説明について訂正させていただきたいと思います。

繰越金は、収入済額から支出済額を差し引いてその繰越財源に充てる金額を除いた額が繰越金として御説明したんですけれども、正しくは令和６年度でしたら令和６年度の収入済額から、支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額が、翌年度の繰越金として、調定額及び収入済額として、入ってくることとなります。これらの記載につきましては、令和６年度沖縄県歳入歳出決算書の、365ページ以降で今、タブレットのほうに表示させていただいておりますけれども、それぞれ一般会計、特別会計の実質収支に関する調書を掲載しておりまして、そのうちの３の欄、歳入歳出差引額、こちらのほうが翌年度の繰越金となりますので、よろしくお願いいたします。

おわびして訂正させていただきます。

以上です。

○仲村家治委員長　それでは午前に引き続き質疑を行います。

大屋政善委員。

○大屋政善委員　こんにちは。

お昼の後で眠たいかと思いますが、しばらくのお付き合いをお願いします。

沖縄県歳入歳出決算審査意見書の中から何点か質疑をさせていただきます。

先ほど、新垣善之委員の質疑の中でもありましたが、せっかく出してありますので聞きます。

まず財務規則等に定められた手続によらない、不適切なものが全庁的に多く確認されたとの指摘があるが、具体的にはどのようなものがあるか。

お伺いします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　今回審査意見書の中で述べさせていただいたものですけれども、昨年度４人の監査委員が８月に変わりまして、初めて定期監査を１回目、各出先機関も含めて回ったところの所見として書いてあるところでございます。

各部署において共通して基礎的なものが、同じようなものが見られるということで、全庁的に多く確認されたというその各委員の所見でございました。それでこのように記載をしたところであります。

その具体的な内容としましては、収入については調定事務が適正でなかったもの、また支出では、給与等が過不足払いとなっていたもの、また契約におきましては予定価格調書の未作成など、また財産の管理の関係では、備品管理が適正でなく、所在不明なもの、また、台帳への登録が行われていなかったなどの事例が見られたところでございます。

以上です。

○大屋政善委員　ありがとうございます。

内部統制の有効活用について具体的にどのような取組があるのかお伺いをします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　現在知事部局におきましては内部統制の制度に基づいた運用を行っているところでございますが、５年間既に実施をされております。

その中でこれまでの状況を見ながら、内部統制評価報告書に係る審査意見書の中で、監査委員の意見として記載させていただきましたが、内部統制制度を有効活用し財務事務の適正な執行を図るためには、共通業務所管課等は、会計課ですとか財政課、人事課、管財課などですけれども、それらにおいて、全庁的に共通する事務についてのマニュアルをつくることや、チェックリストをつくる、あるいは契約書についても共通する事項が多く指摘されておりますので、その正しいひな形というのをつくって全庁で共有するということが必要じゃないかということを述べたところでございます。

また、さらにヒューマンエラーを防止するための、会計システムなどのデジタル技術の活用を推進することなどが考えられます。

また各部局主管課には内部統制専任職員が配置されておりますけれども、この職員をしっかり有効に活用することが必要ではないかということも述べたところでございます。

以上です。

○大屋政善委員　職員が財務規則や事務決裁規程を遵守しているかどうかや確認、そして職員に対する指導といったものは、どの部署がどのような形で行っているかお伺いをします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　日常の業務については、当然、各所管課においてそれぞれの担当また上司がチェックすべきものと考えております。

そのためには内部統制制度の中で、リスクを想定してそれに対する対応というのをそれぞれ作成しておりますのでそれにのっとって適正に運用されていくことが大事だと思っております。

○大屋政善委員　所管課の上司で確認を取っているということで理解してよろしいですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　基本的にはそうなります。

○大屋政善委員　分かりました。

次に、７ページのですね、事故繰越。

事故繰越が倍増していますよね。その理由、その内容についてお伺いします。

○友利公子会計管理者　すみません、今、大屋委員が７ページとおっしゃったんですけれども、７ページが翌年度へ繰り越すべき財源として事故繰越額が載っている表になってますので、会計課では10ページのほうに事故繰越の数字がありまして、先ほどの決算の説明のときにもこの数字を使って説明しておりますので、これを活用しながら理由等も説明をしていきたいと思います。

では、10ページの令和６年度の一般会計における事故繰越額は33億6998万4623円となっており、前年度と比較して12億4835万8050円の増となっております。

事故繰越額増の主なものは、災害復旧費の10億8673万1900円で、前年度と比較して10億298万5900円の増となっております。

その主な要因は、河川等災害復旧事業費において、護岸の復旧に当たり活用する既存ブロックの回収や、回収したブロックの流用可否の判断に、時間を要したこと等となっております。

次に令和６年度の特別会計における事故繰越額は2772万円となっており、前年度から皆増となっております。

その主な要因は、下地島空港管理運営費において、保守点検により異常が確認された部品の納品について、製造に２か月程度要することが見込まれ、令和６年度内の業務完了が困難となったこととなっております。

以上です。

○大屋政善委員　ありがとうございます。

次に29ページの土地改良費が18億円減少した理由についてお伺いします。

○友利公子会計管理者　お答えします。

令和６年度の（項）農地費、（目）土地改良費について、決算額は199億1594万4168円となっており、前年度と比較しますと、18億2725万4248円の減となっております。

減額となった主な事業は、水利施設整備事業補助金事業（繰越）が11億6539万4148円の減、農地整備事業が４億1770万3000円の減、農業基盤整備促進事業（交付金事業）こちらも繰越しですが、これが２億2722万1871円の減等となっており、減少した理由ですけれども、これは令和５年度からの繰越額が、令和４年度からの繰越額と比べ減となったことによるものと聞いております。

以上です。

○大屋政善委員　今後の見通しとして、この土地改良事業費は増える様子なのか、また、減少傾向にあるのか、お伺いしたいんですが。

○友利公子会計管理者　すみません、ちょっとそういう細かい内容になると、会計課のほうでは把握できておりませんので担当課でお願いしたいと思います。

○大屋政善委員　次に34ページお願いします。

34ページの不納欠損が出ている各特別会計の事業内容、そして不納欠損にした理由についてお伺いします。

○友利公子会計管理者　お答えいたします。

令和６年度は、農業改良資金特別会計にて1091万2132円、母子父子寡婦福祉資金特別会計にて246万7021円、林業・木材産業改善資金特別会計にて150万円と、３つの特別会計において、計1487万9153円、不納欠損処理を行っており、いずれも貸付金に係る時効援用申立てに伴う不納欠損となっております。

各特別会計の事業内容ですが、農業改良資金特別会計は、農業改良資金及び就農支援資金の債権管理に関すること。

母子父子寡婦福祉資金特別会計は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子、父子家庭や寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するための事業開始資金や修学資金等の各種資金を無利子、または、低利子にて貸付けを行うものとなっています。

林業・木材産業改善資金特別会計は、林業・木材産業の経営の改善。林業労働災害の防止等のために必要な施設整備等に対する無利子の融資制度に関することとなっております。

以上です。

○大屋政善委員　ありがとうございます。

最後になりますが、63ページお願いします。

農業構造改革支援基金の内容についてお伺いします。

○友利公子会計管理者　お答えします。

沖縄県農業構造改革支援基金は、農用地の利用の効率化及び高度化並びに農業の生産性の向上を図るとともに、農業構造の改革を促進することを目的として、県が行う事業の費用並びに市町村及び知事が指定する農地中間管理機構が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、設置された基金であります。

令和６年度末の現在高は１億600万1185円となっております。

以上でございます。

○大屋政善委員　この基金のうちで目的を達成したものについては、その基金条例を廃止すべきと思うが、その見解をお伺いします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　基金の設置につきましては、地方自治法の規定によりまして、条例の定めるところにより、設けることができるとされているところでございます。

それを踏まえて基金条例の廃止につきましては、個々の基金についてその目的や現状などを踏まえて、各執行機関において適切に判断する必要があると考えております。

その判断の上、必要があれば条例を提案し、議会において審議し、判断されるべきものと認識をしております。

○大屋政善委員　今おっしゃるとおり、目的が達成された基金については廃止すべきと思っておりますので、それをぜひやってもらえばいいかと思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○仲村家治委員長　次に、下地康教委員。

○下地康教委員　お疲れさまです。

まず歳入歳出決算審査意見書の30ページ、土木費ですね。

土木費のほうで翌年度繰越額が405億円余り。それで、その主な繰越し内容として道路維持費が63億、土木総務費が52億余りありますけれども、道路維持費ですけれども、63億ってかなり大きな数字だ

というふうに思ってますけれども。

監査委員からするとその辺りの指摘といいますかその考え方といいますか――というのは、道路の維持管理費として非常に少ないとよく言われているんですね。

要するに道路の景観、雑草を伐採したりとかですね、そういった費用が足りないというような話をするんですけれども。

繰越額が63億円出ていますけれど、この辺りは、監査委員としてどういうふうに捉えていますか。

指摘は、こういうふうに指摘されていますけれども、その辺り、土木としてはどういうふうな答えがあったのかということですね。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　今委員から、御指摘ございましたけれども、道路維持費の中身についてちょっと詳細には見ていないんですけれども、恐らく今おっしゃった草刈とかの費用については、そこは恐らく繰越しにはなっていないのではないかと思います。

ハード関係についての、工事関係の経費に係るものではないかと推測しております。

以上でございます。

○下地康教委員　それと不用額が32億出てます。

それでその主なものとして空港建設費。

これはどんなものをどういうふうに聞いていますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　個別の詳細な内容については今ちょっと、情報を持っておりません。

○下地康教委員　確かに監査委員の皆さんがたは数字をチェックをして、ただ、その中でどういった手続がちゃんとされているのか、おおむねどういう事情でそういうものが発生してるのかというのは、それはちゃんと聴取はしないんでしょうか。

○友利公子会計管理者　土木費の不用額32億余りの件ですけれども、主な内容は（項）空港費の公共離島空港整備事業が５億9992万4010円で、その理由は、入札不調不落に伴う計画見直しや工法見直し等による執行残等、また、（項）都市計画費の首里城復興基金事業が２億3859万15円で、その理由は、国事業の進捗等に合わせて、令和７年度予算での対応に振り替えたことによる不用というふうに聞いております。

以上です。

○下地康教委員　次に29ページですね、農林水産事業関係ですけれども。

前年度に比べて70億余り減少してますけれども、農業総務費がその中でも43億円余り減少ということですね。

その内容はおおむねどういうふうな形で、聞いてますでしょうか。

○友利公子会計管理者　農業総務費の減についてお答えします。

こちらですが、県立農業大学校移転整備事業のほうで29億ほど減になっておりますが、理由としては、新農業大学校新築工事完了に伴う事業費の減となっております。

それからもう一つ、漁業調査船代船建造事業というのがございますが、こちらがマイナス15億円以上となっておりますけれども、この理由としては、令和５年度完成による事業費の皆減ということになっております。

以上です。

○下地康教委員　次に病院事業会計決算書の18ページですかね。改良工事の概況というのがあるんですけれども……。ちょっとこれ探しきれないので、次に行きます。

沖縄県水道事業会計の決算書です。

13ページの沖縄県の水道事業の報告書というのがあります。

（２）経営指標に関する事項というところですけれども、その２行目辺りに経営の収益性を示す料金回収率がですね、前年度比の0.8ポイント減の96.1％となっていて、給水に係る費用を料金収入で補うことができていない状況というふうに書かれていますけれども。

その辺りは監査委員としてはどういう、その聴取っていうんですかね、聞き取りをしているのかどうかですね内容をお聞かせください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　企業局におきましては、昨年10月に料金改定をしておりまして、その分については給水収益は増加したということでございます。

しかしながら費用のほうで、修繕費や電気料金などの動力費が増になったことによって差引きすると費用の方が多くなってきたということで決算上、２億円の純損失を計上したということで聞いております。

○下地康教委員　こういったものに関して、今後改善をしてくださいというような指示とかそういったものは、皆さん方のほうにあるんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　企業局のほうにも、監査の中で状況等をお伺いしております。

昨年度料金改定があったんですけれども、10月からなので、増収分は、値上げ後の半年分であったということでございます。

令和７年度についてはそれが１年分になりますので、令和５年度と６年度を比較すると約13億円収益増えておりますので、単純に言いますと、１年分ですと計算上はその倍の約25億円、そういうふうに、令和７年度は上がっていくということですので、料金改定は当然留保財源を確保するために、料金値上げをしておりますので、そういう形で収益が上がっていくというふうに伺っております。

ただ併せてですね、費用のほうについても縮減をしながら運営していくということで伺っております。

○下地康教委員　次に、歳入歳出決算書のですね、これタブレットの数字ですね、385。

実質収支に関する調書というところで、沖縄県の、下地島空港特別会計というのがありますけれども、これの中で、事故繰越というのが出てますね。

これが2700万円余り。

この内容は、どういったものでしょうか。

決算書の中では、ページ数は、368ページになっています。

○友利公子会計管理者　下地島空港管理運営費になるんですけれども、そちらが保守点検により異常が確認された部品の納品について、製造に２か月程度要することが見込まれ、令和６年度内の業務完了が困難となったということで、事故繰越になっております。

○下地康教委員　一般会計の事業だとですね、事故繰越の扱いってのは非常に厳しいんですよね。

要するに繰越しをして、さらに、また翌年度繰越し、２年連続繰越しという形になるんですけれども。

この事故繰越は、皆さんのほうではどういう、その意見というか、そういったものはあったんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　事故繰越というのも、予測できなかったような事態が起こったときに、繰り越すものだと思いますので、なかなか、対応というのは難しいと思います。

そもそもちょっとこの審査意見書の中では直接そこに触れてるところはございませんが、通常の工事監査の中とかでの意見としましては、その現場の状況というのを事前によく把握しておくということが大事ではないかということは述べたことがございます。

○下地康教委員　それと実質収支額ですね、これが329万1000円ありますけれども、これはどういう取扱いになるんですかね。

○友利公子会計管理者　先ほど少し参事のほうからも話はあったと思うんですけれども、歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額というのが、そのまま翌年度の会計に繰越金として調定されますので、その中に実質収支額というのも含まれているという形になります。

○下地康教委員　この実質収支額というのは、分かりやすく言えばどういう説明になりますかね。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　歳入から歳出を差し引いて、さらに翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものということになります。

○下地康教委員　足し算引き算するのは分かります。

これがどこに行っているのかという話ですよね。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　この決算の結果が出ないとその額は確定はしないんですけれども、会計によっては、当初予算において見込みとして計上するところ、あるいは確定した後に補正予算の中で計上するという取扱いになると思います。

○下地康教委員　基本的に、特別会計というのは一般会計からの繰入れが可能ですよね。それで一般会計から繰入れを大体やるんですけれども。

例えば当該年度において、その特別会計の赤字が少なくなったということは、決算において当初繰り入れる予定であった金額よりは少なくすることによって、特別会計をプラスマイナスゼロというふうに普通考えると思うんですが、これどうですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　いろいろな特別会計がありますので、一概には言いにくいと思いますけれども、基本的には必要な最小限度額というのが繰入れ。法定上出すもの以外についてはですね。その特別会計の状況を見ながら、一般会計においては、繰り出すものと考えております。

そのため会計によっては、繰り入れる予定だったものを補正で減額するとかっていうのがあると記憶しております。

○下地康教委員　特別会計に関して２年前ぐらい問題がありました。

港湾においてですね、つまり一般会計で繰り入れるところを繰入れしなかったということで、最終的に特別会計が赤字というふうな結果が出て、これ議会でも問題になった場合があります。

つまり、基本的にはその特別会計の赤字を補填するために、繰り入れてくるわけですよね。

そういう考え方でよろしいですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　基本的には特別会計の中の収入でもって歳出に充てるというの基本だと思いますけれども、特別会計の性質によっては、一般会計からの繰入れを前提にしているというところもあると思います。

それぞれの会計によって、いろいろ違いがあると考えております。

特別会計は全てが赤字になって、それに対しては一般会計からの繰入れで賄うという姿が、全てということではないと考えております。

基本的にはその特別会計の中で完結するというのが基本で、その特別会計の事業の性格によって一般会計からの繰入れも行っているものと考えております。

○下地康教委員　特別会計にも赤字の会計とそうでない会計もあると思いますが、私が言っているのは赤字になった場合ということです。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　委員がおっしゃるように特別会計独自の歳入だけでは賄えない部分については、一般会計の繰入れを充てるということではそのとおりだと思います。

○下地康教委員　そこでですよ、繰越しとか事故繰越とか、そういったものが、結局、実質収支として、上がってくるわけですよね。

要するに使うべきお金だったんだけれども、これは翌年に繰り越すよ、事故繰越ですよという話ですから、そのお金というのは、結局一般会計に戻るという、概念というか考え方でよろしいんですかということ。

つまり、その分だけ特別会計には繰り入れてこないという考え方でいいんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　2700万円のお話ですね。

これについては、一旦特会に入ってきている財源で、これを令和７年度に送りますので、それは特会にあるまま、特会の財源として送るということになります。一般会計に返すということではないということでございます。

○下地康教委員　要するに繰越しという話をしているんだけれども、実際使われていない、つまり、一般会計からのもし繰入れが、お金があるとした場合ですよ。事故繰越の分だけ一般会計から、その分だけ差し引いた分だけしか入らないと、決算でですよ。そういう話ではないんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　事故繰越をするということは、現在その事業が継続をしていて完成をしていない。なので年度を越えて実施する必要があるということですので、この事業を行うための財源というのは必要で、それは特会で予算確保したままでないと、逆に言うと繰り越すことができないということになると思います。

○下地康教委員　ちょっとなかなか理解し難い部分もあるんですけれども、ただ私がちょっと確認したかったのは、この繰越しをその特会自体が準備、その会計で残しておくというか次年度に送るわけですよね。

だけど、例えば、繰越ししているにもかかわらず、毎年度、ある程度決まったお金がこの特会に入ってくると。次年度ですよ次年度。

なので結局この繰越した分だけが、特会に溜まっていくというようなケースがあるのかどうかですね、これまで。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　繰越しという言葉で、なかなかちょっと理解がしづらくて、お互い論点がかみ合ってないのかなと思うんですけれども、繰越金の中には、事業を年度またがって行うために、当該年度の予算をこの事業につけて繰り越すものと、それも差し引いた上で余った剰余金、これも翌年度繰越金と、この２つに分けて考える必要があるかと思うんですけれども、実質収支はいわゆる剰余金的なものということになると思います。

○下地康教委員　この特別会計において以前ちょっと聞いたことがあって、そういった繰越しで繰越金を積んでいるにもかかわらず、要するに例年どおりのお金が、特別会計の中に入っていくと。

そうすると結局は、その繰り越した分だけ、特別会計にお金が溜まっていくというようなケースがあるというのを聞いたことがあるので、そういったことはもう、皆さんのほうではチェックをしながら、やっていますよねという質問です。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　一般会計のほうでも特会の収支状況とかを見ながらその繰出しについては判断していると思いますので、実際のこの決算書を見ましても、特会のほうで繰入れとして、歳入予算では、当初予算で上げてるものを、補正で減をしているというものもありますので、そういったところで調整をしているというふうに考えております。

○下地康教委員　要するに繰越金があるわけですから極端に言えば繰越金分を差し引いて、ちゃんと来

年度の特会には、予算組みをするということを考えていただきたいということですね。

以上です。

○仲村家治委員長　次に、幸喜愛委員。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

お疲れさまでございます。

すみません。先輩方のように、この膨大な資料を読み込むことがちょっとなかなかできませんで、個別案件としての質問ではなく全体的なところからちょっと質問をさせてください。

あまり慣れていないので、監査がどのような手順でどのような人員で、どのようなスケジュール感で行われているのかというところを、少し教えていただけますでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　本日は決算審査という立場で出席をさせていただいております。

監査委員の職務、また監査委員事務局の仕事としましては決算審査もその一つですけれども、主に財務事務関係の監査を行う定期監査、また随時必要なものに対して多くの随時監査、それから行政事務に関して行う行政監査、また県が補助金や出資をしている団体について行う財政的援助団体等監査、それから毎月、出納事務局、企業局、病院事業局に対してその現金の出納を検査する現金出納検査、また内部統制に関する評価報告書審査というような形でたくさんの業務がございます。

定期監査につきましては、例年１月から始まりまして、秋頃まで、監査委員事務局18名の職員がおりますが、その職員でもってグループをつくって定期監査においては約350の機関について約８か月間の間で監査を行っております。

その間にこのような決算審査というようなものを並行して行っているところでございます。

概略は以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

資料を見ましても膨大な量で、また細かな提言などまた分析などもなさっているということで、大変な御苦労があるかなと思っております。

各部局への御指摘の中にもですね人為的なミスなどの御指摘もあったりとかして、それを発見するのにかなりの御苦労があるのではないかと思っております。

今後、監査を細かくしていく上においても、体制を強化していく必要があるのではないかなと思っているのですが、監査委員としての見解はどのようにお持ちになっていらっしゃるかをお聞かせください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　まず定期監査ですけれども、主な目的はミスを発見するというよりは、県の事務が適正に行われているということを保証するということを主目的にしております。

それで先ほど申した膨大な機関でございますので、監査資源、人員、時間も限られておりますので、どうしても抽出した監査にならざるを得ないところがあります。

ただその中でもですね、できるだけその県の事務が適正に行われるために細かなところのミスがないかということは、職員一生懸命取り組んでいるところでございます。

ですので、資質の向上というのは常に意識して図っていかないといけないと思っております。

今後も引き続き職員の研修ですとか、また、一番質を高めるためにはこの業務量がかなり増えてきておりますので、効率化も図りながら監査の力を高めていきたいというふうに思っております。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

各部局への提言も大事かと思いますが、監査委員事務局自身が、また深い監査が実施できるように改善をしていっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、よろしいでしょうか。

各部局において、不用額があるんですけれども、その不用額の中には経費節減等で不用額が出たところもあるかと思われます。

代表監査委員として、その点についてどのような評価をしているのかをお聞かせください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　不用額というのは先ほども申し上げましたとおり、現予算額に対して、支出をしたもの、そこから繰越しというものを引いた残りということで、この年度においては、もう充て先はない額というふうに認識されております。

それが発生する要因としては、まず予定していた事業が行われなかったような不用というのはこれはあってはいけないと思っております。

ただし10の予算を予定してきたけれども、節減によって８で済んだというようなものについては、そこは最少の経費で最大の効果が上げるようにするという原則にかなったことかなというふうに思っております。

そのような不用額については、まだやむを得ないと思うんですけれど、ただ限られた予算ですので、予算編成の際には、当該事業を行うために必要な額

というのを適正に見積もることも必要だなと思っております。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

もちろん経費節減ということに関して、職員の皆さんの御努力があったということは、高く評価するべきことかなと思っております。

また今、監査委員のほうからありましたように予算編成のときの体制というのを、見積りをどのように取っていくかというところも、今後の大きな課題になっていくかと思いますので、ぜひ、そういったところも皆さんの努力を重ねていただければと思います。

以上でございます。

○仲村家治委員長　次に、玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　質疑全部出ましたので、取り下げます。

○仲村家治委員長　次に、山内末子委員。

○山内末子委員　よろしくお願いいたします。

まず代表監査委員にお伺いをいたします。

先ほど病院事業局、それから企業局決算の御説明がございました。

それに対しましての意見書の中でですけれど、この赤字が前年度からずっと続いていることで意見書の中では、様々な要因があるということを指摘をしておりまして、改善に向けても多くの指摘をしております。

沖縄県のこの財政状況について、まず代表監査委員としてどのように受け止めているのかお聞かせください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　一般会計と公営企業会計で分けて申し上げたいと思います。

令和６年度の一般会計の特徴といたしましては、歳入におきましては、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の終了等により、国庫支出金が減少したことなどによりまして前年を下回っております。

また歳出におきましても、ＧｏＴｏおきなわキャンペーン事業の終了等により、商工費などが減少したことにより総額も減少をしております。

そういう中で、コロナ関連の経費等は減少しておりますが、子ども施策の強化や教員の働き方改革の推進、物価高騰対策支援などに取り組んでおり、その財源としてソフト交付金、ハード交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用するほか財政調整基金の取崩しなどにより、対応がなされたことが特徴であると考えております。

また財政運営につきましては、全国に比べまして、実質公債費比率が低く、県債残高も減少傾向にあるなど、堅実な財政運営が行われている状況にあると考えております。

一方で、財政力指数は九州平均を下回っていることや、県税の自主財源の割合が低いことなどから、引き続き産業振興による安定的な税源の涵養など、歳入確保に向けた不断の取組が必要であると考えており、その旨意見を述べたところでございます。

また、病院事業会計につきましても、コロナが明けて補助金等の減と、また費用のほうでも給与改定等により増加をしておりまして、約99億円の純損失となっているという状況であります。

また、水道事業会計につきましても、料金改定をしたものの修繕費、電気料金などの費用の増により約２億円の純損失を計上しているところでございます。

企業局におきましては、また令和７年度以降は料金改定による収入の増も見込まれておりますので、黒字化になるというふうに見込んでおりますが、引き続き適正に中長期計画に掲げる施策の取組を推進していただきたいと思っております。

また病院事業につきましても、大変厳しい経営環境にあると思いますけれども、その病院事業の計画で定めた施策を着実に推進していただきたいと考えております。

以上です。

○山内末子委員　もう日本全体でこのような財政状況が続いておりますし、特に病院事業局におきましては、今もう国立、公的な病院の赤字ということが相当大きな問題となっていると思います。

そのことを考えますと、先ほど要因であったり、いろいろなことを今考えていても、何か好転する状況がちょっと見当たらないんですよね。

そういった観点から、この後こういった見通しというか、沖縄県の見通しというのはどのように見ているのか、それに向けてどういうふうな取組を持っていったらいいのかっていう、これちょっと先のことではありますけれど、代表監査委員のお考えについてお聞かせください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　企業局におきましては料金改定という形で、費用の増に対して料金を上げることによって対応するという手だてが取られたところでありますけれども、病院につきましては診療報酬ということで、病院側で決められるものではないという部分があるかと思っております。

今、委員がおっしゃったように公立病院の赤字病

院の割合が80％ぐらいになっているということでありますので、病院事業局の委員監査でもお聞きしたところでありますけれども、病院事業局においても、現在の電気料、原材料費、材料費の高騰や職員費の増嵩というような現在の経営環境をですね、全国的な組織を通じて訴えて、その辺りの政策的な手当というのを求めているというふうに聞いております。

○山内末子委員　次に内部統制評価報告書のこの意見書からお伺いをいたします。

こちらに内部統制の５年間の現状が出ておりますけれど、今年度は昨年よりはちょっといい状況にはなっていると思いますけれど、５年間の中で、まだまだ細かいミスも含めてですね、よくない状況があって、改善策について事細かに出ております。

そういった意味で本当にここは、とてもしっかりとした対策が必要なのかなというふうに思いますけれど、先ほど大屋委員のほうに答弁がありましたチェックリストの徹底であったり、デジタル化の推進であったりということがありましたけど、改めてこの内部統制をしっかりと全庁的にやっていくための施策について、監査の指摘を改めてお伺いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　知事部局におけます内部統制制度も５年間適用されてきております。

体制の強化のために予算経理班を各部主管課に設置するですとか、あるいは同じく主管課に内部統制専任職員というのを配置して、体制が強化されているところであります。

今回の内部統制評価報告書に係る審査意見書の中では、そういう人的な体制が整えられておりますので、その方たちを、しっかりと効果的に活用するということが必要ではないかということを申し上げております。

それと、基礎的な事務について不適切な事務が、多数確認されたということも述べておりましたけれども、その共通する部分っていうのはどこかでその対策、共通ひな形をつくるとか、共通マニュアルをつくるということをどこかがやってくれればそれを各課に広げることで多くの小さなミスが防げるのではないかという観点から、共通業務所管課というところでまとめてですね、そういったことができないかということも、提言をしたところでございます。

以上です。

○山内末子委員　その内部統制が実施されて５年前ぐらいはコロナ禍の中で、本当に一人一人の職員の業務量が過多になったり、それと、もういろいろなところに応援に行ったりとかっていう、すごい厳しい職務体系だったのかなと思っております。その中で、やはり一人一人の職員の資質が、業務過多によって低減してる中で、そういったリスクが発生していく、発現率が高くなっているっていうふうに理解をしているんですけれど、そういうことを考えてみますと、やはり職員が一人一人、100％力を発揮できるためには、しっかりとした心身ともに職務に向かうようなことを考えますと、せんだってありましたＡＩの導入によって県庁の１か月に当たり、2213時間の業務短縮、それから予算にすると509万円の縮減があったと。

やはりＡＩの導入というのはとてもそういった意味では、リスクを低くしていくことにもなっていくと思いますけれど、こういったデジタル化の推進というのは、とても重要かなというふうに思います。

指摘の中にも書いてありますけど、ここの強化というところをもう少し強く求めていくというのは、考えていけないのか、その辺のところは強化の大きな原動力なのかなというふうに思いますけれど、それについての御意見をお聞かせください。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　先ほど申し上げた内部統制評価報告書に係る審査意見書の中で述べたデジタル技術というのは、細かな基礎的な財務事務のミスを防ぐためのものということで、意識にあるのは新会計システムの中で各職員の仕事をサポートするようなことを、どんどん取り入れていただきたいという趣旨で述べたものであります。

もちろん今山内委員がおっしゃったように、各職員の業務負担を軽減するための、ＡＩの活用というのはどんどん取り入れて、県の職員、大変忙しい状況にあると思いますので、そちらの負担軽減も大事であると考えております。

○山内末子委員　いろいろな方策を考えていかなければ、やはり多くの業務量を抱えていますので、とにかく職員一人一人が先ほども申し上げましたけれど、100％業務に充実できるような、そういう体制を取っていくために、いろいろ方策を考えていただきたいということです。

よろしくお願いいたします。

会計管理者に、あと１点だけお伺いをいたします。

もう、昨年度、令和５年度の一般会計決算認定が否決になったということがありました。

ワシントン事務所の件でもあったんですけれど。

まだ、それについては全容が解明されておりませんけれど、やはりその中で出てきたいろいろなミスであったりそういったことを踏まえてですね、否決をされたことによって、今年度はどのような形、スタンスで業務に携わっていたのか、その辺のことをお聞かせください。

○友利公子会計管理者　令和５年度の決算が不認定となったことにつきましては、その要因について、執行機関において、改善の取組がなされているものと認識しております。

出納事務局といたしましては、日々、地方自治法や財務規則にのっとりまして、支出に関する審査を行っているところであり、引き続き、適正な審査に努めてまいります。

今後とも、会計事務の適正な執行を確保するため、収支に関する内部牽制機能を発揮できるよう、より一層気を引き締め、緊張感を持って業務に取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○山内末子委員　とても大事なところだと思っておりますので、ぜひしっかりと取り組んでください。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○仲村家治委員長　次に、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　よろしくお願いいたします。

令和６年度の歳入歳出決算審査意見書のほうから、15ページ。

通告はしてないんですけども、歳入に対する所感をお伺いして通告の項目に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほど財政運営に対して厳しいお言葉があったんですけど、私はですね、大分よくなっていて、もう少しお褒めの言葉も入ってもいいのではないかなと思っています。その歳入について自主財源がかなりよくなっていると思いますけれども、自主財源の部分で地方税のほうも含めて、会計管理者、そして監査委員の所感をお伺いしてから入っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　自主財源の比率でいいますと全国と比べれば確かに低くはなっておりますが、委員御指摘のように、地方税については、どんどん収入は上がってきております。

各職員の徴収努力もありますし、また、県の経済も上向いているということだと思います。

しかしながら、全国よりもまだ依存財源のほうが高くなっておりますので、地方税の収入は、また引き続き確保できるように取り組んでいただきたいなと考えております。

以上です。

○友利公子会計管理者　歳入だけとしての感想になってはいないかもしれませんけれども、今回の決算を見ての感想というような形になるかもしれません。

令和６年度というのは、歳入面ではやはり、景気の動向が緩やかに回復してきて、この県税収入も令和５年度を上回る結果となっていると思っております。

歳出面では、新型コロナウイルス感染症等の影響から持ち直したということもあって、コロナ関連の経費は減少しておりますけれども、物価高騰の影響を受ける県民生活や経済活動への支援ですとか、子ども政策への強化などの取組もありまして、また高齢化というのもありますので社会保障関係費対応の増などで、収支不足が生じているようなこともあるとは思っております。

今後の財政状況については、この自主財源の割合は依然低い水準にあって、国の財政制度に大きく依存している状況に変わりはないということもありますので、今後のさらなる歳出増加の可能性を鑑みると、ちょっと厳しいものになるのかなということは、予想しているところでございます。

以上です。

○新垣光栄委員　私はもう少し褒めていただいてもいいのかなと思ったんですけども、自主財源の比率が40％を超えるということはもう、沖縄県のですね、３割自治って言われてたのに比べると大分よくなっているのではないかなと。

それも日々の業務に当たられている職員の取組に感謝をするような部分も入れてもいいのかなと。なぜかというと、この徴収率の部分、そして収入の未済額の減、不納欠損の減というふうに本当に職員の皆さんが頑張っていただいているのが目に見えます。

それで私たち中城村でも、やはり税の徴収率の件で市町村と連携して職員が併任する形で、市町村に入っていただいて、中城村の税収率が相当よくなったということは大変感謝しています。

その辺に対して、その税収の徴収率の伸びに関して、ちょっともう一度、通告してないんですけども、皆さんどういうふうに考えているか。

全国一じゃないですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　令和６年度の県税の収

入率は98.7％となっておりまして、前年度と同率となっております。

近年においては以前よりかなり伸びていて、99％前後で推移しているところでありまして、高い率を維持しているというふうに考えております。

県の所管部局におきましては、様々な徴収対策の強化の取組を行っていると聞いております。

コンビニ収納の実施ですとか、クレジット納付を行っていること、キャッシュレス決済を取り入れていること、あるいはコールセンターを設置していることなど、様々な取組で頑張っていただいていると思っております。

○新垣光栄委員　意見書の中に、そういうのもぜひ入れていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは通告のとおり質問をさせていただきます。

まず初めに２ページのほう、一番最後の行から、県有施設の老朽化及び防災・減災対策等の投資的経費の増加が見込まれるということで、その中で効率的な業務執行を努めることが大切だということに関して、県有施設及び社会資本のメンテナンスについて、どういうお考えがあるのかお聞きいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　県におきましては様々な公共施設等の老朽化が進んでおりまして、今後、それに対応する経費というのがかなり必要になるというふうに見込まれております。

そのため、沖縄県公共施設等総合管理計画というのを県のほうで策定しておりまして、いわゆる施設の寿命を延ばすような観点から、予防保全型の管理の方針を掲げて取り組んでいると聞いております。

そのような取組を行いながら、将来の負担に備えていただきたいというふうに考えております。

○新垣光栄委員　そういうこともあるんですけれど、何年かごとに大きな事業をやっているんですよ、橋梁なんかは10年ごとに何十億という予算を取りながらやっているんですけれども、そういったメンテナンス的な、毎年同じような費用をかけてメンテナンスをするという考え方も、この経費の削減をするのには必要ではないかなということを考えていまして、監査委員の目から、この周年ごと、大きな工事で修繕をするんじゃなくて、毎年同じような予算を確保しながらこの修繕費を抑えていくっていう考え方、監査の面からはないのかお聞きしたいと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　今委員がおっしゃったように、一遍に大量のいろいろな改修事業がまとめて行われるというようなことを避けるために平準化を図るということが必要だと思っております。

その際に先ほど申し上げたように寿命を延ばすような手当を日頃からやっていくということが大事なことだと考えております。

○新垣光栄委員　ですから、毎年修繕費を付けるというようなシステムを、ぜひ監査委員から提案できればなと思ってますんで、また研究をしていただきたいなと思いますんで、よろしくお願いします。

次に３ページになります。

執行業務の執行率についてですね、執行率はどのように今なっているでしょうか、お伺いいたします。

これは、主要な土木とか農林水産でいいですよ。

その辺が一番大きな執行率の部分だと思いますので。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　沖縄県歳入歳出決算審査意見書で言いますと、68、69ページに、一般会計の歳出決算額前年度比較表というのがございますけれども、その69ページのほうには、各款ごとですけども執行率が掲載されております。

沖縄県全体の一般会計の執行率は89.3％になっております。

その中で土木費は65.3％、農林水産業費は72.4％というふうになっております。

前年度も大体同じような数字になっております。

以上です。

○新垣光栄委員　そこで全体的にはいいんですけども土木とか農林水産の執行率が悪いということでハード交付金がですね、国から執行率が悪いということで減らされるっていうような傾向も見られるということですね。

執行率を上げるために北海道では、この雪が降る前の９月までに発注を終わらせるようにして、そうすると翌年度からすぐに工事が始められるという、そしてこの工事の平準化もできるという前倒し発注する仕組みを有効に活用しているのではないかと思います。

そこで沖縄県も、ゼロ国債をもっと活用して、発注を前倒しする仕組みがあると思うんですけれど、その辺をちょっと確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

そして監査委員の皆さんの考え方も、この前倒し発注という考え方、ゼロ国債を使った発注ということをちょっとお聞きしたいと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　予算編成の在り方にも関わることだとは思いますけれども、執行率の向上という手段の一つとして申し上げますと、土木建築部のほうに確認しましたところ、ゼロ県債務負担行為ということだと思いますが、それについては土木建築部のほうでも活用しているというふうに聞いております。

いわゆる、次年度の予算を前提に、前の年度において債務負担行為を設定をして、限度額を決めて当該年度は予算はゼロであるけれども契約をすることができる仕組みのことだと理解しておりますが、その仕組みを活用して、土木建築部のほうでも主に11月議会において、その設定をしているというふうに聞いております。早期発注のための有効な手段かと思っております。

○新垣光栄委員　次にこの決算終わって11月の議会で、しっかりゼロ国債、ゼロ県債を使って、発注することによって執行率もよくなるのではないかなと思っておりますので、そういった視点も持って、ちょっと監査していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に３番目、16ページになります。

災害の増加や激甚化で、国土強靱化の事業の推進に応じて、私は投資的経費は全国的には増加傾向にあると思います。

それが平成30年から防災・減災、国土強靱化のための３年緊急対策、そして令和２年度からの防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策等で、全国的には増えているんですよ。

しかし、この16ページの投資的経費、構成比で九州が20.6、全国平均が17.0ですね、沖縄県が令和６年度が14.4になっています。

構成比で見て、いろいろ一概に言えないとは思うんですけれども、その辺はどのように感じていますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　今委員がおっしゃったように全体を100とした場合の相対的な関係になりますので、この構成比だけを見て、ちょっと一概には言いづらいかと思います。

例えば沖縄県ですと、その他の経費のほうが全国よりも大きくなっているということも影響しているのかなと。補助費等が特に全国より大きくなってる部分がありますので、その辺の関係がありますので、ここでちょっと評価しづらいかなと思っております。

一方でですね、投資的経費の決算額自体の実額の推移を見ますと、令和４年度が約1172億円、令和５年度が約1199億円で約27億円増加、令和６年度が約1204億円で前年比約５億円増加となっておりまして、近年は増加傾向にあります。

以上です。

○新垣光栄委員　沖縄県も増加傾向にはあるんですけれども、全国的にはですね、やはり、私はこの比率的には幅が小さいのではないかなと思っておりますので、その辺の他県と比べての監査もぜひやっていただきたいなと思っております。

そして最後に、業務全体において効果的な業務執行に努めることとか、この中で懸念されることが書かれております。

そういった中で、一部の是正または改善を求めるようなことが書かれていて、不適切な事務処理があると書かれているんですけれども、そういった不適正な事務処理というのは、皆さんの指摘によってしっかり是正できているのか、お願いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　毎回基礎的なところで指摘事項が多いということは、ずっと述べているところであります。ということで、どこかで起こったことがまた違うところで起こるというようなことが繰り返されているというのが問題なのかなというふうに考えております。

全庁的に監査で監査委員で回ると分かるんですけれど、各出先機関などは、担当が１人だけいて後は上司がいるということで、そこで事務をずっと見てるものですから、なかなか周りが見えない。間違えた前のやり方をそのままなぞってしまうというようなことがあるということを感じているところです。

そのために、ぜひ全庁的に使えるようなマニュアルとかチェックリストというようなものを作ることで、繰り返し起こるというようなことが防げるんじゃないかというようなことでもって提言をさせていただいたところでございます。

○新垣光栄委員　最後になりますけれど、そういった不適切な事務作業が遡及して是正されるということをやらないといけないと思うんですけれども、それは、チェックされているのか、遡及して是正された場合はもうこれ是正が完了したと受け取っていいのか、その辺をお願いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　毎年約350の機関に対して、県監査を行っておりますけれども、その中の必須の項目として、前回指摘した事項というのは、その当該機関において、前回指摘したことについてどうなっていますかということは、必ずフォローす

るようにしております。

それで、今はその事務はどうなっているかということを確認しているんですけれども、大体において指摘したところについては改善をしているというのが多いというふうに感じております。

○新垣光栄委員　こういった遡及して是正されたものはもう完璧な状態になっているということで大丈夫ですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　日常の業務が毎日毎日いろいろな事務が行われますので、その辺は内部統制の仕組みの中で、日々チェックし続けていくということが大事だと思っております。

○新垣光栄委員　ありがとうございます。

○仲村家治委員長　次に、仲村未央委員。

○仲村未央委員　私のほうは企業会計のほうでお願いをしたいと思っています。

審査意見のほうからですね、病院のほうからお尋ねをいたします。

５ページから審査意見となってますけれども、特に令和６年度のその経営状況の深刻さ、端的に指摘が皆さんから評価が出ていて、純損失で99億と、未処理欠損金で125億。それから本来業務、医業損失174億ということで、前年度比21.1％増加っていうことなので、確かに極めて厳しいというような評価になると思うんですよね。

総務省のこのほどの発表でも、全国的にも公立病院は83％が赤字というようなことでしたが、この沖縄県立病院のこの赤字構造、赤字体質、今の令和６年度決算を踏まえて改めて、どれほどの深刻さ、経営の厳しさかということを先にお尋ねいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　ここ数年はコロナ禍におきまして、県立病院が患者さん受入れ病院としていつもと違うような特別な形になっていたと。さらに収入においては補助金等で賄われていたということで、ふだんと違う特殊な時期であったと思います。

そのコロナ禍が明けた後ではありますけれども、以前よりも患者さんが戻ってこないというような状況。その要因はいろいろと考えられるんですけれども、そこが今、なかなか患者さんの増となっていないというところが収入の面であります。

また一方で、費用につきましても給与ですとか、あるいは原材料費というのが増嵩しておりますが、そこは診療報酬にすぐに転嫁できるようなものではないというところが、構造的に厳しい状況かなと思っております。

ですので、全体的な国の施策ですとか診療報酬についても手当を求めつつ、病院自体にも取組を進めていただきたいというふうに思っております。

○仲村未央委員　代表監査の御指摘のところですけれど、構造的なところで６ページの医業収支のところで、特に職員給与費の割合、これが78％ということで全国平均が53.9％ということなので、かなり沖縄県立病院の職員給与費の割合というものの高さというのは、これ従来からそうなのか、特段令和６年度突き出してきたのか、この辺り推移や、離島増嵩費なども県立は抱えていると思いますので、そこら辺が構造的に恒常的にこうなのかっていうところも含めて、この辺り指摘の背景なりをお尋ねいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　意見書の中でそこまで記載はしておりませんけれども、実態としては沖縄県においては、県内の医療の中核を県立病院が担っているということで、北部、中部、南部それから八重山、宮古というところで一般医療も担っているということで、職員数も多くなっている、あるいは離島の診療所が多くなっているというようなことも原因にあるかと考えております。

○仲村未央委員　職員の確保で、６ページ（２）にあるんですけれども、指摘の中で医師、看護師の欠員。これによる診療科の休診、診療の制限、病棟の一部閉鎖というような状況確認されたようですけれども、これ実態どうですか。

数字など皆さんが把握しているその状況についてお尋ねいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　病院事業局に確認いたしましたところ、令和７年の６月１日時点では、医師の欠員により外来診療を休止している診療科は、北部病院の泌尿器科、中部病院及び八重山病院の眼科とのことです。

また、診療制限に関しましては、医師の不足により、紹介患者や救急患者等のみを対象とする診療制限を行っている診療科が、北部病院の脳神経外科、中部病院の泌尿器科と小児科、宮古病院の小児科とのことであります。

また、八重山病院においては、看護師の退職に伴う欠員等の要因によりまして、令和７年３月に一部の病棟を休床していると聞いております。

以上です。

○仲村未央委員　こういったところが恐らく医業収益にも、かなりその本業のところで非常に制約的な状況、赤字的な構造を生み出す状況に至っていると

ころで皆さん指摘が出されてると思うんですけれども。

医師、看護師の、あるいは職員全体でしょうけれどもその後にメンタルサポート、心身両面のケアなども指摘がありますけどね。病休者の数、あるいはその中での精神疾患の数などは把握されているんですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　病院事業局に確認しましたところ、令和６年度末時点の県立病院における精神疾患による病気休職者は28人であり、前年度と比較して５人増加していると聞いております。

○仲村未央委員　分かりました。

こういった人手不足、職員の退職、その上での病棟への影響等々ですね、そういったところが、非常にこの収益にも関わる重要な指摘かなというふうに受け止めております。

それから（３）のところですね、不適正な処理が確認されてるということですけれども、従来病院事業会計の特徴というか、厳しさもあってですね、複雑さとか、専門性とか、そういう意味で不適正な処理と指摘される件数が、他部局とも比較して多い傾向があるのが従来だと思っているんですけれど、令和６年度あるいはこの間の推移として、どれぐらいの件数が、皆さん不適正で指摘された件数になっていますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　令和６年度の状況につきましては現在まだ監査中でございますので、令和５年度で申し上げますと、病院事業局の指摘件数は14件で、県全体としては67件でございました。その割合としては、20.9％となっております。

以上です。

○仲村未央委員　分かりました。

やはりちょっと割合的にどうしても病院事業会計に不適正な処理の指摘が例年多いのかなというのは、非常にこれも危惧しておりますけれども。

あと下段のほうで、いろいろ総務事務センターをめぐって、昨年度ですかね、皆さんの監査意見の大きな指摘もありましたよね。

システムの導入に当たって、随契のまず、かなり、5000万を１億5000万ぐらいに大きく、費用を要したとか厳しい指摘があって、またシステムも発動しなくて、その給与の積算、計算、支払いに非常に重大な影響を与えるということがこの間続いていますよね。

これについては皆さんの指摘以来、改善があったのかですね。その後の経過も含めてお尋ねいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　今委員からございました、令和５年度を対象とした監査におきまして、病院総務事務システムの調達に当たり、検証を要するものとして指摘したところでございます。

これにつきまして検証の結果として、病院事業局からは、システム調達前の検討段階を含め、病院現場との意思疎通をより丁寧に行う必要があったと検証の結果の報告を受けております。

また病院事業局におきましては、具体的な取組としてシステムを追加改修するような場合には、現在は病院現場と意見交換を綿密に実施しているというふうに報告を受けております。

以上です。

○仲村未央委員　改善もなかなか至ってないような状況も聞こえますし、このほどの文教厚生委員会ですかね、委員会の中でも、もうそのシステムに一元化することについては断念したというような方針も、当局が示したようなんですよね。

そういう意味では、やはりここの皆さんの監査の指摘も含めて、なおも注視をしなければいけない状況が続いているのかなというふうに見ておりますので、それはひとつ、また監査の視点でね、なおも関わっていく必要があるのかなと思っていますが、これは、今回の指摘には含まれていないまだ皆さんそこら辺を把握をしてないわけですよね。

それとですね、この病院の会計に関しては内部統制を取り入れていないという、今病院としてはね、やってないっていう状況なんでしょうけれども。

先ほどの全般的な処理の不適正な部分の指摘が、例年多いというようなことも含めると、あるいは先ほどの人材の確保の点からも、現場との意思疎通、様々な点でこれ内部統制を取り入れるっていうことも、必要ではないのかなという感じも見えますけど、何か代表監査このことについては御意見ありますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　内部統制の制度については、地方自治法上は知事にその義務がありまして、地方公営企業の管理者については義務づけはないところであります。

しかしながら、その制度の趣旨を踏まえて自主的にそれらに取り組むということを妨げるものでありませんので、各機関の判断によって、その取組を行うということは、望ましいのではないかというふうに考えております。

ただいろいろな体制等も必要ですので、その辺も

勘案しながらですね各管理者で判断していくことかなと思っております。

○仲村未央委員　今度は企業会計、水道事業の会計のほうの監査意見についてお尋ねをいたしたいと思います。

水道事業・工業用水道事業のほうの６ページ、審査意見ですね。

ここも、皆さんの指摘も含めて非常に厳しいなと思っています。純利益が大きく減って、今回９億マイナスの129％マイナスということが出てるので、これはすごい、どういうことかなというのは非常に気になります。

それで指摘のところにあるように、給水原価が供給単価を上回っているっていうことが、単年度ではなくて３年連続ということになると、いよいよこれも赤字構造の体質に入ってるのかなというふうな危惧を持たざるを得ないんですけれども、そこ、いま一度監査の所見をお尋ねいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　将来にわたって県民に水道水を供給するというのは、とても大変重要なことだと思っております。

そのためには、目には見えないんですけれども、いろんな施設設備というのが関わっているということで、その見えないところで老朽化はどんどん進んでいるということですので、そこに対しては、早め早めに手当てをしていかなければいけないというところが一番大事かなと思っております。

そのためには水道事業会計におきましても、そのことを考えて水道料金の値上げを行ったと理解しております。

修繕費、物価高騰や電気料金などの費用も上がってきておりますので、それに対してそこを上回って留保財源をつくっていかなければならないというところですので、この料金改定の増収分と合わせて企業局自体も、いろいろ工夫をして中長期計画に係る施策取組を着実に推進をしていただきたいと思っております。そのことで将来の安定供給につなげていただきたいと思っております。

○仲村未央委員　そうですね、企業局についても、やはり県立病院と似たところの構造もあって、やはり離島各所の経営も負っているという部分もありますよね。

大幅な修繕っていうのはどの地域も他県もあるとは思うんですけれども、やはりそこも含めて増嵩分がそれぞれの小さな島嶼の部分、スケールが取れない部分というものの構造的な負担増というのは、いよいよ数字で見えてきたのかなという経営状況の悪化を感じざるを得ないというのが今回の指摘の中で、非常に重く受け止めております。

それから工業用水のところも、これもう従来から指摘があるんですけれども、やはりなおも供給のほうが単価が低いと、給水がなかなかいかないと、施設利用率61.3％にとどまっているというのが指摘ですけれども、これはそれでも増えてきてるんですか。利用率は上がってきてるのかな。ちょっと推移が分かれば。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　施設利用率で申しますと、令和４年度が59.67％、令和５年度が59.43％ですが、令和６年度が61.30％というふうに上がっております。

また契約する事業所については今現在６年度については、111の事業所で、前年度より１事業所増加しているということでございます。

○仲村未央委員　はい、分かりました。

ありがとうございます。

指摘を踏まえてですね、また事業執行の事業者の側に、企業側にまたいろいろ取組の促しをしていきたいなというふうに思っていますので、また引き続き御意見いただければと思います。ありがとうございました。

○仲村家治委員長　休憩いたします。

午後３時24分休憩

午後３時45分再開

○仲村家治委員長　再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員　審査意見書の３ページ。

まず収入未済額の縮減及び不納欠損処理について伺いたいと思います。

既に何名かの質疑で、答弁された部分はちょっとはしょりながら何点かお聞きしたいと思っております。

特に収入未済額の部分が、今回63億6500万余りということで、昨年の決算で令和５年度約59億2000万、昨年度は5.7％減少だったんですね。今回7.5％増加したということで、要因については、先ほど答弁もございました。特に特別会計のところの増減がね、激しくて、なかなか難しいなと思ってるんですけども。

意見書も前年と同様でありますけれども、特に債権の特性と債務者の実情に即した様々な取組を、一層効果的に進めていただきたいという意見が付され

ております。

この辺の、我々ちょっと議員の立場で、具体的にどういう取組をされているのかというのをちょっとお聞きしたいところです。

様々な取組をされていると思っておりますけれども、その中で、この縮減の難しさも含めて、その取組の状況と、その辺をちょっと説明いただけますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　県で定めております沖縄県における今後の債権管理に関する方針におきましては、滞納発生時の対応として、まず担保の徴収ですとか、あるいは公正証書の作成、保証金の徴収、財産調査への協力に関する同意書の徴収などが挙げられております。

以上です。

○糸数昌洋委員　あと特に特別会計の部分っていうのは、毎年変動あると思うんですけれども、この辺の未済額の縮減の部分での課題というか、ちょっとその辺が抽象的でありますけれども、ありましたらお願いします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　特別会計の事業というのはいろんな形態がありますので、なかなか一概に申し上げることは難しいんですけれども、先ほど委員おっしゃったように今回全体的に４億円以上上がった特殊要因として、農業改良資金特別会計の違約金があったということは申し上げたところでございます。

一方で、一般会計は微増というところだったんですけども、不納欠損の処理でありますとか、職員の徴収努力によって減った分もございます。

特別会計について総じて何か言えることは、難しいと考えております。

○糸数昌洋委員　収入未済額の縮減、そしてもう一つのこの不納欠損額の件なんですが、先ほども御答弁ありました前年度に比べて50.4％と、大幅に減少されてますね、昨年も決算では34.3％減少ということで、昨年度に引き続いて、債権管理に努められたという印象はあるんですけれども、ちょっと監査委員のほうから見て、昨年度と比べてですね、この債権管理の進捗の評価というものをお聞きしたいと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　収入未済については過去からの累積ですので、増減というのは意味があるかなと思うんですけども、不納欠損につきましては１件１件の債権というのが、いろんな事情によって異なりますので、時効の到来時期ですとか、１件の債権の額によっても増減いたしますので、なかなか増えた減ったは申し上げにくいんですけども、去年から減った理由としましては、令和５年度におきまして、談合違約金が残ってる部分があったんですけれども、その部分について土木建築部と教育庁におきまして、約7000万円余りの時効援用による不納欠損が生じたことが、令和５年度ありました。この分が減ったということでその減の要因にはなっております。

以上です。

○糸数昌洋委員　ありがとうございます。

これちょっと昨年の決算でですね、この不能欠損処理のところで、我が会派の高橋議員が、１つ指摘というか、議論させていただいたところでこれはちょっと執行部のほう、会計管理者のほうになるかもしれませんけれども、いわゆる県の債務の管理の部分で、多分過誤納金のお話があったと思います。

総務企画委員会でも少しやっているかと思うんですが、各課の債務の決算書での表記等含めた見える化が必要じゃないかという質疑をさせていただいたと思うんですが、その辺は、現在の見解というのはどうなっているんでしょうか。

○友利公子会計管理者　お答えします。

歳入に係る歳入歳出決算事項別明細書につきましては、地方自治法施行規則第16条の２により様式が定められており、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額を記載することになっております。

県の決算書においては、括弧書きで、歳入歳出決算事項別明細書においては、備考欄に収納済額のうちの過誤納金額を現在も表記をしております。

出納事務局では、過誤納収入金の払戻しや、過払い金等の戻入について、出納整理期間内に行うよう、例年、周知をしているところであります。

二重払いなど将来に返還すべき債務については、執行機関にて適正に金額等を把握し、対応しているものと考えております。

以上でございます。

○糸数昌洋委員　一応確認でございました。

あと事務執行についてなんですが、令和６年度予算の執行率89.3％ということで、前年同率ということになっておりますけれども、執行率というのが、監査のほうから見て適切な数字なのかどうか。また他県との比較も含めてですね、その見解を伺いたいと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　今、委員からございま

したとおり、令和６年度の一般会計の予算の執行率89.3%、これ前年度と同率になっております。

ただ、この執行率というのがいろいろな款を全てまとめたものでありますので、なかなか一概に言いづらいかなと思っております。土木や農林、教育とかも全て含めた執行率となっております。

その上で比較しますと、それとともに先ほども申し上げたとおり、国の経済対策などで、年度末に予算が措置されるというようなものも一部ありますので、そういった影響も受けるものと思っております。

ちなみに九州各県で見てみますと、平均で見ますと88.6%となっており、本県は0.7ポイント上回ってる状況であります。

いずれにしましても執行率の向上に努めていくことが重要と考えております。

○糸数昌洋委員　あと４ページの財務に関する事務について、幾人かの委員からもありました。

指摘では、定められた手続によらない不適切なものが見られたというところから、全庁的に多く確認されたというふうに今回は記載をされておりまして、特に一般質問でも我が会派からあったんですが、いわゆる備品の管理についての部分で、今年度から、令和７年度からにはなってしまいますけれども、備品の基準額が10万円以上に引き上げられたということがありました。

監査の視点から外れますけれども、まずその引き上げられた理由というものを教えていただけますか。

○友利公子会計管理者　備品の基準額の引上げ理由についてお答えいたします。

今回３万円以上から10万円以上に引き上げたんですけれども、まず１つ目の理由として、民間企業における物品の取扱いに関わることでございます。

法人税法上、建物等減価償却資産の取得に要した費用は、その使用可能な全期間に分割して必要経費とするが、10万円未満の減価償却資産は、この減価償却資産を事業の用に要した事業年度において、その取得金額に相当する金額を、一括して損金算入できることとされております。消耗品扱いされるということになっておりますので、そこに合わせたということ。

それからもう一つ、他県の備品基準額の取扱いとして、全国の状況ですが、備品区分基準額10万円以上というのが24件、５万円以上が15件、３万円以上は６件、２万円以上は２件となっておりまして、半数以上の県が10万円以上に設定していることなどを勘案しまして、備品基準額を引き上げたものでございます。

○糸数昌洋委員　亡失備品が大変に多いということが、一般質問等でも指摘されまして、過去５年間で9826点ということも答弁で明らかになっております。

そういう状況の中で、どのように今後ですね、この備品の管理体制、構築していくのかということについて最後お尋ねしたいと思います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　備品の管理につきましても、監査委員で行っております定期監査の際には、各機関において、これについても必ず必須の項目として、台帳の確認とそれから、全ての備品を確認することはできませんが、抽出をした上で、この備品がきちんとあるかどうかというようなことを確認をしているところであります。

備品につきましても現金と同様大切な財産ですので、各所属においては、適切に丁寧に、事務を執行するよう、監査でも述べているところでございます。

○糸数昌洋委員　終わります。

○仲村家治委員長　次に、西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　お願いします。

お疲れさまです。

最初に監査の意見書に基づいてお尋ねします。

令和６年度決算について、総括的な評価を代表監査委員に伺います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　令和６年度一般会計の決算は歳入歳出ともに、前年度を下回ったところでございます。

その要因としましては、歳入については訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金等の減により、国庫支出金が減少したことによるものであります。歳出につきましても同財源を活用したＧｏＴｏおきなわキャンペーン事業の終了等による影響が大きいと見ております。

そういう中で決算の特徴としては、その財源の中で様々な施策に取り組んだ年度であったというふうに考えております。

以上でございます。

○西銘純恵委員　一括交付金、ハード交付金とソフト交付金の予算額と決算額の推移を伺います。

○友利公子会計管理者　お答えします。

令和６年度における沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金について、県と市町村合わせま

した国費ベースでの予算額は、436億円で５年前の令和２年度予算額615億円と比較すると、179億円の減。そして年度内執行額は407億円で、令和２年度の年度内執行額517億円と比較すると、110億円の減と伺っております。

次にいわゆるハード交付金ですけれども、こちらも国費ベースで申し上げますと、予算額は令和６年度予算額は625億円で、令和２年度予算額707億円と比較すると、82億円の減。年度内の執行額は371億円で、令和２年度の年度内執行額502億円と比較すると、131億円の減と伺っております。

以上です。

○西銘純恵委員　結構な減額になっていますけど、県行財政への影響、そしてそれをどのように解決していくのか、戻していくのかというところは、代表監査委員に伺ってよろしいでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　予算の確保についてはちょっと監査のほうでは難しいところですけれども、委員監査の中で部局には、例えばハード交付金の減額による影響というのが、何かあるかというようなことは、確認したところでございます。

例えば農林水産部におきましてはハード交付金を活用した農業集落排水事業等を行っておりますが、その予算が減額すると、事業工期が長くなっているというような現状があるというようなことを聞いております。

そういったことも踏まえまして必要な所要額を、今後求めていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　各部局努力されてると思います。

３点目、前年度の指摘事項で改善をされた件で、改善された点を伺います。

そしてまだ不十分で、さらに改善を要するというようなことが、特徴的なことでお尋ねをします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　たくさんの機関でありますので、一口に改善されたということは少し難しいところがありますけれども、先ほどから申し上げてるとおり、基本的なところでのミスというのがやはり繰り返し行われているところがあるというところは見えているところであります。

ただあるところで指摘したものが、またほかのところで起こるということがありますけれども、先ほど申したとおり定期監査においては、当該指摘されたところにおいては次の監査では、これはどうなっていますかということは聞くようにしているというところで、指摘されたところについては、監査というのを意識しながら、ある程度抑制になってるのかなと思っております。

ただそれをきちんと全庁的に同じような受け止めをして改善していくという取組が必要ではないかと思っております。

以上です。

○西銘純恵委員　全庁的とおっしゃるのを、各部局に何らかの伝達するっていうんですか、そういう仕組みはありますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　現在の内部統制、定期監査というよりは、監査委員事務局とそれから総務部のほうでも常に連携を取っておりますので、定期監査の指摘事項というのを共有するとともに、内部統制のほうで、起こったリスクというものも監査のほうに連絡が来るようになっております。

そのようにお互いに情報共有しながらですね、監査で指摘されている事項については、各部に専任主幹がおりますので、その人達の集まりの中で共有をして、各部の各課に周知をするというような仕組みになっております。

そういった共通して起こるものについては各課のリスク評価シートに盛り込んでいくという取組がなされていると認識しております。

以上です。

○西銘純恵委員　基本的なミスというところはやっぱり職員の皆さんが働く環境が本当に健康に働けるっていう環境、体制、人的なものもあると思いますので、そこら辺も抜きにしては、ただの基本的ミスをなくしなさいという形にはなりませんので、そこも併せて、やはり職員の皆さんの健康状況の管理とかについても、意見を述べてほしいなと思います。

４点目、審査意見書の２ページ、行財政運営について。歳入において、県税がとても伸びていますよね。国庫支出金の減で、自主財源は増えてると言ってますが、評価を伺います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　相対的な比率になりますので国庫の額にも影響されるんですけれども、一番大事なのは自主財源の絶対額が伸びていくことが大事であろうと思っておりまして、その自主財源の中でも、大部分を占めている税収というのが増えることが一番大事というふうに考えております。

そういう意味では税収が増えてるということは非常に良いことだと評価をしております。

以上です。

○西銘純恵委員　歳出について、義務的経費における人件費の増加への評価ですね、今後の見通しをお尋ねします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　令和６年度の普通会計歳出決算における義務的経費の人件費の決算額は2146億3500万円で、前年度に比べて130億円余り増加をしております。

この増加した主な要因としましては、退職手当が55億7600万円増加したこと、また給与改定により基本給が約32億円、期末勤勉手当が約26億円余り増加したことなどによるものであります。

今後につきましてはどのような人員配置をするのかなどもございますので、それを監査のほうで少し申し上げることは難しいところです。

給与改定が実施されれば、その分は増加が予想されるところでございます。

○西銘純恵委員　本当に賃金を引き上げて手当を引き上げて、当たり前にまだ世界水準にも追いつかない日本の賃金体系がありますから、それは引き上げるという立場で頑張らないといけないと思うんですが、この人件費2100億余りっていうところは、働き方改革というのは、国が改革をしなさいと言って、賃上げも国のほうもやっていますよね。

地方交付税として増額分について、目に見える形でどれだけ入りましたっていうのはあるんですか。

交付税は増えてないんじゃないですか。どうですか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　まず監査委員のほうでその交付税の中までは詳細には承知しておりませんが、各年の職員給与費を算定するに当たってはその実態に合わせた形で、単価は決められているものと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　検証が必要じゃないかって思いますので本当は総務のほうでまたやってもらおうかなと思っています。

次ですね、４ページの不用額についてお尋ねします。

不用額が前年度比17％、60億円減少したのは私は、職員の皆さんの努力の結果だと思うんですけれども。

どのようにして改善をしたのか、その効果についても御意見を伺います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　不用額につきましてもいろいろな事業の積み上げですので、一概には申し上げることは難しいですけれども、各部局においては事業の早期執行に努めていることの成果もあると思います。

また予算編成の際に適正な額を予算措置するということも大事であると思っております。

そういったことの積み重ねもあるのかなと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　職員の様々な努力が生かされているだろうなとやはりお尋ねして感じました。

次、４ページの財務に関する事務について。

不適正な事務執行を改善するために、令和６年度に予算経理班を設置しているってありますが、その具体的な内容と効果について伺います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　予算経理班の設置前におきましては、各部局の事業につきましては当該課長で決裁するものについてはその課のみで決裁が行われていたところであります。

そういったものにつきまして、一定額以上のものについては、当該事業課だけじゃなくて、主管課に設置された予算経理班というのを通るようにしていて、そこでチェックが行われる仕組みになっております。

その予算経理班長の役割としては、それが法令等に適合しているかの確認や、部内全体予算の執行状況の把握や、所管課等に対して助言、支援をするというような役割がございますので、適正な事務執行に寄与しているとものと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　班をつくってプラスして見てもらうっていうことですからダブルチェック、そしてさらに力のあるって言うのかな、そういう方を配置してるだろうと。今、お話を聞いたらね。そしたら具体的に、やっぱり１年間で事務執行がね、改善をされたというような、何らかの話でもいいんですけれども、具体例がありましたらお願いします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　具体例まではちょっと申し上げられませんけれども、監査委員としましてもその機能というのがしっかり働いてるかというところは関心があるところですので、委員監査においても各部にその質問はしたところでございます。

ほとんどの部局では、具体例までは説明は受けておりませんが、効果的に役割を果たしているというふうに聞いております。

以上です。

○西銘純恵委員　今年度導入した新財務会計システム、デジタル技術の効果、今年度ですからまだ１年

経っていないんですけれども、その効果について伺います。

○友利公子会計管理者　令和７年度から稼働している新財務会計システムでは、予算執行に係る誤りを未然に防ぐための新たな機能が追加されております。

具体的には、予算執行伺いのシステム化、注意喚起を含めたガイド機能やスケジュール管理をするためのカレンダー機能を追加することにより、チェック体制の強化を図っております。

また電子決裁の導入により、決裁の進捗状況や調書の差戻し理由が所属内で共有されるようになったので、決裁遅延や書類不備の再発防止につながるものと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　電子決裁とは何だろうと思ったんですが、やっぱり見る目がその人数掛ける２の目で見られるということでは複数で見ているということになるんですか。

○友利公子会計管理者　見る人数は同じだとは思うんですけれども、ただ、差戻しということで会計課に届いたものに不備があって、差戻しをする場合がありますけれども、今まではもうやはり戻すと担当者しかその戻ってきた理由というか、自分がまた会計課に持っていけばいいので、あまり上の人はどうして戻されたかっていうのが分かっていなかったというのがあると思います。

そこが今回は電子決裁ということで、決裁をした人とか、所属の課内の決裁をした人とかに戻りますので、どういう理由で戻ってきたかっていうのが、上の方も把握できますから、同じようなミスが防げるというふうに考えております。

○西銘純恵委員　有効なシステムだと思っています。これから見守っていきたいと思います。

それで17ページの主要財政指標の状況について。

全体の評価を伺いたいんですけれど、財政力指数とかいろいろ、全国平均、九州平均との差があるんですけどね。比較があるんですが、いかがでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　本県は、実質公債費比率が低く、また県債残高も減少傾向にあるということで堅実な行財政運営が行われている状況にあると考えております。一方で財政力の強さを示す財政力指数は、九州平均や全国平均を下回っているところであります。

自主財源につきましても、県税は伸びてきてはおりますが、まだ依存財源の割合が多く、国の地方財政対策に大きく影響を受ける構造となっております。

そのため、引き続き自主財源である地方税を安定的に確保するために、税源の涵養とその歳入確保に向けた取組が引き続き必要だと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　18ページの一般会計歳入について、県税ですね、結構伸びてるなと思うんですが前年度と比べてどうなっていますか。

そして特に県税と言いますけれども、要因というのか、そこら辺特徴的なものがあればお尋ねします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　令和６年度の県税収入額は約1638億6900万円で、前年度に比べて108億900万円、7.1％増加をしております。

増加した主なものは、法人事業税が約54億5300万円、地方消費税が約49億2900万円増加したことなどによるものであります。

以上です。

○西銘純恵委員　地方消費税が増加したと言うんでしたら、私たち県民が払った消費税は年間どれだけなのかなと思うんですが、それは、調べていらっしゃいますか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　県民が支払った分というのはちょっと、監査のほうでは承知しておりません。

○西銘純恵委員　次、病院事業会計について、病院事業の決算についての総括的な評価を伺います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　令和６年度の病院事業会計決算は約99億円の純損失を計上しており、当年度未処理欠損金は約125億円となっております。

また本来業務に係る医業損失は約174億円で、前年度に比較して約30億円、21.1％増加するとともに、資本合計が41億7000万円余りのマイナスとなるなど、病院事業会計の経営は極めて厳しい状況にありますと、意見書で述べているところでございます。

○西銘純恵委員　沖縄県は、とりわけ県立病院が県民医療に果たしてきた歴史的な経緯があってね。本当に不採算医療や、離島医療、相当頑張っていて、コロナのときに、一番命を守る医療を発揮したところが県立病院だと私は思っているんですよ。

だからいざというときにやっぱり県立病院はしっかりと命を守る。そのためにも経営が今みたいな財政悪化というのが膨れていくというところは、とて

もじゃないけれども、将来、県民の医療を守ることができるのかと思っているんですよ。

それで公立病院、全国的に赤字でありますので、国の財政支援を増やす以外には、私は今の公立病院が生き残ることはできないと。民間病院も、診療報酬の改定について意見を出しているので、それは一応意見として述べておきたいと思います。

次、水道事業決算について、これも総括的な評価を伺います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　水道関係決算につきましては令和６年度は、令和６年10月から料金改定を行っておりまして、そのために給水収益が増加しております。

しかし、一方で費用の面で、修繕費や電気料金などの動力費が増となったことによって、結果約２億円の純損失となっております。

引き続き将来にわたって県民に水道用水の安定供給を継続していくためには、そのための財源の確保は大変重要であると考えております。

企業局におかれては、経営の状況等について丁寧に説明を行うとともに、中長期計画に掲げる施策取組を着実に推進し、経営の健全化、効率化を図っていただきたいと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　総収益と総費用、前年度との比較と増となった要因を伺います。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　総収益は約303億5000万円で、前年度より約７億3000万円、率にして2.5％増加をしております。

増加をした主な理由は、料金改定による給水収益の増で、給水収益は約172億3000万円となっており、前年度より約12億9000万円、8.1％増加をしております。

総費用は約305億7000万円で、前年度より約16億8000万円、5.8％増加をしております。

増加した主な理由は、修繕費や動力費の増による営業費用の増であります。

以上です。

○西銘純恵委員　市町村に供給するというのが県の水道事業になっているんですけれど、市町村が水道料金の値上げをやるというところが見えてないんですよね。

沖縄県が値上げをしたというだけの県民の認識というものがあるものですから、いずれにしても経費がかかったというので動力費、設備、物価値上げと動力費っていうのが、やっぱりＰＦＡＳの関係とかいろいろあったと思うんですよね。

そういうことも含めて、水道事業については、やっぱり丁寧に、いろいろ県民にも話をしていかないといけないところかなと私は思っております。

いずれにしても、安心、安全、そして書いてあるのは、県民に信頼され、満足度の高い水道を提供するという、これを企業局が実行できるようにと思っております。

皆さん本当に監査、お疲れさまでした。

質問を終わります。

○仲村家治委員長　次に、瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員　通告していたものは、ほぼというか全て出ておりますので、せっかくなので１点だけ。

審査意見書の46ページの所有者不明土地管理特別会計ですけれども、よろしいでしょうか。

この手続のいろいろな課題等が背景にあるのかなとは思うんですけれども、執行率が令和５年９％、令和６年度11％となっておりますけれども、代表監査委員それについて、どのような見解をお持ちかお伺いいたします。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　この会計につきましては、所有者不明土地の管理を円滑に運営するために設置されたものであります。

令和６年度の決算を見ますと、予算現額が２億941万円余りに対しまして、支出済額が2366万円余りということで、差引き不用額が１億8574万6718円となっており、結果、委員おっしゃったように執行率は11.3％、前年度は9.0％となっております。

また不用額の主なものは、予備費の１億7680万5000円となっております。この予備費についてですけれども、予算のほとんどが予備費となっておりまして、その予備費の不用分が生じた理由でありますが、令和６年度の歳入予算額につきましては、主に所有者不明土地の貸付料が約2000万円歳入としてあります。それから前年度からの繰越金が約１億9000万円で、約２億1000万円の歳入、予算となっております。

一方で歳出予算におきましては、歳入予算額の約２億1000万円から、そのうちの土地を管理するための費用として、土地管理料約3000万円が計上されておりまして、その残りの１億8000万円が予備費として歳出のほうでは計上されているという姿になっております。

例年、当会計におきましては、土地管理費の部分のみが支出をされておりまして、予備費について

は、災害等の不測の事態の対応がない限りは、全額が毎年不用になるというようになっております。

そのため全体の執行率としては低くなっているもので、ここ数年ですね、執行率10％前後ということで推移をしております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　何か課題があるというわけではなくて、これがそのとおりの姿だというようなことで理解してよろしいでしょうか。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　その御理解でよろしいと思います。

○瑞慶覧長風委員　ありがとうございます。

以上です。

○仲村家治委員長　次に、當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　よろしくお願いします。

今示しました資金収支の状況からさせていただければと思います。

皆さんのこの状況で運用収入が合計で１億7000万円というのがあるんですが、この歳計現金運用収入ということで1700万円の運用収入というのがあるんですが、この内訳を教えてもらえますか。審査意見書の14ページ。

○友利公子会計管理者　こちらに関しては、定期預金の運用収入ということになります。

○當間盛夫委員　全額定期預金ということはないでしょうから普通預金も入ってるんでしょうけれど、定期預金ということでの平均利回りってお幾らですか。この1700万円の分は。

○友利公子会計管理者　0.09％となっています。

○當間盛夫委員　0.09％の部分で約1700万円ということになってくると、歳入歳出外現金の分での令和６年での平均残高ってどれだけになってるんですか。

どれだけを運用したのと。

○友利公子会計管理者　すみません。ちょっと今手元に資料がないのと、調べるのにも少し時間がかかりますので、後ほどの資料提供ということにしてもよろしいでしょうか。

○當間盛夫委員　構いません。

先移ります。次、３行目の基金運用収入が今回１億5000万円ということで、前回よりも7000万近くを増額してると。資金のまず運用方法っていうんですか、それちょっと教えてください。

○友利公子会計管理者　基金については、所管部局からの依頼に基づき、出納事務局で運用手続を行っておりまして、定期預金または債権となっておりまして、定期預金でお幾らで、債券で幾らということは示せますか。

皆さんはお手元にあると思うんですけれど、令和７年６月でいいですので、現金預金の残高状況、この内訳をちょっとそれ教えてください。

○友利公子会計管理者　令和７年６月末時点の現金預金の残高状況については、総額約2428億6894万円となっております。

内訳としては、当座預金3000万円、定期預金約1839億8658万円、普通預金約293億5388万円、譲渡性預金190億円、債券約104億9799万円、釣銭約50万円となっております。

○當間盛夫委員　今、この2400億の内訳を示してもらったんですけれど、先ほど定期で0.09％というのがあったんですが、この皆さんの中でも債券で、104億円で債券で運用してるんですよね。

この債券の平均利回りってお幾らですか。

○友利公子会計管理者　令和６年度の運用利回りですけれども、債券の場合、0.729％になっております。

○當間盛夫委員　先ほどもこの歳計現金だとかっていう部分での運用の平均残高をということで、ちょっと示せないというのがあったんですけれど、基金運用での平均残高って幾らですか。

今示している部分で、これ63ページ。37の基金なんですね。皆さん、これ37の基金でその運用をしているということですので、これの残高を見ると、1938億なんですね。

それでの運用と、この1900億っていう形でのこの基金運用をされてるという認識でいいんですかということ。皆さん示しきれないから。

○友利公子会計管理者　すみません、63ページの決算年度末現在高というのは、あくまでも３月末の数字になっておりまして、令和６年度の平均で言いますと1773億円というふうになっております。

内訳としては、普通預金226億円、定期預金1444億円、債券が103億円ということになっております。

○當間盛夫委員　債券で103億ということの示し方があったんですけれど、現金預金残高全体として、債券は何割ぐらいになっているんですか。債券での運用というのは。

そうそう残高変わらないはずでしょうから、令和７年６月分のものを見ても2400億なんですね現金の預金が。その中でも債券が大体104億なっているん

ですよ。

それからしたら約４％の債券運用という形の示し方になってるわけね。

私が何を言いたいのかといったら、皆さんこの2400億というのは、いろんな税金含めた部分での公金のはずですよ。県民がやった分の公金なんですよね。

皆さんこれだけ集まった2400億、それだけのものがある中で、運用をどうしているという示し方が県にはないんですよ。

この辺はどうですか。公金運用の実績っていうのは、県はホームページで示してますか。

どこを見てもないんですよ。

皆さんのホームページの部分、これだけ皆さんからお預かりした税金、いろんな税収、いろんな交付金含めた沖縄県にある分をどういう形で運用してますというのがなくて、皆さん、他府県を見ると、僕は調べる中で群馬県、大体一般予算同じぐらいですよ。8000億程度でそれを見ると、群馬のこの基金での運用のものが2200億、基金運用するわけですよ。その運用収入が約９億ですよ、群馬県。それからすると、何か、我々はこのね、皆さんの意見書を見ると、１億7000万円に上がったと、7000万も増えたからよかったねという形にしか見えてこない。

ところが他府県を見ると、同じ一般予算規模で運用収入が片や９億あるという形になるわけですよ。

我々、沖縄県は、この基金の運用の在り方ってどうなっているのかなと思うんですけれど、会計管理者、この沖縄県の基金の運用の仕方ってどうなっているんですか。

○友利公子会計管理者　先ほども少しお話をしましたが、基金につきましては、それぞれその基金を所管する所管部局からの依頼が会計課にございますので、そちらに基づいて、出納事務局で債券または定期預金ということで運用しているところでございます。

○當間盛夫委員　だからこれが僕は差が出てくるんじゃないかなと思うんですよ。

皆さん37ある基金で約1900億の残があるわけですよね。

1900億の基金がある中で、１億5000万しか皆さん基金で運用しきれていないと。

それは何でかって言ったら、皆さんにその権限がないからという言い方もあるかもしれない。１億、債券のその分で、ただ１億をということで皆さんこの債券全体で100億やっているということになるんですけれど、定期で約2000億ぐらい置いているわけさ。

本来であればもっと債券の比率を上げるとかいう努力をしないといけないはずなんですよ。

ちなみに皆さん、東京都はその部分でのものは６兆ありますよ。

東京都は、その６兆のうちの皆さん、東京都の債券の比率って運用のものどれだけその目標にしているか分かりますか。

○友利公子会計管理者　すみません。承知しておりません。

○當間盛夫委員　皆さん、この分での皆さんも他府県の状況がどうかと、私は今回、九州比較して皆さんがこの運用がということも聞きたかったんですけれど、これまた次回にするとして、皆さんその辺も調べてもらえればと思うんですけれど。

東京は債券のこの運用の比率の令和７年の目標が37％ですよ。令和８年の目標で、債券で40％運用するという目標を計画で立てている。さっき話したように我々沖縄県は債券で４％しか運用してないというね、この差が出てるわけですよ。

やっぱりその辺はね皆さんも、やっぱり会計を預かっていると、沖縄県全体のそういった現金預金を預かってるというものからしたらこの運用収入をどうするかということを私はしっかりとやるべきだというふうに思うんですけれど、最後に会計管理者どうでしょうか。

○友利公子会計管理者　お答えいたします。

まず基金なんですけれども、基金はそれぞれ条例の定めるところにより設置されており、また地方自治法の規定に基づき、財産の管理及び処分については、地方公共団体の長の権限と定められております。

そのため基金については、所属部局からの依頼を受けながら運用してるというようなところでございます。

債券運用の拡大につきましては、長の財産の管理処分権を踏まえつつ、執行機関と連携しながら、効率的な運用について調査研究する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○當間盛夫委員　委員長休憩、休憩お願いします。

○仲村家治委員長　休憩いたします。

（休憩中に、當間委員から、基金の運用の在り方について、知事に総括質疑を提起したい旨、発言があった。）

○仲村家治委員長　再開いたします。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　原則論じゃなくて、やはり県民には、公金をどういう形でやっているということをしっかりと、私はね、ホームページで示すべきだというふうに思ってますので、その努力はされてください。よろしくお願いをいたします。

最後になりますけど、３ページ。

代表監査委員、３ページの部分で、皆さん産業振興による安定的な税源の涵養と歳入確保に向けた不断の取組と涵養ということをね、これ総務部も使うわけさ。総務部もその涵養と使っていますよ。

この涵養と歳入の確保って、監査のほうでこの涵養ってどういうふうな取組だと思う。何をどうすればということ。

○渡嘉敷道夫代表監査委員　税収を得るための元となる法人収入でありますとか、個人の収入を上げるための経済の活性化に結びつく産業支援振興施策等の推進などを想定しております。

○當間盛夫委員　突っ込まないけどさ、涵養は、一時的ではなくて、長期的にしっかりとそういう税源だとか、財源をつくりなさいよ、確保しなさいよということだと思っているんですよ。

それからしたら、こういう基金運用ね。そういった運用に関することもですね、やっぱりどういう形で、この収益、収入を上げていくかということは僕は大変大事な視点だというふうに思っておりますので、監査の視点からも、ぜひその点も確認をしていただければというふうに思っております。

終わります。

○仲村家治委員長　以上で、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○仲村家治委員長　再開いたします。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　委員長、基金の運用ということで会計管理者のほうに確認をさせてもらったんですが、会計管理者とすると権限がないというようなところもありますので、この基金の運用ということは、私は県政においては大変大事な項目だというふうに思ってますので、その運用方法、基金の在り方等ですね、ぜひ知事にお伺いをしたいというふうに思います。

○仲村家治委員長　ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、後日協議をいたします。

よろしいでしょうか。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、10月17日金曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　仲　村　家　治

令和７年10月10日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

総務企画委員会記録

（ 第 １ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第１号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年10月10日（金曜日）
開　会　午前10時３分
散　会　午後５時31分
場　所　第７委員会室

本日の委員会に付した事件

１　令和７年第５回議会認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について（知事公室及び総務部所管分）
２　令和７年第５回議会認定第７号　令和６年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
３　令和７年第５回議会認定第19号　令和６年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

出　席　委　員

委員長　西　銘　啓史郎
副委員長　高　橋　　真
委　員　宮　里　洋　史　　徳　田　将　仁　　島　尻　忠　明　　呉　屋　　宏
　　島　袋　　大　　幸　喜　　愛　　玉　城　健一郎　　仲宗根　　悟
　　渡久地　　修　　当　山　勝　利　　大　田　　守

欠　席　委　員

なし

説明した者の職、氏名

知事公室長	溜　　政　仁
秘書防災統括監	石　川　欣　吾
秘書課長	新　垣　久美子
基地対策課長	玉　元　宏一朗
危機管理課長	古　堅　宗一朗
消防防災対策課長	照　屋　陽　一
辺野古新基地建設問題対策課長	出　井　　航
平和・地域外交推進課長	照　屋　真　子
平和・地域外交推進課副参事	川　満　孝　幸
総務部長	宮　城　嗣　吉
総務統括監	屋　我　はづき
財政統括監	白　井　勝　也
総務私学課長	松　堂　徳　明
総務私学課公文書管理審査監	笠　原　宗一郎
人事課長	仲　村　卓　之
行政管理課事務評価監	翁　長　富士男
財政課長	真栄田　義　泰

税務課長	平　良　友　弘
管財課長	祝　嶺　浩　之
管財課本庁舎改修推進室長	比　嘉　久　雄

○西銘啓史郎委員長　ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、知事公室長及び総務部長の出席を求めております。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和７年第５回議会認定第１号、同認定第７号及び同認定第19号の決算３件の調査を一括して議題といたします。

まず初めに、総務部長から総務部関係決算事項の概要説明を求めます。

宮城嗣吉総務部長。

○宮城嗣吉総務部長　委員の皆様、おはようございます。

本日も御審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは御説明いたします。

令和６年度総務部所管の一般会計並びに所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の２つの特別会計の歳入歳出決算について、ただいまタブレットで通知させていただきました令和６年度歳入歳出決算説明資料に基づいて、御説明申し上げます。

説明の都合上、ページを前後いたしますが、あらかじめ御了承ください。

３ページをお願いします。

総務部所管の歳入総額について御説明いたします。

総務部計の行、予算現額（Ａ）の欄6584億9278万130円、調定額（Ｂ）の欄6437億9234万4287円、収入済額（Ｃ）の欄6414億5527万2591円、うち過誤納金849万4639円、不納欠損額（Ｄ）の欄１億1029万8279円、収入未済額（Ｅ）の欄、22億3526万8056円となっております。調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.6％となっております。

４ページを御覧ください。

総務部所管の歳出総額について御説明いたします。

総務部計の行、予算現額（Ａ）の欄2699億8710万7900円、支出済額（Ｂ）欄2652億9604万1269円、翌年度繰越額（Ｃ）の欄21億3772万7700円、不用額25億5333万8931円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は98.3％となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明いたします。

５ページを御覧ください。

一般会計の歳入決算の概要について御説明いたします。

総務所管分の合計額は、予算現額（Ａ）の欄5847億5885万1130円、調定額（Ｂ）の欄5700億7546万1107円、収入済額（Ｃ）の欄5677億4958万2524円、うち過誤納金849万4639円、不納欠損額（Ｄ）の欄１億1029万8279円、収入未済額（Ｅ）の欄22億2407万4943円、収入比率は99.6％となっております。

収入済額（Ｃ）の欄の主なものは、４行目の（款）県税、1638億6927万1279円、７ページに飛びまして、19行目の（款）地方交付税2383億8061万7000円であります。

５ページに戻りまして、収入済額のうち過誤納金の主なものは、４行目の（款）県税816万7729円であります。過誤納金の主な理由としては、県税に係る減額更正等による過誤納で、出納整理期間中に還付処理ができない分であります。

不納欠損額（Ｄ）の欄の主なものは、同じく４行目の（款）県税１億1029万7507円であります。その主なものは、５行目の（項）県民税１億338万3304円となっております。不納欠損の主な理由としては、滞納処分できる財産がない、滞納者の所在不明等の理由により、関係法令に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

次に、収入未済額（Ｅ）の欄について、その主なものを（款）ごとに御説明いたします。

４行目の（款）県税20億8616万1651円について、その主なものは、５行目の（項）県民税14億8946万100円、９行目の（項）事業税２億9151万8564円、15行目の（項）不動産取得税１億8692万955円、６ページに飛びまして５行目の（項）自動車税１億1824万3632円となっております。収入未済額の主な要因としては、県税の納税者の給与の減収、失業、疾病などによる経済的理由や法人の経営不振による資金難、倒産、代表者の所在不明等による滞納及び猶予制度の適用などによるものです。

８ページを御覧ください。

19行目の（款）財産収入の収入未済額4785万3932

円は、21行目の（目）財産貸付収入で生じており、その主な要因は、県有地の借地人の高齢化、疾病、雇用事情や事業不振等による収入の減などの経済的理由によるものであります。

９ページを御覧ください。

15行目の（款）諸収入の収入未済額9001万9278円の主なものは、18行目の（目）加算金3999万3772円、10ページに飛びまして３行目の（目）違約金及び延納利息3561万4955円で、その主な要因は、（目）加算金で修正・更正を行った法人の経営不振による資金難や倒産、（目）違約金及び延納利息で、財産貸付収入と同じく、借地人の疾病や事業不振等、主に経済的理由によるものであります。

11ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

総務部所管分の合計額は、予算現額（Ａ）の欄1962億5317万8900円に対し、支出済額（Ｂ）の欄1917億8120万9169円、翌年度繰越額（Ｃ）の欄21億3772万7700円、不用額23億3424万2031円、執行率は97.7％となっております。

繰越額（Ｃ）の欄につきましては、４行目の（款）総務費、10行目の（目）財産管理費における５つの事業において明許繰越として計上しているものであります。

繰越の主な理由としまして、公共施設マネジメント推進事業において、入札不調や施設運営上の制限、資材の納入遅れ、受注者による現場確認の結果、改修を要する箇所が想定よりも増えた施設での設計または工事に時間を要し、年度内に完了することが困難になったこと、本庁舎行政棟改修事業において、２度の入札不調が生じたこと等によるものであります。

次に不用額について、その主なものを（款）ごとに御説明申し上げます。

４行目の（款）総務費の不用額19億7026万8063円は、主に７行目の（目）人事管理費の職員退職手当事業費において、退職者数が見込みを下回ったこと、また、10行目の（目）財産管理費の公共施設マネジメント推進事業において、技術職のいない所管課での執行が進まなかったこと、改修箇所が想定より少なくなった施設があったこと、費用削減等により執行残が生じたこと等により不用が生じたものであります。

12ページを御覧ください。

１行目の（款）公債費の不用額4492万5270円は主に３行目の（目）元金で、元金償還金が見込みよりも減になったことによる不用であります。

７行目の（款）諸支出金の不用額１億1904万8698円は、主に、次の13ページ、20行目（目）法人事業税交付金において、法人事業税が見込みより少なかったことにより、県が市町村に交付する法人事業税交付金の交付額に残が生じたことによる不用であります。

14ページを御覧ください。

（款）予備費の不用額２億円については、年度内の緊急支出に備え予算措置しておりましたが、充用がなかったため不用となったものであります。

以上が令和６年度一般会計における総務部の決算概要であります。

引き続き特別会計の決算概要について御説明いたします。

15ページを御覧ください。

所有者不明土地管理特別会計について御説明いたします。

当会計は、沖縄戦で公図及び公簿類の焼失に起因する所有者不明土地を県が管理及び調査するための特別会計であります。

まず歳入決算の概要について御説明いたします。

合計で、予算現額（Ａ）の欄２億941万2000円、調定額（Ｂ）の欄２億2571万6362円、収入済額（Ｃ）の欄２億1452万3249円、収入未済額（Ｅ）の欄1119万3113円となっております。収入未済額の主なものは、４行目の（款）財産収入の579万5429円、12行目の（款）諸収入の539万7684円で、借地人等の経済的理由によるものであります。

16ページを御覧ください。

次に歳出決算の概要について御説明いたします。

合計で、予算現額（Ａ）の欄２億941万2000円に対し、支出済額（Ｂ）の欄2366万5282円、不用額１億8574万6718円となっております。不用額の主なものは、８行目の（款）予備費で、県が管理する所有者不明土地において、災害等不測の事態が発生した場合の緊急対応に用いる経費である予備費の支出がなかったこと等によるものであります。

17ページを御覧ください。

次に公債管理特別会計について御説明いたします。

当会計は、県債の元金償還及び利子支払、借換債の発行等公債費に関する収支を一般会計と区別して管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明いたしま

す。

合計で予算現額（Ａ）の欄735億2451万7000円に対し、調定額（Ｂ）の欄及び収入済額（Ｃ）の欄は同額で、734億9116万6818円となっております。

18ページを御覧ください。

歳出決算の概要について御説明申し上げます。

合計で、予算現額（Ａ）の欄735億2451万7000円に対し、支出済額（Ｂ）の欄734億9116万6818円、不用額3335万182円となっております。不用額の主なものは、６行目の（目）元金の3010万90円で、一般会計の（款）公債費と同様に、元金償還金が見込みよりも減になったことによる不用であります。

以上が、総務部所管の一般会計及び特別会計の令和６年度歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○西銘啓史郎委員長　総務部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言する必要がありますので御留意ください。

総括質疑の提起があった場合は、委員長から総括質疑を提起した委員に対し、誰に、どのような項目を聞きたいのか、確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

総括質疑の項目等については、10月14日、２日目の本委員会質疑終了後に、改めて、理由の確認や意見交換等の整備を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようにお願いいたします。

休憩します。

（休憩中に、質疑時間を譲渡する委員の確認）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

それでは、これより直ちに総務部関係決算事項に対する質疑を行います。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　よろしくお願いします。

歳入歳出決算説明資料の７ページをお願いいたします。

森林環境譲与税についてなんですけれども、収入の予算の推移と、それがどの基金に積み上がっているのかという御説明をお願いいたします。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

森林環境譲与税の財源となる森林環境税から説明させていただきますと、令和６年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税、まず財源になっております。市区町村によって個人住民税の均等割と合わせて１人年額1000円が課税されて財源となっていると。それで国のほうで集めて、国からの配分に当たっては、各都道府県の私有林人工林面積、林業就業者数、あと人口に基づいて配分されているという仕組みになっています。

ちなみに国から譲与される分率は県のほうが１に対して、市町村は９の割合で割り振りしております。国からの譲与の推移につきましては、令和４年度が2546万8000円、令和５年度が2546万8000円、令和６年度が2316万6000円となっております。

受け入れた森林環境譲与税は、森林整備促進基金に積立てて市町村の支援等に活用しているという状況です。

○宮里洋史委員　令和５年までが復興特別所得税の中での配分だったと思います。住民税が均等割に変わって、今後もこの制度が変わる。収入の取る先が変わっても、県や市町村に入ってくる収入というのは減らないですか。今までと同様なのかというのをお聞かせください。

○真栄田義泰財政課長　１人年額当たりの1000円の課税規模については同額になっていますので、規模感としては今後も変わらないと見込んでおります。

○宮里洋史委員　それでは10ページ、お願いいたします。

臨時財政対策債の部分であります。令和６年度新規借入れ、発行可能額は満額で借りたのかということと、令和６年度臨時財政対策債の借換えについては可能額と実行額の差額があるのか、お聞かせください。

○真栄田義泰財政課長　令和６年度に新規で借り入れた臨財債の借入状況については、発行額と同額の10億9500万を借り入れております。

○宮里洋史委員　10億。

○真栄田義泰財政課長　新規の部分です。新規で予算化された部分が10億だったので、その部分については全額借り入れているというところです。あと臨時財政対策債の借換債については、予算額115億円の全額を臨時財政対策債で借換えを行っているという状況です。

○宮里洋史委員　分かりました。ありがとうございます。

それでは、沖縄県歳入歳出決算審査意見書、基金運用状況審査意見書の14ページをお願いいたします。

一般質問でも質問させていただきました基金の運用の部分であります。その中で、令和５年度の基金運用収入が7800万、令和６年度１億5300万ということで上がっているんですけれども、この基金運用の中の債券で運用した部分が、利回りが高くて収入が上がると思うんですけれども。特に説明で聞いているのは、基金ごとに運用しているということなので、その債券運用での収入の主な基金はどこになるのか、教えてください。

○真栄田義泰財政課長　御質問のあった部分については、出納事務局のほうの所管になっていまして、聞いている部分について、お答えします。詳細の部分については、また出納事務局に確認していただければと思うのですが、聞いている部分だけでよろしいですか。

主なものとしては、市町村振興資金貸付金、産業振興基金、中山間地域ふるさと農村活性化基金、あとは森林整備担い手対策基金というのが聞いているところによると、そういったのが主になっているというのは聞いています。

申し訳ありませんが、詳細についてはどういった運用しているか等、出納事務局に確認していただければと思うんですけれども、よろしいですか。

○宮里洋史委員　次は、沖縄県内部統制評価報告書に行きます。

６ページなんですけれども、これはリスク識別発現数と発現率があって、財務情報管理業務を含む管理等々あるんですけれども、その中で業務・服務管理の部分です。発現率が6.5％なんですけれども、服務管理の職員の意識や資質の不備が12.6％だったんです。この評価報告書21ページの（ウ）業務・服務管理に関する事務の中で服務管理では不備等件数が38件あって、公用車の運転とか、業務の過重等々書いてあります。チェック体制の不備とかあるんですけれども、そのほかに職員の態度というか取組の不備とかと書いていたので、その具体的な内容がほかにあれば、お答えください。

○翁長富士男行政管理課事務評価監　お答えします。

公用車の事故とか、不注意等によるもの以外に職員の勤務管理、押印ですとか会計年度任用職員の押印漏れ、その確認漏れとかといった確認不足等がその主なもの以外のものとして、事例として挙げられているところでございます。

○宮里洋史委員　私が少し気になったのは、職員の意識や資質の不備というのが業務管理で188件、服務管理で199件、公用車の使い方であったりとか、押印漏れだったりとかあるんですけれども、この文言の資質の不備とかということがちょっと重いのかなと思うので、やはりほかの監査とかでも重要な不具合というか、財務が結構多かったと思うんですけれども、この不備が多数にあったみたいな報告も受けている中で、やはりそういったシステムも大事なんですけれど、意識もとても大事で、皆さん業務に当たられていると思うんですけれども。今後そういったことにならないようにする教育だったりとか、チェックの仕方だったりとか、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○翁長富士男行政管理課事務評価監　職員の不注意、確認不足とかいった職員の意識によるものについての対策ということで、そういったミスを防ぐために、まず職場の確認体制というのがございます。職員１人でやるということではなくて複数で確認していくところ、そういった職場の複数の目でチェックしていくというようなところ、こういった不備の数を周知しながら、全庁で注意喚起していきたいと考えているところです。

○宮里洋史委員　ありがとうございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員から基金の運用については出納事務局で質疑する予定であると前置きの上、知事に対して、臨時財政対策債の借換えについて及び基金の運用についての総括質疑の申出があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　執行部の皆さん、おはようございます。

それでは質疑をさせていただきます。

令和６年主要施策の説明資料の中から質問させていただきます。

35ページ。在米沖縄関係資料収集公開事業の中から質問させていただきます。本事業の米国での資料の収集方法というところを教えていただきたいんですけれど。県職員が出向しているのか、それとも現地の人を雇っているのか、お聞かせください。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　お答えいたします。

在米沖縄関係資料収集公開事業は、米国国立公文書館に所蔵されている沖縄戦や戦後の米国統治時代の沖縄に関する写真、空中写真及び動画を収集し、インターネットで公開する事業となっております。

写真の収集については、委託先である公益財団法人沖縄県文化芸術振興会の職員が渡米し、２週間程度現地に滞在した上で、持参したポータブルスキャナで複写を行っております。それから、空中写真と動画の収集については、委託先である公益財団法人沖縄県文化芸術振興会が、米国国立公文書館の指定する現地の業者と委託契約を締結の上、収集しているところでございます。

○徳田将仁委員　この委託先の契約ですけれど、随契ですか、それとも入札ですか。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　お答えいたします。

空中写真等動画の収集については、委託先である公益財団法人沖縄県文化芸術振興会が、米国国立公文書館の指定する現地の業者と委託契約を締結の上、収集しております。

委託先についてですけれども、こちらについては、在米沖縄関係資料収集公開事業では、米国国立公文書館から沖縄関係の写真、空中写真及び動画の複製物を収集する資料の収集業務と、収集した資料が公開に適しているかを確認し、公開する資料の目録を作成する資料整理業務の２つの業務を実施しているところです。このうち、資料収集業務については、入札により公益財団法人沖縄県文化芸術振興会と委託契約を締結しております。また、資料整理業務については、随意契約により、公益財団法人沖縄県文化芸術振興会と委託契約を締結しているところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　この米国国立公文書館との調整とか、交渉というのは誰が行っているんですか。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　在米沖縄関係資料収集公開事業における写真や動画の収集に当たっては、事前に借用申請をするなど米国国立公文書館との調整が必要となりますが、この事業の実施に必要な調整等につきましては、委託先事業者である公益財団法人沖縄県文化芸術振興会が行っているところでございます。

○徳田将仁委員　この国立公文書館との調整は、誰が行っているんですか。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　沖縄県文化芸術振興会が行っているところでございます。

○徳田将仁委員　この事業の写真の枚数とか、単価をちょっと計算してみると、１件当たりの単価が割高に感じるなというふうに思うんですけれど、そこら辺は、この費用対効果というのはどのように感じていますか。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　お答えいたします。

令和６年度のこの在米沖縄関係資料収集公開事業に係る決算額は1193万5000円となっております。主な内訳としましては、渡米して資料を収集するための旅費が約279万4000円、空中写真及び動画の収集を米国国立公文書館の指定業者に委託するための経費としまして約295万4000円、収集した資料の目録等の作成を行うための人件費が約424万9000円、その他事業費、パソコンの賃借料とか、海外用Ｗｉ－Ｆｉルーター賃借料、それから広告チラシ作成の印刷製本費等が44万8000円などとなっているところです。

収集整理した資料は、公文書館のホームページで公開しており、令和６年度の閲覧者数は延べ４万9000人、閲覧された資料数は延べ120万点となっており、利用者の関心が高いコンテンツとなっているところです。また、これらの資料は、沖縄戦や米国統治時代の沖縄の様子を知ることができるとともに、後世に伝えていく県民の貴重な財産であると認識しておりますので、費用対効果は十分に得られているものと考えております。

以上です。

○徳田将仁委員　内訳は聞きましたが、このデジタル化の費用と調査費の費用の部分を教えていただきたいです。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　決算額としまして、資料収集業務の委託料につきましては651万2000円、それから資料整理業務のほうの委託料につきましては542万3000円となっております。

以上でございます。

○徳田将仁委員　米国国立公文書館の所在地はどち

らですか。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　アメリカのワシントンＤＣでございます。

○徳田将仁委員　この事業の調査費とかいろいろお聞きしたんですけれど、本事業の現地調査の際、ワシントン事務所とワシントン事務所職員とか委託業者、コア社とかマーキュリー社とかがいっぱいある中で、その連絡調整というのはあったのですか。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　お答えいたします。

ワシントン事務所との関わりは、この事業に関してはございません。

以上でございます。

○徳田将仁委員　そこが僕は少し問題視をしていまして、このワシントン事務所は、現地の情報、人脈を持つという意味でつくった場所であり、そして米国国立公文書館との調整とか資料提供の窓口になれるはずだったのに、何でこれを担当課が別とはいえ、共同の仕組みをつくれなかったのか、答弁ください。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　お答えいたします。

この在米沖縄関係資料収集公開事業では、空中写真や動画の収集に当たっては、米国の国立公文書館が指定する現地の業者から納品される資料を確認したり、資料が所蔵される県公文書館への引継ぎ、連絡調整を行う専門知識が必要であるということから、専門知識を有する国内の業者に委託することが必要と判断して、特にこの県の出先機関であるワシントン事務所を通す必要はないと考えております。

以上でございます。

○徳田将仁委員　総務部だけではなくて、知事公室が今からあるんですけれども。いろいろな事業がワシントンに集中していて、何でワシントン事務所は通さなくてこれはいいとか、僕は何かここら辺が腑に落ちないんですね。また同じ地域で経費というかコストが二重になって、この経費が発生しているんですよ。そういった皆さんのね、知事も含めて、この政策の一貫性がないというか、一体性がないというか、これは一つの事業ですよと言っているのに、全てもう別の委託先にして、そこら辺をどう思っているのか、お聞かせください。

○笠原宗一郎総務私学課公文書管理審査監　お答えいたします。

繰り返しになるかもしれませんが、この事業に関しては、アメリカの公文書館にある空中写真をいろいろデジタル化したり、また、我々のほうが使用したもの、発注したものと、しっかり納品されたものが合っているかを確認したりする、非常に専門性の高い業務になっておりますので、こちらに関しては、やはり専門の業者さんに委託するべきであり、県の職員がやるよりは、そちらのほうが円滑にできると考えているところでございます。

○徳田将仁委員　ありがとうございます。

今、僕が聞いたのは政策の一貫性、一体性というところで、総務部としてどう思うかというところをお尋ねしたので、部長、どう思うかお答えください。

○宮城嗣吉総務部長　この事業は、米国国立公文書館にある写真とか動画、空中写真を収集するというふうになっております。委員の今の御指摘というのは、ワシントン事務所が現地にあるので、そこを活用したらどうかということだと思いますけれども、この収集に当たっては先ほどありましたように、どういったものを収集すべきかというのをあらかじめ調査している事業になります。

収集するに当たっては、米国の公文書館が指定するような事業者さんと連携を取らなければいけないということの専門性があります。また、収集したものを沖縄県の公文書館で整理しなければいけないというようなそういった専門性がありますので、どのように事業が効率的にできるのかという観点から、最も効果の高い手法で事業を行ったというところでありますけれども、例えばそこで委託事業者さんが現地に調査に行きますので、そこの部分での現地での交通の情報であるとか、そういった地域での情報とかという部分については適宜、その地域地域の情報という部分は、収集して共有しているというふうなことはあるかと思います。

○徳田将仁委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　私も主要施策の中の28ページの所有者不明土地の件なんですけれど。これは昭和47年、復帰からずっと継続してきておりますが、もう80年もたつし、昔は隣の人が持っていたとかいろいろなこともあったと思うんですけれど、やっぱり経年したらその辺の情報は大変厳しくなっている中で、皆さんがこれまで取り組んだことと、今後のこういったことを踏まえての課題がありましたら、その辺を質疑をさせていただきます。

○祝嶺浩之管財課長　お答えします。

まず、これまでの取組状況ということでお答えさ

せていただきます。

県では、これまでに真の所有者に代わって管理地をパトロールし、除草や不法投棄の処理を行うなどの管理を行ってまいりました。真の所有者への返還等により、管理解除をされた所有者不明土地は、県管理地で410筆、17万253平米となります。市町村管理地と合わせると848筆、21万1619平米となります。これらをこれまでに管理解除してきたところです。

また、都度、沖縄担当大臣等に対し、所有者不明土地の抜本的解決に向けた取組の加速を求める要望を行ってきたところです。一方で、国による実態調査が平成24年から29年度にかけて行われたことから、平成30年度からは有識者を交えた検討会や関係市町村等との意見交換会を国と連携しながら行ってきたところです。

課題につきましては、やはり委員がおっしゃられたように、どんどん物証であるとか、人的な承認、人証というものが減ってきているので、こういった管理解除が難しくなってきているところではございます。

以上です。

○島尻忠明委員　皆さんも御苦労なさっているのは十分分かりますけれど、もうそろそろ何らか皆さんも、国に対してどういう団体を通しているか分からないですけれど、知事会を通しているのかな、沖縄県独自でやっているのか、取組をされていると思うんですけれど、どこかでもう決着をつけないといけないのかなと思っていますけれど。県管理、国管理とありますけれど、皆さんとしては今後、方向性として、どういうふうに考えておりますか。

○祝嶺浩之管財課長　今後とも国に対しては、抜本的な解決を図るためには特別な法制度、それから財政措置といったことを要望し続けていくことに変わりはないんですけれども、今回、令和５年度に民法が改正されて、新たな制度ができてきております。実際に、少しずつ土地が動いてきているという状況もございますので、その新たな制度を活用しながら、少しずつでもこの管理解除に向けた取組を進めていくというようなことを国と相談しながらやっているところでございます。

以上です。

○島尻忠明委員　この法改正もそうですけれど、やはりそこを借りて住んでいた方々も、高齢化してお亡くなりになったとか、そういうことも聞いていますので、早めに何らかの方法で解決できて、そろそろ、きちんと元に戻していただきたいと思います。

次に、主要施策の29ページ、皆さんのタブレットでは５ページの防災危機管理センター棟についてですけれど。先週ですか、テレビでやっていたんですけれど、埋蔵文化財があって、市民も参加してそこの現状を見せたりとかしていたんですけれど、今、どういった状況で、どういったものがそこで発見されているのかというのは分かりますか。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長　お答えいたします。

建設予定地における埋蔵文化財調査については、令和６年度から７年度にかけて実施しているところでございます。その中で村の集落の跡地がございまして、その中で住居の跡だったり、道の跡だったり、水路の跡だったり、あとは陶器類、古い窯等が発見されたということになっております。

以上です。

○島尻忠明委員　テレビ等でもやっていて、窯があって、ちょっと燃えた跡があったとかいろいろあったんですけれど、しっかりとまたそれは調査をしながら、この防災危機管理センター棟を、県民も早めに整備をしてほしいというのもありますけれど、その辺の完成に向けての工事を含めて、時期というのは予定どおりでよろしいですか。

○白井勝也財政統括監　防災危機管理センター棟（仮称）の整備につきましては、令和６年度に建設予定地を掘削した結果、埋蔵文化財調査の範囲の拡大、それから建物本体の設計を見直す必要がありました。

それで新たなスケジュールにつきましては、年明けに本体工事に着手し、令和９年11月の供用開始を目指しているところになります。

以上です。

○島尻忠明委員　ぜひその文化財も大変貴重なものということでテレビ報道もありましたので、しっかりとその辺の点も含めながら、また県民の安心安全のための防災危機管理センターですので、ぜひ御尽力いただきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　私は、主要施策の報告書からいきたいと思います。

全部で（10）まであるんですけれど、この（４）から（７）まで、特に私学についてちょっとお聞きしますが、今公立では非常に問題になっているメンタルで長期休業しているという先生方がいらっしゃ

るようですけれども、私学はどうですか。

○松堂徳明総務私学課長　私学の詳細なメンタル休職者数等については現在把握はしてないところですが、ただ私学学校からは少数、メンタルになっている先生はいるということで聞いております。

以上です。

○呉屋宏委員　皆さんは、この高等学校等就学支援金を（５）番の事業で出しているわけでしょう。こういうことは調べないのか。

○松堂徳明総務私学課長　お答えいたします。

就学支援金等の支援等は各種やってございますが、メンタルの状況等については、直接アンケートとかそういったものは調査していないところでございますが、ただ、いろいろな会議とかそういったもので、私学の先生方と会うときがあります。そういったときに状況等は確認しているところでございます。

以上です。

○呉屋宏委員　先生方のメンタルの問題というのは、子どもたちに行くわけだから。私学でも公立でもこれは同じ沖縄県民の子どもたちなんだよね。もう一つ質問しますけれど、公立の大学進学率と私立の進学率はどちらが高いのか。

○松堂徳明総務私学課長　お答えいたします。

令和６年度における卒業者について、県立のほうは１万2315名になりますが、例えば大学の進学率については、公立については6340名ということで51％になります。一方で私立につきましては、卒業者数が957名のうち、大学に合格した人数が1122名ということで割合は117％となっております。この1122名につきましては、複数の大学に受かっている人がいるということで、今117％ということになっております。比較しますと、私学のほうが進学率は高いということになります。

以上でございます。

○呉屋宏委員　僕、意地悪でこういうことを聞いているわけじゃなくて、前から総務部長とも話はしているんだけれども、一般質問でもやった。教育という分野では、教育委員会の中に私学と公立と２つを兼ね備えるべきではないのかと。皆さんは総務部で教育の問題はやれるのか。こういうところは、しっかりと教育についてもっと真剣に捉えないと。全国が総務部でやっているから総務部でやるという話ではないんだよ。あなた方の方針が聞きたいわけ。

今見ても分かるように進学率はどれぐらいなのか、専門学校にどれぐらい行っているのか、就職率はどれぐらいなのか。そんなことがきっちり整理ができないんですよ。どう思うのか、総務部長。

○宮城嗣吉総務部長　今、進学率の部分とかについて、即答できなかったことは失礼申し上げますけれども、数字としては把握しておりますし、就職率等についても把握はしているところです。教育庁で公立と私立を合わせて所管したほうが効果的ではないか、連携が図れるんではないかというような趣旨の御質問がありますけれども、私立学校については、私人の寄附財産等の私的な財源により設立されているという特性に鑑みて、その自主性を重んじ公共性を高めることで、私立学校の健全な発達が図られるものとされております。

このことを踏まえて、沖縄県では私立学校の建学の精神に基づく独自性や多様な教育をより一層推進させるためには、知事部局で所管しまして、私立学校の特色ある取組に対し支援を行うことが重要であると考えております。

以上です。

○呉屋宏委員　これ例えばここの場ではなくても、いつもの委員会の中でもっと細かいことを聞いても、多分教育委員会ほど細かい内容の回答はないと思うよ。あなたは今、本か何か読んでるんだろうけれども、こういう問題ではなくて、どうしたいのかというのが見えないんだよ。だからそこは、もうちょっと検討してください。これはまた質疑をしますから。

あと一つは、今回、２月議会にかかった宜野湾港マリーナの件です。これは監査で引っかかったと言うんだけれど、この監査というのはどこの話なのか。

○翁長富士男行政管理課事務評価監　お答えします。

この監査というのは、総務部が実施しております包括外部監査のことでございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員　このバースの使用料が23年間上がってないということが問題。

僕はおとといそこを通ったから今ここで質疑をしているんだけれども、通っていなかったらやるつもりはなかったけれど。皆さん、この23年間使用料が上がらなかったのはどこに問題があるのか。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

少し振り返りながら、使用料とか手数料については、特定の受益者に対する行政サービスの対価であることから、受益者負担の原則に基づき、行政サー

ビスの提供に伴う経費を賄う料金として施行を目標に、所管部局の責任において見直すことを基本方針としております。

ただ、宜野湾港マリーナの使用料の見直しについては、消費者物価指数が平成13年度以来、長年にわたって上昇してなかったこと、平成20年のリーマンショック、平成23年の東日本大震災、令和元年からの新型コロナウイルス感染症などの利用者の影響を考慮した結果、土木建築部にて値上げを保留してきたというふうに聞いており、それはやむを得ない部分があったと認識しております。他方、宜野湾港マリーナについては、特別会計において運営する公営企業であるために、やはり独立採算制の原則であるものと再認識しており、令和８年度から一般会計からの繰入れを解消するよう、部局に対して令和４年度から継続して総務部として働きかけているところであります。

総務部としては、令和３年度以降、顕著な物価の上昇が見られたこと、令和５年度に実施された包括外部監査について、改めて独立採算制の確保について指摘を受けたことも踏まえて、今回値上げをすることは適切であるというふうな認識を持っております。

以上です。

○呉屋宏委員　何年前から赤字になっているのか。

○真栄田義泰財政課長　宜野湾港マリーナの部分については、平成13年から一般会計から繰入れております。

○呉屋宏委員　赤字になって何年になるんですか。

○真栄田義泰財政課長　平成13年から令和７年度でありますので、約20年間です。

○呉屋宏委員　あなたが言ったのはコロナが理由だとか何とかかんとか、物価上昇がどうのこうのとかと言っているんでしょう。特別会計というのは基本的に、維持費は自分たちで賄うというのが原則だよね。何でこの20年こうなっているのかが問題だから俺は聞いているんだよ。宜野湾マリーナの問題だけじゃないんだよ。ほかの特別会計はどうなっているのか。

○真栄田義泰財政課長　今御質問、ほかの特別会計の分はどうなっているかというところでお答えします。

独立採算を原則としている公営企業の特別会計で一般会計から繰り出しを行っているのは、宜野湾港整備事業特別会計を含めて、４特別会計となっております。４つは何かといいますと、一つは中央卸売市場事業特別会計、あとは宜野湾港整備事業特別会計、中城湾港の整備事業特別会計、中城湾港マリンタウン特別会計となっております。

○呉屋宏委員　僕はこの問題を監査委員事務局で質疑しようと明日かなと思ってたら、聞いたら監査委員がやることではないと。それじゃどこがやるのって言ったら包括外部監査だと。包括外部監査は自分がやりたいところを選んでからやるんだと。それじゃこれいつ何が指摘されるのか。誰がチェックするのか教えて。

○真栄田義泰財政課長　少し繰り返しなりますが、実際、特別会計の原則を適正に行っていく部分、所管部局の責任においてまずはやっていきます。ただ、総務部としても一般会計の繰り出しを行っている部分については、毎年、年に１回、繰り出しの予算額の調整の際に、経営状況を確認しながらどういう取組をやっているのか、進捗状況を確認しているところです。

以上です。

○呉屋宏委員　だから問題だと言っているわけだよ。20年間赤字になっていて、それでも繰り出しの関係で総務部の財政課とチェックはしている。それにも関わらず、20年間ほったらかされている。僕は何でこれを問題にしているかというと、これ２月は1.8倍だったんだよ。あなた方は100万払っている人に180万払えと言ったんだよ。ここが問題なんだよ。20年放っておいて、上げてないからという理由は成り立たないんですよ。どう思うのか、その感想を教えてよ。

○真栄田義泰財政課長　少し繰り返しになりますが、最終的にこの特会の適正運用の部分については、所管部局の責任において見直すことを基本方針としております。なので、繰り返しなりますけれど、総務部としては繰り出しがある場合は、取組の状況等を確認しながらチェックしているというか、確認しているという状況です。

○呉屋宏委員　それまでは別に気にしなくていいと思ったんだ。

○真栄田義泰財政課長　すみません、繰り返しなります。特会の運営については、各部局の責任において行っているという基本方針となっております。

○呉屋宏委員　いいですか、課長。監査というのは、その部局に何か問題があるからほかのところからやるんでしょう。部局で監査するんだったら、全部もみ消されるよ。僕はどこがチェックするのかと聞いているんだよ。

○真栄田義泰財政課長　委員のどこがチェックするかという質問なんですが、まず基本方針としては部局のほうで責任を持ってやります。

繰り出しの部分については、総務部のほうで繰り出しをしている視点から、この独立採算に向けた形の取組のチェックをしています。総務部のほうから、また具体的には使用料の見直しを３年に一遍、定期的にやっています。使用料及び手数料の料金がサービス提供に係る経費を賄えているかの確認も３年に一遍に分けて確認を行っている状況です。でも、それにしても最終的には部局の責任において、見直しの有無を判断してもらうと。我々は指摘はしますけれど、見直しの有無の判断については、部局の判断をもって、料金改正等の対応を行っているという取組を行っています。

○呉屋宏委員　委員長、僕はどこが監査するのかと聞いているんだよ。外部監査はどこがやるのか。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員から、包括外部監査を実施できない組織の在り方に問題があると指摘があり、知事に対して、特別会計の監査の在り方とその組織体制についての総括質疑の申出があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

幸喜愛委員。

○幸喜愛委員　よろしくお願いいたします。

私のほうからは、主要施策の成果に関する報告書の29ページからお願いしたいと思います。防災危機管理センターの整備事業についてです。

先ほど島尻委員のほうからも御質問がありまして、重複するところは割愛したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本事業において、埋蔵物が発見されたということで、いろいろなスケジュールの調整が必要になってきているかと思いますが、先ほどの御答弁にもあったんですけれども、今後の進捗と課題について、どのように分析なさっておられるかをお聞かせください。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長　お答えいたします。

現状、令和６年度から開始した埋蔵文化財調査において、調査範囲を拡大したことによって、予定どおりのスケジュールで今進まない状況で、若干遅れが出ているというのが現状でございます。

ただ、課題としては供用開始のスケジュールに遅れないように取り組む必要があって、それに向けて関係機関と連携して現場を早期に納めて、現場に対して、次の工事のステップを入れていくということが課題と認識しております。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

ここのところ、あちらこちらで大きな災害等もありますし、防災危機管理センターの完成は県民も待ち望むところだと思います。とはいえ、この埋蔵物の発見というのも非常に貴重な資料ともなりますので、そこのところの連携を強化しながら取り組んでいただければと思います。

この同じく防災危機管理センターの件なんですが、事業の効果のところで、平常時は研修・交流施設として利用し、地域防災力の向上を図るというふうになっているんですが、その想定される具体的な取組と、センター棟がその取組に対応する造りになっているかどうかについてお聞かせください。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長　お答えいたします。

沖縄県の防災危機管理センター棟（仮称）ですが、基本計画において防災危機管理センター棟には災害発生時に、まず報道機関が活動するスペースとしてプレスセンターを設置するということが位置づけられております。

このプレスセンターについては、平時においての有効活用を図る観点から、当該スペースを地域防災力の向上を図るための研修であったり、交流をする場として活用していきたいということで整備を行っていく予定としております。

ただ、我々のほうが所管しているのが施設の整備のほうでございますので、実際にその在り方については申し訳ありません、私のほうでお答えすることはちょっと難しい状況でございます。

以上です。

○幸喜愛委員　ありがとうございます。

取組の部分に関しては管轄外ということでございますので、そこのところをまた楽しみにしながら注視したいと思います。

ぜひ、この整備事業については、計画どおり進められますことを望んでおります。ありがとうございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　お願いします。

私からは、内部統制評価報告書から質問させていただきます。

今回、この内部統制評価報告書の中で重大なインシデントとして与那原マリーナの件と北部災害対応とワシントンのことが取り上げられていますけれども、それ以前のインシデントの原因と対策をお伺いいたします。再発防止策もお願いします。

○翁長富士男行政管理課事務評価監　お答えします。

まず一つ、与那原マリーナの使用料誤徴収についてでございますが、要因としましては９メートル未満の船舶の係留に対して、指定管理者が条例に定めがないにもかかわらず使用料を徴収しておりましたが、県においても条例の適用に関する確認が不十分だったことが挙げられます。事案を把握した後、時効に達していない使用料を対象者に還付し、また、令和７年６月定例会で、与那原マリーナにおける９メートル未満の船舶の海上係留に対する使用料の額を定める沖縄県港湾管理条例の一部改正を行ったところです。

北部災害の事務手続の遅れ等につきましては、要因としまして、災害対策本部の設置基準について、記録的短時間大雨情報とか市町村の避難情報と関連づけられておらず設置が遅れたこと、また、気象状況や住家の被害状況等を考慮し迅速な災害救助法の適用が必要だったにもかかわらず、連絡体制が十分でなかったことが挙げられます。再発防止に向けては、緊急連絡先を24時間、365日対応可能な災害対応総括課に一本化しております。災害時の初動体制の確立に向けて、災害対応総括課を危機管理課及び消防防災対策課の２課体制として、消防防災対策課に消防防災経験者の課長級を増員して、体制の強化を図ったところでございます。また、迅速に災害対策本部が設置されるよう設置基準に気象情報等を追加するとともに、初動対応等について沖縄県圏域水防災タイムラインを策定し、いつ、どの機関がどう対応すべきか定め、適切な災害対応ができるよう対策を講じたところでございます。

ワシントン駐在に関する不適正な事務処理につきましては、要因としまして、本庁内での事前の十分な調査、検討がなされず理解が不足していたこと、本庁所管課、駐在職員及び委託先の間の情報共有が十分に行われなかったことなど、また、文書による意思決定がなかったことから様々なリスクが発現したことが挙げられます。再発防止に向けて、当該事案が発現するに至った要因を分析するとともに、ワシントン駐在の活動及び経緯に関する報告書を取りまとめることとしております。また、得られた教訓はワシントン駐在に関する業務特有のものではなく、他の業務でも共通することから、全庁で共有し職員一人一人への周知を徹底しようとしているところでございます。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

与那原マリーナの件に関しては、指定管理者と確認して報告を定期的にチェックするということで報告書に上がっていますけれど。例えばこの与那原港マリーナ以外に、こういった事例というのはもしかしたらまだあるかもしれませんが、そういったものに対して、県は全庁的にチェックする体制というのはつくられているんでしょうか。

○翁長富士男行政管理課事務評価監　総務部としまして、ほかのマリーナとかでそういった使用料徴収の誤徴収があったとは聞いてはございません。

ただ、今回の重大な不備を全庁で共有しまして、ほかの施設でまた同様なことが起こらないよう、そういったところを周知徹底していきたいというところで考えているところです。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

続きまして、こういった内部統制の報告書に当たって、沖縄県の監査委員からの指摘がございますけれども、監査委員からの指摘として改善が望まれる事項として、自己評価でリスクを認識していない、若しくは、識別していても不備なしというものがあり、自己評価の精度が低いという指摘がありますけれども、これに対して県としてどのように対応していきますか。

○翁長富士男行政管理課事務評価監　お答えします。

各課等がリスクを識別する際に、過去に定期監査で指摘を受けた事項の追加を促しているところです。それを促すとともに、いずれの所属でも起こり得る共通的なリスクを漏れなく識別するよう周知を行っているところでございます。

内部統制の取組に当たっては、地方公共団体におけるリスクや課題と向き合ってきた監査委員の知見を生かすことは効果的であると考えております。自己評価の精度が低いという監査委員からの指摘されていることについては、リスク評価シートにこれまでの指摘事項を加えることにより、全庁的に対応することとしているところでございます。

以上でございます。

○玉城健一郎委員　これは２つありましたけれども、指摘に、ぜひ全庁的な対応のものの推進も今のお話で伺えましたので、ぜひこういった内部統制というのをしっかり機能させながら、ミスというものをなくしていくよう、ぜひ努めていただきたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　よろしくお願いします。

大変申し訳ないですが、質問取りに来たときに申し込んでなくて、１件だけお許しをいただきたいと思います。

令和６年度の歳入歳出決算説明資料の５ページ、歳入決算状況なんですけれども、その中の（款）県税で記されています（項）県民税、この収入比率の96.8%の比率なんですが、担当の皆さんはどう評価をされているのか、お伺いしたいんですが。

○平良友弘税務課長　お答えいたします。

今、委員のおっしゃられた、（項）の県民税、こちらのほうが96.8%になってございまして、ちょっと今、前年度の数字を持ち合わせていないものですから、その下の（目）の個人県民税、こちらのほうが96.6%となっておりまして、昨年度が96.5%ですので、0.1ポイントアップしているという状況でございます。

この辺の収入率につきまして、個人県民税につきましては各市町村のほうで徴収していただいて、県のほうに払い込んでいただいているところですけれども、市町村のほうも徴収対策は非常に頑張っていただいているとこもございまして、収入比率については改善しているという形で、認識しているところでございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　説明していただきましたとおり、皆さん、未収入の縮減対策について十数年間、縮減に努めていきますと、毎年こう述べられています。大切なことだと思いますね。当初の予算説明の中でも未収入額、そして不納欠損に至るまでのその額というものは、るる説明がありました。事業収入が減になったとか、いろいろ理由があることはあるわけですけれども、また、払えるのに支払わない対策がありましたよね。

この辺については、実際にこの令和６年度の会計の中で、あるいは過去から差押えを行った、処分をしたという事例もありますか。

○平良友弘税務課長　個人県民税のほうなんですけれども、その徴収対策につきましては、各市町村における積極的な組織的な関連、連携、その辺が不可欠であることから、その促進を図るため、各県税事務所の管轄区域ごとに設置している個人住民税徴収対策協議会を活用して、市町村との積極的な連携を図っているところでございます。また、企画部と連携して沖縄県市町村税徴収対策支援本部を設置しており、市町村長等との意見交換や研修の開催、それから県税・市町村税徴収強化月間の設定のほか、差押えやそれから合同公売、平成27年度からはテレビや腕時計など物品の動産の公売なども市町村と合同で行うなど、市町村の徴収対策を広く支援しているところでございます。差押えの実績なんですけれど、これは個人県民税問わず県税全体の差押えなんですけれど、令和６年度につきましては、件数としては4911件の差押えを行っております。

令和５年度が3359件ですから、差押えにつきましては、かなり滞納処分を積極的に進めているという状況でございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　税負担の公平性ということと収入確保の観点という点から、広報活動あるいは充実強化に努めていると。納付環境の整備を努めていると。市町村の皆さんが、こういった県との連携に非常に大きく左右されるような、この収入比率になるのかなと思っているんです。それで市町村の皆さんにも御苦労をしていらっしゃるんだろうなという気がしてなりませんね。本当に御苦労さんです。

次に主要施策の36ページ、これは説明だけで結構ですので、よろしくお願いします。

公共施設のマネジメント推進事業というのがあるんですが、大規模改修工事等に72施設の計画を立てられたと。そして81施設の実績ということなんですが、執行率は67.2%ということなんですけれども。この内容を、ぜひお聞かせいただけませんか。

○祝嶺浩之管財課長　公共施設マネジメント推進事業では、県有施設の改修等に係る予算を全庁的に一括し、優先順位をつけて効率的な改修、維持管理を行っているところです。

執行に当たっては、入札不調や執行残が発生した場合、追加工事の要望箇所などに充当するなど、早期の予算執行に努めているところではありますが、追加される箇所が下半期に行われることが多く、事業規模も小さいことから、結果として施設が増えている中、執行額が増えにくいという状況となっているところでございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　次年度に繰り越す予算もあるようですけれども、こちらはまだまだ未完成ということで、翌年度に繰り越したというふうに見られるんですが、そうですよね。

○祝嶺浩之管財課長　やはり昨今、入札不調により工事の進捗が進まなかったとか、また、資機材の需要逼迫とかそういったのがあって、繰越しが増えている状況ではございますが、今年度からは、なるべく各施設を管財課の技術職員が回って、フォローするような形を取って執行率を高めていこうというような取組をしているところでございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　ありがとうございます。

今度は資料がございませんので、ぜひこのことをお答えいただけないかなというふうに思うんですが。先ほど、教職員のメンタル休職者の対策ですとか、いろいろお話がありましたけれども、県職員、県庁で働いている方々の過重労働といいましょうか、それに対するケアですとか、どういった取組がされているのか、お聞きをしたいんです。部署によっては、人事異動されて、空いたポストを全体でカバーしないといけないという部分が、今あるのかどうか。お話を聞いたら、いろいろあちこちにあるようなんですが、その辺のところをぜひお聞かせいただきたいです。

○屋我はづき総務統括監　お答えします。

職員の就労環境の改善というところでございますが、知事部においては職場環境の改善に向けて、時間外勤務の縮減に取り組んでおります。やむを得ず長時間勤務が生じた場合には、所属長による要因の事後検証を行い、業務分担の見直し等を行っているところでございます。また、年次休暇や夏季休暇の取得促進、育児休業や時差出勤、在宅勤務制度の活用など、多様な働き方が可能となる職場の環境整備を推進するとともに、若手職員からの自由で独創的な発想による政策や業務改善に関する提案の募集など、職員の能力や意識の向上、やりがいの創出に取り組み、職場全体の活性化を図るというところにも取り組んでいるところでございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　聖域なき構造改革の取組から、公務員の数が年次ごとに減らされていくというようなことがありました。皆さんも非常に効率的な仕事をこなすためにも、いろいろな計画の下に実行されてきたと思うんですけれども、仕事量は増える、ところが職員は少なくなっていくということでは、そういう意味では皆さんの職に対するケアというのが非常に大事な部分になっているんだろうと思っているんです。この長時間労働に対する健康被害防止対策など、今述べられたことだと思うんですけれども、私も夜の９時、10時まで那覇市内にいる場合があるんですが、県庁の明かりが大分ついている部署もかなり見えるんですよね。そうしますと勤勉な方々、非常に仕事熱心な方々がいらっしゃるなと思うんですが、その反面、やはり長時間労働の皆さんのケアというのが非常に大事になってくると思うんです。

頑張っていただきたいと思いますが、部長、最後にお願いします。

○宮城嗣吉総務部長　先ほど答弁ありましたように、やむを得ず長時間勤務が生じた場合には、事後に所属長において要因とか改善策の検証を行って、業務分担の見直し等に取り組むこととしております。また、御指摘あったような形で、人事異動等に伴って欠員が生じている部分がございますが、４月に生じた欠員については、臨時的任用職員を採用したり、あるいは前倒しで新採用を採用したりというような形で欠員を補充するというような努力も行っております。また、次年度の定数編成に向けては、多様化する行政需要への対応のほか、より適切な業務執行体制の確保に向け、各部等による職員間の業務偏在の解消、業務効率化の取組を踏まえた上で、柔軟に定数の配置を行うこととしたいと思っております。

以上です。

○仲宗根悟委員　私も若い大学生とお付き合いする時間がありましたものですから、情報を聞きますと、県庁はそんなに人気がないんですよ。学生の皆さんは、県庁はブラック企業だというような印象しか持っていないようなんです。それを払拭するためにも、ぜひそういった対策を取って、学生から人気が出るような職場づくりといいましょうか、環境整備について頑張ってほしいなと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　高橋真委員。

○高橋真委員　それでは、令和６年度歳入歳出決算説明資料８ページ、７行目から行きたいと思います。

（款）使用料及び手数料、（項）使用料、（目）総務使用料の収入未済額４万82円、この収入未済額について、どのような性質の使用料であって、そして徴収の見込みがあるのか、具体的な内容について

お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　お答えいたします。

当該収入未済額については、令和４年度に北部合同庁舎の売店として使用していた行政財産使用許可に伴う建物使用料でございます。

当該債務者については、令和４年11月に破産手続を開始したため、今現在未納となっているところです。

以上です。

○高橋真委員　では、現在においてどのような債権管理を行ってきたのか、具体的な経緯をお伺いしたいと思います。

○祝嶺浩之管財課長　お答えいたします。

当該事業者につきましては、令和２年度８月から北部合同庁舎に入居して売店の使用許可を受けてきております。

令和４年度におきましても、令和４年４月から令和５年３月まで、令和４年度いっぱい使用許可を受けてきたところでございます。当該使用許可にかかる年間の使用料がこの４万余りとなっておりますが、この年間使用料の納入期限は令和４年５月31日でございました。これに対して、同年の６月30日にこの使用期間の変更承認申請書というものが提出されて、使用期間を令和４年４月１日から令和４年７月31日までの４か月間に短縮したところでございます。これを受けまして、業者は７月いっぱいでここを退去したわけでございます。その後、管財課のほうでは、令和４年の11月14日に１回目の納入通知書を再発行して通知しております。また、令和５年１月30日にも２回目の納入通知書を再発行していますが、この間の11月22日に破産手続開始の通知書を受領したというところでございます。

以上です。

○高橋真委員　まず、この歳入額について確認をしたいと思います。

今、仕様変更をしたと、１年間だったものを４か月間に変更したということであります。何で使用料の１年間の金額が変わっていないんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　こちらは条例に基づいて年間の使用料を納めることになっておりまして、この期間が短縮されようが、年間の使用料を払っていただくという仕組みになっています。

以上です。

○高橋真委員　では、期間が短くなっても、その使用料というのは変わらないというのが条例の定めということなんでしょうか。普通であれば期間が短くなると、その分の使用料というのも期間分は減免されるはずでありますが、それは何かおかしくはないですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　今の条例と条項までの手持ちがないんですけれども、そもそも使用料というのが年間で定められているものになっているので、今、その減額していない調定額をそのまま活用しているところでございます。

以上です。

○高橋真委員　使用料というのは、お支払い期限はいつなんですか、原則をお伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　原則は、入居前に払うのが原則でございますが、当該年度におきましては、令和４年５月31日を期限として発行したところでございます。

以上です。

○高橋真委員　令和４年度に入居するときに、前納しなければいけないにもかかわらず、まず未納であったと。未納であったにもかかわらず、変更期間を短くすることを承認したと。どういう協議があったんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　今回の債権回収に当たっては、事業者の撤退を受けて、先ほど申し上げましたとおり、令和４年11月と令和５年１月に納入通知書を発行して通知しております。

しかしながら、本来、納入期限の５月31日を過ぎた場合は、納入期限後20日以内に督促状を発付しなければならないところ、管財課において、現在その対応があったということが確認できていないところでございます。また、本来であれば、債務者の状況に応じて分割納付を請求するなどの検討もすべきであったところでございますが、そういった交渉記録も今は確認できていないところでございます。

以上です。

○高橋真委員　では、債権管理に落ち度があったということでありますが、延滞料、加算金等々は発生しないものなんでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　延納利息等の支払いについては、もし今支払われたら、期間に応じて延納利息というものが発生すると考えております。

しかしながら、この債務者につきましては、令和４年11月に破産手続が開始されており、令和６年度に入りまして、令和６年６月26日に破産手続の廃止決定というものが官報でなされております。こういった令和６年度の債務者の破産手続の廃止決定、

こういったものを受けて、管財課としては債権放棄も視野に入れながら、地方自治法の施行令の第171条の５、第１号の規定に基づいて、徴収停止というような措置を行っているところでございます。

今後、状況の変化を年に１回程度確認しながら、状況の変化がない場合は債権放棄を行って、不納欠損を行うことも検討しているところです。

以上です。

○高橋真委員　それは今後のお話であります。要するに、今までちゃんと管理をしてこなかったので延滞利息とか、そういったものを計上して、年度年度に回収の見込みというのを立ててこなかった。そして決算において、今指摘をされているところで、今後の方向性ということを答弁していただいたと思うわけなんですけれど、この辺については、まずこの破産手続が廃止されたということであります。廃止されるまでの間は何の接触もなかったんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　この破産手続が開始されたという通知があったことをもって、破産状況になっているという認識をしております。その後、破産手続の開始からそれ以降については、令和５年１月に納入通知書は再発行して２回目の通知をしたと、そういった事務手続でございます。

以上です。

○高橋真委員　まず、関わり方が非常に弱いということであります。そして、やっぱり気になるところは、途中で期限を短くしたというとこであります。これはどういう意思決定なんですか。

○祝嶺浩之管財課長　申し訳ございません、あまり当時の交渉記録が残っていないところでございますが、この事業者が撤退の意思を恐らく示しておりました。そうであれば、令和４年７月に退去すれば、またそれ以降に新たな事業者が入る可能性もあったため、そういった措置をしたということでございます。

以上です。

○高橋真委員　なぜ交渉の記録等が残っていないんでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　こちらにつきましては、令和４年ですのでそんなに日がたっていないところから、本来であれば、課内もしくは近いところに書類等があるはずなんですけれども、今それが探せていない状況でございます。

こういった滞納が発覚した当初に、本来であれば迅速に動いて、滞納者に当たって状況を聞いていくべきところです。そういったところの対応が適切でなかったというところは認識しているところでございます。

以上です。

○高橋真委員　期間を短くするというのは、何の規則に基づいてやっているんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　沖縄県公有財産規則に基づいて、入居の許可をしているところでございます。

○高橋真委員　何の規則に基づいて誰の権限で変更したんですかと聞いたんですよ。

○祝嶺浩之管財課長　行政財産の使用の申請、それからその期間を短縮する申請、それに応じて決裁権を持つ管財課において決裁しているところでございます。

○高橋真委員　変更協議に応じるとか、公募要項とかには載っているんですか。お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　公募要項については、あくまでも入居の際に公募する業者を選定するための公募でございます。その公募で業者を決定した後は、管財課のほうでこの関係規則にのっとって、行政財産の使用許可をするという仕組みでございます。

以上です。

○高橋真委員　では、今回未納の状態で、しかもそういう状態でどんな交渉経緯があったか分からないけれど、期間の短縮の変更に応じたことは妥当だったという判断でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　この使用許可を短縮したことについては、特に不適切だったかというようなところについては、今直ちに判断できないところでございます。明らかに誤っていたのは、やはり滞納が発生した瞬間にしかるべき措置を取るべきだった、そういうところが欠けていたと思います。本来はその流れの中で、そういったのを検討されるべきだったのかなと思います。

以上です。

○高橋真委員　では、実際にこの収入未済額が上がってきてこの破産手続開始通知書が出た後には、どのような対応をしたんですか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　繰り返しになりますが、令和５年１月に２回目の納入通知書を発付したところでございます。

以上です。

○高橋真委員　すぐ何もやらなかったのは何か理由

があるんですか、お伺いいたします。公式に来たんですよね。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、質疑の内容について確認、整理を行う。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

祝嶺浩之管財課長。

○祝嶺浩之管財課長　委員おっしゃるとおり、こういった破産手続が開始されたという通知が来たのであれば、本来であれば、やはり今退去しても、法人または代表取締役に当たって確認していくべきだったと思います。

以上です。

○高橋真委員　なぜやらなかったんですか。

○祝嶺浩之管財課長　なぜやらなかったかというところについては、交渉記録も残っていないところがございまして、なかなかその当時の状況が今は確認できていないところでございます。そういった意味で、担当のみならず組織、班として課として、取組が弱かったのだろうというように感じております。

以上です。

○高橋真委員　では、徴収停止を判断したときというのは、これまでの経緯をどういうふうに整理をされたんでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　令和６年６月26日に、那覇地方裁判所沖縄支部の破産手続廃止の決定を受けております。

その決定がこの債務者の破産手続を進めていくに当たって、費用不足によるというようなことが書かれておりました。それを受けて、管財課としては登記簿を取得して債務者の確認を行っております。破産手続廃止の決定が事業者の費用不足によるものであったことから、そういった状況を踏まえて、地方自治法の施行令に基づいて徴収停止を決定したところでございます。

以上です。

○高橋真委員　では、確認いたします。これまでの対応としては、適切な債権管理はできていなかったと、それをお認めいただいたわけですね。

○祝嶺浩之管財課長　そのとおりでございます。

繰り返しになりますが、やはり滞納が発覚した当初からの対応が適切でなかったと認識しております。

今後、課内でそういった関係法令の共有を徹底して改善していきたいと思っております。

以上です。

○高橋真委員　もう一つ。ということは、これは徴収停止を組織として意思決定したのであれば、不納欠損に計上されるべき数字ではないでしょうか、お伺いいたします。

○祝嶺浩之管財課長　お答えいたします。

不納欠損、地方自治法の定めによりますと、破産手続が、清算が結了した場合には不納欠損できるとなっております。

今回の場合は、破産手続開始されたんですが、途中で費用不足によって結了まで至っておりませんので、当面、この徴収停止で債務者の状況が変わらないというのを毎年確認していく作業がございます。それを一定程度積み重ねていって、不納欠損になるということで認識しております。

以上です。

○高橋真委員　小さい金額かもしれませんけれど、やはり私はこの管理の在り方については大変懸念を示しております。総務部長、今回、この管財課のいわゆる私債権になりますか、使用料、手数料に対する債権管理の在り方については、こうやって質疑をして初めて出てくるものが多くて、しかも、やっぱりそういうふうに過去においてしっかりと管理をされていない、また債権者との接触もほとんどないという状態の中で放置されていたという部分が多いわけであります。しっかりとそれは組織的に改めていただきたいわけでありますが、部としての方針をお伺いいたします。

○宮城嗣吉総務部長　今質疑のあるように、本来、納入期限が過ぎた時点で督促状を発付しなければいけないというタイミングがありました。また、使用期間の変更等々のやり取りがあるときに、債務者の状況に応じて分割納付を請求するなどの検討もすべきだったというところで、そういった適切な債権管理がなされていなかったというところがございます。そういう不適切な結果として収入未済額が生じてしまったということでありますので、本来、そういうようなリスクの発現がない状態が望ましいというところではあるんですけれども、職員がそういう状態にリスクが発生するようなことを常に意識する必要があるのかなと思っております。

そのために、コンプライアンス意識を持つために、職員一人一人に情報を共有し、蓄積し、浸透させて、不備は絶対に出さないという緊張感を持って取り組むことが大事だと思っております。再発防止にありましたように、法令の確認それから事態が生じた場合の手続の確認など、研修等を通してそうい

う意識を徹底させていきたいと思っております。
以上です。
○西銘啓史郎委員長　休憩します。
（休憩中に、高橋委員から総括質疑の申出があり、委員長から委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）
○西銘啓史郎委員長　再開します。
高橋真委員。
○高橋真委員　この収入未済額の所管課の管理の不十分な在り方というのは、しっかりと今後の体制の改善も含めて、知事に問いたいと思っております。全庁的な課題としてしっかり受け止めていただくことが重要であると思いますので、総括として上げさせてください。
○西銘啓史郎委員長　この内容については、明日、終了後にまた協議いたします。
午後０時１分休憩
午後１時21分再開
○西銘啓史郎委員長　では再開します。
高橋真委員。
○高橋真委員　では、午前に引き続き質疑をさせていただきます。
同様に、決算説明資料の８ページから行きたいと思います。25行目に当たります、（項）財産売払収入、（目）不動産売払収入で、あと一つの（目）物品売払収入についてです。予算現額はゼロ、調定額が６万5320円、収入済額も同様であります。この中身について具体的に説明をお願いいたします。
○仲村卓之人事課長　お答えします。
当該収入は、自治研修所、名護県税事務所及び自動車税事務所において、備品である公用車３台等を売却したことによる不用品売払収入となっております。
○高橋真委員　これは公用車の売払収入であると言いました。備品のみですか、お伺いいたします。
○平良友弘税務課長　お答えします。
税務課所管分になるんですけれども、県税事務所等の備品及び消耗品に係る不用品の売払収入となっております。内訳ですが、名護県税事務所所管の公用車、それからＯＡテーブル、鉄製の消耗品と自動車税事務所所管の公用車売却収入となってございます。
○高橋真委員　備品の管理については、手放すときに廃棄なり売却なりというそういう手続が、いわゆる方針としてあるものなんでしょうか、お伺いいたします。
○平良友弘税務課長　県のほうとしましては、不要物品の処分につきましては、基本的に売却をすると。売却するようなもの、価値がないようなものについては廃棄処分という形になってございます。
○高橋真委員　ということは、そういう方針があるわけですよね。今回お話を伺っていると、消耗品もあるということでありました。消耗品もこのいわゆる物品という、この備品と同様に取り扱うものなんでしょうか、お伺いいたします。
○平良友弘税務課長　規定の中では、物品の中に消耗品も含まれるということになってございます。
○高橋真委員　通常であれば、備品の場合は備品台帳に記入をすると。ところが消耗品の場合は、金額が細かくたくさんあるので台帳とかにも管理しない。いわゆる導入した所管課の裁量でもって取り扱われるということでありましたが、そういうふうに消耗品も売り払うということは、これまであるんでしょうか、お伺いいたします。
○平良友弘税務課長　これまでどのような感じで売払いがされていたかは、ちょっと税務課のほうで確認しているところではございませんけれど、今回名護県税事務所のほうでは、そういった形で消耗品となっている机とか、そういったものがある程度の数があったということで、そういった売払いをしたということは聞いております。
○高橋真委員　だから、もともとはその処分に当たっては、いわゆる廃品回収業者とか廃棄とかで済むお話だと思うんです。だけど、あえて備品みたいに取扱いを慎重に行って、売却して収入まで得て、最後までこれを大切に扱ったというのは、どういう方針なんですかということです。消耗品の取扱いに関しても何か方針があるんですかということです。
○平良友弘税務課長　ちょっと私のほうでお答えしていいものかどうか分からないんですけれども。基本的に消耗品につきましては、委員おっしゃるとおり少額なものとか、使ってすぐ消耗してもう価値がないようなものもたくさんあります。
ただ、今回の事案につきましては、机とかそういったものを鉄くずのようなものとして売払いができると所属のほうで判断して、今回売払いを行っているというところで、各所属でそれを判断されているということでございます。
○高橋真委員　私、この事実はすごく重要だと思っているので、ちょっと指摘というか、少し総務部長に対してもお話しさせていただきたいと思っている

んですけれど。いわゆる消耗品というのをただ廃棄するだけじゃなくて、こうやって備品みたいに同様に売払いをしてしっかりと回していくというか、大切な県民の財産をこういうふうに最後まで取り扱ったという事例というのは、非常に重要だと思うんです。通常であれば捨てて、はい終わりというような世界で、そういうふうに大切に扱ったということに対しては、非常に模範だと思っています。ここはちょっと評価をさせていただきたい。なので、そういう消耗品といえども公有財産なんだと、最後まで慎重に取り扱うんだということというのは、しっかりと全庁的に示していただきたいわけであります。ただ、いい事例だったので、しっかりと総務部も含めて、私備品に対しては全庁的に最後まで丁寧に取り扱うと。まだ疑義を持っているタイプの人間なので、一般質問もありましたので、そういうことをしっかりとやってほしいと思っています、いかがでしょうか。

○宮城嗣吉総務部長　備品については、備品台帳のほうに登録して、効能がなくなった場合には、それを処分するということで台帳管理をすると。その処分に当たっては、どういう処分が一番適当なのかというところで、財産的価値があれば売り払うというようなことを取ったかと思います。

今回の事案は、それに準じた形で消耗品ではあるんですけれども、リサイクル資源として、財産的価値があるという判断の下に売り払って、売払収入を得たというところの部分については、そういった細かい配慮がなされたのかなと思っております。各部に内部統制専任職員等がいたり、あるいは予算経理班も設置して、こういうような事例を収集しているところですので、ぜひ全庁的に悪い事例も良い事例も共有して、本来どうすべきだったかという手続については共有し、徹底していきたいと思っています。

○西銘啓史郎委員長　渡久地修委員。

○渡久地修委員　主要施策の28ページの所有者不明土地について、まず３点お尋ねします。

１点目、その原因について、これは全国にもあるのか。２点目、これまで、この所有者不明土地を真の所有者に返還してきたという実績について、お願いします。３点目、残りの筆数と面積についてお願いします。

○祝嶺浩之管財課長　まず最初、原因についてお答えします。管財課のほうで所管している所有者不明土地についてですが、沖縄戦に起因して、公図や公簿が焼失したもの、こういったものを管財課のほうで、所有者不明土地ということで復帰特別措置法に基づいて、県・市町村で管理しているところでございます。

２点目のこれまでの管理解除された実績についてですが、真の所有者への返還等により管理解除された所有者不明土地は、県管理地で410筆、17万253平米、市町村管理地と合わせると、トータルで848筆、21万1619平米を管理解除をしたところでございます。

現在、管理している筆数と面積ですが、令和７年３月31日現在で、県管理が1482筆、89万5353平米、市町村管理が1184筆、８万4336平米、合計で2666筆、97万9689平米となっています。

３点目の他県における所有者不明土地というのは、一般的には相続がうまくできてないことが原因により、所有者不明土地になっているケースがほとんどだと聞いております。国と少し意見交換した中で聞いたのは、そういった戦争に起因する所有者不明土地というのは、今沖縄県のみということを聞いています。

○渡久地修委員　この約98万平米というのは、イメージ的にはどれぐらいの広さになるんですか。

○祝嶺浩之管財課長　幾つか単位があるんですけれども、沖縄県内で分かりやすく言えば、沖縄市泡瀬の県総合運動公園が約70ヘクタール、所有者不明土地管理の合計が98ヘクタールなので、県総合運動公園の約1.4倍ということになります。

以上です。

○渡久地修委員　皆さんはこれまで努力してきたんだけれど、真の所有者に返したのは直近ではいつなのか。そして、現在名乗り出て裁判になっている事例があるのか。今後名乗り出てくる可能性があるのか。この３つをお願いします。

○祝嶺浩之管財課長　最後に真の所有者に返還したのは、平成27年に返したのが最後でございます。それから今現在、その真の所有者から訴訟等で申出があるような事例はございません。今後の見通しですが、やはり80年以上たっていることから、なかなか物証、人証は厳しくなっています。今後こういった管理解除に結びつくような真の所有者に返せるようなものは、なかなか少なくなっていくのではないかと見込んでおります。

○渡久地修委員　この10年来、そういったのがもう出てないと、これからも出てこないんじゃないかという見通しですけれど、先ほどあった、民法で処分

できるようにという改正があったということなんだけれど、これについては、沖縄県としては納得できない部分もあると思うんですが、その辺の見解を教えてください。

○祝嶺浩之管財課長　この改正民法によるまず新たな制度というものなんですけれども、少し説明させていただきますと、現に所有者不明土地上に建物を有して居住している人や隣接地主、そういった方々が利害関係人と言いますが、そういった方々が裁判所に申し立てることで、当該土地の売買が可能になる制度でございます。具体的には、裁判所が県に代わる新たな管理人というのを指定します。その指定された管理人と申立人との間で土地代を支払い、土地を購入するということになっております。

ただ、課題としましては、今この利害関係人というのが、実際にいる場合はともかく、所有者不明土地というのは、結構原野なり山林なりにもたくさんございますので、結局そういったものは残ってしまうということで、全筆の解消には、この制度では至らないというところが課題かなと感じております。

○渡久地修委員　もう一つあるんじゃないですか。この管財人、これ売買したら、その後はこのお金が国庫に入るという問題があるんじゃない、どうですか。

○祝嶺浩之管財課長　この制度ですけれども、先ほど、この新たな管理人にその土地の代金を支払うことになるんですが、この管理人は、必要経費以外は供託に預けることになります。そうすると、この供託に預けて10年の時効が経過すると、国庫に帰属するというような制度でございます。

○渡久地修委員　現在、今の事例で何件生じていますか。

○祝嶺浩之管財課長　今こちらで正確に把握しているのは、令和５年度に３件、32筆が管理解除されました。令和６年度はなかった、ちょっと今その辺りが定かではないんですが、令和７年度に入って少しずつ、またその管理解除が出はじめているというのを聞いております。

○渡久地修委員　10年たったらそれが国庫に入るというものに対しては、私は納得できないとこれまでも何度も指摘してきました。あんなに悲惨な沖縄戦で、県民４人に１人の命が奪われて、一家全滅も出てきて、公図までなくなって今の事態が起こっているわけよ。そして、その売買したものが国庫に入るというのは、県民としては納得できない。だから、それはやっぱり当該自治体や県にその権利は帰属をすべきだと思う、その辺は部長どうですか。

○宮城嗣吉総務部長　この所有者不明土地の一番の課題は、管理権限はあるんですけれども、処分権限がないということで、必要な他に有効利用できるような土地について用途が制限されてしまっているという点にありました。それを今回、一部改正民法で処分することができるようになったというところが一歩前進だと思います。

一方で、それが利害関係人に絞られているというところの部分では、まだ課題があるのかなというところがあります。

その改正民法で供託後の売買金額が国庫に帰属するという部分については、様々な意見があるかと思いますので、ここで言及は避けたいと思いますけれども、確かに委員のおっしゃるように、間違いなく県民の財産であったものが国庫に帰属するというようなものについては、様々な意見があるかと思います。

県としましては、まずはそういう意見を国のほうに訴え、法制上の措置、それから有効できるような財政措置などについても継続して求めたいと思います。

○渡久地修委員　これは当該自治体、沖縄県に帰属するようにしっかりと県として働きかけないと、戦後80年たっても、さらにこれが沖縄県から奪われていくということは到底納得できない。その辺はしっかりやってください。これはもう、これからも私たちは指摘、追及していきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　当山勝利委員。

○当山勝利委員　まず、令和６年度基金の運用状況書の中の土地開発基金について、まずはこの基金の目的と用途について伺います。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

この基金は昭和48年に条例に基づき制定されたものです。公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要のある土地を購入するための経費の財源に充てているために設置されたものです。この基金を資金として、沖縄県土地開発公社、または沖縄県町村土地開発公社に貸付けを行うことにより、学校など公共施設の整備など、大規模で迅速な土地取得が必要な場合に対応するものとなっております。

○当山勝利委員　資料の２ページに本年度中の増減額で10万8072円とありますが、この説明をお願いし

ます。

○真栄田義泰財政課長　資料中に示されている本年度中増減額の10万8072円については、この基金を運用したことにより得られた預金利子を積み立てたものとなっております。

以上です。

○当山勝利委員　これは預金利子ということですね、分かりました。この貸付状況を聞きたいんですけれども、直近で残高がまずゼロなんですけれども、この残高というのはいつまであったんでしょうか。貸付残高です。

○真栄田義泰財政課長　直近の貸付残高については平成27年度まで、その額は４億1502万7000円という数字がありました。

○当山勝利委員　ということは、10年以上貸し付けた事実はないということですね。次に本年度中の貸付けがゼロなんですけれど、貸付けをした直近の年度というのはいつでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

直近では、平成25年度に北中城村屋宜原の北西側に位置する、昭和49年に米軍から返還されたサウスプラザ地区において、公民館等の整備に係る用地取得の資金に充てているため、沖縄県町村土地開発公社に対して、先ほどの４億1502万7000円の貸付けを行ったというのが最後です。

以上です。

○当山勝利委員　この基金は残高を10年、それから貸付けしたのも12年ぐらい前ということで、その間はないわけですよね。ここら辺の必要性というのをちょっと伺います。

○真栄田義泰財政課長　委員の御指摘のとおり、近年は貸付け実績はございませんが、昨年度から土地開発基金の貸付けについて検討している案件はございます。また、これまで米軍返還跡地である那覇新都心において、高等学校とか、県立博物館・美術館の建設用地の取得の際に貸付けを行っております。

今後は、在日米軍施設の返還が実現した際には、大規模な整備が必要になる場合があるかなということを考えております。

この基金を活用することによって、時機を逸することなく、用地の取得可能となるため、今後も維持していく必要性はあるのかなという認識でございます。

以上です。

○当山勝利委員　そうすると、いつになるかは分かりませんけれども、積立てられているこの63億円余りの基金で今足りますか。

○真栄田義泰財政課長　基金残の規模の適正化というところなんですけれど、過去の事例でいくと、例えば平成３年度は４件あって31億の貸付けがあったりとか、そういう実績があったりとか、平成10年については48億の貸付けを行ったりとかという部分がありますので、今の規模感は維持していきたいなというところを考えております。

○当山勝利委員　そこら辺は今後検討をしていただきながら、要は米軍基地の返還に合わせて、基金がこれで足りるのかどうかも含めて、もっと必要額が出てくるのかもしれないし、そこら辺をぜひ検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　委員の御指摘のとおり、今後、土地についての貸付けになってきますので、規模感がなかなか見通せない部分もありますので、今の残高はしっかりキープして活用していきたいと考えております。

○当山勝利委員　分かりました。

全体的にいろいろな基金があるんですけれど、ここに出された基金も見てみると、この運用益の整理の仕方がそれぞれの基金で違うんですよね。この違う理由についてちょっと伺います。

○真栄田義泰財政課長　基金の運用益の対応については、沖縄県が所管する基金条例で基金の運用から生ずる収益について、一般会計歳入歳出予算に計上して整理すると定めているもののほか、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するとうたわれて、それぞれルールが決まって定められております。これにより運用収益を基金に積立てているものがある一方、基金の積立てを行わず、基金から出た運用益を財源として、関係事業に充当しているという取扱いをしているものです。

○当山勝利委員　そういう整理が違う理由はなぜですか。

○真栄田義泰財政課長　やっぱり基金のそれぞれの設置目的とか、運用ルールがそれぞれ全く異なっていまして、基金設置当初の事業計画において、運用収益を活用して、その基金の目的に資する事業に充当するということを定めていますので、それぞれの基金の設立の背景によって、基金を積んで活用する場面と、一定程度の基金を充てて運用収益を生み出して、そこを財源として事業を展開していくというような違いがあります。

○当山勝利委員　私としては、ここの基金を一つの貯蓄と見た場合、今はインフレですので、金利をか

けて、その金利分は運用益として上がってくる、この運用益はきちんと積立てておかないと、将来このお金という価値は減っていくわけですから、それを私は統一してやるべきだと思うんですけれども。いろいろ状況は違うというお話でしたので、また、これは別途、議論させてください。

主要施策の29ページ、幾つかありました危機管理センターなんですけれども、１点だけ伺います。

繰越しが１億9000万出ているということで、50％以上繰越しされているわけなんですが、その理由についてだけ御説明ください。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長　お答えいたします。

本事業においては、令和６年度に埋設物、文化財等の調査をしたところ、実際にこの建設予定地を掘ったところ、文化財の散布状況が大分広がりを持っていたということを含めて、範囲を拡大して作業を進めてきたところでした。併せて、この埋設物を確認するために掘ったところ、行政棟の地下構造の状況が分かってまいりまして、その部分において、現状の設計のまま同じように防災危機管理センターを建てることが難しかったので、設計を修正する必要が生じました。こういったもろもろの件の観点で、ちょっと繰越しが多くなってしまったという状況がございます。

○当山勝利委員　分かりました。

繰り越された分は、順調に消化されていると理解してよろしいですか。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長　現状、我々のミッションは防災危機管理センターの早期の供用開始だと認識しておりますが、今回、この繰越しが多かったことで、特段その供用開始に大きな遅れが生じるということはありません。

○当山勝利委員　分かりました。ぜひよろしくお願いします。

次に、36ページの公共施設マネジメント推進事業の中に平和祈念資料館の件が書かれていますけれども、この平和祈念資料館の修繕、改修の状況について伺います。

○祝嶺浩之管財課長　お答えします。

令和６年度の事業内容としましては、防犯カメラ更新、スプリンクラー、自動火災報知機、排水管、空調、シャッターの修繕となっております。予算の執行状況は1375万6000円で、執行残が500円ということになってございます。

以上です。

○当山勝利委員　５年ぐらい前から改修を始められていると理解しておりますけれども、同館の改修の終了時期というのは、今決まっていますでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　ちょっと部局のほうにも確認した範囲で、管財課が把握している平和祈念資料館の改修について、ちょっとお答えいたします。

令和７年度に大規模改修工事の設計費として1928万円を計上しています。内容は、エレベーター、消火配管、トイレの洋式化、受用変電設備、照明設備、内装、屋上防水などの更新となっております。令和８年度から令和９年度にかけて大規模改修工事を実施し、資料館の改修は一定の区切りがつくと聞いているところでございます。

以上です。

○当山勝利委員　分かりました。

ぜひ頑張っていただきたいと思いますけれども、この公共施設マネジメント推進事業の全体予算として不用額が６億円以上あります。その理由について伺います。

○祝嶺浩之管財課長　当該事業につきましては、各施設の執行状況を把握し、執行残が生じた場合には追加工事の要望箇所などに充当するなど、予算の有効活用に努めているところでございます。

ただ、それでも入札不調や予定していた工事箇所の減があったため、現在不用が生じている状況でございます。

以上です。

○当山勝利委員　限られた予算の中で頑張ってらっしゃると思いますので、ぜひ、不用額を少なくできるように頑張ってください。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　大田守委員。

○大田守委員　まず説明資料の７ページの８行目、９行目です。森林環境譲与税、そちらのほうは新しい税金ということでありますけれども、先ほど答弁の中で、譲与割合が県が１割、市町村が９割ということがございました。譲与税の徴収は県ではやっていないですよね。その徴収と、また県の配分はどのような形で来ておりますか。

○真栄田義泰財政課長　委員の御質問は森林環境譲与税関係で、県のほうで徴収していないかという御質問だと理解しています。

森林環境税は令和６年度から、地方税である個人住民税に上乗せする形で国が課す国税で１人年額1000円の徴収をしていると。実際の徴収は、個人住

民税と合わせて市町村が賦課徴収することとされております。

以上です。

○大田守委員　県民の中には、いつの間についたか分からない税金だと。東北の復興増税と同じような形で、サイレント増税ではないのかという懸念もございます。そういった中では、県のほうもこの3100万いただいております。そして、これは目的税ですよね。どういった形で使われているのか、これは県民に対して説明が必要だと思いますけれども、その説明の仕方は、今、市町村にお任せという形でよろしいでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

森林環境譲与税は、先ほど言った、１割が県、９割が市町村に譲与がされているという状況で、１割の県の部分については農林水産部のほうで、今基金を設けて、施策を打っているという形です。９割の市町村の部分については、企画部の市町村課のほうで市町村の割り振りを行っていると聞いております。

○大田守委員　そうであれば、これは主に市町村の事業に対して割り振っていくという形になると思うんですが、県独自の施策とかそれはあるんでしょうか。それとも、主に市町村の動きがないと、県のほうもこの動きができないということでよろしいでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　県への譲与額の部分なんですけれど、主な使途としては、森林クラウドシステム運用保守委託業務であったり、県産木製品カタログ利用促進実証事業の委託事業等に使われていると聞いています。

○大田守委員　森林に関わる目的税ということで、森林の多い市町村は、ある一定のところに納得はいくかもしれませんが、都市部分に住んでいる住民の皆様方の納得感というか、それに対して、やはりもう少し説明が必要だと思うんですけれども。森林に対するだけなのか、それと国産の木材の加工利用、あとはいろいろな施設のものに使えるのか、それも含めて、森林ということで、植林とかそれにしか使ってないんじゃないかというそういった誤った考えというか、それも出てきているのではないかなと思っています。

○真栄田義泰財政課長　森林環境譲与税の使途については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の34条に定められておりまして、市町村については森林の整備のほか、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされております。

ちなみに、都道府県については、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされております。

以上です。

○大田守委員　私は、これ本当に復興税が取れなくなったという言い方はおかしいかもしれませんが、国のほうでサイレント税でやってきた可能性があるもので、そこはしっかりと説明のほう、よろしくお願いいたします。

あと10ページお願いします。

こちらの違約金及び延滞利息の収入比率が１割もいかないところございますけれども、この点についての御説明をお願いしたいのですが。

○祝嶺浩之管財課長　お答えします。

返納利息についてですが、県有地の貸付料について、賃借人が納付期限内に貸付料を納付できなかった場合に課される賃貸借契約上の延納利息です。

収入比率が低いことについては、借地人の高齢化、病気、死亡、そのほか雇用事情や事業不振等の経済的な理由により、県有地借地料の未納が発生している状況です。

滞納整理に当たっては、借地人への電話催告、借地人訪問等の対応及び滞納整理強化月間を設けるなど対応しているところでございますが、貸付料の本体の徴収を優先していることもあって、この延納利息の徴収が低いという結果となっている状況でございます。

以上です。

○大田守委員　本体の貸付けのほうはよろしいかと思うんですけれども、やはりこの延滞金を払えないという状況であれば、本体のほうの納入率も悪いと思うんですよね。今、県有地の中に、すぐ撤去できる貸付けの方々がいらっしゃるのかどうか、それとも不動産までつくってしまって、それを借りたままになっているのか、どちらが多いんでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　今現在、一般の県民の方々に貸し付けている県有地は、おおむね上物が建っておりまして、そこに県民の方が居住しております。都度、機会を見つけて、この県有地を購入するように少し促したりとか、そういったことを行ってございます。

実際に居住されている方が退去されて更地になった土地については、速やかに入札をかけるなどして売却を進めているところですので、どちらが多いか

といいますと、まだ居住されている方がいらっしゃるということでございます。

以上です。

○大田守委員　いろいろな事業でもなかなかうまくいかなくて、そういった徴収もできない、延滞金が発生するという状況は、私は負の連鎖がずっと続いていると思うんですよね。そうであれば、本当に事業を運営している方に、皆さん方であればしっかりと県のほうで相談に乗っていただいて、この事業はもう無理ですよと、もうはっきりそういった形の道筋を立てる、法的に救える状況があるんだったら法的につくっていく、それが必要じゃないかなと思うんですよね。市町村のほうでも、やはり様々なもので滞納してしまって、もうにっちもさっちもいかない。そして、自分が病気を持っていても医療にも行けない。そういう状況の中で、やはり職員と話をすることによって、法的なルールで救われるというものもあるんです。私は県も同じじゃないかなと思うんです。まだ、私はこれが３割とか、４割であれば先が見えると思います。１割ということは、先の見えない方々が多いと思うんです。そこは行政のほうで道筋をしっかりとつくっていく、これは必要だと思いますけれども、そういったことに関してはいかがでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　委員がおっしゃるように、生活に困窮しているから支払えないということであれば、今後、滞納整理を進めていく中で、本人の状況、それから規模等を丁寧にお聞きしていく中で、適切に関係機関につなげていきたいと考えております。

以上です。

○大田守委員　よろしくお願いします。

あと、主要施策のほうで、もう幾つか質問は出てはいるんですが、29ページの防災危機管理センターについて伺います。執行率が悪いということもあるんですが、先ほどから文化財の発掘が長引いていると、その範囲が広がっていると、これはしっかりと調査しないといけないからいいかもしれませんけれども、そういった中で、私はこれ初めてなのでお聞きしたいと思います。防災危機管理センター、機能センターであれば、ヘリの発着場なんかも一緒にやる可能性はあるんでしょうか。

○比嘉久雄管財課本庁舎改修推進室長　お答えいたします。

現状、この現行の設計の中ではヘリポートがあるということはございません。

以上です。

○大田守委員　設計等もそうであれば決まっているでしょうから、なかなか新しく造ることができないと思いますけれども、防災センターを造るのであれば、そういった空からのいろいろなアプローチができるような形のものをやってほしいなと思っております。

そして同じく36ページ。これも先ほどから出ておりますけれども、公共施設マネジメント推進事業なんですが、不用額が多過ぎる、執行率も悪い、そういった課題のほうで技術職が不在のためという表現がございます。これを払拭するためには、県の職員として技術者が必要ではないかと思うんですよね。先ほどの答弁の中でも、入札不調が２件ほどあって、それも含めて考えますと。技術職が必要だと思いますけれども、これは総務部のほうで人事等をやっていると思いますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○祝嶺浩之管財課長　不用が少し多くなっているというところで、昨年度からずっと御指摘をいただいているところでございます。それで、先ほど来申し上げているように、技術職が各出先に少ない分、管財課に在籍している職員が手分けして、昨年度よりもなるべく多く回れるように今動いているところです。実際に上半期の執行率については、昨年度９月が終わった時点で27％だったところ、今年度は42％ということで15％程度上昇しておりますので、引き続きこういった取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○大田守委員　ありがとうございます。

技術職の場合は、民間のほうが景気がよくなればそこに流れます。そういった中で、県庁は技術職で働いて、魅力ある職場をつくらないといけないんです。そこはもう総務部の力が必要だと思いますので、よろしくお願いします。

これは通知はしておりませんけれども、あと一つ、基金は総務部のほうで大まかにまとめていらっしゃるんですか、どうなんでしょうか、基金関係。

○真栄田義泰財政課長　お答えします。

基金の取りまとめといいますか、県のほうでは特定の目的のために積み立てる基金が32基金あって、定額の資金を運用するため資金が37基金を設置しております。

各基金については、各部局のほうで主体的に執行管理しているというところで、昨日も回答があった

かと思いますけれど、出納事務局のほうで運用に対するメニューを準備して、そこを各部局が判断して、この運用の依頼を行っているという形を取っていると聞いています。

○大田守委員　分かりました。

出納事務局のほうでしっかり運用してということであれば、それはそれでよろしいんですけれども、ただ現在、沖縄県の現金預金の残高を見ると2400億円以上ありますよね。そういった中で、債権のほうが僅か100億円余りです。私はこの運用がうまくできていないのではないかなと思うんですけれども、県のほうでこの運用は何割までできるとかそういった条例があるんでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　県のほうで運用に当たって定期預金か債券かという運用を示した決まりというか、取決めというのは今はないです。

○大田守委員　私が大体同じような規模の県のものを見てみると、同じぐらいの現金預金があるんですよ。ただそこは運用が進んでいるんですよね、３割以上やっています。運用益が相当出ております。やはり県のほうもそういったことをやるためには、県に運用するための局というか人員がいるんでしょうか、それとも運用専用の職員がいるんでしょうか。

○真栄田義泰財政課長　少し答弁が繰り返しになるんですけれど、各基金については、各部局のほうでしっかり運用について検討し運用しているという理解なので、運用のための職員、それだけのための職員というのは今はいないかと思います。各部でその担当がそれを担っているという理解でございます。

○大田守委員　分かりました。

あとは出納事務局でももう少し聞いていきたいと思っております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長より、先ほどの宮里委員及び呉屋委員の総括質疑の申出については休憩中の発言であったため、宮里委員及び呉屋委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか再開して改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　知事に対して、臨時財政対策債借換えの部分で総括質疑をしたいと思います。また、債券の運用についても質疑したいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　知事に対して、今のこの特別会計のチェック、これは専門的にやる組織があるのかどうかというのを。今見てても監査委員事務局は違うところだと。そういうふうな形でどこが統括するのかがよく分からないので、その組織について伺います。

○西銘啓史郎委員長　高橋真委員は再開中に確認しましたので、提起については問題ありません。

では、説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩します。

（休憩中に、執行部入替え）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

次に、知事公室長から知事公室関係決算事項の概要説明を求めます。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長　皆様、こんにちは。知事公室でございます、よろしくお願いいたします。

令和６年度の知事公室所管の決算の概要について、御説明いたします。

ただ今通知しましたのは、令和６年度歳入歳出決算説明資料（知事公室）でございます。

一般会計歳入決算状況について、御説明いたします。

３ページをお開きください。

２行目、予算現額の計、（Ａ）の欄26億4111万7000円に対し、調定額が（Ｂ）の欄23億8373万3492円、収入済額が（Ｃ）の欄23億8373万3492円、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100％となっており、過誤納金、不納欠損額、収入未済額はいずれもゼロ円でございます。

歳入の主な項目について、御説明いたします。

４行目、（款）分担金及び負担金のうち、（目）総務費負担金の収入済額555万3389円は、おきなわ＃7119　事業に係る市町村負担金の収入であります。

８行目、（款）使用料及び手数料のうち、（目）総務使用料の収入済額4905万9398円は、平和祈念資料館観覧料等であります。

12行目、（目）証紙収入につきましては、地方自治法第231条の２第２項で、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする、と定められていることから、証紙取扱機関を所管する、出納事務局及び総務部において決算の計上をしております。なお、予算として知事公室で計上した内容は危険物取扱者免状に係る手数料及び危険物取扱作業の保安に関する講習手

数料等であります。

14行目、（款）国庫支出金のうち（目）総務費国庫負担金の収入済額161万80円は、総務省からの国民保護訓練費負担金であります。

18行目、（目）総務費国庫補助金の収入済額22億9534万130円について、その内訳は、沖縄振興特別推進交付金が5476万9130円、不発弾等処理促進費が22億4057万1000円であります。

４ページをお開きください。

２行目、（款）財産収入のうち（目）財産貸付収入の収入済額2632万6835円は、主にＪＩＣＡ国際協力機構への県有地貸付けによる収入であります。

９行目、（款）繰入金のうち（目）基金繰入金の収入済額103万円は、沖縄県ふるさと寄附金の収入であります。

13行目、（款）諸収入のうち（目）雑入の収入済額411万4393円は、主に県広報誌及び県ホームページバナー広告料の収入であります。

５ページをお開きください。

一般会計歳出決算状況について、御説明いたします。

２行目、予算現額の計、（Ａ）の欄55億7188万2000円に対し、支出済額（Ｂ）の欄が51億2936万8374円、翌年度繰越額（Ｃ）の欄が8505万2000円、不用額が３億5746万1626円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は、92.1％となっております。

翌年度繰越額の内訳及び主な理由について御説明いたします。

６行目、（項）総務管理費のうち、（目）諸費の2200万円については、沖縄県平和祈念資料館展示更新事業において、監修委員会の発足、会議の運営方法の検討や、対応方針の検討に時間を要したことによるものです。

11行目、（項）防災費のうち、（目）防災総務費の6305万2000円については、不発弾等処理事業費の市町村支援事業において、対象工事の遅れにより磁気探査にも遅れが生じたことによるものでございます。

次に、不用額の内訳及び主な理由について御説明いたします。

６行目、（項）総務管理費のうち、（目）一般管理費の5932万4898円は、職員費における人事異動に伴う執行残など、また、９行目、（目）諸費の7342万743円は基地対策調査費における調査事業の一部未実施となったことや、海外出張の減によるものなどとなっております。

11行目、（項）防災費のうち、（目）防災総務費の不用額１億9375万2182円は、不発弾等処理事業の市町村支援事業及び住宅等開発磁気探査支援事業において、計画変更等による補助金の執行残等となっております。

以上が、知事公室所管一般会計の令和６年度歳入歳出決算の状況でございます。

御審査のほど、よろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長　知事公室長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、知事公室関係決算事項に対する質疑を行います。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　知事公室関係よろしくお願いいたします。

主要施策の１ページ目、知事公室基地対策課、基地対策（継続）の事業なんですけれども、このシンポジウムの内容と費用の内訳をお願いいたします。

○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。

まず、御質問の１つ目のシンポジウムにつきましてですけれども、これは知事の訪米のときに行ったシンポジウムですけれども、ジョージ・ワシントン大学やコロンビア大学でシンポジウムを開催しております。

知事から、沖縄と米国との歴史的なつながりや米軍基地から派生する諸問題、日米安全保障体制の安定的な運用に向けた信頼関係の重要性などについて講演を行うなどをしております。また、費用の内訳ですけれども、この事業は基地関係業務費というのが正式な予算事業名ですけれども、基地対策課の運営経費という部分のほか、先ほど申し上げた知事訪米、そして渉外知事会とか軍転協と連携をして、日米両政府に対して要請活動を行うというようなものの経費となっております。

以上でございます。

○宮里洋史委員　続きまして、８ページお願いいたします。

８ページ、今度は辺野古新基地建設問題対策課の事業になるんですけれども、先ほど質問した１ページの基地対策課の事業との具体的な違いを教えてください。

○出井航辺野古新基地建設問題対策課長　辺野古新基地建設問題対策事業においては、政府との対話による辺野古新基地建設問題の解決及び普天間飛行場の危険性除去の働きかけ、それからキャラバン等を通じた国民的議論の機運醸成や、国際社会への情報発信などに取り組んでいます。一方、基地対策課所管の基地対策では、先ほど説明があったところですけれども、沖縄における過重な基地負担の軽減等に向け、日米両政府に対し、適時適切に要請を行うとともに、知事が訪米し、米国務省、国防総省、連邦国会議員、有識者などとの面談やシンポジウムを通じて、沖縄の基地負担の現状等を直接伝えております。

以上です。

○宮里洋史委員　どちらも隣の課で、もちろん連携はすごく取っているとは思うんですけれども、沖縄県の基地問題を、この辺野古新基地建設対策課と基地対策課で分けるよりは、基地対策課で一緒にして、その中で分けたほうがいいのかなと思っております。従来の基地対策課は仲井眞県政からあって、今の辺野古新基地建設対策課は翁長県政に入ってからやったと思います。職員の数とか、いろいろノウハウとかもあると思うので、そこは統合してよりよく人を配置しているのかもしれませんけれども、もっと人をまとめて、パワフルに活動されたほうがいいのかなと思うんです。そこら辺はいかがですか。

○溜政仁知事公室長　ありがとうございます。

委員の御指摘もまさにおっしゃるとおりというか、どのような場合が課を統合して行ったほうがいいのか、あるいは分けて課長を２人置いてやったほうがいいのかというのは、我々としても日々検討しながらやっているところでございます。ちなみに防災については、去年まで１課なのを今年は分散して行っているし、平和地域外交については、逆に地域外交と平和を一緒にするとか、そういう取組を日々行っていて、今回、基地対と辺野古につきましては、委員おっしゃるとおり、辺野古新基地建設反対という知事の大きな公約について特化して行うということで、辺野古新基地建設問題対策課というのができた経緯もございますので、そこは今分けているところでございますが、マンパワーの配置等については、日々検討したりしているところでございます。

○宮里洋史委員　ちょっと順不同だったんですけれども、４ページのワシントン駐在員活動事業費について質問させていただきます。

そもそも設立の問題、そしてビザの問題、委託の問題とあって、令和６年度もそれが解消され、途中でその事態が分かって、追認して、新しい令和７年３月に予算否決されて今の流れなんですけれども。要するに当時の予算編成のときは、それがまだ明るみに出てなかったときからの予算ですので、改めて質問したいんですが、やはり委託した経緯があります。委託料を支払った経緯の中で、調査検証委員会の中でもＦＡＲＡ報告ではワシントンＤＣオフィス社が支払ったとされる領収書だったり、ワシントンＤＣオフィス社が県から収入を得ているという報告も書かれているんです。

ただ、知事公室のワシントン駐在員活動支援事業に関して、委託料をワシントンコア社に支払っているわけですよ。実際、ＦＡＲＡ報告ではＤＣオフィス社がそれを払っていたと。でも、領収書はワシントンコア社の領収書だから、それを実績報告として委託料をお支払いした。その委託料の支払いの仕方というのは、さらに検証して本来の委託料の支払い方ではなかったんじゃないかなと思うんです。そこら辺はいかがですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。

今、御指摘ありましたワシントンＤＣオフィス社に対してマーキュリー社に支払った金額が、ワシントンＤＣオフィス社から支払ったということですけれども、委託料の関係から申し上げますと、この事業費に関する委託料は、米国の現地での駐在活動に必要な経費を一括して予算上も計上しまして、執行に当たっても受託業務を実施するに当たって受託事業者が活動支援に必要な経費を支払いできるように、一括して契約をしているというような状況でございます。ですので、受託事業者が駐在活動に必要な経費を基本的には全て支出する立場なんですが、そのうち現地スタッフの給与とか健康保険料とか、あとマーキュリー社への専門サービス料の支払いなどの一部の経費については、支払い先の要望なども踏まえてワシントンＤＣオフィス社を介して支払うということになりまして、受託事業者が所要額を同社の口座に振り込んで、同社がこれを原資として支払ったということでございます。

委託事業者がＤＣオフィス社を介して支払った経費につきましても、私たちの委託契約の立場から見ますと、駐在活動の実施支援のために使用した経費でございますので、これらも含めて委託契約に基づいて清算手続を行ったということでございます。

○宮里洋史委員　少しおかしいところがあるなと思うのは、コア社が県に実績報告を上げたときにマーキュリー社に払っているのは、ＤＣオフィス社の名義ではなくてコア社の名義ですよね。マーキュリー社にコア社の領収書としてもらって、県に実績を報告しているわけなんです。それに対して、もちろん委託事業者がその名前で領収書を支払うので、それで間違ってないんですけれど、ＦＡＲＡ報告ではＤＣオフィス社が払ったことになっているから、そこは突き詰めると委託料を払うことができなかったんじゃないのかなってことですよ。だって、コア社にほかの会社の支払いの領収書を持ってきてもらって、コア社に実績報告ですねと払うことは、ほかの県がいろいろな委託している事業の中ではそれは通らないじゃないですか。この分はこの会社に払ってもらいましたという別の名義の領収書が積み上げられていて、委託料を払ってくださいということは県はできないですよね。

○玉元宏一朗基地対策課長　おっしゃられるような御指摘があるというふうに受け止めておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、委託契約上は、領収書としてはコア社に向けた領収書、我々が過去に確認をしたということであります。

実際の資金の流れとして、委員がおっしゃったような状況がございましたので、そういう意味では実際の資金の流れを一部省略した形で我々のほうに領収書が来て、それを確認したということについては、透明性を欠くという疑問を持たれて御指摘を受けていることについては、しっかり重く受け止めているところでございますし、再発防止に取り組む必要があると考えております。

以上です。

○宮里洋史委員　委託料の中に、アディショナル・ペイドイン・キャピタル、追加払込資本もあるわけじゃないですか。それはどういう処理なんですか。委託料の中にあるから、どういう実績報告をもらっているんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委託契約の手続の中では、今おっしゃられたアディショナル・ペイドイン・キャピタルと呼ばれる資金の流れは、これまでも実績報告上の中で出てきておりませんでした。あくまでもそこは省略した形で、マーキュリー社の場合で言うと、マーキュリー社からコア社への領収書を持って確認をしたという状況でございます。

○宮里洋史委員　休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員より実態を聞いているわけではなく委託料として支出できるのかを答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長　委託契約の目的としては、駐在活動の支援ということを目的にしていて、それに必要な経費を支払うことも含めて委託契約していますので、最終的にマーキュリー社に対して、我々が求める業務を行ってもらった対価として支払っているということですので、委託契約の中に含まれるということで考えております。

○宮里洋史委員　ちょっと行ったり来たりしているんですけれど、要するに、その人たちが払ってないとＦＡＲＡ報告している領収書だったりとか、収入だったりを委託料で包括して全部払っていたわけですよ。だから、実態としてはＤＣオフィス社が支払っていることであって、コア社が払っていたわけではないという捉え方もできるわけですよね。だからちゃんとした名義じゃない、実態をそろえているだけで、裏ではいろいろなお金の動きがあったことに対して委託料を支払われるんですかと聞いているんですよ。

○玉元宏一朗基地対策課長　ここで委員との意見が少し異なるかもしれませんけれども、我々としては逆にといいますか、資金の流れとしては、ＤＣオフィス社を介してマーキュリー社に支払いがされているわけですけれども、実態としては、原資を持っている沖縄県からワシントンコア社に委託をして、最終的にはマーキュリー社に資金が行って、必要なサービスを受けているということですので、実態としては我々が支払ったということになるという認識で委託契約の精算をしているということでございます。

○宮里洋史委員　次に行きます。ＤＣオフィス社の取引先は弁護士法人もろもろあると思います、資料のところがあると思います。非弁行為も指摘されていました。以前、非弁行為に対して委託料を支払うことはできないという答弁もいただきました。今回の決算でも、実態はそういう部分があったと思います。非弁行為にはないならない、そこら辺の見解はどのようになっているんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　これまでの議論を踏まえて、沖縄県としてコロンビア特別区の、これはいわゆるワシントンＤＣのことなんですけれども、コロンビア特別区の控訴裁判所の関連する規則を精査

しましたところ、その規則には、こういうふうに書かれておりまして、「コロンビア特別区法曹協会の会員である場合を除いて、何人も法律事務を取扱いまたは法律事務を取り扱う権限があるものとして表示してはならない」ということが書かれております。

これについて、非弁行為に関する規定なんですけれど、ただし法律事務を取り扱っているということを推定するという意味については、法律事務を取り扱う権限または能力を有していることを表示していないことなどにより、反証されうるものとされておりますという規定になっております。少し分かりにくいので言い換えますと、弁護士資格を有しない者があたかも法律事務を取り扱う権限を持っているかのような表示をしているのでなければ、そもそも法律事務を取り扱っているとは推定されないというふうに、私たちとしては考えていると、そういうふうな規定になっていると考えています。これをワシントンコア社の場合に当てはめますと、ワシントンコア社は自ら法律事務を扱う能力があるかのような表示を行っておらず、また県としても、専門的な法的助言を提供するのは、法律事務所であってワシントンコア社ではないと認識をしておりましたので、ワシントンコア社の行為は法律事務の取扱いに該当しないということで、県としては、今回のコア社の行為については非弁行為に当たらず、委託料の支払いに問題はないというふうに考えているということでございます。

○宮里洋史委員　では、なぜビザの登録と法人の申告に対して、コア社が出す積算見積りに入っていたんですか、それは法律事務ではないんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　委託料については、駐在に関わる業務に必要な経費は全部一括して契約をしておりますので、その中にビザの申告ですとか、そういう業務を法律事務所とか会計事務所とか、そういうところに再委託をしながら実施をするということは経費の中に含まれるということでございます。

○宮里洋史委員　では、再委託で直接払っている場合はまだいいとは思うんですけれども、払ってない場合に、そこから上乗せしてコア社の収益を取ったことはないと確定できますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　この再委託先の法律事務所などとの関わりにおいて、一つ言語の問題がございますので、法律事務所からの説明は英語で行われますので、これを日本語に訳して沖縄県のほうに伝えるですとか、そういう間に入っての対応というのはワシントンコア社が行っておりますので、その分に係る人件費などは積算されているというふうに思います。

○宮里洋史委員　休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員より、非弁行為に対する確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　その間をつないでから、お金をもらってないよと証明はすべきだと思うんですよね。だって、それを通訳というのであれば、ほかの積算の一般事務で足りるわけじゃないですか、そこの説明はできますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　今申し上げたコア社の積算の部分については、人件費として今、想定をして申し上げましたけれども、この人件費の積算はそれぞれの業務ごとに数字をカウントして積算をされておりますので、そういう意味では、ほかの業務と同じ考え方で、作業時間がかかった分は人件費として計上していると、そういうような考え方で積算されていると思っております。

○宮里洋史委員　これ問題なのは、全部の事務とおっしゃったんですけれど、事務ごとに単価が違うんですよ。だから、それを非弁行為じゃないかと検証委員会も指摘されているので、そこに対して、本当に非弁行為じゃないと言い切れるのかということですよ。

○玉元宏一朗基地対策課長　委託業務の中の人件費の単価は、それに従事している人物の経歴なり、スキルに応じて単価が決められていると思いますので、その業務ごとに単価を決めているというふうな認識はございませんので、そこは、若干、認識が異なるかなというふうに思っております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、宮里委員から総括質疑の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員　知事に対して、委託料の支出として、地方自治法に基づいた支出として間違いないのかという部分と、非弁行為に対しての支払いにもなってないのかというところを総括質疑で上げたい

と思います。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起内容については、10月14日の質疑終了後に協議いたします。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　よろしくお願いします。

それでは、説明資料の主要施策の成果のところの３ページ。この基地対策調査費（継続）の中の執行率の低さの理由と、あとジョージ・ワシントン大学内図書館に沖縄コレクションを開設した理由を伺いたいと思います。なぜこの大学なのか、お願いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　まず、執行率が低い理由について申し上げます。

執行額については、もう資料で御覧になっていると思いますので、執行率が低い理由について。予算執行準備中にワシントンＤＣオフィス社設立手続に係る事実確認、また議会や委員会の対応業務が年度後半から発生しております。この事業の担当職員も、そのＤＣオフィス社関連の対応に従事することになっていましたので、基地問題を内外に発信するＱ＆Ａブックの更新ですとか、米軍基地問題に関する調査事業などが執行できなかったということでございます。

もう一つ、沖縄コレクションを開設した理由についてですけれども、県は平成26年９月に、当時の高良副知事がジョージ・ワシントン大学図書館を訪問した際に、沖縄について研究や学習ができる環境をつくるということで、沖縄関係の図書資料などを収集保存した沖縄コレクションというものを設置するということを、このジョージ・ワシントン大学に提案をしました。その後、平成27年２月に同大学と覚書を締結をしまして、沖縄関連の図書資料を活用した研究や学習ができる環境として、同年３月に同大学の図書館に沖縄コレクションが設置をされております。

○徳田将仁委員　この事業の事業内容と事業費の内訳を伺いたいと思います。

○玉元宏一朗基地対策課長　基地対策調査費の執行の内訳ですけれども、先ほど申し上げたとおり、執行できたもの、できなかったのがあるんですが、できたものについて主な執行状況について、１つ目は、沖縄の米軍地問題について英語で国外に発信をする英語版のホームページというのを持っておりますけれども、その保守管理にかかる経費が実績額として42万8780円。そして２つ目に、先ほど申し上げた、沖縄コレクションに関する経費が実績として800万539円となっております。

○徳田将仁委員　コレクション開設は僕の認識と何か少し違うんですけれど、翁長知事が沖縄コレクションのテープカットをしている画像を見たんですけれど、その時期と、今言った時期が３月、２月とか、その前ですとか言っていたんですけれど、このワシントン事務所の開設の時期と大体同じぐらいなんですね。ほぼ一緒ぐらいの時期なので、このワシントン事務所との関わりとか、連携体制というのはどうだったのか、お願いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　委員おっしゃられるとおり、ワシントン事務所が開設された時期と近いんですけれども、実態としては異なっておりまして、開設した時期については先ほど申し上げたとおり、平成27年３月になります。ですので、これは26年度なんですけれども、26年度の時点で一部補助金として予算を執行して、設置をしてもらっているというようなことになっております。

その後、年明けて平成27年６月には、ジョージ・ワシントン大学が主催した沖縄コレクションの開設セレモニーがありまして、そこで翁長知事が出席をしてテープカットをしたというような状況でございます。

もう一つ、ワシントン駐在との関わりについてなんですけれども、ワシントン駐在もワシントンＤＣにありますし、この大学もワシントンＤＣにありますので、駐在活動は駐在活動として行っているんですが、沖縄コレクションとの関わりももちろんございまして、沖縄コレクションと連携をしてセミナーを行ったりですとか、昨年度の知事の訪米の際にも沖縄コレクションと連携をしてシンポジウムを行ったりとか、そういうことが行われております。

以上です。

○徳田将仁委員　このジョージ・ワシントン大学に対して、どのような形で資金を交付しているのか。例えば寄附なのか、補助金なのか、あるいは覚書に基づく負担金なのか、会計上の区分を教えてください。

○玉元宏一朗基地対策課長　県では、この沖縄コレクションに関する経費については、宛先としてはジョージ・ワシントン大学宛てに２つの費目に分かれておりまして、平成26年度から令和３年度までは、沖縄コレクション設置事業補助金という形で支出をしております。そして、令和４年度から令和６年度までは、沖縄コレクション利活用促進事業という名前の委託料として支出をしているということに

なっております。

○徳田将仁委員　この委託している中で、ワシントン事務所に県から職員を行かせている中で、そこにもワシントン図書館を運営していただいているじゃないですか。そこで、ワシントン事務所がそこに何か言ったりできるんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　ワシントン事務所が、その沖縄コレクションに何か言ったりそういう意味の関わりというよりは、沖縄コレクションは沖縄コレクションとして独立をして、独立的に所蔵の管理をして、その目録をつくって、ホームページに掲載をしてというような情報発信をしながら、学術研究分野のネットワークを使って沖縄のＰＲをしてくれているという活動をしているんですけれども、その範囲の中で、ワシントン駐在員が一緒にセミナーの中でお話をしたりとか、それはどっちかというと沖縄の課題全般、歴史文化も含めて、そういうことを現地にいる者として説明をしたりとか、そういうふうな意味でのそれぞれ独立しているんですが、必要に応じて一緒に行動するというような形の連携だというふうに思っております。

以上です。

○徳田将仁委員　このワシントン大学の図書館なんですけれど、これだけ今は情報が多く、いろいろな媒体で取れるような世の中で、沖縄コレクションを長くこれだけ続けて継続したい理由が私にはあまり分からないんです。このワシントン大学とＭＯＵを締結してから10年がたつ中で、事業の成果と費用対効果、継続の是非を含めて検証すべき時期ではないかと思うんですけれど、どう考えますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　沖縄コレクションにつきましては、これまで8500点以上の沖縄関連資料を収集・保存して、その資料の目録をウェブサイトに掲載して、世界中の研究者などに向けて、研究及び学習環境の整備を図っているというような成果を上げていると思っております。また、ジョージ・ワシントン大学のウェブサイトでランキングがつけられているリサーチガイドの中で、沖縄の米軍基地を含め日米基地問題に関するリサーチガイドが１位としてランキングされているなど、その沖縄関連の研究の推進に寄与しているというふうに考えております。また、先ほどと少し重複しますが、沖縄の歴史や文化に関するセミナーの開催ですとか、各種の学術イベントにおいて、沖縄コレクションのプロモーションを行っていただいて、学術研究のネットワークを活用した沖縄に関する情報発信を行っていただいております。

このような形でしっかり活動していただいています。成果についてですけれども、研究や教育に関するこれらの取組を、いわゆるその費用対効果のような形で数値化をして検証するというのはなかなかちょっと難しい部分もありますけれども、県としてはこの沖縄コレクションを活用して、沖縄全体の課題などへの理解が促進されるような効果があると思っておりますし、引き続き継続して運営をしていただきたいと思っております。

以上です。

○徳田将仁委員　続いて、６ページに移りたいと思います。

米軍基地問題情報発信強化事業費の中で、本事業の事業内容と予算内訳を伺いたいと思います。あと、委託ならば、委託先もお願いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　米軍基地問題情報発信強化事業につきましては、特設サイトを活用した情報発信ですとか、有識者を招いてのシンポジウムの開催というような業務を実施をしております。そして、委託先につきましては、今申し上げた２つについて、それぞれ分けて委託をしているんですけれども、委託先については、先ほど申し上げた情報収集発信業務、特設サイトを用いた情報発信についての業務は、株式会社アドスタッフ博報堂と株式会社サーベイリサーチセンター沖縄事務所の共同企業体であるＡＨ・ＳＲＨコンソーシアムというところが、委託先になっております。そして、もう一つのシンポジウムを開催する業務につきましては、ＮＰＯ法人新外交イニシアチブとなっております。

以上です。

○徳田将仁委員　この事業は主に県内向けなのか、県外向けなのか、あるいは国外の発信も含むのか。情報発信を行っている対象地域と、年齢層も伺いたいと思います。

○玉元宏一朗基地対策課長　情報発信について地域的なところで申しますと、主には県内を中心としつつも、県外も含めて対象地域としております。また、対象とするターゲットといいますか、年齢層についてのことで申しますと、若い若年層というんでしょうか、10代から30代までの年齢層について対象としていると。なぜかと申しますと、令和４年度の県民意識調査の結果で、基地問題に対する若年層の関心の低下があるのではないかという認識の中で若年層を対象としているということでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　本事業とワシントン事務所の情報共有とか関連はありましたか。

○玉元宏一朗基地対策課長　ワシントン事務所は、基本的には米国内の活動ですので、その意味では違いはあるんですけれども、関連があるとすると、シンポジウムを開催する際に米国内から有識者を招聘をしたことがあります。その際には、これは具体的に令和６年度で申し上げると、アメリカン大学のピーター・カズニック教授をシンポジウムに出ていただいたんですけれども、この方については、ワシントン駐在がこれまで継続的に意見交換を行っていた方で、駐在が調整をして、知事が訪米されたときに知事と面談を行うなどして、県内のシンポジウムにおける基調講演を実現したというところの関わりが一つでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　この事業の後継事業というのがあれば、後継事業の名前も教えてください。

○玉元宏一朗基地対策課長　この事業で直接的に後継になっているような事業ではないんですけれども、令和７年度に行っているもので、沖縄の基地形成史学び推進事業を今年度から新規事業で行っております。これも対象としては若年者を基本的な対象として、県外とか県内の高校生などの交流をしながら、沖縄の基地問題について、より語って学びを深めていこうというような取組をしているところでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　続いて、12ページお願いします。

令和６年度の国際平和ネットワーク構築事業（新規）の中からお聞きしたいと思います。この事業委託の形態を教えてください。委託なのか、委託なら委託先までお願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

この国際平和ネットワーク構築事業につきましては、委託事業を行っております。主な委託先といたしましては、株式会社野村総合研究所となっております。

以上となります。

○徳田将仁委員　この事業の発案者というのはどなたなのか、教えてください。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

沖縄県では、沖縄県地域外交基本方針におきまして、アジア太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点を地域外交の目指す姿の一つとしております。この目指す姿を達成するために、国内外、特に海外に向けて、平和を希求する沖縄のこころの発信の強化を目的としておりまして、特命推進課の地域外交推進室が本事業を予算化し、令和６年度から当課が引継ぎまして取り組んでいるところでございます。

以上であります。

○徳田将仁委員　この事業の事業内訳、事業目的をお聞きしたいんですけれど、そして、この課題というところの中で、意見交換を重ね顔の見える関係を構築していくことが重要とあるんですけれど、これは誰と誰の顔が見える関係なのか。例えば知事なのか、職員なのか、どの国が対象なのか、どういう展開をしていきたいのかというのを具体的に聞きたいと思います。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　まず、事業の内容でございますけれども、この国際平和ネットワーク構築事業は沖縄県主導の国際平和ネットワークの構築に係る調査研究業務、あと済州特別自治道と締結いたしましたグローバル平和都市連帯の活用業務となっております。対象となる地域とか、あるいはどの層に向けたものなのかというところにつきましてですが、対象となる国とか地域は、本事業の中で優先度が高いと評価されました、中国、台湾、カンボジアなどの各都市、あとグローバル平和都市連帯の韓国済州特別自治道、あとドイツのオスナブリュックなどとなります。

昨年度、各都市に訪問したんですが、例えば韓国の済州特別自治道につきましては、知事公室長、副参事、担当主幹、担当者の４名で訪問いたしました。あと台湾の台北市につきましては、地域外交統括監、私副参事、担当主幹、担当で訪問いたしました。それとカンボジアにつきましては、担当主幹と担当で訪問しております。

それぞれにつきましては、どういうふうな整理でやっているのかというところもありますが、我々の考え方としましては、訪問の目的により訪問者を決定しているというところでございます。

以上となります。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から本事業の事業費の内訳について答弁するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

川満孝幸平和・地域外交推進課副参事。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　この本事

業の当初予算額が委託料と旅費に分かれておりますが、旅費が344万8000円でございまして、決算額が314万5936円となっております。不用額は30万2064円となります。委託料につきましては、当初予算額が1262万2000円、決算額が1165万3787円、不用額が96万8213円となります。

以上となります。

○徳田将仁委員　僕が質問した中で誰と誰の顔が見える関係なのかというところはまだ答えていないのでそれを答えてほしいんですけれど、公室長も含めて一緒に韓国かな、どこか行ったということなんですけれど、これは今さっき言った全てに出先機関があるじゃないですか。出先機関も同行したのか、そこまでお願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　事業成果の報告書の課題のところに顔の見える関係というところで書いてあるんですが、私どもとしましては、沖縄県と各国、地域の関係者とネットワークを構築していくに当たって、それぞれの担当者、例えば台湾だとか済州だとか、そういったその資料館とかあるいは自治体の担当者と我々のほうといろいろと意見交換を重ねながら、名前と顔をちゃんと一致させ、そういったところでネットワークを構築していくというところが重要だというふうに考えております。

それともう一つ、海外事務所につきましても、例えば韓国済州島で言うとソウル事務所、台湾でいうと台北に事務所がございますので、それぞれの担当者も同行していただいて、それぞれの訪問先に行って意見交換を行っているというところでございます。

以上となります。

○徳田将仁委員　そこで何年かに一回、担当者が変わったりする中で、顔の見える関係で公室長が行ったということなんですけれど、例えば普通だったら出先機関が調整して、その事業を行っていくじゃないですか。その後は出先機関がこれからずっと賄っていくんですか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　公務員ですので、県庁職員なので異動があるというところはあるかと思いますけれども、これまでそれぞれの訪問先の担当者と我々のほうで顔の見える関係をしっかりと構築して、その延長線上に、例えば今年度実施しようとしているのが、沖縄県平和祈念資料館と台湾とか韓国の同様の平和記念館との総合企画展などを開催しようと思っておりますけれど、そういった交流ができていけばそれぞれの担当者の顔の見える関係から、その地域地域の連携の強さに発展していくかと思いますので、異動する際はちゃんと引継ぎもして、そういったところで顔の見える関係を継続していくというふうな形になればいいかなというふうに考えております。

以上となります。

○徳田将仁委員　事業を始める前の挨拶に行ったみたいな感覚でいいのかな、分からないんですけれど。この事業は新規事業なので、今年度の後継事業ってありますか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

後継事業につきましては、令和７年度の予算におきまして、沖縄のこころ海外発信強化事業を後継事業としておりまして、中身も説明させていただきますが、昨年度の調査結果や意見交換の内容を踏まえまして、関係機関と具体的な調整を現在も進めております。具体的に言いますと、韓国の済州４・３平和祈念館、あるいは台湾の二二八国家記念館の両施設と沖縄県平和祈念資料館の相互展示会の開催に向けて、今準備を進めているというところでございます。

以上となります。

○徳田将仁委員　後継事業があるのであれば、今後、これを長く続けていこうという話であれば、名前も変えてどんどんやっていたら分からなくなっていくんですね。何をどうしたいのか、何の目的なのかも分からないし、そういったところを最初から一貫性を持って説明していただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

あと18ページ、お願いします。沖縄平和啓発プロモーション事業の委託先と内訳を確認したいと思います。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

沖縄平和啓発プロモーション事業は３つの細事業に分かれておりまして、１つ目がワークショップやシンポジウムを行う事業となります。このワークショップやシンポジウムの事業費の内訳が、委託料が2455万1000円、旅費が161万6000円となりまして、この事業の委託先が株式会社うなぁ沖縄となります。２つ目が、戦後の証言映像の収録、編集、発信を行う事業となりまして、この事業費の内訳が、委託料が1070万6000円、旅費が29万4000円、委託先が株式会社オキコムとなります。３つ目が、沖縄戦

の語り継ぎ手の養成事業となります。この語り継ぎ手の養成事業の事業費の内訳が、委託料が847万9000円、旅費が13万9000円となりまして、委託先が沖縄平和協力センターとなります。

以上となります。

○徳田将仁委員　このような知事公室が行うシンポジウムとか情報収集、そして広報活動の事業提案というのは、誰が行って、決裁権が誰にあるのかお聞かせください。あまりにも同じようなものがあり過ぎるから、誰が提案しているのかなって聞きたいんですよ。

○溜政仁知事公室長　事業の提案につきましては、それぞれの課において、それぞれの課の業務内容から必要なものを予算として、総務部の当局に予算要求を行っていきます。それで予算がつきましたら、委託であればコンペ等を行った上で事業を進めていくことになりますが、おおむね委託等については、統括監か課長が予算の規模に応じて決裁するということでございます。

以上です。

○徳田将仁委員　課のほうから提案をされているということなんですけれど、各課がこうやって提案している中で、それを統括して見ているのはどの部ですか。

○溜政仁知事公室長　公室なら公室で全体的にこれを出しましょうねというのは当然見るんですけれども、最終的には総務部が判断して、当然三役と調整することになろうかと思うんですけれども、総務部のほうが予算は総括しているということでございます。

○徳田将仁委員　その中で、知事公室の部分で平和啓発事業が多くあると思います。知事の一丁目一番地でもありますし。その基地問題とか国際連携等の名目でシンポジウム開催、情報収集、広報が複数課で同時並行していると思うんですよ。本当にいっぱい事業として見られるんですね。この同一目的で、同一手段の重複をいつまで続けるのかなと本当に思うんですよ。先ほど宮里委員もお聞きしたとは思うんですけれど、金額を小分けにすれば分からないんじゃないかなと思っているのかなというくらい不思議なんですよね、こんなにいっぱいあって。だから、いいかげんこれ統合的に事業化して、そして成果を管理する必要があると考えるんですけれど、知事公室長、どういう考えなのかお願いします。

○溜政仁知事公室長　先ほど申し上げましたように、まずは予算というか事業化につきましては、それぞれの課が必要なものについて予算の提案をしていくということになるんですけれども、当然、横の連携というのは必要であろうかというふうに考えています。

平和についても基地問題についても、基本的にはできることは全てやるというか、いろいろなアプローチをしていかなければ基地問題はなかなか理解が進まないし、平和についても持続して平和を訴えていくということは大切だということで、どうしても事業が多くなっているというのは、我々も感じているところです。特に、平和事業についてはかなり多いなというのは我々も思っていて、これは整理ができないかというのは、常々検討しながら進めているところでございます。

今、平和ビジョン等もつくっているところですので、大局的にどういうことができるかというのは検討したいというふうに考えております。

○徳田将仁委員　しっかり頑張ってください。

以上です。

総括質疑をお願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、委員長から徳田委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員　今、質問した内容ではあるんですけれど、平和啓発関係で情報収集、広報、様々な名目で同一の目的、同一の手段で事業が重複していると思われますので、知事に対して重複コストを削減するためにも統合的な事業化とワシントン事務所との連携が、先ほど総務部でもそうだったんですけれど、なかなかあれだけワシントン事務所が重要だ重要だと言いながら、様々な調査事業を本当はワシントン事務所が行うべきだなと思う中で、なかなか各事業の連携が取れていないなと思いますので、そういったワシントン事務所との連携が取れていなかった説明も含めて伺いたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　今のは知事に対して平和関連事業のいろいろな重複について統合する必要があるんじゃないかということとか、ワシントン事務所のもっと有効的な活動ができたのではないかということについての総括質疑。これも同じように10月14日の質疑終了後に協議いたします。

休憩します。

（休憩中に、島尻委員から、先ほど徳田委

員の質疑であった基地対策調査費の執行率が低い理由は、当該事業の担当者がワシントン駐在問題の対応に従事することとなったため予算を執行することができなかったということで間違いないか確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　よろしくお願いします。

主要施策の４ページ、ワシントンの件なんですけれど。このページの効果とか課題とか、これはどなたが作成したのですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　まず、こういう資料につきましては、各課のほうでそれぞれの事業を評価して作って、調整をして上げるわけですので、まず最初に作ったのは、基地対策課ということになります。

以上です。

○島尻忠明委員　これを出すに当たっての決裁は、どなたまでですか。

○新垣久美子秘書課長　お答えします。

この主要施策の冊子自体は総務部のほうでやっておりますけれども、公室の分については秘書課のほうで取りまとめて、総務部のほうに提出しております。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から、知事公室が総務部に提出するに当たって誰が決裁しているのかについて答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

新垣久美子秘書課長。

○新垣久美子秘書課長　各課の課長で調整して、秘書課に出したものを総務部に出しております。

○島尻忠明委員　課長決裁で出しているということで理解していいですか。

○新垣久美子秘書課長　そのとおりです。

○島尻忠明委員　このワシントン駐在員活動事業費の執行率は97.2％なんですよ。その前の休憩中に聞いた基地対策調査費の執行率があんなに悪いのに、応援職員を出しところが執行率悪くて、今問題の起こっているところが執行率がいいというのは、これどういうことですか。何のために予算を分けてやっているのか。そういう答弁でしたよね。

○玉元宏一朗基地対策課長　先ほどの答弁の関連で申しますと、先ほどは基地対策調査費の関連で申し上げたのかなと思うんですけれども、あくまでも、予算事業としては別でございますので、このワシントン事務所の活動支援事業については、ワシントン駐在がアメリカの現地で活動するための経費を計上して、基本的には一括して契約しているような形になりますので、ほかの事業との関わりというのはあまりないのかなというふうに思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から、駐在員活動事業費については本来の与えられた業務を行うべきであるのに、ワシントン駐在問題対応のための執行率が低くなっており、一方問題となっているワシントン駐在員活動事業費の執行率が高いことについて再度指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長　失礼しました。最初の確認とのちょっと関わりを勘違いしておりまして、申し訳ありませんでした。

先ほど、基地対策調査費の執行率が低い理由の中で、ワシントン事務所の話をしたのは、予算執行に関わる予算事業とは別で我々県庁職員の話をしておりまして、県庁職員は別で職員費、予算的なそういうことになりますけれども、昨年度、御指摘を受けて、年度の後半に、その対応をするためにいろいろな事実関係の確認をしたりとか、議会、また委員会関係に対応するため本庁側の職員のマンパワーが必要だったということです。そのために、ほかの事業を一時期には停止せざるを得なかったというような状況でございます。

以上です。

○島尻忠明委員　ですから、そういうことで、本来の事業ができなかったと理解していいですかと何回も聞いているじゃないですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　はい。先ほどの基地対策調査費で行おうとしていた事業ができなかったということでございます。

○島尻忠明委員　休憩してください。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から人員不足で本来の事業ができなかったという確認する趣旨の質疑であるので、それについて答弁するよう要望があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長　そのとおりでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から、委員は持ち時間がある中質疑をしているため、もう少し誠意のある答弁をするよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員　それで、このワシントン関係はいろいろな指摘を受けて、特に去年からやっていますけれど、今年、百条委員会でも今審査中でありますが、皆さんの決算資料、令和６年度沖縄県内部統制評価報告書というのがあります。そこには今回、ワシントン、本島北部の豪雨、与那原マリーナ等々がありますが、こういう厳しい指摘の中でも、担当者が書いて、課長が決裁して、よくこんな効果がありましたと書けますね。違法行為ですよ、これ。皆さん、違法行為をしている中、よく効果が出ましたと決算書に報告できて、中身はまた精査をしてやりますなんてまだ百条委員会も何も結果が出ていないですよ。ですから、私はこれしかるべき人が、しかるべき決裁をしたのかなと思ってたんですよ。何ですか、これ。普通の一般質問で、県内の会社だったら、５年前に遡って税金を払いなさいとかやりますよ。発覚するまで８年間ですよ。これ確かに努力はしているところは認めます。だけど、不具合があるからということでやっているのに、よく堂々と効果があります、課題がありますと書けるなと思っているんです。この辺についてどう思いますか。これだけ大きな問題ですから、もうちょっと上層部まで行って、決裁をもらったのかなと思っていたんですよ。これ、どうしますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、文書による意思決定がなされなかった結果として、同社の経営状況の議会への報告など法令の定めによる手続が行われず、また様々な疑念を招いたことを重く受け止めております。

一方で、米国政府や連邦議会関係者、シンクタンクの有識者等への面談などによる働きかけといった、ワシントン駐在の活動を通じて米国内での沖縄の基地問題に関する理解を深め、米国連邦議会の議論やシンクタンクの考え方に一定の影響を与えたことは、大きな成果であるというふうに考えております。また、知事訪米において、知事の考えが正確かつ適切に伝わるようシンポジウムなどを開催し実現したこと、駐在自らが大学生等を対象に広く沖縄の基地問題等について説明してきたことも、重要な活動実績であると考えておりまして、そのような形で記載をしております。

以上でございます。

○島尻忠明委員　玉元課長、あなたこれ詭弁ですよ。皆さんはやってきたと言って、いろいろなことをやっているんです。ここにもちゃんと書いているんですよ。厳しい、いろいろなことがあったから閉鎖しましたと。違法行為をしてやったのがこれでいいんですか。指摘があるから閉めたんでしょう。我々もしっかりした不具合の中でやって、普通何らかの処置を受けますよ。よく堂々と８年間やってきて、これを効果とよく言えますね。この件に関してどう思いますか、公室長。

○溜政仁知事公室長　お答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社等の問題で、文書による意思決定等がなされなかった等により様々な疑念等を招いたということは、先ほどもありましたが大変重く受け止めております。

この件については、令和６年度の内部統制で、この問題点について指摘を受けているところでございます。一方、決算につきましては、令和６年度の事業についてどのような効果があったか等を記載するというか、御説明するというふうになっていますので、先ほど課長が申し上げたように、ワシントン駐在が行った事業について、成果があったという答えを行ったということでございます。

以上です。

○島尻忠明委員　公室長、この成果があったというのが僕は許せないんですよ。確かに決算ですからやったことの報告ですけれど、不具合を指摘する中での決算に金を使っているんですよ。よくその中で金を使って報告できますね、と僕は思っているんですよ。普通の一般会社だったら、これアウトですよ。この成果で出している４ページ自体、僕は削除してもいいと思っている。よくこれを我々に審査してくださいと言えるなと。我々、去年もこれ不認定しているんですよ。いいですか。その重みも分かりますか。そして、今年度いろいろな精査をしてきましたよ。それが結局は参考人招致や、今回から百条委員会では証人喚問まで来ているんですよ。しっかり使った中での決算報告なら分かりますよ。公室長、じゃ聞きますけれど、もし皆さんの所管で、沖縄県内の企業とかいろいろなことでこういうこと

あっても、それを許しますか。これ大きな問題ですよ。模範となる県の皆さんがこういうことしているんだから。この文書を出す自体、僕はおかしいと思っているんですよ。よく書けたなと。

○溜政仁知事公室長　繰り返しになるかもしれないんですけれども、令和６年度につきましては当初予算がありまして、それに基づいてワシントン駐在は様々な事業を行っていたっていうのは事実でございます。ですので、それについて実績を書いていると。一方、これまでの当初の意思決定がなされなかったということから、様々な疑念等、指摘を受けたということは大変県としても重く受け止めており、それについては、内部統制等にしっかり報告をしているということでございますので、そこはやはり、成果は成果としてあったということはお示しするというのが必要なのかなと考えております。

○島尻忠明委員　公室の予算が通ったのは私もよく分かります。

ただ、その間にいろいろなことが出てきて、先ほど話したように証人喚問まで出ていますよ。その中でこの予算はおかしいんじゃないかと言われている中で、それでも皆さんやってきているわけですよね。だから、全く意に介してないんですよ。ですから僕は、皆さんは慣習でこういうふうにやってきているかもしれませんけれど、こうやって今大きな問題になっているのは、やっぱり決裁もしっかり公室長まで上がって出すぐらいしないと。そんな軽々にやっているとは言いませんけれど、よく決算委員会に出してきたなと僕は思っていますよ。ちゃんと内部統制でもしっかりと皆さん出しているわけですから、不手際があったということで。しっかりと不備があったということで書いてあるんですから。よくその中でまた継続するような感じで、それをしっかりと法令に基づいてやりますとか、こういう次のことまで皆さんよく書けるなと思うんですよ。まだこれ終わっていないですよ。ですから、この辺はもうここまで言ってもあれですけれど、しっかり精査をしてですよ。

僕は、皆さん、民間企業が何かの場合に指摘しても許したほうがいいと思いますよ、皆さんが範を示さないでいて、普通だったら５年ぐらい、こういった会社登録して税務署にも登録しますからね。これ発覚しても５年遡って税金も何でも払うんですよ。皆さん８年間、何もないじゃないですか。この辺についてどう思いますか。

○溜政仁知事公室長　先ほど来答弁させていただいているんですけれども、当初の意思決定がなかった、ワシントンＤＣオフィス社の設立というのも去年明らかになったということで、様々な疑念等を招いたということは、繰り返しますが大変重く受け止めているところです。ですので我々としては、その問題点等を明らかにするということで今委員、議会からの御指摘も踏まえて対応しているところでございます。一方、ワシントン駐在自体の活動としては、やはり現地で連邦議会の議員、連邦政府、あるいはその研究者等と面談を重ねて、沖縄の実情を伝える、向こうの情報を取る等、非常に重要な業務をやっていたというのも事実だと思っております。ですので、我々としてはワシントン駐在というのは、必要な機関だと思っておりますので、ぜひ御理解いただいて、この透明性を持って対応ができるように今、どのようなことができるかというのは、検討したいと考えているところでございます。

以上です。

○島尻忠明委員　このワシントンを委託しているものに関しては、監査というのはどなたがやるんですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　今おっしゃられていたワシントン事務所、ここでいうところのワシントンコア社への委託に関しての監査といいますか、内容についての検査は、基地対策課の担当職員がまず行いまして、その内容を課内で決裁を取って、内容を確定させて委託料の支払いをするというような流れになります。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、島尻委員から当該委託料の監査について課内だけで行っているのか確認があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長　今申し上げたような県庁内部の予算執行の手続とは別で、全庁的なことですけれども、年度終わった後に、それぞれの各課のその年度の予算事業、その他いろいろな業務全般について、定期監査という形で監査を受けるということになります。

○島尻忠明委員　これまでも定期監査で、今の代表監査も含めてやってきたということで理解していいですか。

○玉元宏一朗基地対策課長　そのような御理解でよろしいと思います。

○島尻忠明委員　公室長の答弁もありましたけれ

ど、もちろん一生懸命なのは分かります。
ただ、この予算に関して今疑義があるわけですから、その中でやった成果というのは、僕は成果にならないんじゃないかなと思うんですよ。疑義がある中で、その間よく金を使って、また効果もありました、やりましたと、僕はこのペーパー自体おかしいと思っていますよ。
以上です。
総括質疑をお願いします。
○西銘啓史郎委員長　休憩します。
（休憩中に、委員長から島尻委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）
○西銘啓史郎委員長　再開します。
島尻忠明委員。
○島尻忠明委員　主要施策の中の４ページのワシントン駐在員活動事業費、知事公室基地対策課の今の件なんですけれど、これ今、質疑の中でもお話をさせていただきましたが、疑義が生じる中で、一番議会でも重い百条委員会で、証人喚問まで行われている、この一連の流れの中で、それをこうやってしっかりと知事公室の長である知事公室長まで、この辺まで含めて決裁が得られなくて、よくこんな文書が出せたなと私は思っていますので、最高責任者である知事に、これはもちろん責任者は知事ですので、行政の長ですから。こういうことで、こういう疑義があるものでも成果として出すのであれば、沖縄県民に対して、どうやって説明できるのかというのをお聞きをしたいので、取り計らいをよろしくお願いをいたします。
○西銘啓史郎委員長　確認しますけれど、今の件は、知事に対して、知事公室の主要施策の効果、特にワシントン事務所について、こういう県知事決裁ではないものが載っていることとかについての見解を求めたいという理解でいいですか。
○島尻忠明委員　決裁云々ではなく、私が言ったのは、決裁の方法もそうなんですけれど、よく疑義がある中で、こういった成果というのが出せますねと。これを認めてしまうと、今からそういうのが全部出てきますよ。ちゃんと内部統制でも、これしっかりと出ているわけですから。
○西銘啓史郎委員長　分かりました。
今の件を14日の質疑終了後に協議したいと思います。
○西銘啓史郎委員長　呉屋宏委員。
○呉屋宏委員　私は主要施策の成果報告書の23ページ。消防防災ヘリコプター整備推進事業について、現在の進捗状況を伺います。
○西銘啓史郎委員長　照屋陽一消防防災対策課長。
○照屋陽一消防防災対策課長　お答えします。
消防防災ヘリの導入につきましては、県及び全市町村で構成する協議会で可決された議案に対し、ただいま39市町村から承認をいただいておりますが、現時点で石垣市及びうるま市からは承認をいただけておりません。
県としまして、両市から意見があります当初からの夜間運行、２機体制につきまして、既に運用実績のある他県航空隊を対象に、航空隊の発足から、夜間運行や２機体制を取るまでの運用上の課題等を確認しているところであります。
今後、２市や協議会に説明を行うなど、消防防災ヘリの導入に向けて、引き続き取り組んでいくこととしております。
以上でございます。
○呉屋宏委員　これはあまりにもでたらめだよ。あなた方は最初、僕に何て言ってきたかといったら、夜間飛行はしないと言ったんだよ。いつからこれは方針が変わったのか。
○照屋陽一消防防災対策課長　委員御承知だと思いますけれども、消防防災ヘリの導入に当たりましては、１機の先行導入、日中の運行、市町村からの隊員派遣、全圏域での活動等、基本的な項目について、全市町村の同意を得た上で協議会を発足して協議しております。その同協議会において、市町村と具体的な検討を進めて、先ほどありますヘリ基地の場所とか、そういったところを市町村長の同意を得てやろうというところで、39の市町村から承認をいただいているということでございます。
夜間運行については、基本的な項目としては日中の運行をやりますということで進めているところでございます。
以上です。
○呉屋宏委員　あのね、言っていることとやっていることが違うんじゃないか。あなた方は、今年は島根かどこかに出張で行ったんだよね。行ったけれど、これ夜間飛行を想定した形で視察に行ったんでしょう。今、僕が質問しているのは夜間にいつから変わったのか、夜間やるということにいつから変わったのかということです。
○照屋陽一消防防災対策課長　夜間をやる、やらないのではなくて、この夜間運行について意見がございますので、それをただできませんということでは

なくて、島根等の視察を踏まえて、俎上に載せるというか、そういうことで考えているところでございます。

○呉屋宏委員　調べもしないで行ってみたら、島根にヘリはない。こんな所に視察に行ったわけだよ。みんなは知らないと思うけれど、そういう状況なんだよ。それと皆さん、この消防防災ヘリを導入するときに、あなた方は消防隊員を９名派遣すると言ったんだよね。９名で夜間飛行まではできないんだよ。途中で夜間飛行にするということになると、初めからアリバイづくりをして、発足をさせて、後から夜間飛行をやるとなると27名ぐらい必要になるんだよ。この人員については、ほかの市町村は分かっているのか。こういう話合いをしているのか。

○照屋陽一消防防災対策課長　島根の航空隊に視察に行きましたところ、島根の隊員は常時夜間運行していると。その隊員は10名でやっているということで、参集方式でやっているということも確認して、沖縄県が参考になりそうな自治体ということで行ったところでございます。

以上です。

○呉屋宏委員　島根の状況について質問しているわけじゃないよ。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員から夜間飛行の場合は27名程度の人員が必要になるということについて、市町村に対して説明しているのかについて答弁するよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長　先ほど課長が御説明したように、原則としては昼間の１機体制ということを基本として持っています。

ただ、今、まだ賛同を得られていない２市からは、２機体制あるいは夜間についての要望等もありますので、まずは、現在そういう体制を行っているところの体制、あるいは１機から２機になった、昼間から夜間も飛ぶようになったというのはどのようなスパンで、あるいはどのような体制でやっているかというのをまずは調査して、このぐらいかかりますよというのを明示しながら、説明をする必要があるだろうということで、今調査をしているという段階なので、各市町村にこういうふうにやりますという説明をするというものではないということでございます。

○呉屋宏委員　僕が言っているのは公室長、いいですか。あなた方は39市町村から同意書をもらっているんだよ。これに夜間の計画はないのか。だから途中から導入するにしても、途中からまたトラブるよ、どう思っているのか。

○溜政仁知事公室長　当然夜間も含めてやる場合は、改めて説明をしないといけないというのは当然だと思っております。

ただ、我々としては、今夜間をすぐ導入するというわけではなくて、夜間も運行しているところはどういう体制でやっているか、どういう流れで夜間の運行ができるようになったのかというのを調査をしているということでございます。

○呉屋宏委員　公室長、今何もスタートしてないんだよ。夜間は将来の話でしょう。今どうするのというところができていないのに、将来の夜間の話をしてどうするのか。

○溜政仁知事公室長　我々も、まずはその１機の昼間の体制でスタートするということをこれまでも繰り返し御説明をしているところでございます。

ただ、まだ了解を得られていない２市の中からは、そういう体制といいますか、２機体制あるいは夜間も踏まえて検討する必要があるんじゃないかという指摘がありますので、では夜間だったらこのぐらい必要ですよとか、このぐらいの時間が必要ですというような説明をするためにも、まずはその状況を調査するいうことが必要だろうということで、今先進地というか、現在運行しているところに調査に行っているということでございます。

○呉屋宏委員　ということは、この計画はゼロベースに戻ったということだね。つまり、39の市町村にはそういう話はなかったんですよ。だからみんなが不審に思っているわけ。僕がそういう話を北部とも南部の離島とも話をしたときに、もともと夜間に飛ばすという話はないんだよ。だから、僕は危機を感じて、これは夜間やるべきだよということを一般質問でずっとやってきたわけだ。だけど、あなた方は全体計画が見えないわけ、それを教えてちょうだい。

○溜政仁知事公室長　繰り返しになりますけれども、原則としては１機体制で昼間の運行というのが前提となって、その後、必要性に応じて夜間をどうするか、２機どうするかということが検討になるかというふうに考えております。それは変わらないことなので計画としてもそのままでございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、今、同意いただけていない２市からは、その後の２機体制、あ

るいは夜間の運行についての要望といいますか提言、話がございますので、それについてはほかのところはどうしているかというのを調査しているということなので、そこは少し切り分けてというか、基本は、今全く変わっていないので、そこは御理解いただきたいと思います。

○呉屋宏委員　全体計画を見せてください。

○照屋陽一消防防災対策課長　この消防防災ヘリは、沖縄県として初めての導入でありますので、万が一のリスクを考え慎重に進めるために、１機の先行導入や日中の運行と基本項目を定めた現行案というのをお示ししております。

航空発足当初において、基本的な運用を開始した後、実績を重ねて必要な技術や運用ノウハウの蓄積、経済性等の検証を行うことを想定しております。

将来的な運用拡大について、この検証の状況を踏まえつつ、市町村とともに検討していくというようなことが全体計画ということで認識してございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員　今の話だと順調に進んでいるということなんだよね。この当初予算１億7800万、あなた方は補正をして執行率70.7％と書いてあるけれども、今期は620万しか決算されていないんだよ。ということは、70％あるのか。当初予算からしたら3.4％だよ。何で執行できなかったのか、その説明をしてくれないか。順調に行っているんでしょう。

○照屋陽一消防防災対策課長　消防防災ヘリコプター整備推進事業に関しましては、今呉屋委員の御指摘のとおり、令和６年度の２月議会で補正減をしています。

これの補正減の理由としては、基本設計、実施設計等の事業を行うという予定で計上しておりますが、これをできませんでしたので、市町村との調整が継続しているということから減額したところでございます。うまくいっているかということのお話でしたら、うまくいってないという状況でございます。

○呉屋宏委員　この成果報告書の一番下の課題、この４行を読んでみてください。

○照屋陽一消防防災対策課長　沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会において整理した基地の整備場所、機体の仕様、人員派遣・費用等、県への要望の４つの議案について承認が得られていない２市の承認を得た上で、早期の導入に向けて取組を進める必要がある。

以上でございます。

○呉屋宏委員　この文章を読んだら、２つの市が原因でこれ全部止まっている。この４項目に反対しているからというふうにしか取れないんだけれど、あなたはどう思っているのか。

○照屋陽一消防防災対策課長　この４つの議案におきまして、２市は全てが全て意見を述べているわけではないという理解でございます。

以上です。

○呉屋宏委員　いや、あなたは文章力ないのか。この４行を読んだら、この２市がこの４つに反対しているようにしか見えないよ。どう思うのかと聞いているんだよ。

○石川欣吾秘書防災統括監　お答えいたします。

委員が今おっしゃることはよく分かります。この４つの議案について、この２市が全て反対しているわけではないというふうにおっしゃっているのだと思うんですけれど、まさにそれはそのとおりだと思います。解釈としてはそうなるかと思います。

以上です。

○呉屋宏委員　解釈の意味が分からない。これ石垣市長とうるま市長にこれを見せたら余計誤解するよ。どう思うのか。

○照屋陽一消防防災対策課長　誤解を与える文章であると考えていますので、修正……。

○呉屋宏委員　今からできるわけないだろ。

○照屋陽一消防防災対策課長　呉屋委員のお話にあったこの４つの議案全部に２市が反対しているわけではないんですが、議案として、この４つの議案全体として反対しているという意味で書いているところでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、西銘委員長より、主要施策の成果報告書は重要な文書であるため公室長や統括監が見て出すべきで、課長決裁だから知らないとは言えないとの指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

石川欣吾秘書防災統括監。

○石川欣吾秘書防災統括監　お答えします。

委員がおっしゃるとおりですけれども、我々、これをきちんと見て、上に上げるような必要があるかと思います。決裁の過程は誰が判こを押すかというよりも、やっぱり事前に我々がきちんと調整した上で出るという、そういう文書の流れが適切かと思い

ますので、その辺は注意していきたいと思いますし、もし、これを見て２市の方へ誤解を与えるというような話であれば、説明に行くときに、こういう状況ですというのはきちんと説明した上で、２市にもまた説明してまいりたいと思います。

以上です。

○呉屋宏委員　これが公文書だということはあなた方は分かっていたほうがいいよ。角度を変えて言うけれども、ドクターヘリの守備範囲というのは、どこまでですか。

○照屋陽一消防防災対策課長　ドクターヘリを所管する保健医療介護部に確認しました。運行範囲は、浦添市を起点に沖縄本島全域及び本島周辺離島を運航範囲としております。時間についてもありまして、運行時間は原則として午前８時半から日没１時間前までとなっております。ただし、待機終了時間は午後５時半を超えないものということでお聞きしているところです。

以上です。

○呉屋宏委員　これ正式な答弁でいいのか。

○照屋陽一消防防災対策課長　保健医療介護部に確認した内容となってございます。

○呉屋宏委員　ドクターヘリは鹿児島の南の離島まで入っていませんか。

○照屋陽一消防防災対策課長　運行範囲に、徳之島、沖永良部島、与論島、奄美南部３島を含んでございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員　だから、守備範囲はどこまでですかとちゃんと聞いているわけだから最初からちゃんと答えたらいいよ。それは。

なぜ僕がこんなこと言っているかというと、僕は最初からあなた方に言ってきた。１期目は本島周辺でいい。せいぜい鹿児島の南側の離島までやらなければいけない。中城では駄目なんだよと僕はずっと言ってきた。だから、これを入れることによって、鹿児島から同意を得られるから第２計画、第３計画が出てくるんだよ。２期目も３期目も総務省にお願いしないといけないんだよ。そのためには、鹿児島の一部をこちら側で面倒見ないといけないんだよ。何でそんなことが分からない。答えてください。

○照屋陽一消防防災対策課長　今の御質問は北部に基地を置くべきだという理解なんですけれども、北部に基地を置くと、大規模災害が発生した場合、ヘリ基地は他県からの緊急消防援助隊のヘリ拠点になることが見込まれます。また同基地には、これらのヘリが活動するための継続的な燃料補給が必要となるほか、多くの隊員が速やかに集結する必要があります。これらの人員や物資の補給を随時行うためには、地震や水害等による道路寸断のおそれがなく、災害時に孤立しない場所が望ましいと考えています。また、現在ヘリ基地整備を予定している消防学校から本島周辺離島までは、ヘリで30分以内に到着できる範囲ということで想定しています。例えば、北部３村にヘリ基地を整備した場合には、久米島周辺が30分圏内から外れる可能性があるということがございます。

大規模災害の対応を想定しますと、現在、一部の関係者からの提案であるこの北部３村のヘリ基地整備は、少し難しいのではないかと考えております。また、ヘリコプターによる急患搬送のときには、医師が添乗することとなるんですけれども、この添乗当番の医師は中南部の病院に多く所属しておりますので、この医師との合流を考えますと、やはり中南部に基地があるほうが搬送に要する時間が短いものと考えてございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員　消防防災ヘリには医師が乗るのか。

○照屋陽一消防防災対策課長　その予定で考えてございます。

○呉屋宏委員　あのね、ドクターヘリに医師が乗るのは分かるよ。消防防災ヘリは、これは義務づけじゃないんだよ。あなた方は今、自衛隊が通報を受けてから、平均してどれだけ那覇空港を飛び上がっているか分かるか。

僕はここに資料を持っているわけじゃないけれど、１時間50分というのは僕の口からでもすぐ出るよ。いいですか。あなたは今、消防防災ヘリのことをやっているんだよ。２期計画は石垣に置いて、石垣から与那国に飛ぶ、宮古に飛ぶ。だから八重山病院にＥＲを置かなければいけない。これを保健医療計画の中に入れなければいけない。これが２期目だ。３期目は固定翼で大東をカバーしないといけない。これが10年、15年でできるか分からないけれども、これが全体的な消防防災ヘリの考え方なんだよ。あなた方は今本島周辺だけを考えている。39市町村に、ちゃんとしたものも出さないで、入ってくれ、入ってくれと言ってやったら、こんなことじゃ駄目だよ。答えは要らない。

以上。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、呉屋委員から総括質疑の申出が

あり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員　知事に対して、消防防災計画を議論しましょうと質疑したい。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起については、14日の質疑終了後に協議いたします。

休憩します。

（休憩中に、島尻委員より、執行部はもっと誠意ある答弁をするよう指摘があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

先ほど呉屋委員の質疑に対する答弁で、消防防災対策課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので発言を許します。

照屋陽一消防防災対策課長。

○照屋陽一消防防災対策課長　大変申し訳ございません。

先ほど、主要施策の課題のところの記載が現実と違うんじゃないかという御指摘がありましたところ、少し私の勘違いと表現が間違っていたので、それを訂正させてください。

この消防防災ヘリコプターの導入の推進の協議会の可決議案に関して、この２市に対して承認を求める文書を送ってございます。その承認の選択肢としては、承認する、承認しない、この２択でございます。石垣市、うるま市とも、それぞれ承認しないということで回答をしてございますので、今この課題につきましては間違いではないという認識です。

ただ、私、承認するというところは、賛成していないというお話をしましたので、その辺は訂正しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、幸喜委員から質疑を取り下げる旨、発言があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　私から１点だけ、ワシントン駐在員活動事業費なんですけれども、今、米国連邦議会下院では国防権限法、いわゆる沖縄関連条項というものが入った状況で可決されていますけれども、これから上院での議論になってきますけれど、これについての見解と、また今ワシントン事務所が閉鎖されている中、なかなかアプローチが難しいと思いますけれど、これについて今どのようにアプローチしているのか、御説明お願いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。

2026会計年度国防権限法案は、ＮＤＡＡの下院案及び付帯報告書に、沖縄における軍人による犯罪防止等について盛り込まれたことは沖縄県の要請を受け止めていただいたものであり、これまでのワシントン駐在による働きかけ及び知事訪米の成果であるというふうに考えております。特に法案自体に条文が盛り込まれたということにつきましては、実効性のある再発防止策につながるものであり、非常に大きな意義があるというふうに考えております。

このため、今後行われる連邦議会議員の上下両院での一本化に向けた協議において、当該条文が残されるよう、先日、上下両院の軍事委員会のメンバーに知事名の書簡をメールで発出したところであります。引き続きこれまで培ったネットワークを活用して、情報収集、働きかけを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○玉城健一郎委員　ありがとうございます。

本当に、これまでのワシントン事務所のこれまでの活動だったりとか、訪米が大きく身になる状況になっているのかなと思いますので、引き続きこれが身になれるように取り扱っていただきたいですし、また、これが今、いろいろ様々な議論だったりとか内部統制でも報告ありますけれども、最初のほうのボタンのかけ違いでいろいろな問題が出てきている中で、改めて今後つくるときにはそういったところも、これまでの反省点も生かしながら、つくるときにつくっていただきたいと思います。

ぜひ、またワシントン駐在をしてきた皆さんには、慰労もしてください。よろしくお願いします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員　お願いします。

主要施策の成果報告書の１ページの基地対策、基地関係業務費なんですけれども、こちらに実績として、②知事が訪米し、というようなくだりがありますけれども、国務省、国防総省、それから連邦議会議員などの面談やシンポジウムを通して、沖縄の基地負担の軽減等を伝えたというような内容なんですけれども、知事訪問の際には、これまでワシントン事務所のサポートが非常に大きな役割を果たしてきたと思うんです。

今回、令和６年度の決算ですので、今後の話とい

いましょうか、この閉鎖によって知事訪問の際、国務省をはじめ、関係機関とのコンタクトはどのように取り図っていくのか。これまでの蓄積も令和６年まであろうかと思うんですけれども、基地から派生する諸問題、米軍犯罪などを、米軍政府、米国民、市民にじかに訴えるということは、訪問を通して沖縄の基地問題解決に理解をしてもらうことにつながってきた、それからその事務所を通して伝わってきたと思うんですけれども、今後の方法というんでしょうか、６年度の決算の内容だとは思うんですが、その辺のところをお聞かせいただけないですか。これ１点で結構です。

○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。

ワシントン駐在は、委員がおっしゃられるとおり、これまで米国政府や連邦議会関係者との面談を重ね、沖縄の基地問題の解決について精力的に働きかけを行ってきたところです。また、知事訪米に際しても、日頃から培ってきた人脈を活用して、連邦議会議員、有識者などの面談の設定など、各種調整業務を行うほか、令和６年度の知事訪米においては、共和党シンクタンクでの講演などの新たな取組を実現するなど、大きな役割を果たしたところでございます。

現時点ではこうしたネットワークが維持されており、知事が訪米する場合には、これらを活用して影響力のある方との面談の設定などの事前調整や準備は、一定程度可能と考えておりますが、一方で、今後、連邦議会の中間選挙などで議員や補佐官の入れ替わりが想定される中で、ネットワークの維持に影響が懸念されますので、ワシントン駐在についても高い透明性を確保して、新たな体制で再スタートできるよう幅広く検討しているところでございます。

以上です。

○仲宗根悟委員　これまで蓄積したネットワークというのが私たちの財産だと、沖縄県の財産だと思いますので、そちらのネットワークをフル活用をして、沖縄の諸問題をしっかりと米国に届けていただきたいと思います。

終わります。

○西銘啓史郎委員長　高橋真委員。

○高橋真委員　私は、この主要施策の成果から質問をさせていただきます。

18ページ、19ページ、沖縄平和啓発プロモーション事業（継続）ということで、令和元年度からスタートしている事業であります。まず、この事業の令和６年度の成果の中で、新しく取組をしたもの等を含めて教えていただきたいと思います。そして、この沖縄戦の語り継ぎ手養成事業ということで、40名修了生を輩出したと。この40名というのはどのように選出をされたのか、お伺いいたします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

まず、平和啓発プロモーション事業の内容、概要でございますが、この事業は沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承することを目的に実施しておりまして、県内外の小中高大学の10校、1844人を対象としたワークショップを開催しております。また、令和７年１月には玉城知事、歌手の宮沢和史様、ひめゆり平和祈念資料館館長などに登壇していただき、東京でシンポジウムを開催し、平和に関する思いを共有しております。あと、令和６年度はこれまでとちょっと違っておりますが、沖縄戦の学習動画と教材を制作しまして、ウェブでの公開を行っております。内容としましては、沖縄県平和祈念資料館の小中高生向けの平和講話の内容に準じまして、琉球王国時代、沖縄戦に至る経緯、沖縄戦の概要、沖縄戦から学ぶこと、若い世代へのメッセージの４つの章で構成されております。これが新しいものとなります。それと、沖縄戦の実相教訓の次世代に継承する人材を育成することを目的に、委員おっしゃるとおり、沖縄戦の語り継ぎ手の養成を40名輩出しております。基本的には、一般で広く公募をしておりまして、募集して選出したというところでございます。

以上となります。

○高橋真委員　分かりました。

この新規の事業も含めまして、様々な関係課と連携をしたほうがいいものがたくさんあるような気がいたしております。

先ほど、ほかの委員の質疑の中でもありましたけれど統合といいますか、連携といいますか、それでもって効果を最大化していくという取組をやっぱりやっていくべきじゃないかという、継続事業でここまで来ているということであれば、しっかりとそれを検討していく必要性があるだろうと思っております。そして、この語り手という部分に関しては、もちろん政治も含まれるんでしょうけれど、例えば未成年である高校生とか、そういった子どもたちもこの語り手の継ぎ手として、今いらっしゃる方々に取材をしながら話を聞いて、自分の言葉で語っていくというようなそういう取組もできるのではないかと思っております。なので、しっかりと事業の部分に関しても見直しを図っていくことは、重要だろうと

私は思っております。

その辺について、知事公室長、今回の決算の事業成果を受けて、今後の方向性の見解をいただきたいと思っております。

○溜政仁知事公室長　ありがとうございます。

沖縄平和啓発プロモーションの中では、様々な事業を行っているわけですけれども、まず、その一つは県外の方々にまずは沖縄の平和の心というものがどういうものか、あるいはそこに興味を持ってもらうということ、あるいは将来にわたって、沖縄戦中心に継承ができるような体制を取るというような事業を行っているわけですけれども、当然、各部、各所との連携というのは重要だというのは我々も考えております。ですので、例えば教育庁の文化財関係あるいは公室内等々、商工労働部、文化観光スポーツ部も入るんですかね。そういうところとも、これまで各委員から御指摘がございますので、より積極的にというか、意識をしながら進めていくということが重要だろうなと考えております。

ありがとうございます。

○高橋真委員　以上です。

○西銘啓史郎委員長　渡久地修委員。

○渡久地修委員　ちょっと絞りますけれど、まず、主要施策の成果報告書の４ページ、ワシントン駐在員活動についてです。事務所が事実上、この４月から閉鎖になりました。それによって、どのような支障が出ているのかということについてお尋ねします。

○玉元宏一朗基地対策課長　ワシントン事務所が閉鎖されたことによる影響でございますが、ワシントン駐在が、今不在でございますので、対面での働きかけなどを日常的かつ継続的に行うことが困難な状況にあります。

今後、連邦議会の中間選挙等で議員や補佐官の入れ替わりが想定される中で、ネットワークを維持して働きかけを行うことに影響が生じることが懸念されております。また、現地でのタイムリーな情報収集と本庁への報告につきましては、既に影響が生じていると考えております。

以上です。

○渡久地修委員　今言ったように支障が出ているということで、私たちはぜひ早期の駐在の再開というのも必要だと思うんですけれど、その辺の取組についてお願いします。

○玉元宏一朗基地対策課長　現時点の取組につきましては、先ほども少し申し上げましたけれども、現時点ではまだ残されているといいますか、これまで培ってきたネットワークは、現時点では維持されておりましたので、これを基に沖縄から可能な範囲の働きかけを行っております。

ワシントン駐在については、今後、高い透明性を確保した新たな体制で再スタートできるように、幅広く検討をしているところでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、渡久地委員から総括質疑の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

渡久地修委員。

○渡久地修委員　支障が出ているということで、知事に対して、知事自身がどのような支障が出ているかという認識を聞きたいし、知事として早期に再開するためにどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起は、14日の質疑終了後に協議いたします。

渡久地修委員。

○渡久地修委員　22ページ、平和祈念資料館展示更新事業について、お尋ねしたいと思います。

まず、今度、展示内容を更新するということですけれど、これまでこの資料館の果たしてきた役割はとても大きいと思いますが、それについてお願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

平和祈念資料館は、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次世代に伝え、恒久平和の樹立に寄与するため、県民個々の戦争体験を結集して設立をされております。

同資料館は、沖縄戦の実相と教訓を伝える平和発信拠点施設として重要な役割を果たしていると認識しているところでございます。

以上となります。

○渡久地修委員　今度、展示内容を更新するということなんですけれど、更新についての基本的な考え方についてお願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　展示更新を行う考え方、意義についてお答えいたしますが、平和祈念資料館は開館から25年がたちます。開館後、歴史的事実の追加や沖縄県史等の沖縄戦に関す

る新たな調査研究に基づく記述等を踏まえた説明文の見直しなど、時代に即した展示更新が必要となっております。

戦後80年を迎え、戦争体験者が減少する中、沖縄戦の記憶を風化させず、次世代に継承するため、平和祈念資料館が果たす役割は重要であると認識しておりますので、引き続き展示リニューアルに向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○渡久地修委員　この基本構想を読むと、今も答弁があったように、新たな調査研究によって沖縄戦とか、また戦後のいろいろな研究が前進したということで書かれているんだけれど、どのような調査研究の前進があったのかということを教えてください。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

開館から現在までに沖縄県史各論編の６、沖縄戦をはじめ、各分野の新しい沖縄県史が発刊されるなど、沖縄戦と女性史を含む沖縄の近現代史に関する新たな調査研究の成果が蓄積されていると考えております。また、米軍基地から起因する事件・事故などや近年の沖縄をめぐる軍事強化など、開館以降の歴史的事実についても展示に追加する必要があると認識しております。

以上となります。

○渡久地修委員　この間、沖縄戦研究、これは日本政府の、あるいは防衛省の研究、記録含めて、そして沖縄での住民の証言とか、これは各市町村でもどんどん進められてきたんですよね。それで、物すごく深められていったと思うんですよ。だから、そこをしっかりともっともっと深めていく必要があると思います。この間の平和祈念資料館設立後だけれど、沖縄県史は新しいのが出ましたよね。各市町村でも市町村史が出ていると思うんですよ。沖縄で各市町村史がどれぐらい出ているか、お願いします。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　市町村史ですが、県内41市町村の全てにおいて市町村史が発刊されているものと認識しております。

○渡久地修委員　この県史もそうだけれど、各自治体の市町村史も、証言を元にして、住民の視点で、町民、市民、村民の視点で、編さんされていると思うんですよ。だから、しっかりそれを今回の展示の変更に当たっても、大いに参考にしてやっていただきたいと思いますけれど、その辺はいかがですか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　証言につきましても、沖縄県平和祈念資料館が中心となって証言を取りためてきておりますので、そういった証言もきっちり展示更新に生かしていきたいと考えております。

以上となります。

○渡久地修委員　あと、県史の沖縄戦ビジュアル版が発行されましたけれども、残念ながら、向こうで見た人たちがもっと深く勉強をしたいと思って、こういったものを購入しようとしても、資料館で販売していないというのがあって、これは販売すべきだということを提起してきましたけれども、その辺はどう改善されましたか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　沖縄県史のビジュアル版の現在の状況ですが、本年９月11日より、平和祈念公園の総合案内所と平和祈念財団の事務所で販売を始めております。あと、平和祈念資料館のチケット販売所に県史のビジュアル版のポスターを掲載しまして、販売をしている総合案内所を紹介をしているところでございます。

以上となります。

○渡久地修委員　僕はこの資料館を見学した後、資料館の出口辺りで、すぐ買いたいという人たちが買えるように、ぜひこれはもう要望しておきたいと思います。

次に24ページ、不発弾等対策事業についてです。これもいろいろ聞きたいのがありましたけれども、私はこの不発弾の現地処理に際して、これまでずっと取り上げてきましたけれども、避難半径を縮める、住民負担を軽減するために耐爆チャンバーの導入等をずっと提案してきて、これが試験導入されて、令和６年度から本格運用されたと聞いています。

この決算の令和６年度の現地処理の件数の中で、この耐爆チャンバーを使った処理件数というのは、幾らになっているんでしょうか。

○古堅宗一朗危機管理課長　お答えいたします。

今、委員お尋ねの耐爆チャンバーを使用した令和６年度の運用実績でございます。現地処理は全体で24件ございますが、そのうち耐爆チャンバーを使ったのが18件となっております。

以上です。

○渡久地修委員　この耐爆チャンバーを使うことによって、従来の６メートルの穴を掘って、ライナープレートを周辺に張ってやる方式と比べて、避難半径は幾らから幾らに縮まったのか、住民避難がどれだけ軽減されているのかについてお願いします。

○古堅宗一朗危機管理課長　現地処理において耐爆

容器を使用しますと、従前の方法で避難半径が約230メートルとされていたものが、耐爆チャンバーを使用しますと25.5メートルになります。

その地域の状況によって避難の状況は変わると思いますが、半径が大幅に10分の１近くになっておりますので、大変大幅に住民避難における負担は軽減されていると考えております。

以上です。

○渡久地修委員　この耐爆チャンバーを使うことによって、処理費用というのはどれだけ軽減されますか。

○古堅宗一朗危機管理課長　処理につきましては、御承知のとおり自衛隊を中心に公的にやっておりますので、これに関する費用ということでいいますと、探査ではなくて処理に関する費用ということでいいますと、避難に係る市町村が本部を組んで、その周辺で必要になる費用ということだと思います。この耐爆チャンバーを使うということについていいますと、これは実は国の総合事務局のほうで所有しておりまして、所有というか、リース契約と聞いていますけれども、国のものを各市町村の本部に貸出しをして使ってもらっていると聞いております。ですので、もとより費用負担の上下というのは、なかなか市町村の負担とか、市民の負担という意味でいうと、特にございません。

以上でございます。

○渡久地修委員　この耐爆チャンバーのリース料というのは、１回につき幾らですか。

○古堅宗一朗危機管理課長　今申し上げたとおり、国が企業からリースを受けているので、費用も国のほうで発生していますが、一応これまで我々のほうで確認しましたところ、沖縄総合事務局のホームページなどで掲載されている情報によりますと、年間だと思います、約7800万円で契約されているということでございます。

以上です。

○渡久地修委員　あともう一つ、この不発弾処理に関して、沖縄は不発弾処理が70年、100年かかると言われているんですけれど、不発弾について考える日の条例制定とずっと言い続けてきましたけれども、県もこれを検討するという答弁したことあるんだけれど、これについて今どうなっていますか。

○古堅宗一朗危機管理課長　おっしゃるように、今年が戦後80年に当たる節目の年度でございますので、県のほうでも、戦後80年の記念事業の一環として、今年から毎年８月を不発弾処理推進月間と位置づけまして、これを広報しながら意識づけをしていただこうと考えています。我々が進めている事業としましては、民間の建物を建てるときの事前の探査なども、これは施主が実施主体になりますので、県のほうに申請をすれば補助金が出ますので、これをどんどん進めてください、利用してくださいという広報の意識づけとなるように月間を設定してございます。これに合わせて、通常からもろもろこれを使ってくださいと広報は今年度だけではなくて令和６年度もやってきたんですが、今年については、新たに月間を設定したことから、パネル展示をしてきたりとか、一般の広報だけではなくて、住宅を建てる方が対象になる補助事業ですので、住宅展示場などにおける広報事業、これをやる準備を今しております。

以上です。

○渡久地修委員　次に11ページのアジア太平洋地域平和連携推進事業についてお尋ねします。これまでもこれとの関係で、ＡＳＥＡＮ関連会議の誘致を沖縄にできないかということを提案してきましたけれど、今どのようになっているかお願いします。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　お答えいたします。

ＡＳＥＡＮ関連会議の誘致の可能性については、外務省、ＡＳＥＡＮ代表部等へヒアリングを実施しております。内容として、ＡＳＥＡＮ関連会議は加盟国であることが前提であるので、日本政府が関わっている会議をまずは調査して、その誘致に向けた取組が必要であるとの御意見などをいただいております。

このため、日本政府が関与していて定期的に日本国内で開催されているＡＳＥＡＮ関連会議を今選定をして、その可能性について検討しているところでございます。

以上です。

○渡久地修委員　あと、この東アジア、東南アジアとの平和友好姉妹都市連携も進めるべきだと提案してきましたけれども、その辺の進捗状況はいかがでしょうか。

○照屋真子平和・地域外交推進課長　令和６年11月には韓国済州特別自治道と友好協力都市協定を結んでおります。東南アジアですとか東アジア、北東アジア、北東アジアについてはＮＥＡＲという連合体のほうへのオブザーバー参加もしておりますので、こういったところは引き続き友好協力提携先を調査研究しながら進めていきたいというところでござい

ます。
　以上です。
○渡久地修委員　あと第32軍司令部壕の調査、発掘、公開について、ずっと取り上げてきましたけれども、現在どうなっているのか、公開はいつになるのかお願いします。
○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。
　現在、第32軍司令部壕につきましては、今年度は展示施設基本計画の策定を行っておりまして、次年度以降、用地の取得あるいは設計、建築工事を経て、令和11年度頃の開設を予定しております。また、第１坑口につきましては、発掘調査の状況を今年度から公開しておりまして、全体像が明らかになった段階におきまして、第１坑口の再現を行うということを考えております。第５坑口につきましては、現在、アクセス路の設計業務を行っておりまして、令和８年度の公開を予定しております。その第５坑道内部も安全性の確保ができるということを前提としまして、令和12年度の公開を予定しております。
　以上となります。
○渡久地修委員　次に６ページ、米軍基地問題情報発信強化事業費、その中での課題について、沖縄への誤解、無理解に起因する多様な意見がいまだに散見されると課題の中に書かれていますけれども、これはどういうことですか。
○玉元宏一朗基地対策課長　お答えいたします。
　沖縄の米軍基地問題については、主にＳＮＳにおいて、普天間基地の周辺に住民が住み始めた、当時はサトウキビ畑だったですとか、沖縄は米軍基地があることで得られる補助金で何とかなっているですとか、基地に反対している人はお金をもらって雇われているなどの誤解、無理解などに起因する意見がいまだに散見されているというふうに認識しております。
　以上です。
○渡久地修委員　こういった事実と違ったことが散見されるということなんだけれど、これについて事実はどうですか。
○玉元宏一朗基地対策課長　それぞれ私たちのほうで事実ではないというふうに考えておりまして、Ｑ＆Ａブックなどにも、そのような形で記載をさせていただいております。
○渡久地修委員　いわゆる事実でないものについて、しっかりと事実を発信していくことが大事だと思うんだけれど、今後どのように強化していきますか。
○玉元宏一朗基地対策課長　県としては、沖縄の基地問題について全国的に十分な理解を得るためには、正確な情報を発信するということが必要であると考えております。基地対策課のホームページですとか、地位協定のポータルサイト、知事が登壇するシンポジウムやトークキャラバンにおいて継続的に情報発信を行っております。また、先ほど申し上げた、基地問題を分かりやすく解説したＱ＆Ａのパンフレットなども配布をして、正しい理解を促しております。
　加えて、この事業で策定をした特設サイト、沖縄まくとぅプロジェクトというサイトなんですけれども、これも活用して、有識者による解説や米軍基地問題をクイズ形式で掲載するなど、そのようなことを取り組みながら正確な情報の発信に努めていきたいと思います。
　以上です。
○渡久地修委員　ぜひ頑張ってください。
　以上です。
○西銘啓史郎委員長　当山勝利委員。
○当山勝利委員　主要施策の１ページ、基地対策について伺います。
　まず、令和６年の米軍人等による事件・事故の件数について伺います。
○玉元宏一朗基地対策課長　令和６年度における米軍構成員等による刑法犯検挙件数は73件、そして酒気帯び運転などの事案については52件発生しております。
　以上でございます。
○当山勝利委員　このような事件・事故、それから米軍基地があるがゆえに起こる軍としての事故もあると思います。令和６年度は再発防止のための要請行動というのは、何回行われたのか。また、これ県内、県外とあると思いますので、それぞれどういう要請を何回ずつ行われたのか伺います。
○玉元宏一朗基地対策課長　先ほどの答弁の中で、米軍機の演習などに係る事故については答弁しておりませんでしたので、今申し上げますと、24件発生をしております。これらに関する要請件数ですけれども、令和６年度は、米軍人等による事件・事故に関する要請につきましては、文書抗議を２件、口頭要請を54件、計56件実施しております。そのうち県内での要請が53件、県外での要請は３件となっております。また、嘉手納飛行場におけるパラシュート

降下訓練など、米軍の運用に係る要請については、文書抗議13件、口頭要請19件、計32件実施をしております。

○当山勝利委員　数多くの米軍構成員の事件・事故、それから軍自体の事故とか、あと嘉手納のパラシュート降下訓練もこの間ありましたよね。これらのいろいろなことに対して皆様方が要請し、取り組まれているけれども、でも、今どうかというと、やはり日米の軍事的な強化というのは強まっていますし、その軍事的な連携もさらに加速しているようなところがあります。基地負担が減少するどころか、もっと基地負担が増えているような状況があると思います。

本当に私たち県民は基地負担を減らしてほしいということをずっと言っているわけなんですけれども、その取組について伺いたいと思います。

○溜政仁知事公室長　県としましては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還というのは求めている中、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。機会あるごとに、日米両政府に対して、沖縄の過重な基地負担の軽減というのを求めていると、これはこれまでも求めていたところでございます。特に、統合計画等に基づく在沖海兵隊約9000人の国外移転については、令和６年12月に在沖海兵隊約100名がグアムへ移転を開始したという発表があったんですけれども、その後の具体的な移転というのはいまだに示されていないということもありまして、それについては早期に明らかにするように求めております。

本年８月にハワイに知事が訪れた際にも、太平洋海兵隊の司令官にもそのことを求めたところでございます。そのほか、辺野古に関するトークキャラバンあるいは全国知事会、渉外知事会との連携による地位協定の改定要請等、基地問題の解決に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○当山勝利委員　委員長、休憩お願いします。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、当山委員から総括質疑の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

当山勝利委員。

○当山勝利委員　ただいまの質問の中で、日米の軍事強化、それから軍事連携が強まっている中で、私たち県民が望んでいるのは基地負担の軽減であるということでありますから、ぜひここは知事に対して、基地負担軽減に向けての取組をどう考えて、どう行動されるのかということを伺いたいと思います。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提起内容については、14日の質疑終了後に協議いたします。

先ほど当山委員に対する答弁の中で、基地対策課長から答弁の訂正をしたいと申出がありますので発言を許します。

玉元宏一朗基地対策課長。

○玉元宏一朗基地対策課長　申し訳ございません。

先ほど、当山委員から、米軍人等による事件・事故の件数についての御質問ありましたけれども、私が令和６年度におけるというふうに答弁してしまいましたが、正しくは令和６年、暦年の件数ということでございますので、おわびして訂正いたします。

○当山勝利委員　分かりました。

あと、それ以外の通告してあった質疑に関しては、これまでの質疑、やり取りがあって理解できましたので取り下げます。

ありがとうございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　大田守委員。

○大田守委員　まず、主要施策の22ページのほうをお願いします。

そちらのほうで、沖縄県平和祈念資料館展示更新事業の執行率は3.5％ですが、この令和７年度においてはどこまで進んでおりますか。現在の進捗状況を伺います。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　お答えいたします。

執行率が低い原因も併せてお答えいたしますが、平和祈念資料館展示更新事業につきましては、令和６年度中に策定予定でありました、基本構想と基本計画について、監修委員会での多くの意見について十分な検討期間を確保する必要があったため、委託料の繰越しを行ったことにより執行率が低くなっております。

委員御質問の進捗状況でございますが、展示更新の基本構想は、令和７年１月に策定したところであり、同構想の基本方針や展示更新の基本的な考え方を踏まえた展示更新の基本計画につきましては、パブリックコメントの意見等も踏まえ、今月10月６日に知事決裁を経て策定して、公表も進んでおります。

以上となります。

○大田守委員　今年度中には、この事業計画のほうは、もうしっかり完了するということでよろしいでしょうか。

○川満孝幸平和・地域外交推進課副参事　展示更新の基本計画は策定済みでございます。

以上となります。

○大田守委員　あと24ページの不発弾等処理事業費のほうをお尋ねしたいんですが、執行率は91％、それでも１割近い不用が出ております。不用額が１億8000万、繰越しが6300万円ほど出ておるんですが、この繰越しは令和７年度、ほぼほぼ完了したと考えてよろしいでしょうか。

○古堅宗一朗危機管理課長　お答えいたします。

令和６年度の繰越分は、令和７年度中に終了しております。

以上です。

○大田守委員　今年も糸満のほうで、また黄リン弾の爆発事故がありました。これまだまだ進んでいないんですよね。話によると、手続が複雑じゃないかということも聞こえてくるんですが、その点に関していかがでしょうか。

○古堅宗一朗危機管理課長　お答えいたします。

今委員がおっしゃるのは、事前に、個人の住宅等の建物を建てる前の探査のお話だと思います。そのことは置いといても、これまで過去に、この制度ができる前などに建った建物の下については、探査されないまま建物が建っている可能性もありますので、ここから見つかる不発弾というのはまだまだあるという認識でございます。それで、今おっしゃるように、新たに建物を建てる場合に、この事業が対象となるものについてどんどん活用してもらいたい、全土の探査をして処理をしてもらいたいという中で、探査の申込みの手続が複雑だという声があることも承知しております。

この簡素化につきましても、関係者間でいろいろ相談しながら事務的な手続の簡素化ですとか、出してもらう図面のチェックリストを確認をしながらスムーズにできるように、時間的に短くできるように、利用しやすくなるように努力をするよう関係機関で話し合いながら進めています。

以上でございます。

○大田守委員　よろしくお願いいたします。

あと、最後に１ページ、基地関係業務費とありますけれども、これも何度も知事は訪米されておりますけれども、その成果というか、それがなかなか見えてこないような気がするんですけれども、アメリカ政府もしくは国防省の方々の、どういった要人の皆さん方と会えているのかどうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　令和６年度、昨年度の訪米についてでございますけれども、訪米に当たって知事が面談できた関係者は計61名ですけれども、その中の内訳を簡単に申し上げますと、国務、国防総省の関係者は、国務省のアジア太平洋局日本部長ですとか、国防総省インド太平洋安全保障担当日本政策部長。また、２つ目のカテゴリーとしては連邦議会議員及び補佐官は42名おりまして、そのうち30名は民主党のプログレッシブ・コーカスという議員連盟の会議に出席した30名、そのほかの12名の方は、例えばエリッサ・スロトキン下院議員の補佐官、その次にジル・トクダ、この方は県系のハワイ州選出の民主党の下院議員ですけれども、その方ですとか、グレン・グロスマン下院議員、その他の方がいらっしゃいます。そして、有識者としては、これは共和党系のハドソン研究所という研究所の日本部長のケネス・ワインスタインさん、また、先ほども名前出しました、アメリカン大学の教授のピーター・カズニックさんほか、有識者は11名。そして、連邦議会調査局という、連邦議会のＣＲＳと言われている調査部門のシンクタンクですが、そこの関係者、研究員の方６名と、そういう形で面談を重ねております。

以上です。

○大田守委員　なかなか成果が出ていないということは、やはりある一定の鍵を握る方々と会えていないんじゃないかという気はしますけれども、日本の外務省との連携はどうなっておりますか。

○玉元宏一朗基地対策課長　訪米に当たっては、外務省にも便宜供与のお願いをいたしまして、常に連携をして進めております。

○大田守委員　今年、令和７年度に共和党に変わりました。これまでは多分、民主党の方々と主体的に会っていたと思うんですけれど、この共和党のほうとの会議というか、人脈形成の道筋はあるんでしょうか。

○玉元宏一朗基地対策課長　これまでワシントン駐在は、民主党、共和党とどちらにも偏ることなく、できるだけバランスを取って面談などを重ねてきております。今回、昨年度の訪米においても、共和党系のシンクタンク、ハドソン研究所との新たな取組としてのシンポジウムの開催とかも行っておりますので、どちらの政権になったとしても、引き続きこ

れまでと同様に、バランスを取って取り組んでいきたいと思っております。

○大田守委員　米軍基地に関してのアメリカ訪米の公務では、知事の中でもほぼほぼいないと思うんです。そうなってくると、やはりこれだけ長い間、アメリカ訪米しながら基地問題をお話ししてきても、なかなか成果が出てこないと。そこはやり方をもう少し考える時期に来ているんじゃないかと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○溜政仁知事公室長　例えば今回のＮＤＡＡ国防権限法については、知事の訪米、あるいはワシントン駐在の働きかけに基づいて沖縄関係の項目が今、下院の案として盛り込まれているということもありますので、成果が出ていないというものは違うのかなというふうに考えております。また、目的としても、沖縄の状況というのを直接連邦の政府の方々、あるいは連邦議会議員、あるいは米国民に知事が直接伝えて理解をしてもらうということで訪米を行っていますので、それは今、課長からあったように多くの方々にも会って、講演等も行っておりますので、そこはある程度、一定程度の成果があったと考えているところでございます。

今後といいますか、やはりこれもより効果的な訪米の在り方というのは委員のおっしゃるとおり、そこは日々考える必要があろうかというふうには考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長　休憩します。

（休憩中に、大田委員から総括質疑の申出があり、委員長から同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○西銘啓史郎委員長　再開します。

大田守委員。

○大田守委員　知事に対して今回の訪米に関する成果等について。

○西銘啓史郎委員長　ただいまの提案内容については、14日の質疑終了後に協議いたします。

それでは、以上で知事公室関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん並びに委員の皆さん、御協力ありがとうございました。

大変御苦労さまでした。

休憩します。

（休憩中に、執行部退席）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、10月14日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆様、大変御苦労さまでした。

本日はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　西　銘　啓史郎

令和７年10月10日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

経済労働委員会記録

（ 第 １ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

経済労働委員会記録（第１号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年10月10日（金曜日）
開　会　午前10時３分
散　会　午後３時57分
場　所　第１委員会室

本日の委員会に付した事件

１　令和７年第５回議会認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について（農林水産部及び労働委員会事務局所管分）
２　令和７年第５回議会認定第２号　令和６年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
３　令和７年第５回議会認定第８号　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
４　令和７年第５回議会認定第９号　令和６年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
５　令和７年第５回議会認定第10号　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について

出席委員

委員長　新垣淑豊
副委員長　次呂久成崇
委員　新里治利　仲村家治　大浜一郎　座波一
儀保唯　上原快佐　仲村未央　上原章
瀬長美佐雄　當間盛夫

欠席委員

なし

説明した者の職、氏名

農林水産部長	喜屋武盛人
農林水産総務課長	長嶺元裕
農林水産総務課研究企画監	山口悟
流通・加工推進課長	島袋直樹
農政経済課長	馬場剛
営農支援課長	長嶺和弥
園芸振興課長	安田宗伸
糖業農産課長	金城吉治
畜産課長	真喜志修
村づくり計画課長	仲地克洋
農地農村整備課班長	祖田英俊
水産課長	七條裕蔵
労働委員会事務局参事監兼事務局長	榊原千夏
調整審査課審査監	山下ひかり

○新垣淑豊委員長　ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び労働委員会事務局長の出席を求めております。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和７年第５回議会認定第１号、同認定第２号、同認定第８号から同認定第10号までの決算５件の調査を一括して議題といたします。

まず初めに、労働委員会事務局から労働委員会事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

榊原千夏労働委員会事務局参事監兼事務局長。

○榊原千夏労働委員会事務局参事監兼事務局長　労働委員会事務局所管の令和６年度一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、説明します。

それでは、ただいまタブレットに表示しました令和６年度歳入歳出決算説明資料の３ページを御覧ください。

歳入決算状況について説明します。

決算額は（款）諸収入の収入済額（Ｃ）欄のとおり１万186 円となっております。

その内容は会計年度任用職員１名分の雇用保険料本人負担分の受入れによるものです。

続きまして、説明資料の４ページに記載がある歳出決算状況について説明します。

予算現額１億3785万1000円に対し、支出済額は１億3171万892円で、執行率は95.5％となっております。

支出の主なものは、委員の報酬や費用弁償等の委員会の運営費や、事務局職員の給与、旅費、消耗品等の需用費などの事務局の運営に要する経費です。

不用額は614万108円で、その主なものは、職員手当等の人件費、及び会議や研修等へのウェブによる参加などによる旅費の執行残となっています。

以上で、労働委員会事務局所管の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いします。

○新垣淑豊委員長　労働委員会事務局参事監兼事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言する必要がありますので御留意ください。

総括質疑の提起があった場合は、委員長から総括質疑を提起した委員に対し、誰に、どのような項目を聞きたいのか、確認しますので、簡潔に説明するようにお願いいたします。

総括質疑の項目については、10月14日の本委員会の質疑終了後に、改めて理由の確認や意見交換等の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡等について確認）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

質疑時間の譲渡につきまして、仲村家治委員から質疑時間の５分を座波一委員、５分を大浜一郎委員へ譲渡したいとの申出がありましたので御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は着席する必要がありますので、御承知おき願います。

それでは、これより直ちに労働委員会事務局関係決算事項に対する質疑を行います。

新里治利委員。

○新里治利委員　質疑はありません。

○新垣淑豊委員長　次に、大浜一郎委員。

○大浜一郎委員　労働委員会の中で今、要するに人手不足等々があったり、いろいろなことがあるんですけれども、今、労働争議というか、そういったことで持ち込まれた案件ね、経営者側がちょっと不備があるのか。また、最近労働者側もかなりいろいろな問題が実はあったりするんだけれども、どっちのほうが多いのか、どういう案件が持ち込まれているのか、それをちょっと聞かせてもらいたいんですが。

○榊原千夏労働委員会事務局参事監兼事務局長　近年の状況ということでお答えしたいと思います。

令和３年度まではコロナ禍の中で、労働委員会の

取扱件数は減る傾向にありましたが、令和４年以降徐々に増えてきておりまして、令和６年の新規取扱件数は20件となり、コロナ禍前の令和元年を上回っている状況でございます。

社会経済活動の回復とともに、労働組合の活動や労使交渉が活発化してきているものと推測されまして、労働委員会の申請件数の増加にもつながっていることが考えられます。

内容の傾向ですけれども、不当労働行為事件ですとか、組合等によります労働争議の調整等の集団あっせんにおいては、令和２年頃から申請が減少しておりまして、代わりに個別労働関係、紛争あっせんの申請数が増加傾向にあるところでございます。

この個別労働関係、紛争のあっせんにおきましては、解雇や配置転換等の人事に関する申請が最も多く、また、次いでパワハラ等の職場の人間関係に関する申請が多くなっているところでございます。

以上です。

○大浜一郎委員　実際そういうことあると思うんですよね。

今、解決方法としては、例えば委員会のほうではどういうようなあっせんで、解決した案件というのはどれぐらいあるんですか。

○榊原千夏労働委員会事務局参事監兼事務局長　令和６年度の状況のほうで御説明したいと思います。

令和６年度に労働委員会で取り扱いました個別あっせんの状況のほうですけれども、当事者双方が話合いにより合意に至り解決した件数の割合というのが33.3％というところで、直近３年間の平均は29.4％となっているところでございます。

○大浜一郎委員　最近、配置替えとか転勤とかを拒否する人が結構多くてね、なかなかこういうふうな人事をしたいんだけれど、それを拒否されているようなことも実は私も経験しているわけ。

これどうしたものかと思ったりもするんだけれども、パワハラの問題とかも随分なくなってきているのかなという気はするんだけれども、こういう今言うような配置替えが嫌だとかこの職種は嫌だとかね、そういったものが争議になっているというのも結構あるんですか。

○山下ひかり調整審査課審査監　配置替えですとか、それを拒否する労働者がいるのではないかというお話だと思うんですけれども、労働委員会のほうでは配置替えに限らずですが、労働条件全般について、労働者と使用者の間で紛争が起きたとき、自分たちでは自主的な解決がなかなか望めないということで、第三者に間に入ってほしいということで、労働委員会にあっせん等の申請をなされることがございます。

そのときには、公正・中立な立場で審査をする弁護士とか大学教授とかの公益委員と、それから労働者と使用者それぞれの立場を反映させた労働者委員、使用者委員、それぞれ３名の委員があっせん委員として指名をされまして、その事件を担当するという流れになります。

３名のあっせん委員が労働者のほうからも使用者のほうからもそれぞれお話を聞きまして、それぞれについて問題点を整理したり、アドバイスをしたりしながら、どういった点で歩み寄りを図れるのかというところを、お互いを探りながら進めていくという流れになりますので、どちらがいいとか悪いとか、そういうこともアドバイスはいたしますけれども、その点を踏まえて、どういったところでお互いの話合いで決着ができるのかというところに重点を置いて進めているところでございます。

以上です。

○大浜一郎委員　最後になりますけれども、労働基準監督署の皆さんとは今どういうふうな関係になっていますか。

一義的には労基署に行くじゃないですか。いろいろな労働争議がある場合はね。労基署と皆さんの関係というのがどんな関係か。

○山下ひかり調整審査課審査監　労働基準監督署に限らず、沖縄労働局ともそうなんですけれども、沖縄労働局のほうにも、全体的、総合的な労働相談窓口の設置がございますので、まずは相談したいという方は、沖縄労働局の労働相談コーナーのほうに相談される方が多いというふうに聞いております。

もちろん沖縄県のほうにも窓口はあるんですけれども、どちらかに行かれる方が多いと聞いておりまして、そちらのほうで、もし相談者の方が、第三者が間に入って話合いを進めたいという御希望がある場合には、労働委員会のあっせんの御案内をしていただくというようなこともしております。

以上です。

○大浜一郎委員　以上です。

○新垣淑豊委員長　次に、座波一委員。

○座波一委員　ありません。

○新垣淑豊委員長　次に、儀保唯委員。

○儀保唯委員　１点あるんですけれど、個別労働関係の紛争のあっせん申立てについて、代理人をつけている割合が分かれば教えてもらいたいんですが。

○榊原千夏労働委員会事務局参事監兼事務局長　申し訳ございません。

そのような統計的な資料は取っておりませんので、把握していないところです。

○儀保唯委員　この制度があっても、この申立ての書式は上がっているんですけれど、やはり個人で作成するのが難しい、弁護士に頼みたいという相談が、私が弁護士時代にあったんですけれども、ただ費用がかかるものですから、使いやすさを検討する材料として、今資料がないということだったので、代理人をつけているのか、個人でできているのかという調査が有用かなと思うんですけれどいかがですか。

○榊原千夏労働委員会事務局参事監兼事務局長　確認いたしまして、後ほど御連絡差し上げたいと思います。

○新垣淑豊委員長　以上ですか。

○儀保唯委員　はい、大丈夫です。

○新垣淑豊委員長　続いては、上原快佐委員。

○上原快佐委員　ありません。

○新垣淑豊委員長　次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員　ありません。

○新垣淑豊委員長　仲村未央委員。

○仲村未央委員　ありません。

○新垣淑豊委員長　では、瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員　ないです。

○新垣淑豊委員長　當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　御苦労さまです。ありがとうございます。

○新垣淑豊委員長　よろしいですかね。

榊原千夏労働委員会事務局参事監兼事務局長。

○榊原千夏労働委員会事務局参事監兼事務局長　先ほど儀保唯委員のほうからお話がありました統計的な調査ですけれども、可能かどうかを確認して、それから御連絡差し上げたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○新垣淑豊委員長　以上で、労働委員会事務局関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、説明員の入替え）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

次に、農林水産部長から農林水産部関係決算事項の概要説明を求めます。

喜屋武盛人農林水産部長。

○喜屋武盛人農林水産部長　おはようございます。

本日はよろしくお願いいたします。

農林水産部関係の令和６年度歳入歳出決算について、その概要を御説明いたします。

まず初めに、令和６年度の農林水産部の取組について、しばらく御説明いたします。

農林水産業は、県民生活に必要不可欠な食料を生産・供給するとともに、観光産業や食品製造業などの域内経済や雇用への波及効果、農林水産物の移出や輸出による域外所得の獲得など、重要な役割を担っており、県農林水産部は足腰の強い農林水産業を推進し、各種施策に取り組んでまいりました。

令和６年度は、長引く物価上昇による生産資材高騰対策など、生産者支援に引き続き取り組んだほか、令和６年11月に発生した北部地域の大雨災害、21年ぶりに侵入が確認されたセグロウリミバエなど、対応を余儀なくされることとなりました。

そのような中、第５代漁業調査船図南丸が竣工し、新たな水産資源の探索等による水産業振興が期待されること、さらに、青果物では初めてとなる地理的保護制度（ＧＩ）にぐしちゃんピーマンが登録され、また、島野菜では初めて中城島にんじんが登録される、そして、地域農業のリーダーとして青年農業士１名、指導農業士11名、女性農業士５名を認定し、地域農業の発展に寄与するものと期待されるなど県の取組がありました。

また、農業農村基盤等の整備では、宮古島市増原地区、北大東村北振地区において、畑地かんがい施設整備が完了。県内３か所の防災重点農業用ため池について、地震等による決壊の危険性に係る評価を実施。久米島町の仲里地区の岸壁等の整備や宮古島市の沖縄地区平良沖、及び中城村の中城沖、浮魚礁再整備が完了するなど、今後の生産性・収益性の向上が期待されております。

県としましては、今後も引き続き、地域経済の活性化や農林漁業者の所得向上など、魅力と活力ある持続可能な農林水産業のさらなる実現のため、各種施策を展開してまいります。

それでは、令和６年度歳入歳出決算額について、タブレットに掲載されております説明資料により御説明させていただきます。

ただいま通知しました農林水産部の令和６年度歳入歳出決算説明資料をタップし、資料を御覧ください。

農林水産部における、一般会計及び特別会計の歳入の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳入の合計は、表頭の中

程の（Ａ）欄になりますが、予算現額544億5017万8200円に対し、調定額393億7877万3069円、収入済額384億5180万２円、不納欠損額1241万2132円、収入未済額９億1456万935円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は、97.6％となっております。

４ページを御覧ください。

農林水産部における、一般会計及び特別会計の歳出の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳出の合計は、予算現額732億7155万4080円に対し、支出済額521億8998万9632円、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は71.2％で、翌年度繰越額178億3356万1852円、不用額32億4800万2596円となっております。

次に、一般会計の歳入歳出決算について、御説明いたします。

５ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

予算現額539億9471万3200円に対し、調定額375億8110万7238円、収入済額375億4992万6847円、収入未済額3118万391円で、収入比率は99.9％となっております。

歳入科目についてですが、（款）分担金及び負担金、（款）使用料及び手数料、（款）国庫支出金、６ページになりますが、（款）財産収入、７ページになりますが、（款）繰入金、（款）諸収入、（款）県債となっております。

収入未済額について、御説明いたします。

（款)諸収入（項）雑入の3118万391円でございます。

８ページを御覧ください。

次に、歳出について御説明いたします。

予算現額728億1608万9080円に対し、支出済額517億6607万9095円、執行率71.1％、翌年度繰越額178億3356万1852円、不用額32億1644万8133円となっております。

予算科目の項別に申し上げますと、上から３行目の（項）農業費については、予算現額194億1543万3979円に対し、支出済額163億1942万9068円、執行率84.1％、翌年度繰越額19億2291万5200円、不用額11億7308万9711円となっております。

次に、下から４行目の（項）畜産業費については、予算現額50億2717万3990円に対し、支出済額38億7822万660円、執行率77.1％、翌年度繰越額５億7933万8700円、不用額５億6961万4630円となっております。

９ページになりますが、（項）農地費については、予算現額334億1177万5861円に対し、支出済額221億8052万3353円、執行率66.4％、翌年度繰越額109億5438万1545円、不用額２億7687万963円となっております。

次に、表の中段の（項）林業費については、予算現額22億6777万2000円に対し、支出済額18億7357万9343円、執行率82.6％、翌年度繰越額３億4002万3531円、不用額5416万9126円となっております。

10ページになりますが、（項）水産業費については、予算現額103億1578万8550円に対し、支出済額67億4826万2763円、執行率65.4％、翌年度繰越額32億6471万5276円、不用額３億281万511円となっております。

次に、（款）災害復旧費の（項）農林水産施設災害復旧費については、予算現額23億7814万4700円に対し、支出済額７億6606万3908円、執行率32.2％、翌年度繰越額７億7218万7600円、不用額８億3989万3192円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を御説明いたしました。

11ページを御覧ください。

次に、農林水産部の所管する特別会計の歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

まず、農業改良資金特別会計について、御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額4671万3000円に対し、調定額８億8531万519円、収入済額１億1603万5471円、不納欠損額1091万2132円、収入未済額７億5836万2916円、収入比率は13.1％となっております。

収入未済額の主なものは、下から２行目の(款)諸収入の（目）違約金及び延納利息の５億6638万7199円で、違約金が延滞となっていることによるものであります。

12ページを御覧ください。

歳出につきましては、予算現額4671万3000円に対し、支出済額4307万3831円、執行率92.2％、不用額363万9169円となっております。

不用額の主なものは、上から４行目の（目）管理指導事務費の363万5228円で、主に債権回収にかかる委託料の執行残によるものであります。

13ページを御覧ください。

次に、沿岸漁業改善資金特別会計について、御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額146万5000円に対

し、調定額３億9849万9344円、収入済額３億2169万1619円、収入未済額7680万7725円で、収入比率は80.7％となっております。

収入未済額の主なものは、一番下の行の(款)諸収入の（目）違約金及び延納利息の5130万1396円で、違約金が延滞となっていることによるものであります。

14ページを御覧ください。

歳出につきましては、予算現額146万5000円に対し、支出済額72万309円、執行率49.2％、不用額74万4691円となっております。

不用額については、全額が（目）管理指導事務費であり、債権回収にかかる旅費等の執行残によるものであります。

15ページを御覧ください。

次に、中央卸売市場事業特別会計について、御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額３億9530万5000円に対し、調定額３億7632万5743円、収入済額３億7227万4269円、収入未済額405万1474円で、収入比率は98.9％となっております。

収入未済額の主なものは、下から４行目の（款）諸収入（目）雑入の224万4646円で、実費徴収金が延滞となっていることによるものであります。

16ページを御覧ください。

歳出につきましては、予算現額３億9530万5000円に対し、支出済額３億7008万3193円、執行率93.6％、不用額2522万1807円となっております。

不用額の主なものは、（目）中央卸売市場管理費の2522万375円で、委託業務の仕様見直しによる委託料の執行減によるものです。

17ページを御覧ください。

次に、林業・木材産業改善資金特別会計について、御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額1198万2000円に対し、調定額１億3753万225円、収入済額9187万1796円、不納欠損額150万円、収入未済額4415万8429円で、収入比率は66.8％となっております。

収入未済額の主なものは、一番下の行の（款）諸収入（目）違約金及び延納利息の3275万6763円で、違約金が延滞となっていることによるものであります。

18ページを御覧ください。

歳出につきましては、予算現額1198万2000円に対し、支出済額1003万3204円、執行83.7％、不用額194万8796円となっております。

不用額の主なものは、下から２行目の（目）管理指導事務費の194万8796円で、主に債権回収にかかる委託料の執行残によるものであります。

以上、農林水産部関係の令和６年度一般会計及び特別会計の決算の概要を御説明いたしました。

御審査の程、よろしくお願いいたします。

○新垣淑豊委員長　農林水産部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により、委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、大浜一郎委員。

○大浜一郎委員　よろしくお願いします。

今回は個別の事業云々というよりも、全体像をつかみたいということで質疑をさせていただきますのでよろしくお願いします。

基金とかは別にして、事業系の中で、全体の執行率、不用額についてちょっと確認させてください。

○長嶺元裕農林水産総務課長　農林水産部の一般会計予算額、予算現額約728億1600万円に対して、支出済額が約517億6600万、執行率が71.1％となります。

また、不用額につきましては、32億1600万円余りとなりまして、その率は4.4％となっております。

○大浜一郎委員　繰越しの確認しましょう、繰越額も。

○長嶺元裕農林水産総務課長　繰越額につきましては約178億3400万円で、繰越率が24.5％となっております。

○大浜一郎委員　これは、このような執行率になった大まかな原因、各事業をずっと見させてもらいましたけれど、この大まかな要因としては、例えばどういうことがあったというふうに総括していますか。

○長嶺元裕農林水産総務課長　まず、繰越しの理由としましては、令和６年度の２月補正予算で計上しました、主に工事の費用となりますが、それらが２月分の計上ということで、どうしても令和７年度に繰り越さざるを得なかったというものがございます。

また、不用額につきましては、不用額の大きい事業を幾つか挙げさせていただきますが、農林水産物条件不利性解消事業が約３億4000万円、それから特殊病害虫特別防除事業が３億円余り、それから漁港・漁場災害復旧事業、これは補助事業になります

が、約４億9900万円などとなっております。

農林水産物条件不利性解消事業などにつきましては、事業執行に当たって、どうしてもこの２月補正予算で減額を対応するというのが非常に難しい事業となっております。

特殊病害虫防除事業も同じような事業になっておりますが、農林水産部としましては、執行管理の徹底ですとか、早期執行を図るとともに、予算の減額補正を速やかに対応するなど、不用額縮減に取り組んでいるところでございます。

○大浜一郎委員　２月補正を組むとどうしても繰越しになってしまうんであれば、これをどういうふうにしたほうがいいという考え方があるんですか。

意味がないわけですよね、この補正がね。

○長嶺元裕農林水産総務課長　国の経済対策ということで、国庫補助事業がほとんどとなっております。

これらの工事関係費用につきましては、繰越しが前提となっているものがほとんどということでございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○大浜一郎委員　農林水産のこの産業の中で、今県が目標としている額というのは、僕は1500億ぐらいだろうと思っているんですけれど、それには間違いないですよね。

○長嶺元裕農林水産総務課長　県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画における令和13年度の農林漁業産出額の目標値を1500億円と設定をしているところでございます。

○大浜一郎委員　一昨年、この２年間の推移、ちょっと教えてくれますか。

○長嶺元裕農林水産総務課長　本県の令和５年の農林漁業産出額が1085億円となっておりまして、近年約1000億円前後で推移をしているというところです。

○大浜一郎委員　1000億割っていないかな。直近。

○長嶺元裕農林水産総務課長　令和５年度、1085億円と答弁させていただきましたが、その内訳につきましては、農業産出額で879億円、林業算出額で16億円、それから漁業算出額で190億円となっております。

○大浜一郎委員　1500億円を目指すために、今こういうふうな1085億とか、1500億には届いていないんだけれども、特に農林水産部の範囲においてね、何がこのような原因を招いてしまったのかいうことについてはどういうふうな理解をしていますか。

○長嶺元裕農林水産総務課長　本県の農林水産業における課題としまして、担い手の減少や高齢化、台風や干ばつによる気象災害などに加え、新たな課題として、温暖化による気候変動や生産活動による環境への負荷が課題であると認識をしているところでございます。

○大浜一郎委員　これは毎年続くのであって、これはもう不可抗力みたいなところもあるわけですよね。担い手の問題、当然やらなきゃいけないけれど。

例えば農業産出額の中でね、ワン、ツー、スリーとあったじゃないですか。そういう推移をちょっと教えてほしいわけですよ。

例えば、子牛の価格の低迷もあったでしょう。そういったことを具体的に言ってほしいわけですよ。

○長嶺元裕農林水産総務課長　農産物の産出額について、令和５年の上位３品目ということで御説明いたしますと、令和５年度サトウキビが166億円、それから肉用牛が160億円、豚が120億円となっております。

それから令和４年につきましては、一番多いのが肉用牛で192億円、それから２番目がサトウキビで166億円、それから豚が120億円となっております。

それから令和３年につきましても、肉用牛が一番多くて209億円、それからサトウキビが196億円、豚が114億円となっております。

○大浜一郎委員　そうなってくると、農業産出額というものが回復していかないかというものを、回復するためのプライオリティーを持ってやっていかないと、1500億というものにはいかないんじゃない。

やっぱり得意分野をしっかりやるためには、プライオリティーを持った政策立案があってしかるべきだとは思っているんですよね。

このプライオリティーについて、具体的な、特に畜産関係なんかはね、執行率どうなんですか。農家からは苦しいと聞いているけれども、執行率というのはどうなっているのか。担い手も含めて。

○真喜志修畜産課長　畜産業費における予算現額については、50億2717万3000円でございます。

うち、実績額のほうが約38億7822万円、執行率にすると77.1％になります。

○大浜一郎委員　個別によってちょっと執行率にばらつきがあったというふうに思いますけれども、回復するためにプライオリティーとしてどこに重きを置かなきゃいけないか。

当然、全体的なレベルを上げていかなきゃいけな

いけれど、1500億という数字をやるためには、どこに中心的に力を入れていかないかというのは、僕はあってしかるべきだというふうに思っているんですよね。

というのは、これね、一つは決算の出口の確認というもの、これ実は民間と全く違うんですよね。

民間は決算がむちゃくちゃ大事なんですよ。決算で出てきた数字が全ての数字なので、例えば各事業の現況はどうだったのか、現況の原因は一体何だったのか。そして、改善すべき課題というのは何だったのか。その課題克服するためにどのような根拠を持って取り組むのか。具体的な取組のポイントとしてどういうことがあるのかということを、これが実は事業の課題と成果の中で、あまり読み取れないんですよね、毎回。

だからそこをやらないと、お金の使い方とか効率性とか、どこにポイントを絞ればうまくいくというような検証結果をしっかりやって次につなげるということを、例えばこの継続事業でもやらないと、やっぱり出口論がおかしくなってくると思っているわけよ。

出口が見えないような形になってはいけない。この事業の出口は何で、これ継続するけれど、本来これが次の産業の資産になっていかなければいけないはずなんですけれど、各部そうなんだけれど、この辺の取組がとても弱いと思っているんですよ。

皆さんはこの検証で満足されていますが、どうですか。

皆さん読んでいて分かりますか。

○長嶺元裕農林水産総務課長　県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進を図るため、ＰＤＣＡサイクルを導入し、毎年度、進捗状況や効果を検証し、その結果を踏まえ、必要に応じた見直し、改善を行っているところでございます。

実施したＰＤＣＡにつきましては、インターネット等で公表し、寄せられた県民意見等を踏まえながら、取組の改善案を次年度以降の予算要求などに活用して、基本計画の効果的な施策の展開を図っているところでございます。

○大浜一郎委員　だからこのＰＤＣＡがむちゃくちゃ弱いと僕は思っているんですよ。

基本的には最初部長が、これからは地域の経済とか、農林水産業に携わっている方の所得向上だとか、沖縄の経済の基盤を支えるというようなお話をされたけれども、基本的に稼ぐ力を僕らは支援しなければいけないわけですよ。我々、今取っている施策でね。

稼ぐ力をやって、産業振興の厚みを増して、ある意味、自主財源を幾らかでも増やしていくというような形に持っていかなければいけないということを、やはり農林水産部は、しっかりと要となって僕はやるべきだというふうに思っているんですよ。

もう一点はね、このＰＤＣＡの弱さというのはね、ちょっと曖昧過ぎる。

これからどういうふうな事業評価がされてくるかということを皆さん御存じですよね。ＥＢＰＭになるんですよ。だからこれに対して、どういうような取組を今後していくかというのは非常に大事だと思っているんですよ。

来年はこれ見直しですよ。見直し作業が入ってくる。一括交付金とかソフト交付金、いろいろ使って、あと５年間の見直しが始まってくる。これはエビデンスに準じた検証作業がないと、なかなか理論構築ができないんではないかなと思うわけですよ。

だからその辺の取組が、僕は来年に向けて、今のＰＤＣＡの弱さというのはね、僕は各部にも同じこと聞きたいんだけれど、これは改善しなければいけないと思う。事業の出口をしっかりするためにも。その点は今後どういうふうに考えていかれますか。私は弱いと思っている。皆さんは十分だと思っているかどうか知らないけれど、ちょっとその辺をお聞きしたい。

○長嶺元裕農林水産総務課長　ＥＢＰＭの考え方につきましては、沖縄振興基本方針の中にも、その重要性、徹底すべきということが明記をされております。

また、本県の農林水産業の振興に向けて、各施策においても課題解決のためにＥＢＰＭの観点から、エビデンスに基づいた検証を行うことは重要であると認識をしております。

農林水産部においても、具体的に沖縄県肉用牛繁殖経営再興プランに基づく母牛の更新ですとか、漁業人生まるみえ事業における漁業就業者の人生設計事例の蓄積や活用などに取り組んでいるところでございます。

引き続き、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画の７つの施策に基づき、担い手の育成等の課題に取り組んでいきたいと考えております。

○大浜一郎委員　だからＥＢＰＭでこれからやっていかなければいけないというんだけれども、今のお答えだと、これから取り組んでいきますみたいにしか聞こえないけれど、もう既にやっておかなければ

いけない話だと思うんですよね。

いろんな振興策でこういうことしたい、こういうことをやりたい。まずは1500億まで目指していくんだ。それの論拠としてこういう事業があるんだ。この事業は必要なんだ。なぜ必要なんだと。こういうポイントをやることによって、こういうふうになっていくんだというような、この証拠に基づいた積み上げがないとなかなか難しくないですかと僕は聞いたんです。

これ部長、ちょっとお願いできませんか。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

先ほど農林水産総務課長のほうから少し事例も挙げさせていただきましたけれども、取組が弱いという委員の御指摘というのはもちろん感じる部分はあるんですけれども、例えば具体的な少し事例を御紹介させていただきますと、先ほど申しました母牛の更新の事業なんですけれども、これ、家畜競り市場の競りの価格から、この子牛の価格低迷がどこに要因があるんだといったときに、高齢の牛から生まれた牛と、しっかり若い雌からでは、価格差が約８万5000円ぐらいあると。そういったものをまず、データとしてやったと。

それをエビデンスとして、そのために何をするのかというときに、事業の中で、この繁殖用雌牛を更新して、しっかり健康な牛から健康な子牛を生ませるという、これがやっぱりまず一つの出口だろうということで、そういった事業を仕組んだということとか、あと先ほどあった漁業人生まるみえ事業とかですと、やっぱり漁家のどこに課題があるのか、そこは経営的なものなので、少し踏み込んだ形で、個人情報とかなかなか出していただけない部分もあるんですけれども、そこで経営のどこが引っかかっているのか。

そこをまた一つの事例としてやった上で、次のステップとしてこういうことを解決していくように、県としてまた指導していきましょうとか、ここが足りないんであれば予算化していこうとか、それ以外にも例えば過去も、例えば花とか野菜とか、品質の向上がやっぱり単価の向上につながると、そういった意味では試験研究に基づくデータをエビデンスに品種改良していったとかですね、委員が求めているＥＢＰＭとはちょっと違うかもしれませんが、そういう意味で我々もエビデンスに基づいて検証した上での事業展開を一応やっていたというのは認識しております。

以上です。

○大浜一郎委員　部長、ありがとうございました。

こういった細かな取組の積み重ねが、むちゃくちゃ大事だと思うんですよ。また地域性もありますからですね。

なので、僕が一番大事に思っているのは、来年の見直しのときに、しっかりとこれを支え切れるようなエビデンスの積み上げと、理屈の積み上げをして、しっかりと必要だねと言われるようなものにしていくことが非常に大事な作業になってくるし、まず1500億を達成するという出口において、事業としてどういうプライオリティーを持っていくのかということが、地域性がありますから、やってしかるべきだと思っているんですよね。

それをやっていただきたいのと、できるだけ不用額というものを出さない取組をしないと、お金がない、お金がないと言っている割には、不用額もあるというようなことを、逆に補正予算を組んで、本当は58億なんか使ってね、農家に打ち込むということだって必要だと僕は思っているんですよ。

だからそういったことも含めて、不用額ではなくて、足りないんだったら補正予算を組んでもやるんだというようなことをやっていかないと、なかなか今の状況で難しいんではないかなというふうにも思ったりも感想としてあります。

部長その辺どうですか。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

確かに足りない部分ということで、補正もということですけれども、基本的に必要なものについては我々としても補正予算を組んで取り組んでいるような実態もございます。今回も補正で酪農の更新事業とかもやっております。

もちろん不用額というのは減らすべき努力はしているところですけれども、少し現状をお話させていただきますと、例えばウリミバエの特殊病害虫事業とかは、やはり予算額の規模がまず大きいんですけれど、それを使わないだろうということで減額がなかなかできない。もし３月に発生したらどうするんだということがございますので、そういった意味では、やはり予算をある程度確保しておく必要がある事業もございます。

あと災害復旧費とかは、もちろん同じような、だから、そういう意味では、不用が多いという委員の御指摘は確かにそのとおりでございますけれども、そういった事業の性質上、不用にならざるを得ないという部分もあるというのは御理解いただいた上で、やはり必要な予算については我々もしっかり補

正で取りに行ったり、対応して、必要な部分についてはしっかり予算的な措置をしていきたいと考えております。

○大浜一郎委員　ちょっと時間が余ったので、事業を１点だけ聞いていいですかね。

効果が見えてほしいけれど、なかなか見えてこない事業というのが実はあって、これは279ページ、赤土等流出防止営農対策促進事業、それと水質保全対策事業なんですけれど、これ継続事業でやっているんだけれども、効果が全然見えないんですよ。この効果と課題のところを見てもね、大丈夫ですかねと。全く効果が見えないというか、もうちょっと物理的な、具体的な、効率的な手法の実施をしないと僕は駄目なんではないかなと思う。

真っ赤な土が川から流れて土砂が増える。昔はそのためにオニヒトデが増えたという原因にもなってしまった。だからこの赤土対策というのは、我々が絶対克服しなければならない事業なんだけれども、この効果がまるで見えないんだよね。

この検証と課題の整理でうまくいくんですか。２つともちょっといいかげんなんですよね、この課題と検証が。どうなんですか。

○長嶺和弥営農支援課長　お答えします。

こちらにあります赤土等流出防止営農対策促進事業ですが、これは赤土対策の営農的対策、ソフト的な対策を一括交付金を活用してやらせてもらっている事業になっています。

こちらありますように、農家のほうで農地から赤土が流れ出ないように、グリーンベルトの設置などを営農的にやっていただこうということで、その普及に努めるために、重点監視地域を中心に12地区に16名の農業環境コーディネーターを配置しています。この農業環境コーディネーターの皆さんに、農家のほうにグリーンベルトの設置の対策などについて普及をしてもらっているところです。

農地そのものは農家自身が土づくりをして、大事な土だということを認識してもらいながら、それを流れ出ないような対策として、グリーンベルトの設置など、またカバークロップなど、そういう対策をやっていただこうということで、継続的にずっとやっているところです。

効果のお話がございましたが、これは土木的対策との両輪の中での形ですが、令和３年度に農地から赤土が流出された量というのは、約20万トンというふうにされています。沖縄県赤土等流出防止条例が施行される前の平成５年のデータを見ると、約32万トンが農地から流出していたということでございますので、その当時と比べると流出量は約４割削減されているというところになっています。

それでもまだまだ農地からの流出の割合は高い状況でございますので、引き続き農家への意識啓発も含めて、この事業を通して取り組んでいきたいというところになっています。

○大浜一郎委員　だから止めなければいけないんですよ。これはもう土木的な技術も必要なんですよ。だって沈砂池もね、いつもさらっているかというとそうではなくて、ひび割れしたような池もあったりするじゃないですか。だから、とにかく止めるんですよ。

もちろん営農の皆さんと一緒にやってね、グリーンベルトやるのも結構、もちろん大事。だけど止めるためにどうするかということをやらないと、この事業の出口としてはおかしくないですかと僕は聞いているわけですよ。

とにかく、32万トンが20万トンになったから４割減りましたって、その間蓄積しているんですよ、海にも川にも。だからどうやって止めるのと。

明らかにきれいになったねというような感じに持っていかなければならないんだけれど、これずっと平成29年から令和13年までやるんですよ。

止めなければいけないんですよ、目に見えて。雨が降った後の海、見てごらんなさい。大変ですよ。宮古島はきれいかもしれないけれど。石垣とか名護とか大変でしょう。真っ赤っかですよ。

観光客が飛行機から石垣に戻るとき、雨の日の後の海はあんまり見たくないですよ、真っ赤だもん。

だからこれは止めるんです。そういった事業に本当にシフトしていかなければいけないと思う。

これちょっと部長、いろいろなところとの関連もあるかもしれないけれど、どうですか。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

委員御指摘のとおり、確かに効果として薄いという御判断あるかもしれませんけれど、ある程度削減は今してきたところであるんですけれど、まだ確かに流出しているというところで、我々としては営農的、農家さんにしっかり啓発活動を行い、やっていただきながら、どうしてもやっぱり赤土対策すると畑の面積が少なくなるとか、そういったことでなかなか農家さんのほうも厳しい経営の中で、そういったのもあるんですけれど、やはり海というのは、漁業とかそういったものにつながっていきますので、そこはやっていただきたいという啓発活動と、あと

土木的対策、勾配修正とかですね、そういったものもやって。確かにおっしゃる沈砂池をしっかりさらっていかないといけないとか、そういったことは地域の協力も得ながら取り組んでいきたいと思っております。

ただ、やはりそれでも流出しているだろうというお話ですので、そこはしっかりまた、どういうところからもちろん流れているのかをしっかり確認して、そこをどう止めていくか。

土木的対策なのか、あるいはそこの農家の啓発がまだ弱いのかとか、そういったものをしっかり分析、もちろんコーディネーター等も活用しながら確認して、一つずつ止めていく、そういったことに取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○大浜一郎委員　もう最後です。

とにかく海がきれいだというのは、私たちにとって世界に誇る財産だと思っているんですよ。

よかれと思って土地改良とかね、農地をやるための事業が、かえってこんなことにしちゃったということではいけないと僕は思っているんですよ。だからぜひ、その対策もしてほしい。

最初に戻りますけれど、とにかく1500億の農業をつくるんだと、農林水産をつくるんだというようなことで、目標を掲げた以上、そこに邁進するような事業の展開と、効果の分析と検証をやって、きっちりＥＢＰＭで理論武装ができる、理屈の積み上げができるように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

最後に部長のほうからコメントいただければ終わります。

○喜屋武盛人農林水産部長　御提案ありがとうございます。

おっしゃるとおり1500億円、これは農業、林業、水産を合わせた金額でございますけれども、農業については畜産とサトウキビというのがございます。

畜産は今、大変厳しい状況はあるんですけれども、そこはしっかり県も対策を打ちながらやっていきますし、サトウキビについては面積が減っているのではないかということもある中で、しっかり面積も確保していきながら、あるいは耕作放棄地もしっかり解消していきながら、あとは、サトウキビは御承知のとおり金額でトン当たり幾らというのでいきますので、そういう意味では反収の向上とか、あと、例えばスマート農業で自動操舵とか、そういったので面を拡大してしっかり生産額を上げていく。

畜産、それから林業、水産もしっかり、委員御提案のように、このＥＢＰＭをしっかり検証しながら、どこが弱いのか、そこにしっかり予算を充てて解決していく、そういったことを一つ一つしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○大浜一郎委員　ありがとうございます。

以上です。

○新垣淑豊委員長　次に、座波一委員。

○座波一委員　主要施策の成果から行きます。

229ページの沖縄型耐候性園芸施設整備事業ですね。

これは非常にいい事業だということで言われております。今後の計画がどのような展開になるか気になるところですけれど、基本的な計画を伺います。

○安田宗伸園芸振興課長　非常に期待されている事業ということで、ありがとうございます。

当該事業につきましては、令和４年度から実施されている事業でございまして、これまで令和６年までの３か年では総事業費が16億2854万円、また、整備面積で16.6ヘクタールの施設を整備してきております。

また、今後の計画につきましても、令和７年度から令和13年度までの計画といたしまして、実施地区で70地区、また整備面積で30.4ヘクタール、総事業費で現在の見積りで44億円余りを計画しているという状況でございます。

○座波一委員　品目的にはどんなものがありますか。

○安田宗伸園芸振興課長　実績のほうでお答えさせていただきますと、まず野菜につきましては、ピーマンやキュウリなどの施設整備がメインとなっております。

また、花卉類につきましては、沖縄の主力であります菊類、それと昨今伸びておりますトルコギキョウに対する施設の整備があります。

また、果樹につきましては、マンゴーの施設整備という形になっております。

○座波一委員　今、品目も言ってもらいましたが、まさに沖縄の戦略品目ですよね。これ、非常に期待されている品目ばかりです。

だから沖縄の農業の特性からいって、非常にこの施設栽培というのは、これなくしてはできないというのはもう分かっているわけですね。ぜひそれを今後もしっかりとやってもらいたい。中でも、ぐしちゃんピーマンなどは非常に好調ですよね。これはとても今後も楽しみだなという気がします。

ただ、これまでは台風等の災害に対する補強が中

心だったわけなんですけれど、現場からは、この老朽化に対する対応、あるいは息子とかね、後継者にも引き継げるような補助制度にしてほしいという声が上がっているんですね。その辺の取組はどうでしょうか。

○安田宗伸園芸振興課長　今、委員御指摘のとおり、当該事業につきましては、新設で施設を整備するというのがメインでございましたが、令和５年度より新たに、これまで整備した古い施設の耐候施設の補強改修事業というメニューを取り込んで、古い施設を長寿命化させて、さらに使っていただくという形で補強改修の事業に取り組んできております。

実際には令和６年度から、これを使って補強改修される農家さんも出てきているという状況でございます。

○座波一委員　後継者の部分はどうですか。

○安田宗伸園芸振興課長　後継者につきましては、様々なメニューを使うこともできますが、当該事業の中ではなかなか実績を見るところもございますので、すぐにというわけにはいきませんが、やはりマンゴーや伸びている品目などについては、当該事業を使って生産を伸ばしていきたい、もしくは新規就農の際に使っていきたいという要望なども増えております。

○座波一委員　この後継者不足であるという状況の中で、後継者が出てくるのは喜ばしいことですから、そういう制度の中でも、後継者にうまく引き継げるような補助をしていく。これも視野に入れないといけない。

例えば住宅だったら、親子継承ローンとかありますよね。そういうのは可能なんですよ、十分に。

ですので、そういうふうに後継者を育成というのであれば、そこまで視野に入れた補助の強化を考えられませんか。

○安田宗伸園芸振興課長　現在の制度の事業を実施する中でも、事業計画において、後継者の確認、また、そういうところをしっかり計画の中に書いていただくなどのところでこの事業を実施しているところでございます。

○座波一委員　今でもこの後継者を見据えた、そういう方向性を確認した上での制度ということでいいですね。

○安田宗伸園芸振興課長　はい、そのとおりでございます。

○座波一委員　この中で、低コストで設置可能な園芸施設というのを具体的にちょっと表現してもらえませんかね。

○安田宗伸園芸振興課長　当該事業につきまして、課題というところになりますけれども、現在やはり資材高騰などがありまして、施設整備に係る建設費というのが年々高騰している状況でございます。

事業の実施に際して、計画の中で、もしくは現場の作業の中で、ハウスの仕様に応じて強度を確保しつつ、できる限り安価な資材などを取り入れる形で現在対応しているところでございます。

○座波一委員　具体的に平張とかも対象にするということですか。

○安田宗伸園芸振興課長　平張施設も当事業の対象になっております。

○座波一委員　構造的な基準もあるんですか。

○安田宗伸園芸振興課長　構造基準等々につきましては、構造積算は特に課しておりませんけれども、なるべく耐風性に優れたものということでやっておりまして、今使っている、整備されている平張、また427という、少し径の大きいパイプハウスなどがございますので、そちらのほうを採用して事業の対象としているというところでございます。

○座波一委員　ありがとうございます。

次に238ページのオキナワモズクの生産底上げ技術開発事業、これは来年度で終了しますが、この事業の成果はいかがでしたか。どのような変化があったか。

○山口悟農林水産総務課研究企画監　本事業にて、収穫量が多く、太さや堅さの加工品質にも優れた特性を有する高水温耐性候補株を選抜しておりまして、今後、選抜した優良株候補の安定性を確認するための養殖試験を実施するとともに、品種識別マーカーの開発、機能性成分分析を行うこととしております。

○座波一委員　ではこの株はまだ、その生産のベースに入っていないということでいいんですか。

○山口悟農林水産総務課研究企画監　この株については２年前から恩納漁協と宮古島漁協のほうに、現地で試してみてもらえませんかということで委託していまして、２年間の成績としては、収量性だとか、太さとかというのは十分確認されているところです。

ただ、どうしても実際に現場に普及するというところには、もう少しデータが必要ということで、現在はまだ現場に下ろしてない状況です。

○座波一委員　モズクは隔年越しにか分からないけれど、不作と豊作が繰り返しで起こっている状況で

すよね。だから非常に安定生産という点では、このような事業、非常に重要だと思います。

ですから今後、その優良株をしっかりと選抜したならば、現場に浸透させるふうにしてほしいなと思っています。

この優良株のゲノム解析とか、この分析、令和８年度で終わりでいいんですか。

○山口悟農林水産総務課研究企画監　本事業で今話しましたように、現在、候補としているものはあと一、二年で現場に下りてくるんですが、どうしても一つだけではどうなのとかありますので、現場でほかに優良な株がないかという探索をしながら、これまでの知見として、モズクの中に雄雌があるというのは情報として出てきましたので、うまく交配できるような技術を一つつくるというステップありまして、それがうまく交配できるとなったら、現場のニーズに合わせた品種改良、品種育成というのができるのかなっていうのがあるので、今後また後継事業を一応今イメージして考えているところです。

○座波一委員　また、海水温暖化の問題も出てきていますのでね、これはこの研究というのはもうずっと続けないといけないと思いますよ。水質の問題も含めてね。

この沖縄のモズクというのは国内では98％の生産地を誇っていますよね。しっかりこれを確立する。これは大きな沖縄の農業の取組だということでいいですか。

それをしっかりやるということでお願いします。

次に、267ページ、農地中間管理機構事業ですね。

議会でも、10年後の継承者が決まっていない農地が76％と、沖縄は高いということが言われていますね。

令和６年から施行された相続登記の義務化というものがあります。これもかなり影響してくるんではないかなと思うんですけれども、これを機会にこの農地の不明地を明確化して動かすというような取組につながるのかどうか。

○馬場剛農政経済課長　農地の新たな掘り起こしの観点での御質問かと思うんですけれども、今現在、掘り起こしの取組につきましては、農業委員会による農地パトロールですとか、あと利用意向調査など、直接的な出し手の働きかけと併せて、委員おっしゃるように所有者不明農地について、相続登記が義務化されるというようなこともありまして、それを契機に、この所有者不明農地の所有者の特定支援など、農地の掘り起こし対策として必要な新たな施策について、今年度から取り組んでいるところでございます。

○座波一委員　膨大な予算をかけて土地改良した土地がね、もう本当に遊休化して荒れ地になっているという現状というのは、これは行政的には許してはいけないですよ。これをしっかりとやらないと、これ何のためにこの金をつぎ込んだかということになるわけですので、そこを強く指摘したいと考えているので、このような質問になっています。

農地というのは、あまり高くもない、はっきり言って所有者にとって財産価値がないんですよね。

特に、区画整理された土地改良地域というのは、大体もう制限されているから、相続を受けても登記しないでもいいやと。別に貸して取れなくなるぐらいだったらほったらかせというのが普通なんです、だから名義も変更しないというのが。農地の遊休地が増えた原因は、ここに大きいものがあると思いますけど。

このような観点からすると、やっぱり先ほどの不明地の問題を、登記を義務化することによって、この優良農地はこのように遊休にしてはいけませんよと、行政指導をしっかり入れてね、これを農地として動かす。これを明確にしないと、この問題は解決しないし、ひいては、沖縄の農業の振興発展に寄与しないと思います。

そこら辺を含めて考え方お願いします。

○馬場剛農政経済課長　委員の御指摘のとおり、この農地の遊休化を発生抑制も含めて、年間通じて農業委員会のほうで、直接農地を確認しまして、耕作放棄地になっている所有者に対しましては、直接訪問するなどして、まずは誰かに貸付けてほしいというような啓蒙もしながら取り組んでいるところです。

あわせまして、先ほど申し上げました所有者不明農地対策としまして、具体的には支援地域を指定して、その地域の現状とか課題の把握と併せて、司法書士を委嘱して、意見を頂きながら、具体的にこの所有者特定等を進めていくというような施策に、今年度から取り組んでいるところです。

そういったところも活用しながら、所有者不明農地の有効活用と、担い手の集積、集約化に取り組んでまいりたいと考えております。

○座波一委員　この農地中間管理機構事業というのは、機構の一番上は県なの。それとも市町村がやるんですか。

○馬場剛農政経済課長　この中間管理機構なんですけれども、組織上は、公益社団法人の農業振興公社がございますけれども、そこを農地中間管理機構として県が指定しております。

これは農地中間管理法に基づいて、この農地中間管理事業を実施する機関として、県がその公社を指定して、そこに法律に基づいた実際の貸し借りを担っていただいているというような形になっております。

○座波一委員　分かりました。

ということは、市町村ではなくて、県が事業の方向性をしっかりと指導すればできるということですよ。

ですから、先ほど言ったとおり、今のこの沖縄の農地の遊休地の多さ、これを県が方針をしっかり決めて、行政指導も含めて取り組むということで考えていくということでいいですか。

○馬場剛農政経済課長　農地中間管理機構事業については、県のほうでも、例えば今年度から、貸し借りを行うときに、耕作放棄地解消に必要な再生補助も含めて、この貸し借りが進むように、施策を盛り込みながら進めているところです。

今後も引き続き、必要な施策を盛り込みながら、先導して取り組んでまいりたいと考えております。

○座波一委員　次に、279ページの赤土等流出防止営農対策促進事業ですね。

先ほど大浜委員からあったとおり、本当にこれは沖縄の大きな課題です。

先ほどモズクの件も取り上げましたけれど、モズクの生育にもこれ、恐らく影響していますよ。農地からの赤土流出はですね。ですので、サンゴの問題も、モズクの問題も、赤土の流出防止をしっかりしなければ、これはいつまでも永遠に続く問題だと思います。

サンゴの問題もですね、毎年１億幾らか取り組んでいる割には、片や赤土は流出しっ放しではもう全く話にならない。海面養殖にも影響しているということから考えたら、本当にこの赤土流出の問題を根本的に対応しないと駄目なんですよ。

この農地から80％出ているというのを、これ認めていますよね。農地から流出。開発関係からはほぼ抑えられているということも分かりました。

だから、農地を、ベチバーを植えるとか、勾配修正するとか言っているけれど、それでも目に見えてよくなってないという現実を、延々と何年間も続いているわけです。これが問題化しているわけ。これをどうするんですかね。

答弁は同じことを言っていると思いますけれど、私が言いたいのは、防止条例があるわけですよ、沖縄県の赤土流出の防止条例。これ農地には、しっかり機能してないわけ。農地の赤土流出に関して、そこをどう見ていますかね。

環境部の管轄ではあるけれど、農地の赤土の流出に関しての部分。これは全く強制力がないようなものがある。そこをどう考えていますか。

○長嶺和弥営農支援課長　お答えします。

沖縄県赤土等流出防止条例は、委員おっしゃいましたとおり環境部の所管ではありますが、その中で農家の義務という部分については、実際、条例上は努力規定という形で整理されています。

その部分については、実際その現場で耕作されている農家の立場に立つと、土木的な対策をしようとすると、多額な費用がかかりますし、開発行為などと異なって、その分を価格に転嫁するということも困難です。

農地において、農家個人が対策を実施するというのは多くの課題があると考えていますし、営農的対策についても、営農行為を行いながら、継続的に実施する必要がありますが、農家の費用ですとか、労力の面での負担、生産活動への影響などもありますので、農地における赤土等流出防止の対策というところは、そういうことも鑑みて努力規定になっているというふうに理解しています。

○座波一委員　今の答弁だと、農地では無理だと言っていますよね。そういうことでしょ。それでいいのかと言っているわけよ、だから。

農地では、それは無理だと分かりますよ、費用的にも、営農的にも対応無理。県がそれを認めていて、どうするんですか。

○長嶺和弥営農支援課長　そういう背景がございますので、この赤土等流出防止営農対策促進事業という事業によって、この重点監視地域になっている市町村を中心に、農業環境コーディネーターという方々を育成配置して、その方々を通じて、農家の皆さんに農地から土を流すことがないよう、きちんとグリーンベルトの設置ですとか、裸地の期間を短くするような対策ですとか、そういうことの普及啓発に努めておりますし、その分で、先ほど申し上げましたとおり、条例施行前に比べての流出量自体は削減されてきているという状況になっています。

○座波一委員　こういう状況ではもう大変ですよという警鐘を鳴らしているわけよ。このままでは駄目

です。

先ほど言った海面養殖にも影響している、サンゴの育成にも悪影響を出している、観光にもマイナス。これ、今止めないと、本当にもう、今のやり方で効果が出ていると言っているけれど、実際多少効果が出てはいても、赤土を防止しているとは言えない状況が続いているわけですよ。

その原因は農地なんです。それをどうするかという、この問題に取り組まないといけない状況ではないかと言っているわけ。既存の今のやり方だけでは無理ですよ。

ないんですか、方法は。いや、技術的にはあると思うけれど、そういったものに取り組まないといけないでしょうという話ですよ。

○長嶺和弥営農支援課長　この赤土等流出防止営農対策促進事業は、営農的な対策でございますが、土木的な対策と連携しながら、具体的には農業環境コーディネーターの皆さんは、現場の農地を回りながら、対策が不十分な農地については農家の皆さんにその対策についてお願いしたり、地域の皆さんと一緒になったイベントなどを通じて、グリーンベルトの設置などの取組を行っているところです。

特に、その流出がちょっと心配されるような部分については、市町村を通して、土木的な対策が必要な部分については、情報も共有しながら、きちんと流出が止まるような形で、日々の活動の中で活動してもらっているというところでございます。

○座波一委員　コーディネーターと言いますけれどね、12地区以外に、いないところもあるんですよね。だから、コーディネーター頼みではない。今コーディネーターが一生懸命やっているのは分かるけれども、このやり方をずっと続けたところで、そんなに大きな変化はないと思いますよ。

私が言いたいのは、農家さんを責めるわけではない。だけど起因しているこの農地があるわけですよ。この海域で赤土があるんだったら、川をたどっていって、用水路をたどれば、この農地にたどり着くというのは分かるわけでしょ、調査すれば。そういうふうなことを農家が自覚しているかということ。自分たちの農地から出ている土が、赤土の海を生み出しているというのを自覚させないといかないでしょ、まずは。それから、県がどうするか。これではいけないということで、沈砂池をもっと増やそう、勾配修正をしなければならない、こういったの出てくるんじゃないですか。

それは農家と共有すべきじゃないかなと、営農家と共有すべきじゃないですか。

○仲地克洋村づくり計画課長　ハード的、土木的対策としましては、県のほうでは、要整備量を今１万1500ヘクタール、これは令和13年度までに7120ヘクタール、整備率で61.9％を目標に今整備を進めているところです。現在、令和６年度の整備実績としましては、今6554ヘクタールで57％、目標に対して92％の進捗で進めているところです。

ハード的な対策としまして、やっぱり引き続き、農家さんの合意を得ながら、同意を得たところについては沈砂池、または勾配の抑制、修正等を行いながら、赤土対策について、営農的対策も含めて取り組んでいきたいと考えております。

○座波一委員　予算流用が可能かどうか分からないんですけれど、あれだけの不用額を出すんだったら、積極的にこういうところに使うような流用もしてもいいんじゃないかなというのがあるんです。そこら辺はどうなの。

○仲地克洋村づくり計画課長　ハード対策の水質保全対策事業というのがありますけれども、この事業につきまして、やはり勾配を抑制したり、沈砂池を設けたりというところで、用地買収とか、また農作業の地域を一部制限するような事業になっておりますから、この辺について、なかなか農家さんの合意を得るには少し時間がかかるところがありまして、その辺はしっかり時間をかけてでも説明していきたいと考えております。

○座波一委員　だからそれでも、やらなければいけないということで、方向づけをすれば、これ動きますよ。本当に根本的に農地対策ということも明確なので、横断的な、県の取組も含めてやってほしいということで、委員長、休憩お願いします。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、座波委員より総括質疑の申出があり、委員長より同委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

○座波一委員　この赤土等流出防止営農対策促進事業については、なかなかその効果が現れず、原因である農地からの流出が80％であるということを考えれば、もっともっと積極的にこの赤土流出を防止する事業を展開しないといけないと考えます。

その沖縄県赤土等流出防止条例が、いかに農地まで対応するべきかも踏まえて、沖縄県が、各部局横断的にこの問題を取り組んでもらうために、県知

事、あるいは副知事等に、この問題を総括で質疑をしたいということをお願いします。

○新垣淑豊委員長　ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、10月14日の委員会の質疑終了後に協議いたします。

それでは質疑を続けます。

○座波一委員　293ページの漁業人生まるみえ事業です。

これは非常に言葉はユニークでいいなと思っていますけれど、これは漁業どころか、農業も、もうみんなまるみえ事業で展開していただいて、所得の動向もしっかりつかんで、本当にやっていけているのか、食べていけているのかどうかというのを見ないといけないなと思っていますけれども、しかしこの事業が令和６年度から８年度と短いんですよね。

その中で、３名のライフプラン作成を支援と、何か事業としては寂しい、何か期待できそうな事業なのに寂しいなと率直に思うんですけれど、どうなんですか。

○七條裕蔵水産課長　前向きなお言葉ありがとうございます。

この漁業人生まるみえ事業、令和６年度から始まりましたが、こういった漁業者個人を対象とした経営診断やライフプラン作成支援は初めての試みであります。ですから、事業期間の延長やモニター件数の増加などは、今後の展開について、事業の進捗や効果を確認しながら検討してまいりたいと思います。

なお、この経営診断に当たっては、中小企業診断士に対し、漁獲経営の中身を詳細に開示する必要があることから、モニターとなることに難色を示す漁業者もおり、診断に至らないケースもございました。

今後は水産業普及指導員による普及巡回の際に、このまるみえ事業のメリット等を広く周知するなどして、事業を今後とも円滑に実施できるよう改善してまいります。

○座波一委員　普通の事業所だったら、例えば建設業とか観光業とかだったら、例えば、その団体がありますよね。団体が、経営診断と経営支援とかという、商工会とかね、そういうあれを使ってやっているわけですよ。だから、事業のスキルアップとかは、そういう機会がある。

農業とか漁業は、これがちょっと少ないなと。特に漁業が少ないなという感じがするんですよね。一か八かの、やってみなければ分からないというのが漁業という感じがしてね、そういうところにも今このような事業が入れられるということだったら、本当にそういう、やりたがらないという傾向はあるかもしれないけれど、これも県がしっかり指導していって、こういうふうに安定した漁業家を育てるというふうなことで、もっと続けるべきではないかと考えて、今それを質問しているわけですよ。

だからそういうふうにやってくださいね。

○七條裕蔵水産課長　ありがとうございます。

先ほど申したとおりなんですけれど、今後の継続事業、モニター数の増加については、取りあえず３年間の経過を見ながら、継続事業なり、参加者の増加を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○座波一委員　続きまして、297ページ、パラオＥＥＺ操業継続支援事業ですね。

これは我々もパラオのほうでは、積極的にこの操業継続を訴えてきて、協力をいただき、いい傾向になっているなという感じで今いますけれども、ただ心配なのは、操業できていても、一年一年、来年はどうなるのかという感じなんですよね。

そこが不安なんですけれど、複数年契約というような形じゃないんですよ。そこはどうですか。

○七條裕蔵水産課長　このパラオの入漁交渉は、基本的に日本政府とパラオ政府の２国間協議で行われるもので、県としては協議の開催期間について、物申せる立場ではございません。

引き続き、やはり各会合に、沖縄県の漁業団体をはじめとして、参加するに当たり、いろいろ協力支援をしてまいりたいと考えております。

○座波一委員　今現在のパラオ大統領は、非常に積極的なんですよ。以前はちょっと環境重視で、かなり制限を厳しくしていた大統領から、未来志向型で、もっともっと拡大していきたいという要望があって、今いい感じで、枠も広げてきているわけですよね。さらに沖縄に対する、沖縄の漁民に対する親近感というかな、非常にあるわけですよね。

だから、そこは２国間協議かもしれないけれど、沖縄県として、もっともっと積極的に動けばですね、やっぱりパラオの政府が動きます。それをぜひしっかりと交渉すると、沖縄県がですね。こういうふうな立場で動かないといけないと思います。ＭＯＵも含めてね。

この辺は、どんどんパラオとの交流というのは進めてきているんですか。

○七條裕蔵水産課長　パラオ共和国のウィップス大

統領は、これまでの２国間協議を受け、操業可能水域を拡大するよう、パラオ議会に対し、関係法案を提出して、現在審議中と聞いております。

なお、今年度はパラオ議会の議員や伝統的酋長などとの意見交換の期間が得られたことから、去る８月と９月に関係団体の代表などの渡航費を、当該県事業で支援しております。

本県漁業者の現状をパラオの要人にもお伝えすることができたことから、操業可能水域の拡大に関する関係法案の審議が進展することを期待しているところです。

○座波一委員　以上です。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後１時21分再開

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

儀保唯委員。

○儀保唯委員　主要施策の成果の240ページの農林水産物等地産地消推進事業についてお伺いしますが、この事業内容を見たときに、消費者に対して地産地消を広げるための、理解を広げるための活動として特に行っていると思われたのが、フェスティバルというのをされている。これに結構金額を使われていると思うんですけれども、このフェスティバルに来られる方は何人いらっしゃいますか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　昨年度、奥武山公園のほうで行われたおきなわ花と食のフェスティバルの来場者人数が11.3万人となっております。

○儀保唯委員　多くの方が来られているなという印象なんですけれども、ただ、これは地産地消などに関心がある方がわざわざそこに足を運んでおられるというふうにも思うんですけれども、やっぱり、今まで地産地消についての県の答弁とか皆さんの議論を聞いていると、消費者側の理解をもっと深めなければいけないという話が出てきたと思うんですね。

つまり農作物というのは、台風だったら、沖縄だったらもうそのときできなくなるですとか、虫の被害があったり、なかなか安定供給ができないものであることとか、そういったことを、まず消費者側が理解しないといけないとなったときに、私はやっぱり教育がすごく重要なんじゃないかなと考えています。

そうなったときに、この事業の中で、児童生徒に対する働きかけというのが、この出前授業とか、農業体験の実施が１回というふうに書かれていたので、それは給食における利用促進事業の中でされているんですけれども、この１回というのはちょっと少な過ぎるのではないかなと思ったんですが、いかがですか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　昨年度の実績、委員おっしゃったとおりなんですけれど、この事業でやはり人を集めてやるというと限界がありますので、今年度は食育に関する動画を撮影して、その動画を例えば小学校とかに配布して、授業とか、給食の時間で活用できるのがいいのではないかなというふうに改めたところです。

○儀保唯委員　では、その動画を作った際には、どういう方針で、どの学校にそれを流すとか、そういったところまで決まっていますか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　動画の作成についてはこれからですので、配布する学校というのは、なるべく多くやっていきたいと思いますので、その辺考えながら実施していきたいと思います。

○儀保唯委員　これに関連して、この事業だけではなくて、農林水産部全体に関してちょっとお聞きしたいんですけれど、この主要施策の目次を見たときに、教育、農産物に対する理解を子どもたちに進めるための事業というのがないなというふうに思ったんですね。

ここ、この事業以外に、学校に対する働きかけとかないなと思ったんですけれど、ありますか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　食育に関しては、やはり子どもたちの教育が重要なのはおっしゃるとおりなんですけれど、そこの部分については教育庁が中心に実際やっているところでございます。

全国のＪＡの本体からは、小学校５年生に対して食育に関する副読本というのを毎年配っています。また、ＪＡ沖縄も、少し内容を優しくして、小学校４年生に対して副読本を毎年配っているところですね。それで授業とか、食育に関するテーマとかのときに参考にしているというふうに聞いております。

○儀保唯委員　食育というのはどういう内容ですか。

簡単に説明できますか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　食農教育の略で、やはり食に対する教育を小さい頃からやっていこう、大人も含めてだと思うんですけれど、大事だよというのを学ぶことだと思います。

○儀保唯委員　ちょっと今、食育の教育のその冊子が手元にないから、具体的には言えないかもしれないんですけれど、私が重要視しているのは、午前中

の委員の質問にも皆さんありましたけれど、漁業の担い手が減っているとか、農業者の担い手が減っているという背景には、その職業に対する理解というのが必要なのではないかなと思うんですね。

それがこの食育には入っていますか。分かるんだったら教えてください。

○島袋直樹流通・加工推進課長　副読本を見ると、生産者がこんなふうに作っていますだとか、作物というのは取れる時期がありますとか、農家の皆さんがふだん苦労されているんだよというのも副読本に載せていますので、それで理解できるというふうに考えております。

○儀保唯委員　ただ、農林水産部こそ、この生産者の現状、大変さ、つらさを把握している部だと思うんですね。そこのリアルな声を子どもたちにつなげていく、伝えていくというのも、これは教育委員会に任せている、そこに冊子があるからいいだけではなくて、事業として持ってもいいんじゃないかなと思うんですけれど、どうでしょうか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　本県では地産地消推進会議というのがあります。

地産地消を推進するために、例えば消費者だとか、生産者団体、流通・加工団体及び行政で構成する、沖縄県地産地消推進県民会議で策定された地産地消計画で進めているところで、関係者が連携して進めているということでございます。

○儀保唯委員　全てにつながる話だなと思っていて、赤土の問題も午前中ありました。耕作放棄地の話も出ていましたけれども、お金を稼ぐということに重きを置いていると、やっぱり稼げる、給料が高い会社がいっぱいある都市に人は流れていってしまうと思うんです。

お金は大事だけれども、お金を使って何と交換するか。交換するもの自体がなければ、お金があっても生きていくことはできない。物をつくっている人たちの苦労、その大事さ、その価値観を上げる教育、または大人に対してもですけれども、消費者にそれを分かってもらうというところの事業を、これからもし考えていけるのであれば、そこを強化していただけないかなと思ってお話しました。

いかがでしょうか。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、給与の高い企業、そういったところに就職したいとか、働きたいというのはもちろんでございます。

ただ、農業というのは、１次産業というのは人間の食べるものをしっかり生産するという意味では、すごくやりがいのある仕事だということを我々としては認識して、もちろんこういった事業を進めているところですけれども、給与面とか、そういった所得がどうなのというお話をされたら、確かに農業所得がちょっと低いんじゃないかというお話もあるかと思います。

ただ、そこにはやっぱり、人間のしっかり食べていくものを作っているという、そういう意味ではすごくやりがいのある仕事だと思っていますし、そこを目指して、農家さんも頑張っているところでございますので、我々としても農家の顔が見えるとか、そういう意味で言えば、例えばファーマーズなんかですと、こういった農家さん、生産者の名前とかも載っていますし、逆にまた地域ではこういった方が作っているんだねとかというのも分かると思います。

そういう意味では食育というか、教育庁というだけではなくて、我々としても職業としての農業の重要性、あと持つ意味、そういったものはしっかり、あらゆる場面を捉えてお伝えしていければいいなというふうに考えているところでございます。

○儀保唯委員　先ほどの赤土につながると言ったのは、農家さんが消費者に合わせて、大量消費、大量生産に合わせて定時、定量、定品質で作り続ける努力をされているのは分かります。

でも、それができないこともある、形が悪いこともある、そういったものを、消費者がそれを受入れて、それを生活に合わせていく。

あまりにも消費者の過大な要求に応えるために頑張ってきた農家さんに、赤土を出さないために、お金をかけて工事するのが強制できないというお話がさっきあったと思うんですけれども、それはやっぱり消費者側に価値観、考え方を変える必要がすごくあるのではないかな、つながる話ではないかなと思いまして今の提言をさせていただきました。

次に、284ページの畜産担い手育成総合整備事業なんですけれども、これが執行率56.6％っていうことなんですけれど、その理由を教えてもらえますか。

○真喜志修畜産課長　畜産担い手育成総合整備事業については、低コストかつ安定的な畜産物供給体制の確立を目的にするため、離農跡地の集積も含めて、未利用地、低利用地を開発整備し、飼料基盤に立脚した効率的な経営体育成を図る事業でありまして、その中で草地造成であったり、施設、機械の整

備等を実施しております。

今回、不用が出ている、執行率が低いというところの理由につきましては、建築資材価格の高騰等の理由により、事業参加者から、一部工種廃止の要望等もあり、地元調整及び計画変更に不測の日数を要したため、予算の次年度繰越しを行うことで、執行率が低くなっているという状況になります。

○儀保唯委員　確かにこの課題のところに書かれているので。

ということは、これを必要としている人にこういう事業があるという周知というのはできているということでよろしいですか。

○真喜志修畜産課長　本事業はこれまでも県内各地域で事業を実施してきまして、多くの草地造成を実施できております。

現在、実施している地域については、石垣北部地区で実施しているところですが、次年度以降もこの事業ずっと続いていきますが、市町村を通して周知をして、また次の地区をしっかり設定して、草地造成をどんどん進めていくというふうなことで、周知については市町村やＪＡ、関係機関等を含めて周知を図っているところです。

○儀保唯委員　課題のほうに書かれてはいないんですけれど、この事業の使い勝手が悪いとか、申請の仕方が難しい、大変だとか、そういった声があって使いにくということはありませんか。

○真喜志修畜産課長　申請に当たっては、具体的にそういったところの声は聞かれていないと思うんですが、市町村、それから現場のほうには、家畜保健衛生所など県の出先機関がございますので、そういったところと一緒になって、あと、本庁のほうからも具体的にそこに、計画段階からその都度出張して、調整しながらしっかり進めているところでございます。

○儀保唯委員　長い期間、また今後も続くものだと思うので、そこは課題を振り返りながら進めていってもらいたいと思います。

以上です。

終わります。

○新垣淑豊委員長　次に、上原快佐委員。

○上原快佐委員　よろしくお願いします。

私も、儀保唯委員が挙げました240ページの農林水産物等地産地消推進事業についてお伺いします。

まず、これ前提として、この事業というのは、第５次沖縄県地産地消推進計画に基づいてとありますけれども、これは一般消費者も対象とされている事業なのかというのを確認できますか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　この事業では、沖縄食材の店だとか、県内ホテルだとか、学校給食とかにやっているものですけれど、直接、一般消費者となると、先ほども答弁させていただいた、昨年度実績でいいますと、小学校５年生の２クラスですね、農産物の勉強会として、座学とか、植付けだとか、管理、収穫作業とか、試食とかやったというのがございます。

○上原快佐委員　この計画を見ると、今説明あったように、支援主体を通して一般消費者の消費を促していくということがやはりあると思うんですけれども、ただ各飲食店であったり、ホテルであったり、給食というところの具体的なこの数値目標というのがなかなかちょっと見えなくてですね。

確かにこの計画を見ると、成果指標の目標値みたいなものは一応ありはするんだけれども、実際どれぐらいの消費額だとか、消費というのが、なかなかちょっと見えづらい部分があるんですよ。これを見ると、利用率とかは実際あるんですけれど、なかなかちょっと見えづらい部分があるのかな。

ふだんから例えば島野菜を食べる県民の割合とかというのも、多分これアンケートベースの話なのかなと思うんですが、そういったこともあるので、具体的な数値目標が見えなくて、それをちょっと教えていただければなと思います。

○島袋直樹流通・加工推進課長　本計画は、大きく３つの目指すゴールと、16の成果指標と目標値というのをつくっております。その16の成果指標と目標値については、我々の事業だけではなく、ほかの部に関する指標も入っております。

特に、地産地消の事業では、食材のお店の登録店舗数だとか、県内における県産の農林水産物の利用率だとか、学校給食における利用率だとかっていうのを掲げているところでございます。

○上原快佐委員　実際これ、令和６年度から事業期間が令和10年度までとなっていますけれども、地産地消の状況というのはどういった状況になっていますか。始まってまだ１年なんですが、成果というのを具体的に教えていただければ。

○島袋直樹流通・加工推進課長　先ほどの３つの指標について説明したんですけれど、沖縄食材の店では、登録店舗数を掲げております。目標値としては、令和９年度に545店舗。それが現状ですが、令和６年度で433店舗というふうになっております。

先ほどのホテルにおける県産農林水産物の利用率

でいうと、目標値は令和８年度の36.0%、これは令和５年度で19.2%という現状値になっております。

また、学校給食における利用率については、令和８年度の目標値32.0%で、現状としては令和５年度27.2%となっております。

以上です。

○上原快佐委員　ありがとうございます。

今、実際のこの１年での実績というのをお示しいただきました。

学校給食についても今答弁いただきましたけれども、これ、例えば沖縄食材の登録店舗で433店舗でありますけれども、最終的な目標値としては545店舗ですよね。

今のペースでいったら結構すんなり目標に達成するかと思うんですが、これは例えば次年度とかで目標達成してしまったらって表現がおかしいですけれど、前倒しでなった場合には、改めて例えば目標の数値というのをまた高くしていく、そういう目標というのはあるんですか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　今、委員おっしゃるとおり、沖縄食材の店については、登録店舗数が順調に伸びているという状況にあります。今のペースでいくと、令和９年度の目標値もあるところで達成できるのかなというふうに思います。

そこで達成したからといって、別に取組を弱めるつもりはなく、どんどん食材の店を増やしていこうという取組については、引き続きやっていきたいと思います。

○上原快佐委員　ありがとうございます。

ぜひ、目標をまず達成することが第一義的に大事なんですけれど、達成した後も引き続き取り組んでいただきたいと思います。

これ、県産食材いろいろありますけれども、個々の食材についての目標値というのがなかなか分からないんですけれど、今全国的にですが、お米の値段がやはり高止まりしているような状態で、お米の、沖縄県内で作っている産地というのが幾つかありますけれども、代表的なのは八重山ですけれども、そういった県内で取れたお米というのをなるべく県内で消費していただきたいと思うんですけれども、そのお米の地消の状況というのは把握していますか。

○金城吉治糖業農産課長　県産米の県内での消費につきましては、基本的には県産米は県内で消費されているというふうに認識しております。

ただ一方で、商流がいろいろ様々ですので、実際の地産地消率については把握してないという状況でございます。

○上原快佐委員　これ実際の地産地消の率というのを今後把握する予定はありますか。

○金城吉治糖業農産課長　先ほど申しましたけれど、いろんな商流がございますので、そういったものが把握できるかどうかについては、ちょっとまた検討させていただければと思います。

○上原快佐委員　分かりました。

ありがとうございます。

続いてですけれども、244ページの農林水産物条件不利性解消事業なんですけれども、平成24年からなので、大分実績もあるかとは思うんですが、この事業によって実際、価格競争というのができる体制になってきているのかどうかということをお伺いいたします。

○島袋直樹流通・加工推進課長　本事業は、県産農林水産物の新たな販路の開拓ですとか、県外での認知度を高め、県外市場において価格競争ができる体制の構築に寄与しているというふうに考えております。

特に、野菜で言うとカボチャやピーマンだとか、花卉ではトルコギキョウ、果樹ではパインアップル、畜産物では豚肉だとか、水産物ではモズクとかマグロなどが、県外出荷に本事業が活用されているというふうに考えております。

○上原快佐委員　やはりこれも沖縄県内全体をカバーしている事業だと思うんですけれど、とりわけ、離島の生産者にとっては、この事業は非常に大きいと思うんですね。

まだまだ流通の面に関しても、様々な課題というものがあると思うんですけれども、具体的に離島からどういった要望が来ているのかというのは分かりますか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　お答えします。

離島からの主な要望としまして、補助対象品目の拡充ですとか、離島から本島への出荷支援だとかの離島地域からの要望に応えて、令和４年度からは、米、サトウキビ以外の全品目を補助対象品目として拡充するとともに、北部、離島地域では、一次加工品の出荷も対象としております。

また、離島から本島への出荷についても補助しております。

今年度から、これも要望が多かったんですけれど、輸送の補助を、船舶の単価で昨年度までやっていたんですけれど、それを航空と船舶の２つに分けて、より実態に合わせた支援というのを取り込んで

いるところでございます。

○上原快佐委員　離島についても、また北部地域であったりというところも、この農林水産部中心に、非常に手厚くやってはいるんですけれども、やはりただ課題というものも、主要施策の成果の中で取り上げていますので、その課題を注視しつつ、また今後もぜひ丁寧に取り組んでいただければと思います。

あと最後なんですが、285ページ、粗飼料価格高騰緊急対策事業ですが、これは令和４年度から６年度で、今回で終わりの事業ですかね。

執行率が63.7％と、ニーズがあるかとは思うんですが、それにしては執行率がちょっと低いのかなというような現状があるんですが、その要因についてお伺いできますか。

○真喜志修畜産課長　まず、本事業の対象農家は、県内の酪農家及び肥育農家となっております。

対象農家においては、飼料高騰等に伴う輸入粗飼料の買い控えのほか、自給粗飼料生産への切替えや増産により、参加戸数が減少したと考えられます。

これらの要因により、本事業の申請数が計画の約７割となったことから、今回の不用につながったと認識しているところです。

○上原快佐委員　ということは、一応、実際の農家に対するニーズに関しては、ある程度満たしているというように考えてもいいですか。

○真喜志修畜産課長　県内における輸入飼料、配合飼料も含めてですが、配合飼料の割合が非常に高くて、全畜種に必要な飼料であることから、県では配合飼料購入費の一部補助を優先してやっているところで、粗飼料の部分で満たしているかという部分については、今回は７割というところで、参加戸数に対しての支払いですので、要望としては満たしているのかなと考えています。

○上原快佐委員　ある程度ニーズを満たしているということではあるとは思うんですが、ただ、この粗飼料の価格高騰というのは、まだ実際問題として、課題としてあって、実際になかなか厳しい経営状況にあるという事実は変わらないと思いますので、ぜひ引き続き、そういった畜産の農家に対して、丁寧な取組というのはぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○新垣淑豊委員長　次に、次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員　よろしくお願いします。

主要施策の成果に関する報告書の252ページと253ページ、２つの事業についてなんですけれども、どちらも課題のほうで、製作メーカーの発注生産ということで、実際に発注から納品、そして工事まで、どうしても時間がかかる、長期化してしまうということなんですけれども、実際にどういった状況なのかというのを、詳細を伺いたいなと思います。

○祖田英俊農地農村整備課班長　お答えいたします。

まず、一旦、事業概要を御説明いたします。

農業集落排水事業は、家庭からのし尿や生活排水等の汚水を処理する施設を整備し、農村の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質保全に寄与することを目的に実施しております。

また、農村整備事業は、過去に整備した農業集落排水施設等の老朽化対策として、更新整備を実施しております。

事業執行の課題としましては、両事業とも汚水処理場の機械、電気機器類が特殊な機械であるため、製作メーカーの受注生産となっており、製作に必要な半導体等の供給不足により納品に時間がかかっており、工事工期が長期化する傾向にあります。

そのため、工事発注時に納品時期を把握し、適正工期を確保するため、交付決定前着手による早期発注や、債務負担行為により前年度から発注するなどの対策に取り組んできております。

また、その他の執行率が低い理由としましては、国の経済対策により２月補正にて増額したことから、繰越額が増えております。

以上です。

○次呂久成崇委員　やはり長期化するとなると、今、価格高騰の変動ある中で、またさらに遅れということも考えられるので、ぜひ新設の施設、また更新等についてはしっかり計画的に行っていただきたいなと思います。

次に254ページと255ページのところで、この特殊病害虫の件なんですけれども、この執行率68.7％というのは、このセンターの飼育設備改修工事の遅れが要因かと思うんですけれども、現状をちょっと伺いたいと思います。

○長嶺和弥営農支援課長　この特殊病害虫特別防除事業ですが、ミカンコミバエですとか、ウリミバエの、根絶を達成したミバエ類の再侵入を防止するために、ミカンコミバエ、ウリミバエの侵入警戒調査、ウリミバエについては不妊虫の放飼などに取り組んでいる事業です。

今おっしゃった執行率の関係でございますが、午前中、部長からもありましたとおり、このミカンコ

ミバエは通年で発生するという害虫でございます。侵入しますと、それに対応するために速やかに防除対策に移る必要があります。

そのために所要額を一定程度確保する必要がありますので、３月の時点で、もし発生があれば、その防除対策、例えばヘリによる誘殺板の散布ですとか、一定程度の予算を使う対策がございますので、その分でどうしても不用が生じがちというような事業の特性があります。

さらに、施設の改修工事の部分でございますが、病害虫防除技術センターにおいて、ウリミバエの不妊虫の生産を行っていますが、建設からかなり年数もたっていますので、老朽化も進んでいる部分がございます。

そのために、計画的に施設の更新の工事のほうをやっていますが、令和６年度については施設の改修工事に必要な資材の調達に時間を要した。それで繰越しが生じましたけれども、この分については、今年の４月に発注しておりまして、令和７年度内に完了の見込みということになっています。

引き続き執行状況の改善に向けて取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○次呂久成崇委員　ミカンコミバエとウリミバエ、それぞれ根絶達成をしてはいるんですけれども、今、再侵入、確認されていますよね。

私、八重山のほうで、どうしても沖縄島よりも台湾が近くて、そこからやはり風に乗って来るということで、実は毎年、この誘殺件数とかも増加している状況なんですよね。

市街地の住宅地などでも、これらを確認されているということなので、やはりこれまでの取組もやってきたと思うんですが、この従来の取組では、やはりまだまだ対応できていない部分というのもあるかと思うんですけれども、今後の取組方というのをどのように考えていくのかというのを伺いたいなと思っています。

○長嶺和弥営農支援課長　おっしゃるように、侵入リスクがございますので、まずはウリミバエの不妊虫の放飼、ミカンコミバエの誘殺板の設置、さらには県内526か所にトラップを設置していまして、それで侵入警戒調査をやっています。誘殺が確認された場合には、緊急的な防除措置などに移るというような形で対策を取っています。

昨年度からは、先島地域におけるミカンコミバエの誘殺板の設置の数を増やすというような形で、対策を強化しているところです。

以上です。

○次呂久成崇委員　ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいなと。

私の庭木のほうにもついていたので、ちゃんと取り組んでいるなというふうに思いましたので、よろしくお願いします。

次258ページのさとうきび生産総合対策事業について伺いたいんですけれども、令和６年度の整備なんですけれども、ハーベスタ４台とトラクター９台の実績ということだったんですけれども、実際にこの導入、整備の要望というのはどれぐらいあっての達成率だったのかということを伺いたいと思います。

○金城吉治糖業農産課長　お答えします。

まず、事業のほうの概要からお話ししますけれども、県のほうでは国のさとうきび農業機械等導入支援事業に採択されました計画に対しまして、県のさとうきび生産総合対策事業により上乗せ補助を行い、ハーベスタ等の高性能農業機械の導入支援を行っております。

令和６年度につきましては、応募数につきましては28件、採択数が先ほど委員からありましたハーベスタが４件のトラクター等で９件ということで、計13件というふうになっております。

以上です。

○次呂久成崇委員　要望に対しての達成率というのは、50％切っているわけなんですよね。

実際この整備導入決定するときに、例えば基準とか、地区の配分があったりとかっていうふうな、何かそのルールっていうんですかね、それはあるんでしょうか。

○金城吉治糖業農産課長　市町村のほうで、各地域において必要な農業機械の導入計画を示しました機械導入方針を策定しております。

当該方針に基づき要望がなされているというふうに認識しておりまして、県のほうは、各市町村の緊急性や計画性等を勘案しながら、市町村の計画の熟度や地域の実情を把握して、国のほうへ提出しているところでございます。

以上です。

○次呂久成崇委員　この機械化ですね、収穫率というのも、地域によってばらつきがあるということなんですけれども、離島においては、やはりどうしてもサトウキビ産業がもう本当に基幹産業で、実際に農業についてはサトウキビしかできない、ほかの代

替作物がなかなかできないというのがあるので、やはりこの機械化率というのを向上させていくというのは、離島であればあるほど、とても重要かなと思っていますし、また離島はほかの地域に比べても高齢化というのはかなり進んでいるかと思います。

実際にサトウキビ産業は関わっている人がとても多いので、生産者、そして例えばハーベスタのオペレーターであったりとか、そして運搬、また工場関係と、たくさんいますので、そういう離島でハーベスタを稼働するためには、オペレーターもまた育成していかないといけないといったときに、やはり地域から上がってきたときの要望と、それに合わせてどうやって実際にこの整備をやっていくかというところでは、私はしっかりとその地域も含めて、関係機関との調整、とっても大事だと思うんですよ。

何よりも、このサトウキビ生産者の所得向上につなげていかないといけないと思うんですよね。

そういう中では、本当に28件の要望があって、13件しか達成できていないということは、私は沖縄県がこれからサトウキビ産業、どのように展開していこうとしているのかなというのは、少し見えない部分があるので、そこをちょっと伺いたいなと思います。

○金城吉治糖業農産課長　県のほうでも機械化については、当然推進していくというところで考えております。

ただ、先ほど話しましたように、機械導入につきましては、国の事業で採択されたものに対して、県のほうも上乗せ補助をしているというところで、まずベースが国の事業での採択となっています。

そういった意味で、県のほうではこういったハーベスタ導入の採択率が減ってきているという状況でございますので、国のほうにも当然毎年要請はしているところですが、農林水産省の担当課のほうとも意見交換しながら、機械の老朽化が進んでいる状況も説明しながら、予算の確保について今お願いをしているところでございます。

○次呂久成崇委員　今、県内全体でのサトウキビ生産量というのはどれぐらいですか。

○金城吉治糖業農産課長　県全体ですと、令和６年期で約84万5000トンというふうになっています。

○次呂久成崇委員　今後、沖縄県としては、この生産量はこのような数字を維持していこうとしているのか、それとも生産量をまたアップさせていくと、どのような方向を考えていらっしゃいますか。

○金城吉治糖業農産課長　令和８年度からまた新たな増産プロジェクト計画を策定しているところですけれども、基本的には82万5000トン程度を今計画をしているところでございます。

○次呂久成崇委員　80万トン以上はずっと維持していくような考えということであって、それに対して、先ほどこの事業についての要望がこれだけある中で達成率というのは50％に満たないっていうところであれば、やはりこれを維持していくっていうところに対しての達成率を上げていく。

また、先ほど課長がおっしゃいましたけれども、この採択率というのをどうやって上げていくか。

国の事業だからということであっても、国にどうやってそれをしっかりと認定してもらうかというところは、私、これからの沖縄のこのサトウキビ産業、もうずっと基幹産業、基幹産業と言っても、やはりこういう見方をしてくると、ちょっと言い過ぎかもしれないですけれど、ちょっと斜陽産業になってくるのかなと。

ただ、離島においてはこれしかできないというところもあるので、そこら辺の取組というところで、沖縄県のサトウキビ産業をこれからどうしていくんだという本気度というんですかね、その計画も含めて部長のほうからもお聞きしたいなと思うんですけれど。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

サトウキビは代替が利かない、サトウキビしか作れない地域もあるというふうに委員がおっしゃっていることは、我々もそういうふうに認識しているところでございます。

令和８年度からスタートいたします増産計画においても、先ほど課長から答弁させていただきましたが、82万5000トンをしっかり維持していくということは、考えているところでございます。

サトウキビは御承知のとおり、農家だけじゃなく、もちろん製糖工場の雇用も生みますし、また運搬するトラック、そういった運送業、そういったものも産業連関として約３倍程度の効果があるというふうに言われているところでございます。

ただそう言いながら、高齢化が進んでいる、そういった中で収穫、特にハーベスタが必要じゃないかというのも、我々も認識しているところで、そのために、こういった国の事業の、さらに上乗せをして導入を進めているところですが、なかなか採択率が上がっていないんじゃないかという御指摘はそういうふうに認識しているところで、それで、我々としては国に対してしっかり要望はしているところでは

ございますし、また、導入要望のある地域の実情もしっかり把握して、逆に国の事業ですから、エントリーする際に、また採択のポイントとか、そういったのもございます。

そういった意味では、計画の熟度がなかなか低いと採択されないとか、そういったのもございますので、そういった市町村等に対する計画の熟度を上げるような指導助言とかで、そういったものもやっておりますので、そういったものを含めながら、このさとうきび生産性向上緊急支援事業等の予算を活用して、しっかりサトウキビの生産は維持していこうと思いますし、委員のお言葉を返すようで大変申し訳ございません。我々としては、斜陽産業とは決して思っておりませんので、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○次呂久成崇委員　ぜひ取組、よろしくお願いしたいと思います。

次に、279ページのですね、先ほどから他の委員も取り上げているんですけれども、この赤土流出についてなんですけれども、雨が降ったときですね、先ほど大浜委員からもあったんですけれども、飛行機から見ると島から血が流れ出ているような、とても痛々しい状況なんですよね。

この取組として、この各12地域のほうに農業環境コーディネーターを配置して、２万9332メートルのグリーンベルトを設置したというふうにあるんですけれども、これ全体的なものなんで、その効果としてそれぞれの地域ではどうだったのかというような、なかなか見えないんですよね。

そこをちょっとどうやったら可視化できるというか、少し私たち、全体的に見ると何か、これだけ見るとやったんだなと思うんですけれども、実際にはそれぞれの地域ではどれぐらい効果があったのかというのをちょっと分からない部分があるので説明をお願いしたいなと思うのですけれども。

○長嶺和弥営農支援課長　赤土等流出防止営農対策促進事業、おっしゃったように12地区にコーディネーターを配置しています。

特徴的な取組としては、例えば大宜味村では、ソバを栽培して裸地になる期間を短くするという裸地の対策を行っていたり、宜野座村においてはグリーンベルトに月桃を用いています。この月桃によってそのチップを敷草に利用するというような取組、あと石垣市ではサトウキビの葉ガラ梱包を設置して流出防止、さらにその複合対策というような形で取り組んでいる事例がございます。

○次呂久成崇委員　こちらの効果のほうでベチバーってあるんですけれども、ちょっと私もこのベチバーのこと、質問聴取のときに聞いたら、その一部を地域で使う綱、大綱引行事のですね、それにも活用しているという話もちょっと聞いたんですけれども。このベチバーの根っことかはゴキブリが寄りつかない効果があるとか、何かほかにもいろいろあるらしいんですよね。

先ほど答弁のほうで、そういう流出防止のために何か別のものを植えると、やはり生産者としては、それだけ自分たちの植え付けたこの作物の収穫、反収が減ってくるから、あまりやりたがらないんだということもあるので、逆にこの対策をして、それがまた二次活用できるというような取組をやれば、積極的にそういう導入をする、生産者も増えるんじゃないかなと。

そのためにはこの関係機関だけじゃなくて、例えば地域、公民館にも、こういうふうにやったらこういう地域行事にも使えますよとかというような働きかけというのも大事ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうかね。

○長嶺和弥営農支援課長　ありがとうございます。

おっしゃったように、グリーンベルトとしてベチバーが主に利用されていますけれども、それをお金に換えるような仕組みができないかというようなこともこの事業の中で実験的に取り組んでいます。

その一つとして、ベチバーを糸満の大綱引の綱に利用してもらうとか、あとは、例えば石垣市ではそのベチバーをわら焼き、カツオのたたきというんですか、わらの代わりにこのベチバーを燃やしてというような取組ですとか、恩納村ではこのベチバーを使ったクラフト商品というような取組もしながら、その協議会の活動資金の確保というような取組ですとか、県民の皆様に、農家のほうでこういう対策をしているということも併せてお伝えできるような取組についてもやっているところです。

○次呂久成崇委員　ぜひ取り組んでいただきたい、頑張っていただきたいなと思います。

やはり今米もどんどん品種改良されて、この稲わらもどんどん短くなって、実際に綱をかくときにかけないんですよね。

だけど、このベチバーというのは結構伸びるんですよね。２メートルぐらい最長で伸びるとあるので、そういう活用を地域のほうでも分かれば、いろんな行事も含めてもっと活用方法というのはあるん

じゃないかなというふうに思いますし、それがやっぱり赤土流出防止につながるのであれば、もう一石二鳥、三鳥にもなるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ力を入れていただきたいなと思います。

以上です。

○新垣淑豊委員長　次に、仲村未央委員。

○仲村未央委員　お願いします。

私もサトウキビのところ、サトウキビの生産量、先ほど、次呂久委員からも令和６年度の生産量について確認ありました。

先ほど課長、84万5000トンという報告でしたけれども、これは皆さんの、この沖縄の農林水産業で令和５年度66万トンですよね。

それに対応する数字で今、84万5000トンということですか、令和６年度は。大分大きく伸びたということですか。

○金城吉治糖業農産課長　令和５年産につきましては、長期滞在した台風がございましたので、そういった影響等で全県的に反収が落ちたというところで、66万トン余りということになりました。

一方で、令和６年期につきましては、台風も来なかったというところと、一部干ばつがありましたけれども、割と雨も順調に降ったというところで、84万トン余りというふうな数字になっております。

○仲村未央委員　66万トン、それは下がり過ぎた、あるいは84万5000トンというのは、大分その調子がよかったということなんですけれどね。

先ほど増産計画で82万トンということになると、調子がよかった昨年度、令和６年度を下回る計画を皆さん、増産計画というふうに位置づけるのか。

84万トンというのは行き過ぎだという、その前提なんですか。

○金城吉治糖業農産課長　先ほど極端な数字になっていますけれども、平年値がございます。

大体75万トン前後ということになっていますので、目標的には82万トンまで持っていきたいというところでございます。

○仲村未央委員　この間、参考人招致のときに、参考人からもサトウキビの生産量は下げ止まったというような言い方が、表現として出ていたんですよね。

それは、県もそういう認識で82万トンを捉えているのか、いかがなんでしょうか。

○金城吉治糖業農産課長　特に離島につきましては、基本的にも面積もほぼ横ばいというところがございますので、下げ止まっているという状況ではあると考えています。

一方、本島につきましては、若干、面積的にはやっぱり落ちてきているという状況でございますので、ほぼ横ばいに近づいた、以前と比べますとカーブは大分緩くなってきていますので、下げ止まりに近いような状態になってきているというふうな認識を持っています。

○仲村未央委員　どのラインを維持して生産を捉えていくのかというところは、非常に大きい方向性の一つかなというふうに思うんですよね。

ちょっとその前に確認なんですが、地域ごとの反収についてお尋ねしたいんですが、それは分かりますか。

○金城吉治糖業農産課長　お答えします。

本島北部につきましては、反収につきましては令和６、７年期が約4.4トンで、北部離島ですね、伊平屋とか伊是名、伊江島等ですけれども約5.7トン。

本島中部につきましては約5.6トン。

本島南部につきましては約5.6トン。南部離島につきましては、南北大東島、久米島と入りますが約6.9トン。

宮古本島ですけれどもこれが約6.4トン。宮古離島、これは多良間になりますけれども約6.6トン。

八重山ですね、石垣のほうになりますが、これが約6.2トン。八重山の周辺離島ですけれども、これが約5.8トンというところになっております。

○仲村未央委員　反収、今の数字で傾向としては宮古、それから、南部離島は6.6、6.9トンというところで、大分反収があるのかなと。

それから、一番低いところはやっぱり北部ですよね、北部地域の4.4トン。

この反収にこれだけの差が出るということは、どういう機械化、面積、あるいはそういう土壌とかですね。そこの特に北部の低さ、それから、高いところの、この高さに起因しているところの差が出ている要因というのは、主に何ですか。

○金城吉治糖業農産課長　沖縄本島北部につきましては、土壌的な問題もあろうかと思います。酸性土壌というところで、若干、反収が低くなる傾向になるかなと考えています。

あと、作業受託するような組織が少ないというところもありますので、反収というよりも生産量についてはなかなか拡大しづらいような地域になっているのかなと思っています。

一方で、南北大東につきましても、以前、平成20年前半につきましては反収がかなり低い地域ではありました。そういったところで、まず土づくりとかですね、そういった面を強化推進してきたところというところと、株出しの管理が適期にやられて、収穫後すぐに株出し管理作業ができているというところで、反収がかなり上がってきたというところがございます。

あと、宮古につきましては、基本的に夏植えが主体の地域になりますので、そういった意味で反収が高いというところになります。

○仲村未央委員　南部離島、大東と久米島が一緒になっているので、どこもよいのだというふうに思いますが、ただ従来は、南大東、北大東、かなり反収が低かった経過があったので、そこはやっぱり取組の中で、これほどに上がっているというのは改めてそれは感じるんですけれども。

いずれにしても、先ほどの増産計画に基づいて、皆さん進めていくということなんですが、そのサトウキビ農業が基幹産業とか、基幹作物と。

先ほど部長は答弁の中で３倍の効果があるというようなことを言っていましたけれども、その基幹産業とかというときには、その他への波及効果とか、これがあってほかの産業を支えるというときに、普通、基幹という言葉を使いますけれどね。

それはサトウキビ産業としてどういう、例えば雇用とか、経済波及効果とかですね、それを表すときに皆さん、試算したり、経済波及効果はこうですというような、産業を説明するときの何かそういう調査をしたことというのはあるんですか。

例えば観光業などは、かなり波及効果が高いから、リーディング産業として何十倍の雇用を生むとかね、関連産業があるとかというようなことで、数値がよく出てくるんですけれども、サトウキビにおいてはどうですか。産業としての波及効果として、調査をしたり、試算をしたりしたことがありますか。

○金城吉治糖業農産課長　先ほど３倍というのは、沖縄本島の波及効果というところで捉えています。

これにつきましては、令和４年度に調査事業をいたしました。その際に、本島のサトウキビの波及効果につきまして、トラックとか肥料とか農薬とか、そういったいろいろなものに波及があるというところで約３倍というところで、結果を得ているところでございます。

○仲村未央委員　沖縄県全体のサトウキビ産業として、それゆえに基幹作物だ、基幹産業だというような調査とか試算というのは、表すデータなんかは持っていますか。

○金城吉治糖業農産課長　全体的なものは、かなり昔にやられた数値というのはありますけれども、ちょっと近年、そういった試算というのができていないという状況でありますけれども、先ほど沖縄本島は３倍ですけれども、離島におきましては、それ以上の経済波及効果があるのかなというふうに考えているところです。

○仲村未央委員　それで、この事業の生産と、それから分蜜糖のところの事業に関わることなので、そこも併せて聞くんですけれど。

今回の常任委員会でもありましたとおり、ゆがふ製糖工場の、今建設をめぐって資金調達の議論があるわけですよね。それで、皆さんいろいろ、昨年度をかけて事業の規模、特に資金的なことも含めて大分圧縮してね、300億円規模から現規模に整理をしてきたことがありますね。

そのときの生産量の前提というのは、皆さんが先ほど示した増産計画の82万5000トン、これを想定……、本島だから違いますね。

本島分の想定の規模というのは、改めて何トンを生産計画として載せて、今の187億円の規模に持っていったんですか、前提の数字は何ですか。

○金城吉治糖業農産課長　これも先ほどお話した令和４年度の調査事業の中で、施策推計値というのがございまして、一定程度担い手に農地を集積したりとか、そういったものを取り組んだ場合には、生産量として約11万から12万トンというところがありましたので、基本的には12万トン規模でゆがふ製糖さんのほうは計画しているというところでございます。

○仲村未央委員　ということは、先ほどの82万トンのうちの12万トンが本島の規模分ということの生産量の目標となりますか。

○金城吉治糖業農産課長　増産プロジェクト計画につきまして、市町村の積上げとなっていまして、約12万5000トンという数字にはなっているところでございます。

○仲村未央委員　それで、どちらにしても皆さん、先ほど基幹産業、基幹作物としてのサトウキビの維持、生産、増産という言葉を皆さん使いますから、そこは維持をするという意味ではね。

もちろん繰り返すもがな、このゆがふ製糖は必要ですよね。これは、今年までの間に、関わる市町村

も含めて、どう資金を調達するかということについてまだ一致ができていないと、合意が取れていないということでしたけれども、その国分の６割分はもう確定というふうになるのか。

その残りの４割分を県、事業者、市町村というふうにどう折り合わせるかというところがもういよいよ詰めに入っていくということになるんでしょうけれど。

これはいつに結論を出すということで、今、めどを持っているんですか、結論のお尻。

○金城吉治糖業農産課長　市町村等の合意がなかなか得られてないという状況がございますけれども、整備については待ったなしの状況というふうに認識しているところで、そういった意味で令和８年度以降、事業化できるようなスケジュール感を持っていきたいというふうに考えているところですので、年内には、何らかの方向性を見いだしたいというところで今は考えているところです。

○仲村未央委員　今月いっぱいということでもなく、年内ですか。年内で大丈夫なんですか。

○金城吉治糖業農産課長　参考人招致の中で10月というところがあったかと思いますけれども、我々としてはぎりぎりまで予算要求、いろいろありますので、そういったところも含めて、スケジュール感を持ちながら、タイトだというふうには考えています。

そういった意味で、なるべく早いうちにまた市町村とも意見交換を行っていきながら、合意を得ていきたいというふうに考えているところです。

○仲村未央委員　先ほど波及効果はどうですか、それも基幹作物としての取扱いどうですかということで繰り返し聞いているのは、やっぱり国策でもあり、その離島を支えるという意味からいってもですね、これは本当に大きな国策、そして島嶼経済を支えるということになれば、もう少しその基幹産業としての位置づけを、もっと迫力を持ってちゃんと試算をしたりね、これで雇用や経済波及効果というのがどれぐらい波及しているのか。

実際、沖縄経済にとってかけがえのない産業なんだというところの、やっぱりもっと理論立てというのか、そういう要求をするにしても、その位置づけをしっかり持ってほしいなと。

それから、やっぱり生産の維持の前提の規模感とか、そこも昨年、たまたま本当に好調で84万トンに乗せたということがあればね、機械化もどんどん今もう９割進んでいるわけですよね。

だから、そういう意味では反収も本当に上がってきているということも併せて、この82万トンというところでよいのかも含めてですよ。

そういう必要性を本当にどこまできちんと証明していくか。それを、それだけの予算を投じるということについてのね、やっぱり必要性を迫力を持って言えるというところは必要ではないかなと思うんですけれど、そこはどうなんですか、部長。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

おっしゃるとおり、サトウキビ、沖縄の、先ほども冒頭で農林水産総務課長からありましたけれど、産出額の中でもやはり１位、２位ということで、大きいものを占めているということでございます。沖縄本島においても、多分、二十数億円の産出額があると思います。

これは例えば野菜とか、マンゴーとか、そういったのを比較したとしても、やはりそれだけのボリュームもあるということと、やっぱり雇用もあると。あと、運搬業とかですね、そういったものの関連産業への波及というのがあります。

もう一つ、サトウキビは糖価調整制度という、国の、国民に安定的に砂糖を供給するための制度の中で、しっかり運営、運用されているという中で、我々としては、やはりサトウキビがしっかり甘味資源を、砂糖を県民、国民に対して供給しているという、まず責任もあるというふうに認識しているところでございます。

そういった中でサトウキビ、さらに１トン当たり、例えば２万4000円ぐらいの収入は確実といったらあれですけれど、特に分蜜糖の場合はしっかり国に買い取っていただいて、収入になると。そういう意味では、もちろん規模拡大していって、専作でサトウキビは南大東とか、そういうところもありますし、沖縄本島であれば複合経営の中の一端として、しっかりこのサトウキビもやりながら、野菜もハウスも作りながらとか、そういったのも経営の一つとして組み込まれる。あるいは輪作する際の作物としても、非常に重要なものだというふうに認識しているところでございます。そういう意味では、サトウキビが果たす役割というのは非常に大きいと思っておりますので、ただ、そのときに製糖工場がないとサトウキビが作れません。

逆に、製糖工場はサトウキビがないと運営ができないということで、これはもう車の両輪でございますので、市町村も御理解をいただいているとは思うんですけれど、なかなかこの負担割合の件、金額の

件で、ちょっと難航している部分があるんですけれど、そこはしっかりお伝えした上で、サトウキビの持つ役割、それから、そういったものを認識していただいて、しっかり工場の整備とか、サトウキビの生産振興は努めていきたいというふうに考えております。

○仲村未央委員　事業主体のゆがふ製糖自体の関与ももちろん、それは主体ですから、当然負担も問われますし、ただ皆さんセットでそれを議論してきているので、市町村をどういうふうに一緒に関与してもらって、生産者を支えている市町村でもあるから、それをまた、その製糖の部分でどう関与してもらうかということの取組というのは、やっぱり生産者がいるから、皆さん当たり前でしょうみたいなことでもいかないと思うんですよね。

だから、それを根拠づける、本当に経済波及効果とか、県民が本当にこれによって、経済的に非常に波及もたらしている産業なんだよということの理解がないと、もちろん国も説得、もっと引き出す部分があるかもしれないし、そこら辺の論理づくりが非常に何か弱々しいような感じがしていましたので、そこは試算できるもの、数値化できるもの、そういったところはしっかりと示しながら、急ぎ調整だと思いますので、年内ということでありましたが頑張っていただきたいと思いますし、後押しをしていきたいというふうにも思います。

ありがとうございます。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、仲村未央委員より総括質疑の申出があり、委員長より同委員に対し誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するよう指示があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

○仲村未央委員　今、サトウキビの生産の在り方とか、生産量も含めてそうでしたけれども、いずれにしても今、ゆがふ製糖、分蜜糖の工場については、非常に大きな判断が求められておりますので、それについては知事にその判断を伺いたいと思いますので、総括に上げさせてください。

よろしくお願いします。

○新垣淑豊委員長　では、これはまた14日の日に、取扱いについては協議をしたいと思います。

質疑を続けます。

上原章委員。

○上原章委員　こんにちは、よろしくお願いします。

午前中から各委員が、ちょっと私が通告した議案も重なってくるのもありますので、それはちょっと取り下げるというか、内容を少し確認しながら、角度を変えていきたいと思います。

まず、244ページの農林水産物条件不利性解消事業なんですが、資料を一通り目を通させてもらいました。

この事業の効果、課題等がありますが、まず最初に、令和６年度の当初予算が19億1000万円余り、決算額が約15億6000万円、執行率が82.1％なんですが、まず、この令和６年度も含めた直近の３年分の決算額ベースでちょっと教えてもらえますか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　令和４年度の決算額は15億9458万7000円、令和５年度が17億8136万3000円、令和６年度は15億6975万5000円というふうになっています。

○上原章委員　この事業は、第５次振興計画からスタートして、今13年目と、非常に重要な事業だと思っております。

ちょっと中身のほうで、県外出荷に係る輸送費の一部補助、競争条件不利性改善対策、それから、北部・離島に特化した地域振興対策ということで、この違いをちょっと教えてもらえませんか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　大きくは出荷団体を対象とした県産農林水産物県外出荷に対する輸送費補助ということでやっていますけれども、これも全地域です。

北部・離島地域の対策というので、北部・離島の市町村を対象とした、地域の特産物の域外出荷に係る輸送補助という考え方でございます。

○上原章委員　要するに、農林水産物の県外出荷に係る輸送費の補助だと思うんですが、この県外出荷に係るというのは、全県網羅していると思うんですが、あえて、この北部・離島に分けた意味というのは何でしたか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　令和４年度からですね、離島市町村の場合は、離島から本島までのものを補助を認めております。

また、北部・離島市町村の一次加工品の県外出荷も認めているところで、その違いがございます。

○上原章委員　分かりました。

北部・離島に配慮した事業ということだと思うのですが、先ほどの質疑でも、本島に送る、離島の要望もあって、北部もそうでしたけれど、その支援ということだと思うんですが、これ、国の事業予算も含んでいることで、不利性の解消ということだと思

うんですが、私、離島に行くたびに、本島に出荷している分も、何とか別メニューでもいいので、なかなか離島の皆さんは本島に送る、この農林水産物も大変輸送の負担が大きいんですね。

この辺は、部、課の中では議論はされていないんですか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　ちょっと先ほども御説明させていただいたんですけれど、令和４年度からは離島から本島への出荷に対しても補助をしております、令和４年度からですね。

○上原章委員　失礼しました、理解しました。

これはサトウキビ以外、全ての品目でオーケーということですね。

○島袋直樹流通・加工推進課長　そのとおりでございます。

○上原章委員　この事業は、県外出荷という非常に縛りがあったんですけれど、皆さんのほうで、沖縄本島に出荷するのも全部対象にしたってことでいいんですね。

○島袋直樹流通・加工推進課長　離島の皆さんの御要望等もありましたので、そこに対応させていただいたということでございます。

○上原章委員　ありがとうございます。

もう一つ、コールドチェーン体制の構築に向けた総合的な取組に対する支援というのがこの事業にもありますが、これちょっと中身を少し教えてもらえませんか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　具体的には、コールドチェーンの構築だとか、共同配送に向けた流通環境整備の改善に向けた実証事業に対する補助だとか、あとは、プロジェクト実行に対するハンズオンの支援があります。

また、流通コストの低減に向けた経営計画の策定の支援にも対応しているというところでございます。

○上原章委員　これは結構、充実というか、拡充というか、効果は出ているということで理解していいんですか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　令和６年度は、例えば７団体の補助だとか、９団体のアドバイザリー支援をしたところでございます。

今年度ですね、経営計画の支援ということは要望もあり、22件に増やしたり、あと、実証事業の補助額についても、昨年度までは１件当たり1500万円だったんですけれど、2000万円に拡充しまして対応しているというところでございます。

○上原章委員　あと、今回、私ずっとこの事業について、共同出荷でないと事業対象者にならないというところで、常に引っかかるんですけれど。

確かに輸送コストを低減させるために共同出荷ということが一つの条件になっていると思うんですが、生産者、農家さん、漁業者さん、この農林水産に関わる人たちの、この共同出荷という部分で、グループでしか申し込めないというこの仕組みは、結構もうこの13年目に入っているんですけれど、ほとんどの農林水産生産者は、この条件をクリアして、県内の生産者の対象業者として、ほぼほぼ申込みがされている、希望者はされているということで理解していいんですかね。

○島袋直樹流通・加工推進課長　基本的には、共同出荷による出荷ということで、移送費を効率的、効果的にしようというので進めております。

ただ、一部、ＥＣサイト、インターネットを通して発注する場合には１対１の、例えばゆうパックで送ったりするという場合については対象外というふうにさせてもらっております。

○上原章委員　そういうふうに、日頃からインターネットとか、あと、共同のそういう環境が整っているところはいいんですけれど、結構やっぱり高齢化のそういう農業されている方々もいらっしゃると思うんですけれどね。

こういった方々にそういう光が当たっていくのも大事かなと思うんで、その辺は皆さんの中で、この事業がしっかり認知されて、活用されているということで受け止めていいですかね。

○島袋直樹流通・加工推進課長　はい、それで結構だと思います。

○上原章委員　この事業、最後にもう一点。

この数年、物価高騰という、大変、離島を含めて輸送コストがもう本当に物資を運ぶにしても、何かこういった産物を運ぶにしても、相当の負担があるんですけれど、この辺はこの事業で限定でもいいんですけれど、しっかり物価高騰対策にも配慮しているということでよろしいですかね。

○島袋直樹流通・加工推進課長　今、県外出荷ということで申しますと、昨年度までは輸送費の単価が、船舶よりの一つの単価しかなかったんですけれど、要望が大変多くて、航空と船舶の両方、２つ設けて、やはり実態に合わせた単価ということを設定しましたので、その辺は、要望は反映できているのかなというふうに思っております。

○上原章委員　船舶とか、また、そういう広げたと

いうのは評価するんですけれども。

私、燃料費高騰で、輸送コストも相当やっぱり、これは農林水産だけじゃないんですけれどね。そういったところもこの不利性の中で、私は考慮すべきじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　出荷については実績額で取っていますので、反映しているのかなというふうな認識でございます。

○上原章委員　分かりました。

ぜひこの事業が拡充、さらに進むようにお願いしたいと思います。

あと、263ページの新規畑人資金支援事業、これちょっと交付内容を少し教えてもらえませんか。

どれだけの金額、何年間支援していらっしゃるのか。

○長嶺和弥営農支援課長　新規畑人資金支援事業でございますが、本事業はこの資料の前のページにある農業次世代人材投資事業の後継の事業になっていまして、令和４年度より実施しています。

49歳以下の新規就農希望者及び新規就農者に対して、年間最大150万円の資金を交付する事業となっています。新規就農希望者に対しては２年間、新規就農者に対しては３年間となっています。

○上原章委員　この263ページにある、この就農準備資金、就農に向けての研修を受ける者に対して、令和６年度が19人、そして、経営開始資金、経営開始直後の新規就農者に交付174人という、このそれぞれに年間150万円ということでよろしいですか。

○長嶺和弥営農支援課長　基本的には、そのような形で交付のほうを対応しています。

○上原章委員　それで、この19人と174人ということなんですが、ちょっと理解したいのは、農業をしていこうという研修を受けたり準備する、それが２年間、そして、いよいよ事業がスタートして、今174人の方が令和６年度、これが３年間で、トータル５年間ということですか。

ちょっと教えてほしい。

○長嶺和弥営農支援課長　就農準備資金については、主に農業大学校の学生の方々に利用されていたりとか、あと、経営開始資金については、農業を始めたばかりというところで経営が不安定ですので、その分を支えようというような形での仕組みになっています。

○上原章委員　分かりました。

それで、この農業を開始しての定着率というか、その辺はちょっと状況どうなんでしょうか。

○長嶺和弥営農支援課長　新規畑人資金支援事業を導入した支援対象者、前身の事業も含めてですが、経営開始してから５年後の営農の継続率を調査していますが、その結果として97％の定着率となっていますので、新規就農者の初期の経営安定に大きく寄与しているものと考えています。

○上原章委員　分かりました。

令和４年度からスタートしている新たな事業ということで、これだけのメンバーが今97％と、それで本当頑張っていただければと思っております。

もう一つ、265ページの同じく新規就農者支援事業、こちらも令和４年度から10年間の取組だということなんですが、この中にありますサポート体制構築事業の中の就農相談員という方がいらっしゃいますよね。

これ、今回３人の方が、この令和６年度の予算で取り組んでいるということなんですが、県内に就農相談員は全体で何名ぐらい今いらっしゃるんですか。

○長嶺和弥営農支援課長　この事業においてサポート体制のこの事業で就農相談員を配置している３市村ですが、宮古島市、宜野座村、東村に支援しています。

あと、新規就農相談については、農業振興公社のほうに新規就農の相談センターという形でそちらのほうでも新規就農の相談を対応させていただいています。

○上原章委員　この方々は資格が必要なんですか。

○長嶺和弥営農支援課長　資格と申しますか、相談される方々は技術面の部分ですとか、その農業経営の部分とかという部分で様々な相談事といいますか、ありますので、農業ですとかその地域のことについて広く熟知した方に相談員として御対応いただいているという状況でございます。

○上原章委員　この方々は、経営改善計画や資金利用計画等の作成をして、いろいろサポートすると聞いているんですけれど、本当に今、農業、畜産も含めて大変な、農業に携わりたいという人が来てもそういう計画そのものがなかなか立てられないという。県が求めているその条件というか、目標値が非常に高いということも聞いたことあるんですけれどね。

この辺は皆さん、直接そういう話はないですか。

○長嶺和弥営農支援課長　おっしゃるように、この計画を策定するというところに、いろいろ御苦労されているというふうなことは聞いています。

地域の、県の農業改良普及センター、農業改良普及課のほうでも、その辺りのサポートをさせていただいているので、もしその分の計画の策定でお困りの部分については、県でも積極的に支援しているところでございます。

○上原章委員　分かりました。

もうぜひ一つ一つ、またしっかり取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○新垣淑豊委員長　次に、瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員　お願いします。

まず、沖縄の農業をめぐる現状をどう思っているのかと。各種計画、目標がありますが、その達成率の状況と全般的な評価をお伺いしたいと思います。

○長嶺元裕農林水産総務課長　新・沖縄21世紀農林水産業振興計画における農業の算出額、令和６年度の目標値は1071億円で、令和５年の実績値が897億円となっております。

また、令和６年度ＰＤＣＡにおけます園芸品目の生産量などの成果指標40指標のうち、基準値と比較してよくなっている指標が26指標、基準値と比較して変わらない指標がゼロでして、基準値と比較して悪くなっている指標が12ございます。

また、移動規制を伴う緊急防除発令数など前進、横ばいの評価ができないものが２指標となっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　農家戸数の推移、農業者の高齢化の現状、実態どうなっているのか伺います。

○長嶺元裕農林水産総務課長　農林業センサスによりますと、本県の総農家戸数は、平成22年の２万1547戸から令和２年は１万4747戸と減少しております。

また基幹的農業従事者の65歳以上の割合になりますが、平成22年の54％から令和２年は60.5％と増加をしているところでございます。

○瀬長美佐雄委員　この現状をどう見るのかというのが大事かなと思うんですよ。

今のままだと、全体として横ばいの部分と傾向としては落ちていく、農家戸数もそうだし生産高も思うように伸びないという点で、これに対する認識、どう手だてを取るべきか、なぜこういう現状になっているんだろうかという分析があれば伺います。

○長嶺元裕農林水産総務課長　農家の減少傾向が続くとか、あるいは高齢者が多いというような現状を踏まえまして、県では新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づきまして、農地の集積ですとかスマート技術による省力化により１経営体当たりの経営耕地面積の拡大の実現ですとか栽培技術の高位平準化、新品種導入等による反収増の実現、それから新規就農者の確保対策の強化による基幹的農業者数の減少率の抑制などに取り組んでいるところでございます。

○瀬長美佐雄委員　あと、農業分野における外国人労働者が県内でも増えているかと思いますが、その現状、そしてそういった皆さんを雇用する皆さんへのサポート、あるいは、その外国から来られた皆さんへのサポートというのも大事になろうかと思いますが、現状どうなっているのか伺います。

○長嶺和弥営農支援課長　現状でございますが、厚生労働省及び沖縄労働局の外国人雇用状況届出のまとめという資料によりますと、県内の外国人労働者の数は令和６年10月末で１万7239人、そのうち農業分野における外国人労働者の数は658人となっています。

市町村別で見ると、糸満市、竹富町、八重瀬町、石垣市、南大東村、宮古島市での受入れが多くなっている状況でございます。

その状況でございますが、やはり、その受入れの中心になっているＪＡさんとか農家の方々からの外国人労働者に対する課題等についての部分ですが、その外国人の方々の住居の確保の問題ですとか、最低賃金が上がっていますので、それと都市部との賃金の格差の部分ですとか、転籍や在留期間、あと食文化や生活習慣の違い、研修したい作業と実際の作業とのミスマッチなどというような課題があるというふうに報告を受けているところでございます。

県としては、外国人のこの受入れの関係では、総合事務局を中心に労働関係、あと出入国の関係の法務省の関係の国の関係機関ですとか、県の農業関係、ＪＡさんとかを含めた意見交換する協議会がございます。

そういう中で、様々な課題については意見交換しながら対応に当たっているという状況にございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　ぜひ、外国から来られた方様々だと思いますし、農業技術を身につけたいという思い。帰っていったらそれを自分の国でという方々が多くいらっしゃると思うので、寄り添った形でずっと支援を厚くしていただきたいという思いで質問しました。

次に、食料自給率の状況、推移。

率直に言うと単年度にそれに接近するという具体的な目標を持った取組をされているのかを伺います。

○長嶺元裕農林水産総務課長　本日、農林水産省のほうから都道府県別の食料自給率について令和４年度の確定値と令和５年度の概算値が公表されておりますので、それも含めて答弁をいたします。

本県の食料自給率については、カロリーベースでは令和３年度が32%、令和４年度が34%、令和５年度概算値が30%となっております。

また、生産額ベースでは令和３年度が52%、令和４年度が44%、令和５年度概算値が41%となっております。

それから、目標値につきましては、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画において令和13年度の目標値を参考値として設定をし、国と同様にカロリーベースで45%、生産額ベースで75%としております。

一方で、その単年度ごとの目標値は設定はしておりません。

○瀬長美佐雄委員　国全体も38%というカロリーベースで、結局この10年来、国全体としても40%を超えていないということで、本当に農政これでいいのかという、抜本的な改革あるいは見直しというのが本当に差し迫っていると思います。

次に移りますが、今、気候危機、高温化、事業の中でも例えばモズクの生産の技術の中でいうと高温に耐えられるような品種を今選んでいるというふうな、現実的な県内におけるこの農業現場におけるこの高温障害、それに対応するという点で影響が出ているかと思うんですよね。

そこら辺のこの現状掌握はどうなっているのか伺います。

○山口悟農林水産総務課研究企画監　気温が高温となる際の農業生産への影響は、野菜や果樹の計画的な生産出荷への影響や、畜産における繁殖機能の低下などの影響が想定されています。

温暖化による環境変化に対応する技術開発としまして、モズクの高水温耐性株の選抜、サトウキビやパインアップルの品種育成・選抜、本県に適した水稲の優良品種の選定に取り組んでおります。

これら開発技術は、各生産現場において円滑に普及されるよう、普及指導機関と連携を強化して取り組んでいるところです。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　ありがとうございます。

あと、農林水産部における一括交付金の減額が、推移としてどうなっているのかと。

あと、その減額に伴う影響がどう具体的に出ているのかということを伺います。

○長嶺元裕農林水産総務課長　農林水産部におきます直近３年間の沖縄振興一括交付金の当初予算の状況ですが、令和５年度が134億1300万円で、前年度比で10.4%の増、令和６年度が134億2000万円で、前年度と同程度となっております。

令和７年度は125億3800万円で、前年比で6.6%の減となっております。

予算の減少傾向が続きますと、事業効果の発現の遅れなどが懸念をされるところでございますが、県としましては振興予算の確保に向けて、国と意見交換を重ねているほか、国に対して要望を行うなど、理解を求めているところでございますので、引き続き必要な予算の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員　取組として、やっぱり先ほど効果の発現が遅れると。例えば県の事業で水利施設の整備が遅れているということであったり、かんがい施設が遅れている。

南大東とかでいうと、干ばつというか、地形、土壌も、ああいう地形なので、全体としては基盤整備が必要だと。ところが、それがままならないというふうな状況になっていると。

ですから、その現状はきちっとまた、増やすためにしっかりと求めるためにも、影響をやる必要があると、実際やっていると思いますが、そこら辺の取組状況はどんな感じで進めているんでしょうか。

○祖田英俊農地農村整備課班長　お答えいたします。

水利施設整備事業の遅れ等もありましたので、昨今ですね、南大東島でいきますとハード交付金の事業であったものを補助金の事業に移し替えるなど、予算の影響を低減するために、そのような取組を行っているところがあります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　物価高騰が続いていますが、この物価高騰に対応するという点では、この間の事業は、どういう事業がされて、どういうふうな執行状況なのか伺います。

○長嶺元裕農林水産総務課長　長引く物価高騰により生産コストの上昇が、生産者に及ぼす影響は大きいものと認識をしております。

このため、畜産事業者を支援する費用として、令

和６年度は配合飼料価格差補助緊急対策事業など、総額約19億円を補正予算で措置をし、令和７年度も約27億円を当初予算に計上しておりまして、速やかな事業執行に取り組んでいるところでございます。

また、同様に影響を受けている酪農家を緊急に支援するため、8250万円をこの９月議会で補正措置をしていただいたところでございます。

引き続き関係機関と連携し、生産者の経営安定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員　286ページ、成果の報告書42番、今言う、配合飼料価格差緊急対策事業、これについての効果や課題ということが書かれています。

実績、決算ベースでいうと、対象農家は1686戸と、これに対しては畜種ごとにはどういう内訳になるのか伺います。

○真喜志修畜産課長　お答えします。

本事業における令和６年度実施分の各畜種ごとの対象農家戸数及び支援額について試算したところ、肉用牛は1519戸で支援額は約２億7000万円、乳用牛は56戸で約5000万円、養豚は59戸で約６億円、養鶏は50戸で約３億1000万円となっております。

○瀬長美佐雄委員　効果、課題のところに書いてあります記述について、具体的に何が問題だというふうになっているのか伺います。

○真喜志修畜産課長　国のこの価格安定事業については、令和５年度の第４四半期以降発動してない状況が続いていまして、そのため県では関係団体等と一緒に、令和６年８月に飼料価格高騰の安定対策事業の見直し等について要望してきたところですが、現在もまだ発動をするには至っておらず、そのため、令和７年度においても配合飼料、県独自で支援することとして、当初予算として組んでいるところでございます。

○瀬長美佐雄委員　この資料にある12億3700万円、言わんとしているのは、この額の中に、要するに国が差額の発動がされてない、ということの説明だったので、全てある意味で、県が主には対応してつくった事業の予算ということなのか。

国と県との、どれぐらいの比率になっているのか伺います。

○真喜志修畜産課長　決算額の12億3755万8000円の財源の内訳については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が12億519万3000円で、一般財源については3236万5000円となっています。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　この額と、先ほど言われた国の差額の補塡が発動していないというところでいうと、どんな関係になるんですか。

それを除いて、今言う緊急対策の予算でも充てたということになるのか、そこら辺を確認したい。

○真喜志修畜産課長　国の価格安定制度については、先ほど話したように価格高騰が長期にわたっているため発動していない状況が続いており、そのため、先ほど令和６年８月に国のほうに要望をしてきたと話したところですが、その中で国のほうからは、そういった重点支援交付金等も活用しながら、農家の支援についてという話があったところでございます。

○瀬長美佐雄委員　課題のところで懸念されるのは、円安等の外的要因によって今後も価格は不安定化するのが続くと。

実際、昨今でいうと新総裁が決定後、どんどんと円安が進んでいるというのが今日の昼のニュースにありました。今後も継続して、高止まりという可能性が強くなっている。

ですから、本当は価格差の補塡の制度をしっかりと対応できるように求めないと、皆さんの補正予算の提案理由で言うと、もうこの危機的状況だと、今後も続くというのが皆さんの課題だと。

これに対応するためにもっと積極的にきちっと農業予算、畜産のみならず増額するという、強力に推進する必要がありますが、今後の取組を伺います。

○真喜志修畜産課長　配合飼料価格につきましては、現在も高止まりの状況が続いており、畜産農家の経営は非常に厳しい状況であると認識しています。

このことから、先ほど話したように国のほうに要請をしてきたところですが、なかなか国のほうの同制度について発動しない状況もございます。

引き続き国に対して、同制度の見直し等について求めていこうと考えております。

○瀬長美佐雄委員　番号11、新規で243ページ、おきなわそばの地産地消プロジェクト推進、小麦生産対策と書いていますが、これの事業内容、効果、課題について伺います。

○金城吉治糖業農産課長　おきなわそば地産地消プロジェクト推進事業につきましては、県内における小麦生産拡大を図り、県産小麦を原料とした沖縄そば麺等を生産していくために、本県に適した小麦品種の選定や、栽培実証展示圃等による栽培体系や検討、県産小麦の可能性調査、県産小麦を活用した沖縄そばの向上に取り組むような事業となっておりま

す。

まず、課題としましては、県産小麦の反収ですね。

反収で140キロ前後というところとなっています。全国の平均では400キロを超えている状況というところで、かなり反収が低いというところがございますので、そういった意味で、沖縄に合った小麦の品種を選定していくというところが課題というふうになっているところでございます。

○瀬長美佐雄委員　展望としてはどうでしょうか。

○金城吉治糖業農産課長　昨年、５品種の試験を行ったところですけれども、そのうち３品種については300キロ台の反収の可能性があるというところで、その３品種については、今後また再度、試験を行っていきたいというところを考えています。

○瀬長美佐雄委員　ぜひ推進していただきたいと思います。

次に、沖縄の農林水産業のこの冊子の中の27ページ、水稲について、推移と全体の状況があります。

県内における稲作農家の現状、県としてどういう事業支援をしているのか伺います。

○金城吉治糖業農産課長　令和６年産の沖縄県の水稲の生産状況につきましては、作付面積が599ヘクタール、収穫量が1960トンとなっております。

水稲の経営体数につきましては、農林業センサスによりますと令和２年度202経営体となっているという状況でございます。

県のほうでは、水稲産地経営安定支援事業において水稲産地の経営安定推進に向けた二期作の高収益化を図るため、新規事業米の作業省力化や高付加価値化に向けた技術開発、あと品種選定、現地実証に取り組んでいるところでございます。

また、稲作生産振興事業におきまして、本県に適した水稲の奨励品種を決定するための試験や優良品種の増殖等に取り組んでいるところでございます。

○瀬長美佐雄委員　今、米の高止まりというか、生産を増産しなければならないという課題。

現実には、今やっている事業がありますが、米作農家は実態として、経営的にどういう実態なのかというのは分かりますか。

○金城吉治糖業農産課長　全国的な数値はございますけれども、県のほうで調査をした事例がないというところでございますが、仮に令和３年度の指標で試算した場合に、八重山地域におきましては、収益性は生産額が８万6469円で、経営費が７万6523円ということで、所得のほうは9946円というふうな状況となっております。10アール当たりとなります。

○瀬長美佐雄委員　実態を調査すべきだと思います。

これは国の資料に基づいて、米作農家の時給は、2021年、2022年度は僅か10円だそうです。23年度が上がったとしても、時給でいうと僅か63円。これで米作が続けられるはずがない。

これは国の制度としてのフォローが必要ですが、伝えたいのは、県内でこの米作農家は200戸ぐらいと聞きましたが、本当に米作を続けてほしいという政策的にも、所得を補償してでも増産に結びつけるような政策展開をやらないと、本当に危機的状況が迫っているんだと。

農家を支援するという抜本的な対策の検討ができないものかと思います。どうでしょうか。

○金城吉治糖業農産課長　所得補償ということだと思うんですけれども、米につきましては、令和９年度に国の米政策の見直しが入るというところで聞いております。

そういった国の政策の見直しの動向を注視しながら、県のほうとしてもしっかり対応していきたいと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　25番、26番、ページとしては261、263。

先ほど上原委員から質疑ありましたが、私が伝えたいのは、コンスタントに300人の目標に、290人ぐらいは10年ぐらい続いてきたと。

この間の成果と、さらに人数を増やす、後継者を増やす、あるいは支援する金額を増額して県が上乗せするというふうな対応をしてでも、担い手を育成する必要性があると思いますが、その考えがないかを伺います。

○長嶺和弥営農支援課長　直近５年間の新規就農者の数でまず申し上げますと、令和２年度は294人、３年度は313人、４年度は269人、５年度は305人、６年度は291人で、５年間の平均人数は294人となっています。

300人の目標をほぼ達成している状況にありますが、その目標の引上げの関係でございますが、この年間300人としている目標ですが、これは、平成27年から令和２年までの実績を考慮しまして、令和２年の農林業センサスに基づいて、主業農家数が3621経営体、これを10年後も維持させていくための目標として設定しています。

この目標値を見直すに当たっては、新たな農林業

センサスの結果の公表など、最新の動向などを分析しまして、これまでの実績を踏まえた上で検討する必要があると考えています。

あと、今回この直近３年の事業で、様々、新規就農者を支援していますが、サポートしている人たちの人数で申し上げますと、農業次世代人材投資事業及び新規畑人資金支援事業で合わせて令和４年度は353人、令和５年度は361人、令和６年度は314人の方々を支援している状況にございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　最後にしますが、県立農業大学校は担い手育成機関の学校ですが、その卒業後の進路の状況を伺いたいと思います。

○長嶺和弥営農支援課長　県立農業大学校の就農率ですが、直近10年間の進路を見ますと、卒業後に農業をされている方、あと、卒業後に農業の研修をしている、するという方を含めると、就農率は68.5％となっています。

あと、そのほか農業関係団体、例えば農協などに就職されている方が7.3％、公務員になった方が4.8％という状況でございます。

○新垣淑豊委員長　次に、當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　今、示しました240ページ。

まず、地産地消のこの事業のほうからなんですが、県内のホテル、学校給食ということなんですが、この県内のホテルだとか学校給食での利用状況を教えてください。

○島袋直樹流通・加工推進課長　令和６年度における県内ホテルでの県産食材利用率は、重量ベースで19.2％、また学校給食の利用率は27.2％となっております。

○當間盛夫委員　これ、学校給食となってくると、市町村との連携というのかな、各市町村で、またこの地元の農産物だとかという形があると思うんですけれど、この市町村との連携とか、この取組はどういう形になっていますか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　市町村といいますか、市町村別の学校給食というんですかね、給食の献立を考える栄養士さんとの研修会を開いたり、先ほどちょっとあったんですけれど、那覇市の小学校５年生を対象に、２クラスで食育の座学をやったりというのを実施しております。

○當間盛夫委員　皆さんの処理概要というか、その課題ということで、学校給食、ホテルにしてもこの供給量というのが課題に挙げられているんですけれど、沖縄の農産物の推移を見ると、なかなか供給量の部分というのは解消するのかなというのがあるんですけれど、課題としているこの供給量はどういう形で対応していくんでしょうか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　やっぱり県内ホテルとか学校給食において地産地消を推進する上での課題としまして、委員おっしゃるように、供給量が不安定であることだとか、価格が割高になっているとか、品目や規格がニーズに合わないことなどが挙げられます。

それについては、本事業において、食材の安定的供給や需給のミスマッチの解消に向けて、生産者とか流通事業者、ホテル・学校関係者を対象にした産地ツアーとか、県産食材のマッチング等を実施しているところでございます。

○當間盛夫委員　皆さんが出しているこの沖縄の農林水産業の５ページに、この地産地消による項目があるんですけれど、ちょっと分からないのが、令和４年の実績で163億なのかな。ところが、令和13年の目標が161億に下がるわけさ。

これ、ちょっと教えてください。

○島袋直樹流通・加工推進課長　この計画を作成した時点でのものだったので、そういう数値になっているということで、今、直売所の販売状況について、直近のデータでいうと、例えば令和３年度と約146億、令和４年度163億とちょっと上がってますので、直近だと、また上がっている数字になっているのかなというふうに考えております。

一応、目標は達成しているのかなというふうに考えております。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、當間委員より目標値と実績値の兼ね合いを教えてほしい旨説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

○島袋直樹流通・加工推進課長　策定したときの令和２年の数値しかなくて、そのときは147億円だったものですから、それで161億円と設定したということでございます。

○當間盛夫委員　それであっても、僕は実績がこういう形になっているということであれば、目標値も変更するということが僕は大事だというふうに思ってますので、これは指摘をしておきたいと思っております。

次に、不利性解消事業。

まず、これだけ皆さんが期待して、いろいろな活用をやっていると思うんですけれど、何でこの不利

性解消事業の分だけでも不用額が、この県外出荷に係るものでも不用額が３億4000万、この下の部分でも２億5000万というのがあるんですけれど、この不用額が出る原因、また課題、それをちょっと教えてください。

○島袋直樹流通・加工推進課長　どうしても沖縄県の野菜に関して言うと、冬春期に出荷するということで、年度末にならないと、どれだけ出荷してるか分からないという実績があるので、その余裕を持たせているとかまず一つですね。

昨年度に関しては、令和５年度から特に花卉が減ったという実情がございます。生産者に確認すると、北部豪雨のときに、出荷したい時期に花が出せなかったということで、大分出荷が減ったというふうに聞いております。

○當間盛夫委員　これ、今年度、令和７年度から国直轄の事業に移ってくるんですよね。

この国直轄の事業に移ったということで、この不用額がこういう形で出るということは影響しなかったか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　昨年度の予算額については19億円余りで、今年度は先ほども申し上げた航空単価とか、改めて輸送補助単価を設けたとかという実情もございますので、国のほうに移ったんですけれど、約25億5000万の予算を獲得しているところでございます。

○當間盛夫委員　先ほど上原章委員のほうからあった部分で全ての品目とあったんだけれど、これ対象品目が以前はあったと思うんですけれど、もう何でも対象になっているという認識でいいの。

○島袋直樹流通・加工推進課長　令和４年度から米とサトウキビ以外は対象になりました。

今年度からはサトウキビ以外、米も対象になっております。

○當間盛夫委員　私はこの不利性解消の輸送費の補助をする一つのもう最大の目標は、農産物の産出額を増やすというのが一つの最大のやる理由になると思うんですけれど、この農業の産出額、沖縄の農林水産業の17ページにもあるんですけれど、令和５年で879億円になっているんですけれど、ちなみに令和６年は分かりますか。

○長嶺元裕農林水産総務課長　令和６年の数字についてはまだ確定はしておりません。

○當間盛夫委員　状況的にはどうなんですか。

以前はもう1000億という部分での分があるんですけれど、これがもう900億を割っていると。

概算的に、予想的にどうなんですか、まだ今年も900億を割るような状況なんですか。

○長嶺元裕農林水産総務課長　すみません、ちょっとその辺も含めて今、集計中ということで、まだ確定したものはございません。

○當間盛夫委員　分かりました。

この不利性解消で、皆さん、輸送費の補助の活用をせずとも自走化に向けた環境条件を確保するために自立的取組をしますということがあるんですけれど、この不利性解消の補助がなくなったときの自立的取組はどういうものがあるんですか、どういうことを考えられていますか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　これはコールドチェーンの構築に向けた総合的な支援に対する取組として、令和６年度は７団体への補助とか９団体へのアドバイザリー派遣を行ってまいりました。

今年度からまた後継事業となっておりますので、それについての流通環境整備事業として、物流ネットワークの構築に向けた取組に対する支援を拡充しております。

具体的には、コールドチェーンの構築、共同配送に向けた流通環境整備の改善に向けた実証事業への補助だとか、プロジェクト実行に対するハンズオン支援ですね、それから流通コスト軽減に向けた経営計画の策定等を支援していると思います。

それに向けて支援していくということでございます。

○當間盛夫委員　僕は皆さんのこの心構えというのかな、大事だと思うんですよ。

振興策はあと５年で、この20億という予算がね、直轄事業になったからいつまでもあるということではなくて、逆に国の直轄事業になったからこそこの５年で切られると、もう残り５年で終わってしまうということを考えたら、皆さんが言うようにこの輸送費補助がなくてもという部分でのものは、僕は大事な部分があると思っていますので、しっかりとその辺は頑張ってやっていただければと思います。

今示しました市場の再整備になるんですが、皆さん、対話事業者との提案のあった整備内容ということであるんですけれど、どういうような対話事業者からの提案があったんでしょうか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　昨年度、民間事業者等のノウハウを活用し、実現可能な整備手法を明らかにすることを目的に対話事業者の募集を行って、２者を対話事業者として選定したところです。

対話事業者からの提案内容については、現在、提

案の内容について対話を行っている段階であるため、公表については差し控えさせていただきたいと思います。

○當間盛夫委員　分かりました。

皆さん今、これ、中央卸売市場の再整備に向けて鋭意努力し、進捗はどうですか。

いつ頃から再整備に入っていけるとかという、皆さんプロセスがあると思うんですけれど、それちょっと教えてください。

○島袋直樹流通・加工推進課長　現在、市場関係者との意見交換ですとか、対話事業者との対話を通じて、整備手法の検討を行っている段階でございます。

次年度以降の明確なスケジュールをお示しすることは難しいと考えておりますが、県としては、現在行っている対話事業者との対話や市場関係者との意見交換を進めてですね、実現可能な整備手法を見極めた後にですね、具体的な整備スケジュールの検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○當間盛夫委員　基本的には皆さん、もうＰＰＰ／ＰＦＩで進めていくという方針に変わりはないんですか。

○島袋直樹流通・加工推進課長　中央卸売市場の整備については、ＰＰＰ／ＰＦＩの活用を視野に入れて検討を行っているところであります。

これまでの調査結果を踏まえてですね、現在、施設整備を民間事業者が行い、市場部分を県がリースする手法での実施を検討しているところでございます。

○當間盛夫委員　部長、私はね、今、地産地消だとか不利性解消事業の部分で、この市場再整備のことをお話しさせてもらったんですけれど、この地産地消にしても不利性解消にしても、やはり中央卸売市場に物が集まってね、初めて地産地消の供給量のものであったり、不利性解消も共同で出荷するんだとか、輸送費の補助で軽減をやっていくんだというものからしたら、この中央卸売市場に農家から物が集まるということは大変大事な機能だというふうにも思っているんですよ。

部長として、この中央卸売市場の再整備というものをどのように考えていますか。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

中央卸売市場については、生鮮食料品の円滑な流通を確保する拠点及び生産者の出荷先として第１次産業を支える重要な役割を果たしていると認識しており、再整備を通じて市場の活性化を図ることは重要であると認識しているところでございます。

これまでの調査検討の中で、コールドチェーンへの対応でございますとか、衛生管理の強化、加工機能の強化など、市場での取扱い数の増加に向けて必要な施設整備についても議論を行ってきたところでございます。

県としましては、引き続き、この市場関係者、対話事業者等の意見交換も行いながら、市場の活性化の方向性ですとか、実現可能な整備手法の検討等を進めてまいりたいと考えております。

○當間盛夫委員　先ほどサトウキビのいろいろとお話があって、本島の部分であるんですけれど、私はこの分蜜糖の分で、やっぱりゆがふ製糖の部分になるんですが、製糖工場だけでも187億円というのがあるんですけれど、商工労働部が持ってる特別自由貿易地域の中で造るわけですよ。

あの中で造るときに、製糖工場だけということはできるんですか。

○金城吉治糖業農産課長　商工労働部のほうからは、国際物流拠点産業集積地域における企業誘致の方針というところが示されておりますが、重点誘致対象分野として、那覇空港の国際物流ハブ機能等を活用し半導体電子部品製品関連やＦＡロボット関連産業など高付加価値製品を製造する企業とか、あと、その他の分野として国際物流拠点産業集積地域の対象業種である９業種、製造業、倉庫業については貿易を行っているなど特区の制度趣旨にかなう事業を行う企業が対象で、原則として事業計画における国外、県外向けの搬出額が合計50％以上であること、また、県内企業の移転の場合は産業の高度化が図られているということが条件となっております。

そういった意味で、単純に製糖工場を移転するということでは要件には合致しないというふうな考えです。

○當間盛夫委員　それからしたら、この副産物の施設を併用してやらないといけないという認識に立つんですけれど、製糖工場もこの約190億で造るこの副産物施設、これが、バイオ、どういう形になるか分からないですけれど、これが幾らかかるか分からない、用地購入もあるわけですよね。

この副産物と用地購入ってのはどこがやるんですか。

○金城吉治糖業農産課長　現在のところ、用地購入につきましては事業主体でありますゆがふ製糖さんが用地を購入するというところで、商工労働部のほ

うから一応内定をいただいているというふうな認識でございます。

あと、副産物につきましても高度化というところがありますので、内定をいただいたときの要件としてゆがふ製糖さんが実施するという形になっているというふうに認識しております。

○當間盛夫委員　皆さんは、年内にこの事業化を含めた部分で決めてくるというのがあるんですけれど、この副産物の施設もどれだけの予算かかるかが分からない。

じゃ用地購入って、この用地ってどれだけの予算になるっていうのも分かりますか。

○金城吉治糖業農産課長　用地購入につきましては、約17億円というところで聞いております。

○當間盛夫委員　これも事業者であるゆがふ製糖が購入するという形になると思うんですけれど、もたないですよね、ゆがふ製糖さん。

副産物のものでも約40億ぐらいかかると、外構を含めたらそれ以上にかかるわけですから、用地。

これ、ゆがふ製糖さんに対してはどういう形で皆さん支援していくんでしょうか。

○金城吉治糖業農産課長　まず、用地の購入につきましては、現工場があります用地の売却を、今想定しているというふうに聞いております。

また、副産物の施設導入につきましては、沖縄振興予算の活用について、今検討しているというところでございます。

○當間盛夫委員　特定振興のお話もあったんですけれど、せんだってのＪＡさんからのお話で、この市町村の負担分ということで、約35億の負担というのはなかなか難しいと、しかし10月いっぱいまでにはそれを決着しないといけないというのは、その市町村に対して皆さんの、県の果たす役割は何ですか。

○金城吉治糖業農産課長　市町村のほうといろいろ意見交換させていただいているところでございますが、35億、36億というところで今、支援ができないかというところでお話しさせていただいております。

ただ、市町村のほうからは、基本的に負担については一定程度理解をしているというところでございますが、ただ、金額が大きいというところで、なかなかそういった金額の拠出はできないというところの意見をいただいております。

そういった意味で、我々としましては現在、国の補助率が最大65％というところでございますが、実際は単年度の上限額が20億、プラス加速化分ということで約２億円ということで、22億、最大ございますけれども、そういったものの制限があってですね、国の補助率が約58.4％と、65％に満たないというところがございますので、農林水産省に対しましては、そういった補助上限額についての見直しを行ってほしいというところで、団体、ＪＡ等ですね、ゆがふさんと一緒になって今、国のほうに要請しているところでございます。

○當間盛夫委員　部長、農業、サトウキビの生産はあっても、その後ね、製糖工場がないということになるというお話もあったんですけれど、県がもう、このまま腹をくくらないといけないような状況にあると思うんですけれど、部長としてどうでしょうか。

○喜屋武盛人農林水産部長　お答えいたします。

サトウキビの重要性については、先ほど来、いろいろ述べさせていただいたところでございます。

ただ、やはり先ほど課長からもあったとおり、まず事業費が大きいということ、国庫補助が最大65％ということと、あと単年度の上限額とか、そういったのがあるというのがあってですね、その補助残が大きいというのは課題として持っているところでございます。

ただ、県がというお話もございますが、やはり市町村もサトウキビ農家がいらっしゃって、やはり市町村に対しても一定程度、農家の支援というのは一緒になってやっていくべきではないかというのもございますので、なかなか県が全部というのは非常に財政も厳しい状況もございますので、そこは市町村のほうのですね、御理解もいただきながら一緒になってぜひやっていただけないかというのを今一生懸命、協議、お願いをしているとこでございます。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、當間委員より総括質疑の申出があり、委員長より同委員に対し誰にどのような項目を確認するのか改めて説明知るよ指示があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

○當間盛夫委員　ゆがふ製糖については、知事の考え方をですね、聞かせてもらいたいというふうに思ってますので、やはり県が腹をくくるべきだというふうに思ってますので、よろしくお願いいたします。

○新垣淑豊委員長　ただいま提起のありました総括質疑の取扱いは、10月14日、質疑終了後に協議いたします。

では、質疑を続けます。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員　最後になりますが、中間管理のものなんですけれど。

皆さん、16ページに荒廃地の発生状況というのがあるんですけれど、その中で再生利用が困難と見込まれる荒廃地、農地の対策はどう取られるんでしょうか。

○馬場剛農政経済課長　耕作放棄地につきましては、対策としましては、ただいま農業委員会による農地パトロールを実施して、所有者に対する利用の意向の調査をかけております。

そういった直接的な所有者に対する働きかけと併せて、貸していただける農地については、この中間管理事業を使って、貸付けを行っていくと。

それからあわせて、耕作放棄地について、再生費用について、助成を行って、担い手が活用しやすいような施策と併せて取り組んでいるというような状況でございます。

○新垣淑豊委員長　休憩いたします。

（休憩中に、當間委員より再生利用が困難と見込まれる荒廃地の農地はどうするのかについて聞いている旨説明があった。）

○新垣淑豊委員長　再開します。

○馬場剛農政経済課長　再生利用が困難と見込まれる荒廃農地につきましては、国の通知上、非農地判断を行うようにというような指導も来てございます。

○當間盛夫委員　それは状況的にやられているんですか。例えば、農業振興地域にあって利用ができないというものを外したりとか何かそういうのもあるんですか。

でも、その部分だけ外すということはないじゃないですか。

○馬場剛農政経済課長　今、お話ししましたように荒廃農地の再生が困難と見込まれるものについては、国のほうも非農地判断していくようにというような指導がございまして、その通知についても我々のほうからまた、農業委員会のほうにお伝えして、農業委員会も再生が困難と見込まれるようなところは、非農地として判断しているのが現状です。

先ほど御指摘いただきました、農業振興地域の除外ですね。除外については、非農地判断すると直ちに除外するわけではなくて、大きな見直しで、５年に１度の見直しがあるんですが、その中で、市町村があくまでもこの地域を農業振興地域から外すと、それで、この地域は新たに含めるというような総合的な計画を立てた上で、市町村の判断によって外される場合とそのまま含まれているという場合がございます。

以上です。

○當間盛夫委員　儀保唯委員が質問するのかなと思ったんですけれど、儀保委員の答弁に皆さん、この沖縄本島の耕作放棄地の４割が北部だということでの答弁があったんですけれど、北部地域で４割もこの耕作放棄地という分に対するこの対策等はどうされているんですか。

○馬場剛農政経済課長　北部地域が一応、４割ほどあるということで、県内でも大きな割合を占めているところなんですけれども、この耕作放棄地対策そのものについては、北部地域だから特にこうというようなことではなくて、全県的にやはりこの耕作放棄地というのは、やはりこの農地として活用していく方向で、我々としては農業委員会と連携して、あとは担い手のほうにつなげていくというような取組を全県的に行っているというような状況でございます。

○新垣淑豊委員長　以上で、農林水産部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○新垣淑豊委員長　再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、10月14日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　新　垣　淑　豊

令和７年10月10日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

文教厚生委員会記録

（ 第 １ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第１号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年10月10日（金曜日）
開　会　午前10時０分
散　会　午後５時15分
場　所　第４委員会室

本日の委員会に付した事件

１　令和７年第５回議会認定第１号　令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について（生活福祉部及び保健医療介護部所管分）
２　令和７年第５回議会認定第20号　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
３　令和７年第５回議会認定第21号　令和６年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

出席委員

委員長　新垣　新
副委員長　松下　美智子
委員　新垣善之　新里匠　小渡良太郎　比嘉忍
米須清一郎　山里将雄　西銘純恵　平良識子

欠席委員

委員　喜友名智子
※決算議案の審査等に関する基本的事項３（６）に基づき、監査委員である喜友名智子委員は調査に加わらない。

説明した者の職、氏名

生活福祉部長	北島智子
生活福祉統括監	城間敦
福祉政策課長	又吉剛
保護・援護課長	宮城石
障害福祉課長	大湾朝貴
生活安全安心課長	仲宗根英之
保健医療介護部長	糸数公
保健医療総務課長	花城安博
医療政策課長	當間隆治
医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長	大仲浩二
健康長寿課長	宮城清美
地域保健課感染症対策監	喜屋武向子
薬務生活衛生課薬務専門監	中村章弘
国民健康保険課長	松元直史
高齢者介護課長	七條優子
地域包括ケア推進課長	髙嶺公子

病院事業局長	本　竹　秀　光
病院事業統括監	宮　城　和一郎
総務企画課長	宮　里　　勉
経営課長	比　嘉　　学
経営課班長	青　木　研　二
経営課経営再建推進室長	具　志　幸　昌
管理課長	三　和　秀　樹

○新垣新委員長　ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として、生活福祉部長、保健医療介護部長及び病院事業局長の出席を求めております。

「本委員会の所管事務に係る決算事項調査について」に係る令和７年第５回議会認定第１号、同認定第20号及び同認定第21号の決算３件の調査を一括として議題といたします。

それでは、保健医療介護部長から保健医療介護部関係決算事項の概要の説明を求めます。

糸数公保健医療介護部長。

○糸数公保健医療介護部長　委員の皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

保健医療介護部の令和６年度の決算の概要について、ただいまタブレットに表示しております令和６年度歳入歳出決算説明資料に基づいて御説明をいたします。

資料の３ページを御覧ください。

表の右端の欄には令和６年度沖縄県歳入歳出決算書のページを記載しておりますので、御参照ください。

それでは、一般会計歳入決算の状況について御説明いたします。

表の一番上、保健医療介護部計の欄ですが、予算現額の計（Ａ欄）は295億2936万円に対し、調定額（Ｂ欄）は233億3289万7453円、そのうち収入済額（Ｃ欄）が233億2612万8552円、不納欠損額（Ｄ欄）は４万5000円、収入未済額（Ｅ欄）は672万3901円、収入比率99.97％となっております。

次に、歳入決算について款ごとの主な内容を御説明いたします。

欄外に通し番号を振っておりますので、こちらを用いて御説明をいたします。

まず、通し番号の１番、（款）分担金及び負担金の収入済額（Ｃ欄）９万7287円は、精神障害者措置入院費負担金となっております。

次に、通し番号４、（款）使用料及び手数料の収入済額94万8655円は、精神保健福祉センター使用料などとなっております。

通し番号12番、（款）国庫支出金の収入済額186億2186万2569円は、医療介護提供体制改革推進交付金並びに精神衛生費などとなっております。

４ページを御覧ください。

通し番号20番、（款）財産収入の収入済額717万6322円は、健康づくり財団への土地貸付料などとなっております。

通し番号26番、（款）繰入金の収入済額27億7539万5493円は、地域医療介護総合確保基金など保健医療介護部で設置した各基金からの繰入金となっております。

続いて、５ページを御覧ください。

通し番号31、（款）諸収入の収入済額16億2914万8226円は、後期高齢者医療給付費等県負担金の精算に係る返還金などとなっております。

通し番号45、（款）県債の収入済額２億9150万円は、南部保健・福祉合同庁舎駐車場の擁壁改修工事などに係る県債となっております。

次に、不納欠損額及び収入未済額について御説明をいたします。

戻りまして、３ページを御覧ください。

表の一番上の保健医療介護部計の右から４列目の不納欠損額（Ｄ欄）４万5000円及び右から３番目の収入未済額（Ｅ欄）672万3901円について御説明いたします。

通し番号４、（款）使用料及び手数料の収入未済額112万8238円は、県立首里厚生園使用料に係るもので、沖縄県が平成20年度まで運営していた特別養護老人ホームにおける食費や施設サービス費の自己負担の未納額が、扶養義務者の転居先不明などにより徴収困難なため収入未済となっております。

５ページを御覧ください。

通し番号31番、（款）諸収入の不納欠損額４万5000円は、沖縄県老人福祉医療助成金未収金の時効援用によるものであります。

収入未済額559万5663円は、高齢者居室整備資金貸付金、看護師等修学資金貸付金、元職員への損害

賠償請求金に係る弁償金、沖縄県老人福祉医療助成金に係るもので、債務者の経済的理由等により徴収困難のため収入未済となっております。

次に、一般会計歳出決算の状況について御説明をいたします。

６ページを御覧ください。

表の一番上、保健医療介護部計の欄ですが、予算現額の計（Ａ欄）1152億4767万5000円に対し、支出済額（Ｂ欄）は1063億7651万6379円、執行率は92.3％となっております。

次に、歳出決算の主な内容について御説明いたします。

まず、通し番号１、（款）民生費（Ｂ欄）の支出済額565億1567万8465円は、介護保険制度及び後期高齢者医療費制度に係る負担金等に要した経費などとなっております。

次に、通し番号７、（款）衛生費の支出済額460億9783万2866円は、６ページから７ページにかけてあります目の中の感染症対策、結核対策、精神保健、健康増進の推進、難病対策、衛生環境研究所及び保健所の運営、食品衛生、医務・薬務及び病院事業会計への繰出金に要した経費などとなっております。

８ページを御覧ください。

通し番号34、（款）教育費の支出済額７億6300万5048円は、看護大学の運営等に要した経費となっております。

次に、通し番号37、（款）諸支出金の支出済額30億円は、沖縄県企業局に対する水道事業会計貸付金となっております。

次に、翌年度繰越額について御説明をいたします。

戻りまして、６ページを御覧ください。

表の一番上の保健医療介護部計の右から４列目、翌年度繰越額（Ｃ欄）57億832万4000円について、その主なものを御説明いたします。

通し番号１番、（款）民生費の翌年度繰越額16億5286万9000円でありますが、主なものを申し上げますと、通し番号４、（目）老人福祉費については、その中の介護人材確保・職員環境改善等事業において、国の経済対策に伴い令和７年２月補正を行っており、補助金支給の事務処理等を年度内に完了することが困難となったことにより繰越ししたものであります。

通し番号７、（款）衛生費の翌年度繰越額39億8126万7000円でありますが、その主なものを御説明いたします。

７ページを御覧ください。

通し番号28、（目）医務費については、その中の沖縄医療施設等施設整備事業において、那覇市立病院の整備に当たり、不発弾の発見や台風の影響等により令和５年度の工事の進捗が遅れたことに伴い、令和６年度分工事についても遅れが生じたことから繰越ししたものであります。

次に、不用額について御説明いたします。

戻りまして、６ページを御覧ください。

表の一番上、保健医療介護部計の右から２列目、不用額（Ｄ欄）31億6283万4621円について、その主なものを御説明いたします。

通し番号１、（款）民生費の不用額15億4001万535円でありますが、主なものを申し上げますと、通し番号４、（目）老人福祉費については、その中の後期高齢者医療負担金等事業費において、後期高齢者医療財政安定化基金交付金の実績が当初の見込みを下回ったことにより、交付金の不用が生じたものであります。

次に通し番号７、（款）衛生費の不用額15億9448万3134円でありますが、その主なものを御説明いたします。

７ページを御覧ください。

通し番号28、（目）医務費については、その中の医療施設等物価高騰対策支援事業において、医療施設等からの補助金申請が当初の見込みより少なかったことにより、補助金の不用が生じたものであります。

８ページを御覧ください。

通し番号34、（款）教育費の不用額2834万952円については、看護大学における退職手当への補助である看護大学特定運営費交付金事業において、退職予定者の任期更新に伴い不用が生じたものであります。

９ページを御覧ください。

次に、沖縄県国民健康保険事業特別会計の決算について御説明します。

まず、歳入ですが、予算現額の計（Ａ欄）1696億8947万円に対し、調定額（Ｂ欄）は1678億422万5257円、そのうち収入済額（Ｃ欄）が1678億422万5257円、収入比率100％となっております。

９ページ及び10ページは特別会計の歳入決算状況を示しておりますが、不納欠損額（Ｄ欄）及び収入未済額（Ｅ欄）ともに０円、収入比率100％となっておりますので、目別の説明は割愛をさせていただ

きます。

11ページを御覧ください。

沖縄県国民健康保険事業特別会計の歳出ですが、予算現額の計（Ａ欄）1696億8947万円に対し、支出済額（Ｂ欄）は1655億6683万4102円、執行率は97.57％となっております。

Ｄ欄の不用額41億2263万5898円は、主に通し番号４、（目）保険給付費等交付金において、保険給付の実績が当初の見込みを下回ったことにより、普通交付金に不用が生じたものであります。

なお、特別会計においては、収入済額と支出済額に差額が生じた場合、翌年度に繰越しすることとなります。

以上で、保健医療介護部所管の令和６年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○新垣新委員長　保健医療介護部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から病院事業局関係決算事項の概要の説明を求めます。

本竹秀光病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　おはようございます。よろしくお願いします。

病院事業局の令和６年度決算の概要について、掲載されております令和６年度沖縄県病院事業会計決算書に基づいて御説明いたします。

初めに、事業概要から御説明いたします。

決算書の15ページを御覧ください。

１、概況の（１）総括事項について、ア、沖縄県病院事業は県立北部病院、県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター、県立宮古病院、県立八重山病院、県立精和病院の６病院及び16か所の附属診療所を運営し、イ、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、医師・看護師等の医療技術員の確保、施設及び医療機器の充実に努め医療水準の向上に努力しております。

エ、業務状況については、入院患者延数が55万2766人、外来患者延べ数が70万8646人で、総利用患者延べ数は126万1412人となり、前年度と比べ１万3606人の減少となりました。

次に、決算状況について御説明いたします。

恐縮ですが、１ページに戻りまして御説明いたします。

（１）収益的収入及び支出について、収入の第１款病院事業収益は、予算額合計707億9889万4000円に対して、決算額は624億3008万471円で、予算額に比べて83億6881万3529円の減となっております。

その主な要因は、入院患者数の減等に伴うもので、第１項の医業収益において83億5695万9922円減少したことによるものです。

次に、支出の第１款病院事業費用は、予算額合計774億2167万8000円に対して、決算額は723億2586万9764円で、不用額は50億3195万4220円となっております。

その主な要因は、給与費、経費などが当初の見込みを下回ったため、第１項の医業費用において44億7998万3684円の不用が生じたことによるものです。

２ページを御覧ください。

（２）資本的収入及び支出について、収入の第１款資本的収入は、予算額合計65億9260万4000円に対して、決算額は55億1009万8000円で、予算額に比べて10億8250万6000円の減となっております。

その主な要因は、建設改良費の執行及び繰越しに伴い企業債借入れが減少したため、第１項の企業債において10億8590万円減少したことによるものです。

次に、支出の第１款資本的支出は、予算額合計87億9388万8967円に対して、決算額は76億2630万7843円で、翌年度への繰越額が５億2948万9450円で、不用額が６億3809万1674円となっております。

不用額の主な要因は、施設整備費における入札執行残や年度内執行が困難となった等により、第１項の建設改良費において６億3708万4406円の不用が生じたことによるものです。

３ページを御覧ください。

令和６年４月１日から令和７年の３月31日までの損益決算書に基づき、経営成績を御説明いたします。

１の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した509億2403万44円、２の医業費用は、給与費、材料費、経費などを合計した683億6080万2562円で、１の医業収益から２の医業費用を差し引いた医業損失は174億3677万2518円となっております。

３の医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金など合計で111億2017万1138円となっております。

４ページを御覧ください。

４の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した29億8225万4107円で、３の医業外収益から４の医業外費用を差し引きますと、81億3791万7031円の利益が生じております。

これに医業損失を加えた経常損失は、92億9885万

5487円となっております。

５の特別利益は２億7627万582円で、６の特別損失は９億1599万9239円であり、差引き６億3972万8657円の損失を計上しており、当年度純損失99億3858万4144円で、前年度繰越欠損金26億599万3622円を合計した当年度未処理欠損金は125億4457万7766円となっております。

５ページを御覧ください。

剰余金計算書について、御説明いたします。

表の右の欄、資本合計を御覧ください。

前年度末残高57億3351万5025円に対し、前年度処分額が０円、前年度変動額はマイナス99億1122万7737円で、当年度末残高はマイナス41億7771万2712円となっております。

下の欠損金処理計算書について、御説明いたします。

１行目、当年度末残高の未処理欠損金は125億4457万7766円で、これにつきましては、全額を翌年度に繰り越すこととなります。

６ページを御覧ください。

令和７年３月31日における貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部における１の固定資産は、（１）の有形固定資産と、７ページに移りまして、（２）の無形固定資産、（３）の投資を合わせた合計で433億1609万9654円となっております。

２の流動資産は、（１）の現金預金、（２）の未収金、（３）の貯蔵品などを合わせた合計で182億4608万9433円となっております。

１の固定資産、２の流動資産を合わせた資産合計は、615億6218万9087円となっております。

８ページを御覧ください。

次に、負債の部における３の固定負債は、（１）の企業債、（２）の他会計借入金などを合わせた合計で、407億4827万7904円となっております。

４の流動負債は、（１）の一時借入金、（２）の企業債などを合わせた合計で、123億7436万9604円となっております。

５の繰延収益で、長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は、126億1725万4291円となっております。

３の固定負債、４の流動負債、５の繰延収益を合わせた負債合計は、657億3990万1799円となっております。

９ページを御覧ください。

資本の部における資本金合計は、18億7858万4732円となっております。

７の剰余金は、（１）の資本剰余金、（２）の利益剰余金の合計で、マイナス60億5629万7444円となっております。

６の資本金と７の剰余金を合わせた資本合計は、マイナス41億7771万2712円で、これに負債合計を加えた負債資本合計は、615億6218万9087円となっております。

以上で、認定第21号令和６年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○新垣新委員長　病院事業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に係る基本的事項に従って行うこととといたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言する必要がありますので、御留意ください。

総括質疑の提起があった場合は、委員長から総括質疑を提起した委員に、誰に、どのような項目を聞きたいのか確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

総括質疑の項目等については、10月14日本委員会の質疑終了後に改めて理由の確認や意見交換等の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

それでは、これより直ちに保健医療介護部及び病院事業局関係決算事項に対する質疑を行います。

新垣善之委員。

○新垣善之委員　お願いします。

まず、保健医療介護部の歳入決算書の９ページから、国保特会の決算状況がありますので、そちらから質問いたします。

まず、国民健康保険への特別会計は歳入1678億

円、歳出1655億円、歳入歳出の差引額は約22億円の黒字となっていますが、その22億円について、今後どうするのかということをちょっとお聞きしたいです。

○松元直史国民健康保険課長　お答えします。

この22億3739万1000円ですけれども、会計年度の歳入と歳出の差額、収支差額となっております。

国保特会におきましては、定率国庫負担金である療養給付費の負担金など、財政運営に大きな影響が生じないよう当該年度にまず概算で交付をして、実績が確定する翌年度に精算する仕組みというのが取られています。

これらの国庫等の精算が今後必要になってきまして、この現段階では収支差額、これをこの後、国庫等の精算額を見込んで、最終的に決算剰余金が生じるかどうかも含めて、この数値というのが確定するのは１月頃と見込んでおります。

以上です。

○新垣善之委員　１月に最終的な決算が見込まれるということで、まず、前々年度、基金残高は令和５年度末の約29億円から令和６年度末にはもう65億円と倍増しています。

積立ての妥当性と、保険料抑制の実効性をどのように考えていますでしょうか。

○松元直史国民健康保険課長　お答えいたします。

この令和５年度29億円から現行の残高への増ですけれども、令和６年度、本年度におきまして、35億8800万円余り、これを財政調整事業分として追加で積み増しているんですが、これは昨年度の決算剰余金約45億円のうちの35億円ということで、これを新たに財政調整事業分として積み増しているものです。財政調整事業につきまして取扱いですけれども、今後、将来的に国保の保険料の著しい上昇の抑制、これが見込まれる場合に、平準化などに活用するということが使途として定められておりまして、この抑制に活用するかどうかも含めて、今後、市町村との丁寧な協議を行った上で、手続を進めていくという考えを持っております。

以上です。

○新垣善之委員　今現在、県内の国民健康保険料というのは、単一化になっているんでしょうか。

○松元直史国民健康保険課長　現段階では、まだ単一には至っておりません。

○新垣善之委員　続いて、保険給付費の見込みが下回って、不用額が発生しています。２年連続の減少となっていますが、その主な要因をどのように分析していますでしょうか。

○松元直史国民健康保険課長　お答えいたします。

この保険給付費等交付金につきましては、２月の段階において、年度末の保険給付費の増加を見込んで、増額で補正をしているのですけれども、結果として、保険給付費の実績が見込額よりも減少したということで、37億円不用となっているものでございます。

国保特会においては、この保険給付金、確実にこれを財源として交付するということをやらなければなりませんので、この支出見込みに応じて予算を組んだ結果、見込みが結果として減少したということで、このような残が生じているというものでございます。

以上です。

○新垣善之委員　今の勤労形態からして、国保から社会保険に移行できるようにもなっていますけれども、そういった被保険者の数というか、その推移というものは、やっぱり減少傾向にあるんでしょうか。

○松元直史国民健康保険課長　お答えします。

被用者保険への移行も含めて、さらには後期高齢者医療制度への保険者の移行も含めて、全体として減少傾向にある状態にございます。

○新垣善之委員　先ほど、財政安定化基金に積み立てるというところで、令和５年度まで65億円の積立てとなっておりますけれども、市町村によっては、この医療費指数であったりとか、所得指数が高くて、給付費、事業費納付金に大きな差が生じていると。

さらに、市町村は国保財政を安定化させるために、一般財源からの法定外繰入れであったりとか、本来はほかの行政サービスに充てたい予算なのですが、国保に補塡している現状があります。

こうした市町村の負担をどう受け止めて、県としてどのように支援していくのか、お願いします。

○松元直史国民健康保険課長　本県の市町村国保の実情としまして、今、委員の御指摘のとおり、まず決算補塡等目的の法定外繰入れが、複数の市町村で生じていると。

翌年度からの繰上げ充用も行っている市町村がありまして、公費拡充後も依然として非常に厳しい状態が続いているものと考えております。

その背景として、沖縄県が有する特殊事情が要因としてあると考えておりまして、前期高齢者の加入割合に重点を置いて算定されます前期高齢者交付金

が、沖縄県は全国に比較して少ないということ、それと、出生率が全国１位と高くて負担能力のないお子さんの加入割合が高いということ、それから、全体として低所得者の加入割合が高いということが挙げられます。

このために、県では去る８月にも行ったのですが、市町村、国保連合会など６団体で、国に対しまして、本県の特殊事情に配慮した財政支援の要請を行ったところでございまして、引き続き市町村等と連携をしまして、国に対して財政支援を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○新垣善之委員　特別会計なので、年度会計をしっかりと精査して、事業費納付金であったりとか、入りと出をしっかり精査、算出していかなければ、やはり市町村財政――今、私が住んでいる南風原町では、物価高騰であったり、人件費の高騰であったり、いろんな面で財調からも一般会計に８億円入れて、何とか運営している状況であります。国保事業に関しても、平均的に年間１億円の法定外繰入れとかやっておりますので、ほかの事業に充てたい――例えば、子どもの給食費無償化であったりとか、そうした事業費をどこからかでも捻出したいという市町村の思いもありますので、本当に入りと出をしっかり精査して、事業費納付金とか、整えてほしいなと思っております。

また、この基金積立てに関して、国のガイドラインとありますけれども、この根拠というか、少し説明していただきたいなと思いますが、どうですか。

○松元直史国民健康保険課長　お答えいたします。

国が策定したガイドラインにつきましては、国保制度の改革のタイミングで財政運営が都道府県単位化したのに合わせて、この財政運営の後ろ盾となるものとして策定されているものと考えておりまして、県単位化の納付金を市町村から県に納めていただきまして、その他公費と合わせて、それを元に保険給付に要する費用を全額確実に交付するという、これを担保するための仕組みとなっております。これを円滑に運営するためのガイドラインとなっていると思っておりまして、そのために、基本的にこれに沿った対応をする必要があるものというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○新垣善之委員　やはり何ですか、市町村も法定外で繰入れしてやっているものなので、国がこの法定外も認めていると言わざるを得ないのかなと私も思っていて、国も交付金の減額措置を今やっていると思うんですけれども、持続可能な国保運営の事業をするために、今、市町村と県と、また国とちょっとアンバランス的なものがあるのかなとこの会計を見て思っているんですが、しっかりと皆さんで本当に将来的に持続可能な国保財政に進めていけられたらなと思っております。

続きまして、病院事業局のほうから中部病院の基本計画の策定業務について、主要施策の587ページからお願いします。

まず第一に、県立中部病院の基本計画策定業務の進捗についてお伺いいたします。

○宮里勉総務企画課長　お答えいたします。

中部病院の建て替えにつきましては、令和６年に将来構想を策定した後、中部病院において示された現地建て替えの懸念事項について調査を行いました。その結果を令和７年３月に取りまとめております。

現地建て替えに伴う影響につきましては、工事期間中における医療機能や救急搬送の受入れ、駐車場への影響等を調査しております。

また、ヘリポートの設置につきましては、現地のほか、うるま市、読谷村、沖縄市の提案用地の計４か所を対象として、法令上必要となる飛行経路の複数確保の可否や飛行の障害となる建造物の有無等を調査しております。

調査の結果、病院の役割、診療機能を低下させることなく、現地で建て替えることが可能となっております。

また、現地にヘリポートを設置することにより、基幹災害拠点病院としての機能を強化することも可能との調査結果を得たところでございます。

以上でございます。

○新垣善之委員　今後の課題についてお伺いします。

○宮里勉総務企画課長　お答えいたします。

本業務の実施効果としまして、調査で得られた結果を中部病院をはじめ、うるま市、地域住民、県医師会及び中部地区医師会に対して説明を行ったことにより、中部病院の現地での建て替えに理解を深めていただけたものと考えております。

今後は、患者や職員等の安全性を確保するため、中部病院の建て替えに取り組むとともに、近年の厳しい経営状況を踏まえ、経営改善も図りながら対応していくことが課題であると考えております。

以上でございます。

○新垣善之委員　次に進みます、主要施策の187ページ。

介護テクノロジー導入支援事業についてですけれども、この具体的な導入によって、どのような業務効率化や従事者の負担軽減の成果がなされたでしょうか。

○七條優子高齢者介護課長　お答えいたします。

介護テクノロジー導入による効果につきましては、補助金を活用した施設・事業所から提出された導入効果報告書により確認しているところでございます。

令和６年度において、センサー等による見守り機器を導入した事業所からは、例えば、職員の精神的・肉体的負担の軽減につながったですとか、利用者の身体的な介助を伴わない間接業務が減少した。それから、介護事故の防止につながったといった効果が多く報告されております。

また、介護ソフトを導入した事業所からは、職員間での情報共有が容易になった。記録業務など間接業務が減少した。利用者と接する時間が増加したといった効果が多く報告されております。

以上でございます。

○新垣善之委員　執行率が98％と、とてもよい事業だなと思っていて、我々文教厚生委員会でも所管事務調査でどんぐり山という施設に伺ったんですけれども、やはりそこでもいろんなテクノロジーを使ったりとか、認知症ロボットであったりとか、たくさんありましたので、本当に今後とも超高齢社会のための運営に努めてほしいなと思います。

○新垣新委員長　次に、新里匠委員。

○新里匠委員　主要施策の成果に関する報告書から、204ページですね。

離島医療体制確保支援事業についてでありますけれども、そこの効果というところで、16市町村が本事業を活用しているということでありますけれども、この対象市町村の数はどれぐらいですか。

○當間隆治医療政策課長　対象市町村のほうは、18市町村になります。

以上です。

○新里匠委員　この活用していない市町村は、どことどこになりますか。

○當間隆治医療政策課長　対象18市町村のうち、活用していないのは本部町とうるま市になります。

こちらのほうについては、制度自体はあるんですけれども、市町村からの申請がなかったという形で、活用実績がないということになっております。

○新里匠委員　これについての理由は聞いていますか。

○當間隆治医療政策課長　本部町のほうが対象の島が水納島で、うるま市のほうが津堅島となっているんですけれども、その対象となる疾患を持った患者が発生しなかったのではないかと思われます。ちょっと確認はしていないんですが。

○新里匠委員　対象の病気、あるいは出産等が８項目あると思うんですけれども、その中で、利用対象が８個あるにもかかわらず、市町村としてこの制度を取り入れていない、一番やっていないところの市町村を教えてください。

○當間隆治医療政策課長　ちょっと訂正させてもらいます。

県のほうが対象としている疾患は、全部で９つございます。一番対象が少ないのが、渡名喜村となっておりまして、９つの疾患のうち助成を行っているのは、渡名喜村は妊産婦健診のみを対象に補助しているという形になっております。

○新里匠委員　この状況をどう捉えているのですか。

○當間隆治医療政策課長　島の住民のほうに適切な医療を受けていただきたいということで、各市町村のほうには県がこれだけメニューを準備しているので、できるだけ導入するようにということで、導入を促しているというところであります。

以上です。

○新里匠委員　渡名喜村については、行政の脆弱さという部分がやはり言われていることも、ここに影響しているということが多少なりとも考えられますので、県がバックアップをしてでもいいので、この渡名喜村、多分300名ぐらい住民の方いらっしゃると思うので、ぜひとも支援をいただけるようにお願いをしたいんですが、そこについてどう考えますか。

○當間隆治医療政策課長　今現在、県からの補助率は10分の９ということで、市町村の負担が10分の１ございます。

確かに、渡名喜村は財政が脆弱ということと、あと、患者が診察に行ったときに申請書類をチェックする業務もあるということで、結構人材不足というところも響いているのかなというのがありますので、どういった支援ができるか研究していきたいと思います。

以上です。

○新里匠委員　一方で、この９つの補助対象を全部

利用している市町村もあって、その上で、それ以外のものについても市独自で対象としている市町村もあると思います。

それで、この課題について書いてあるんですけれども、市町村と連携をして助成対象及び助成額の拡充を検討する必要があるということを記載しておりますけれども、前年度の決算から変わった点、拡充した点というのはあるんですか。

○當間隆治医療政策課長　令和６年度のほうは拡充は行っていないんですが、最後に拡充したのが令和５年度にありまして、重度障がい者・児を追加しているという状況になっております。

以上です。

○新里匠委員　この重度障がい者・児の補助対象を使っている市町村の状況を教えてください。

○當間隆治医療政策課長　対象となる18市町村のうち、８市町村がこの重度障がい者・児のほうを導入しております。

以上です。

○新里匠委員　重度障がい者・児の部分を拡大した経緯について教えていただけますか。

○當間隆治医療政策課長　もともと市町村のほうでも実施しているところがございまして、ぜひこれも県のメニューとして加えてくれという要望があって、部内で検討した結果、これを加えたほうがいいだろうということで追加した経緯がございます。

以上です。

○新里匠委員　先ほど、対象補助以外の病気についても市独自で支援対象としているというところがあるということをお話ししたんですけれども、どのくらいの市町村がこの支援対象等を独自にした場合に――沖縄県の補助対象とするかというところはせんだっての陳情審査の中でも言ったんですけれども、どういうふうに考えておりますか。

○當間隆治医療政策課長　先ほどもちょっと申し上げたんですが、財源にソフト交付金を使っておりまして、ソフト交付金が８割で、一般財源が１割使っております。

県が補助するということもございますので、支援が特定の市町村だけに偏るようなことがなく、一定程度広く、多くの市町村に活用されるような疾患があれば、追加を検討していくという形で検討しております。

○新里匠委員　課長、一方で、現在の補助対象をやっている中で、当初の現状と変わっているところ、要は支援が現状のままではうまくいっていない、例えば宿泊施設であったり――渡航費はあまり変わらないかもしれないけれども、最近はホテルも高くなってきているというところの問題があるかなと思うんですけれども、その点についての対処は考えておりますか。

○當間隆治医療政策課長　宿泊費についてなんですけれども、制度が始まった当初は4000円でした。令和２年度に1000円引き上げて、5000円としております。

今、委員からもございましたように、昨今の宿泊費の高騰というのもございますので、そういった背景も含めて次年度以降、拡充できるのかどうかということをちょっと検討して、実現に向けてやっていきたいと思います。

○新里匠委員　部長にお聞きしたいんですけれども、次年度以降に宿泊費の拡充をやっていく可能性があるという話だったんですが、それについてどう考えているか教えてください。

○糸数公保健医療介護部長　予算的な裏づけが必要になってくるというのが１点と、もう一つは、市町村の体制も考慮しないといけないと思いますが、予算については総務部のほうが、次年度の予算編成の方針等を出していく中で、これから調整が始まると思いますので、そういう中で理解を求めていくような形になると思います。そこは今後の調整ということで、連携を取りながら進めていきたいと思っております。

○新里匠委員　この予算、当初予算が4499万円で、決算が4482万2000円というところで、さして大きくない予算だと思います。その中で、こういった多くの、９つの補助対象等で18の市町村に対してできているわけでありますので、なるべく対象とすることで、やはり離島に住む者も等しく医療を受けられるというような状況をつくれると思うので、ぜひともこの補助対象のメニューも増やす、そして、中身も充実させていくということを改めてお願いをしたいのでありますけれども、そこについてお考えをお聞かせください。

○糸数公保健医療介護部長　今、委員がおっしゃったようなニーズもあると思います。

そのような必要性も含めて総務部のほうと調整をして、次年度予算の編成を行っていきたいと思っております。

○新里匠委員　最後に、改めて渡名喜村については、今回のこの状況も再度確認をしながら、支援に代わってできるようなことも考えられるかなと先ほ

ど言いましたので、再度お願いをして終わりたいと思います。

○糸数公保健医療介護部長　渡名喜村につきましては、企画部を通して離島対策ということで、県職員のほうが派遣されているということもありますので、今、おっしゃいました事業の中身についても企画部と連携をしながら、このような事業が活用できないかということをまた話し合っていきたいと思っています。

○新垣新委員長　次に、比嘉忍委員。

○比嘉忍委員　よろしくお願いします。私も決算資料の令和６年度主要施策の成果に関する報告書から、幾つか質疑させてください。

まず、216ページですね。

薬剤師確保対策モデル事業に関して、執行率が79％、不用額が300万円余りという形で、この事業が返済者27名に対してということになっております。特に不用額、当初の予定がどれぐらいの予定をしていて、実績がどれぐらいかということと、課題にあります課題の解決に向けての方策について質疑したいと思います。お願いします。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　お答えします。

県内での就業条件として、奨学金返還額の一部を助成する薬剤師確保対策モデル事業につきましては、例年見込みとしましては、年40人をおおむね見込んでおります。

その不用の主な理由としましては、事業に応募した薬剤師数が見込みより下回ったためということになっております。その解決策としまして、県は応募者の増加を図るため、沖縄県薬剤師会等と連携し、県外の薬学部を設置する大学及び県内の病院、薬局等へ同事業の周知の強化に取り組んでおります。

○比嘉忍委員　様々な機関と取り組んで連携しているということですけれども、40人の募集枠で、やはり今27名ということは六、七割ぐらいの人数という形になります。皆さんで40名と見ている根拠というか、何らかのデータとか根拠があって、それぐらいいらっしゃるという予算にしたと思いますけれども、それに対して27名ということで、せっかくこのような制度があって、本人も含め保護者の方々の負担等も軽減されるようないい施策でございますので、もっと課題をしっかり認識して受け止めて解決していただきたいという、もう満額でも足りないよというぐらいの実績を上げるべきだなというふうに考えますが、さらに答弁を求めたいと思います。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　お答えします。

委員おっしゃるとおり、見込みよりちょっと少ないところはあるんですが、今年度につきましては、実は今、現時点で37名申込みがございまして、それで今月末まで応募期間をちょっと延長してやっておりまして、なるべく見込みの部分で満たせるような形で、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○比嘉忍委員　ありがとうございます。

今年度は37名ということで、ちなみにこれまでエントリーして採用されなかった事例があるのかということと、条件的に県内で就職するということでありますが、それ以外に何かこの条件がクリアできなくて、適用にならなかったという方々がいらっしゃるんでしょうか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　エントリーされてならなかった事例というのは、過去にお一人だけいらっしゃいますけれども、そのほかの理由として、主なものにつきましては、もう既に沖縄のほうに移住されていらっしゃっていて応募された方とか、あくまでも沖縄県外にいらっしゃる薬剤師の免許を持たれた方をこちらに来ていただくというのが目的になっておりますので、一旦こちらにもう既にいらっしゃっている方につきましては、対象外になっているというような事例が毎年複数名ちょっとございます。

以上です。

○比嘉忍委員　県外にいらっしゃる県内出身者じゃなくてもそれは適用ということでよろしいですか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　そのとおりでございます。

○比嘉忍委員　今年度が37名の応募があるということですので、皆さんがしっかり採用できるように願います。

続きまして、同じく資料から220ページ、感染症対応医療提供体制整備事業に関してです。

執行率が44.5％、それから繰越しが1600万円余りということで、不用額の原因と、実績18医療機関とございますが医療措置協定を結ばれている医療機関の数と、これも同じく課題についての説明と解決策について答弁を求めます。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監　お答えします。

感染症対応医療提供体制整備事業というのは、新興感染症の発生後、速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、医療措置協定を締結する医療機

関に対して、施設や設備の整備に関する費用への補助を行う事業でございます。

不用額の原因としましては、医療機関からの申請が当初の見込額よりも少なかったため不用が生じたものとなっております。

続きまして、実績の18機関についてですけれども、施設整備と設備整備を合わせて、延べ18医療機関に対し、1611万5000円を交付しております。

施設整備に対しては、２医療機関、設備整備に対する補助として16機関となっております。

医療措置協定の締結機関数なんですけれども、令和７年９月30日現在、609の医療機関と協定を締結しているところです。

今後の課題ですけれども、新興感染症が発生した場合は患者数の増大が予想されることから、速やかに対応できる医療提供体制を構築する必要があると考えております。

県においては、平時において県と医療機関との間で医療措置協定を締結し、有事の際、速やかに医療の提供を行えるよう協定締結医療機関に対し、新興・再興感染症の対応力強化に係る施設整備及び設備整備の支援を実施する必要があるというふうに考えております。

以上です。

○比嘉忍委員　執行率、数字で見ると44％ということで、施設整備が２、設備整備が16機関、実施実績は18で、医療協定が609と。この施設の割合からすると、約３％の施設ということになります。

昨年から始まっていることが要因かと思いますけれども、これも先ほどと同じように、このような医療体制、医療機関の整備等を充実させるようなせっかくいい取組ですのに、もっともっと医療機関とかも手を挙げて――周知徹底というか様々な場面とかいろんな場所でそういったＰＲも含めて、フォローアップできるような形で、それでまた体制を組めば、さらにいい医療環境の提供ができるということになっていくと思います。

さらに、しっかり対応していただきたいと思いますが、この充実、医療機関の不足がないように、フォローアップできるようにやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監　お答えします。

今年度も去年度と同程度の予算規模を確保しておりまして、まだ計画の段階ではありますけれども、施設整備で５か所、設備整備で11か所と実施できる見込みでございます。

○比嘉忍委員　よろしくお願いいたします。

それから保健医療介護部に関しては、最後に223ページ、224ページですね、新型インフルエンザ等体制整備事業。

この件に関しましても、不用額の要因と課題の説明及び、特に実践的な訓練等を実施していくということが課題として挙げられておりますので、それを課題として挙げるに至った背景、経緯及びその解決策について答弁を求めます。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監　お答えします。

この新型インフルエンザ等体制整備事業というのは、沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の感染症の発生に備えた体制整備を行うことを目的としております。

不用の主な要因としましては、新型インフルエンザ等感染症発生時の訓練及び研修について、対面を予定していた研修をオンライン研修に切り替えたということや、Ｇ－ＭＩＳといいまして、医療機関等情報支援システムを活用した情報伝達訓練の実施など、費用が発生しない研修及び訓練等を実施したことによるものです。

課題の解決のところなんですけれども、新型インフルエンザ等感染症の発生に備えた体制については、各種計画の着実な推進を図るため、医療措置協定の締結の推進や平時から研修や訓練を実施していく必要があると考えております。

医療措置協定の締結については、流行初期以降の病床確保数など目標に達していないものもあることから、県医師会の理解も得ながら医療機関に対し周知を行い、協議いただける医療機関の増加を図ることとしております。

研修や訓練の内容については、多岐にわたるため、初動対応の訓練や保健所における患者搬送訓練などの実践的な訓練も実施していく必要があるというふうに考えております。

今年度は、平時における新興感染症への備えをテーマとした研修や陰圧テントの設置の訓練、保健所における患者輸送訓練などを実施する予定としております。

○比嘉忍委員　ありがとうございます。

不用額の部分の説明がありました。県としましては、経費が抑えられたということの答弁だったと思いますけれども、事業としてやるべき事業内容ですね、対面からオンラインになったおかげで経費が下

がったということで、やるべき事業は全てオンラインで行われたという認識でよろしいですか。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監　はい、そのとおりでございます。

○比嘉忍委員　これに関しても、次年度以降もまたしっかりと対応していただきたいと思っております。ありがとうございました。

以上です。

○新垣新委員長　次に、小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員　まずは、保健医療介護部に対して歳入歳出決算説明資料の一般会計の部分から、歳入の使用料及び手数料、３ページの使用料の執行率が半分を切っているんですけれども、その理由を教えてください。

○七條優子高齢者介護課長　お答えいたします。

この使用料の未収金でございますけれども、こちらは県立首里厚生園の使用料となっております。

県立首里厚生園使用料は、沖縄県が平成20年度まで運営していた特別養護老人ホームにおける食費や施設サービス費の自己負担分の未納に係る使用料で、その内訳は平成12年度から15年度までの利用者５名で、延べ47件の未収金債権となっております。

当該債権は消滅時効の10年が経過していること、当時の入所者本人が既に死亡しており、扶養義務者の転居先不明等により連絡が取れない者がいるため、相続人の調査が難航していることから、債権回収が進まない状況となっておりました。

県では、令和５年度及び６年度におきまして、相続人調査を行いまして、相続人11名から時効援用の申立てを受けたところでございます。その受けた分、88万9855円につきまして、令和７年７月に不納欠損処理を行ったところであります。

その他の未収金23万8383円につきましては、引き続き解消に向けて適切な処理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小渡良太郎委員　説明ありがとうございます。

理由は理解できました。しっかり取れる分は取ってやっていただきたいと思います。

次に、主要施策の中から幾つか確認をしたいんですけれども、まず外国人介護人材の受入環境整備事業について、これもちょっと執行率が低いものですから、その理由をお聞かせください。

○七條優子高齢者介護課長　お答えいたします。

この外国人介護人材受入環境整備事業につきましては、２つの事業がございます。

１つ目が、特定技能１号外国人のマッチング支援事業でございます。

もう一つが、外国人介護人材受入施設等環境整備事業になっておりまして、執行率が低いのは、この２つ目の外国人介護人材受入施設等環境整備事業になっております。

本事業は、外国人介護人材のスムーズな就労に向けまして、介護事業所が実施するコミュニケーションに関する取組、あと介護福祉士の資格取得に関する取組、生活支援に関する取組の費用の一部を補助するもので、こちらは令和６年度からの新規事業となっております。

事業所からは、自転車の購入や家賃負担などの生活支援に対する申請などがございますけれども、申請件数が当初見込みよりも少なかったために執行率が低くなっております。

外国人材のほうは年々増加傾向でございますので、一定程度ニーズはあると考えているところでございます。多くの介護事業所に本補助金の活用を促すために、令和７年度は補助対象となる取組の具体的な内容を追加して分かりやすくするように、リーフレットをちょっと充実させまして、県内事業者に対してホームページやメールなど再周知するとともに、関連するセミナーにおいても、本補助金の周知を図るなど、利用促進に努めているところでございます。

以上でございます。

○小渡良太郎委員　今、この補助金の申請件数が少ないということでの答弁があったんですけれども、少なかった理由をもう少し詳しく教えてください。ちょっと重なる部分もありますけれど……。

○七條優子高齢者介護課長　お答えいたします。

県が当初見込んでいる外国人材は、年々増加傾向にございましたので、その増加傾向から申請の事業所を想定して予算のほうを確保したところでございますけれども、県が見込んだものより少なかったというところで、この補助の内容は先ほど３つ申しました介護事業所のコミュニケーションに関する取組ですとか、資格取得に対する取組ですとか、生活支援に取り組んだ場合に県がその費用の一部を補助するというところでございます。例えば申請として多いのは自転車購入とか、それが一番多いんですけれども、そちらは購入しなければ補助は必要ないというところで、実際にこの補助メニューの支援をしていない事業所も一定数あるのかなというのは考えております。

ただ、外国人材のほうは本当に増加傾向でございますので、県としては一定程度ニーズはあると考えておりますので、どういった取組をすれば補助の対象になるかというのが事業所のほうにまだ十分伝わっていないのかなと県としてはそう考えておりますので、令和７年度も周知のほうに取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○小渡良太郎委員　この環境整備事業に関しては新規ということで、初年度の取組というところになると思うんですけれども、ちょっと答弁を聞いていると、応募者が少なかったというのは基本的なものがあるとして、ニーズがちゃんと把握できたのかなというところが少し気になる点であります。

例えば、県としてこういうのを補助するよという形で、初年度ですからいろいろと調整も出てくると思うんですけれども、思ったより応募が少なかった。その中で、例えば自転車の話を出していたんですけれども、既にもう自転車を買っているところも多かったとかですね。だったら、事業を立ち上げる前にしっかり調査はするはずなんですけれども、その調査段階で、ある程度購入が進んでいると言うんだったら違う部分の補助にすることもできただろうし。また、決算の段階においては、次年度以降の取組として、違うメニューも考えるとかというような答弁が出てこれば、初年度なので、そういった反省も踏まえてというような部分が理解できたんですけれども、少しその点が薄かったものですから、これは質疑というよりも指摘でですね、本来必要とされる事業でもあると思いますので、より使い勝手がいい、もちろん聞き取りをしているはずですから、令和７年度、今運用されていると思うので、これからもっと使い勝手がいいようにやっていただきたいなというのと、初年度の取組、執行率がどうしても伸びにくいというところがあるとは思うんですが、ただそれでも、事前にしっかり準備をして、できるだけ多くの県民の方々と県の考えに乖離が出ないように、ぜひ気をつけて今後取り組んでいっていただきたいと思います。

次、僻地診療所、205ページの運営補助事業及びその次のページの設備整備補助事業についてですけれども、これも６割強程度の執行率となっていますので、理由をお聞かせください。

○當間隆治医療政策課長　まず、205ページの運営費補助のほうからなんですけれども、執行率は61％ということで、ちょっと低い状況にございます。

こちらは、僻地診療所等の赤字の補助になっているんですけれども、国の補助金を活用していまして、国庫４分の３、県が４分の１という形で補助を行っております。

当初予算8022万2000円につきましては、想定される計画額全てを計上していたんですけれども、国の交付が４分の３という補助率ではあるんですけれども、６割程度の交付決定となってしまった、実際に補助できる金額が少なくなってしまったというところで、決算額が落ちているという状況にあります。

それから、206ページの設備整備の補助なんですけれども、こちらのほうも国庫補助を使ったものとなっております。

こちらについては、執行率が低いのは２点理由がございまして、まず１点目が、ある市町村のほうで患者輸送用の車を買おうとしたんですけれども、ちょっと納入が間に合わないというところで、繰越しのほうが294万8000円あったというのがまず１点。

それからもう一つは、この設備整備を予定していた市町村が実際に購入したところ、実績が下回って231万6000円の不用が出たというこの２点が、執行率が下がった理由となっています。

以上です。

○小渡良太郎委員　運営補助についての交付決定額が減ったということなんですけれど、この減った理由は把握していますか。

○當間隆治医療政策課長　こちらについては、厚生労働省の医療施設運営費等補助金というのがございますけれども、各都道府県から要望額を聞いて積み上げていくんですけれども、それが国の予定していた金額を超えてしまった、国の予算が足りなかったというところで交付決定額が下がったというふうに伺っております。

以上です。

○小渡良太郎委員　これはしっかり取れる額を準備できるようにやっていかないといけないというふうに考えます。

設備整備については、繰越し等々の理由は理解できましたので、もう一つ、主要施策に関して、ＩＨＥＡＴ事業。読み方合っていますか、アイヒート事業ですか。

これも執行率17.7％、かなり低い数字になっているんですけれども、理由を教えてください。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監　お答えします。

沖縄県ＩＨＥＡＴ事業は、新興感染症等の発生や蔓延等に備え、保健所の支援の人材として保健所職員以外の地域の保健師等専門職を保健所業務支援員、ＩＨＥＡＴ要員として確保し、人材育成を行う事業です。

事業の執行率が低い理由としましては、令和６年度から事業を開始したということもありまして、研修参加人数が当初の見込みより下回ったことによるものです。

以上です。

○小渡良太郎委員　人数が下回った理由も、もう少し詳しく教えてください。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監　お答えします。

新しい事業ということもあり、周知が十分でなかった可能性があると考えております。

○小渡良太郎委員　先ほどのものともつながる、一緒になるんですけれども、新規事業を立ち上げてやっていくという中で、特にこの事業の内容を聞くと、コロナ禍で保健所が逼迫したという同じことを繰り返さないために、事前の準備ということでやった事業だと思います。非常に重要な事業なのかなというふうに考えているんですけれども、ただ初年度、立ち上げ時期だからというにはかなり低い執行率になっていると言わざるを得ないのかなというふうに感じます。

募集をかけたけど応募が少なかったという一言で済ましていい率なのかなと。20％切っていますから。当初見込みよりも、半分程度だったらまだしも、５分の１以下という形になると、このやり方そのものが本当に正しかったのかなというところの検証まで行われるべきなんじゃないかなと。そこの部分が今、答弁から聞けなかったので、これもう答弁要りません。令和７年度は走っていると思います。今後、このような形での指摘が出ないように、しっかり呼びかけ、広報等も行った上で、ちゃんと事業が遂行できるように。これもし令和７年度、もしくは次年度に同じようなコロナ禍で事業が起きたら、事業はせっかく立ち上げたのに体制が整いませんでしたということに、そういった話を聞くことになりかねませんので、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

最後に、病院事業局にお聞きしたいんですけれども、個別具体的な部分ではなくて、全般的な部分でお聞かせください。

令和６年度は、いろいろ中部病院の建て替えの話題も出ました。北部基幹病院の話も本格的にスタートして、コロナ禍の影響からもほぼ脱した状態でのスタートというふうになったと思います。

そのような状況下で、財務、医療体制整備とか人の確保、いろいろ課題等あったと思うんですけれども、全体的な経営状況を総括的にお答えいただければと思います。

○本竹秀光病院事業局長　お答えいたします。

先ほど、会計決算概要の中で大方述べたんですけれども、やっぱり一番の経営悪化の要因は、コロナ禍後の患者の受療行動の変容による患者数の減少というのはかなり、やはり収益減の大きな要因になっております。

それから、物価高騰は別に病院だけではないんですけれども、特に診療報酬の体系というのが、なかなか物価高騰と並行して上がっていないというのは、県立のうちだけではなくて全国同じような状況ですね。

それから、給与費の負担というのもかなり――人事院勧告が２年連続というのは非常に厳しい負担にもなりますけれども、そういう状況で１人当たりの労働生産性というのが低下して、現在の非常に危機的な経営状況になっております。これを脱するために新たな経営再建計画を策定することとして、課題の明確化、将来的な目標の具体化とか、職員のモチベーションの向上というのは非常に大きいかなと考えております。

やはりコロナで前線におって、かなりモチベーションというのか、その疲弊もあったかもしれません。そういう低下しているところで、これから新たにそのモチベーションを高めていくためにはどうするかということを、全体で考えていけないかなということを考えています。そういう意味では、現在の経営の危機の共通認識というか、その醸成も図っていかないといけないと思っていますし、それから関係機関への信頼性の向上に資金調達が非常に重要だと思います。

そういうことで、診療報酬体系、それから患者の受療行動に関しても、やはりこれはそれぞれの病院で周辺の施設、あるいはそういう連携が非常に重要ですので、今、頑張ってやっていますけれども、病診連携をさらに深めていかないといけないんだろうと考えております。

そういうことで病棟においては、今、職員の適正配置とか患者数のミスマッチを解消するために病棟の再編とか、病床の再編、それから、将来的には医

療機能の明確化、役割分担をきちんとしていかないと、やはり県民に最適な医療を提供するためには、新しい地域医療構想の中でもその役割分担も積極的に考えてやっていく必要があると思います。

いずれにしても、赤字の圧縮等の経営再建改善を進めて、県立病院がやはり県の基幹病院として、また地域の中核病院として担うべき医療を安定して提供し、その先にやはり離島僻地医療がありますので、安定した医療を提供するためには、今の病院事業局全体の経営をきちんとしていかないといけないかなという覚悟で今やっているところであります。

以上です。

○小渡良太郎委員　県立病院の役割というのは、県民のいざというときのセーフティーネットでもありますし、健康を担保していくというところであると思うんですけれども、難しいのは、それぞれの現場で患者としっかり向き合って、適切な医療を施していくということを積み上げただけでは、それが成り立たないというところが非常に厳しいところかなと。特に、コロナ禍明け、答弁にもあったように危機的状況にあるというお話ですから、しかしそれを――令和６年度は立ち上がりの時期だったと思います。いろんな課題も抱えながら、また新しい機器を入れたり、新しい建物を建てたりということも、お金がかかる作業にはなるんですけれども、それを進めていく中で、やはりちゃんと安定経営をさせていくというところは、非常に厳しい難しいことであると思うんですが、ただやらなければ、県民にそのまま返ってくるというところがあります。

ぜひ最後に、令和６年度の決算ではあるんですけれども、今後の展望もお聞かせいただいて質疑を閉じたいと思うんですがいかがでしょうか。

○本竹秀光病院事業局長　ありがとうございます。

今、全国で、例えば全国自治体病院のおおよそ八十数％は赤字を抱えていて、それは民間病院も同様で、現在令和６年度は、全国知事会、それから自治体病院協議会もそうですけれども、日本医師会等々含めて、国へ要請を働きかけています。

最近の報道は、少し光が見えてきているかなという感じはしますけれども、これも注視しないとよく分からないことなので。これは国に要請することなんですけれども、やはり県に求めていかないといけないところがかなり多々あると思いますので、委員おっしゃったように、どうしても県立病院は投資が民間と比べて後手後手になってきた事実もあります。それをやっぱり解消しないといけないと思いますので、ぜひ皆さんの支援をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○新垣新委員長　次に、米須清一郎委員。

○米須清一郎委員　保健医療介護部の主要施策の中からお願いします。

188ページ、地域包括ケアシステム深化促進事業ということで、新規事業になっていますけれども、実施市町村は２つあるようですが、どこで実施していますか。

○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

地域包括ケアシステム深化促進事業の細事業は３つございますが、リエイブルの導入支援につきましては２市町村ということで、実施市町村は西原町と北中城村となっております。

以上です。

○米須清一郎委員　このリエイブルメントは、どういうものでしょうか。

○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

リエイブルメントとは、短期集中型の介護予防サービスの新たな手法となっておりまして、リエイブルメントは再びできるようになるという意味でありまして、体の虚弱化などにより気力や体力が低下をして、諦めてしまった元の生活を取り戻すことを支援する手法になっております。

2010年代頃からヨーロッパを中心に広がっているサービスの手法となっておりまして、国内では山口県の防府市や、大阪府の寝屋川市など複数の自治体で導入されておりまして、防府市ではこのリエイブルメント型のサービスを受けた高齢者の７割近くが、終了後、介護サービスがなくても自分らしい生活が送れる状態に改善しているというような報告もございます。

以上です。

○米須清一郎委員　県内では、実際に行っているところはありますか。

○髙嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

令和６年度から県のほうで導入支援を行っておりまして、現在実施しているのは北中城村と西原町、令和７年度も引き続き伴走支援を行っておりまして、令和７年度においては、６市町村に対して支援を行っているところでございます。

○米須清一郎委員　県が令和６年度からこの事業でモデル的に導入し始めたということで、それまでは

なかったという理解でよろしいですか、県内では。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長　はい、おっしゃるとおりです。

○米須清一郎委員　報告書を見ると、伴走支援というような書き方でされているんですが、どこが実施市町村、実施自治体に伴走支援をどういうふうに行うんでしょうか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

他の自治体の導入支援を行っている団体で、医療経済研究機構というところがございます。そちらに令和６年度は伴走支援をいただいたところです。

具体的には、オンラインと対面の両方の方法で支援を行っておりますが、オンラインでは、市町村職員とか地域包括支援センター、ケアマネ、リハビリ専門職などへのリエイブルに関する導入の研修でありますとか、リエイブルメント型のサービスを導入し成果を上げている先進地のオンラインでの視察、そしてリモート相談などを行っております。

そして、現地支援といたしまして、先進地の専門職がモデル市町村でのサービス提供に同行しまして、実施方法を確認して助言を行うというようなことも行ってございます。

以上です。

○米須清一郎委員　やっていなかったことをやろうとすると、その場所とか人とか、費用とか、ノウハウみたいなものも今、研修している段階ですか。実際に、高齢の住民に対して始めているんでしょうか。今、やり始める前の研修みたいなことをしている段階でしょうか。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

令和６年度に研修と伴走支援を行いまして、令和６年度にモデル事業に参加した西原町と北中城村におきましては、伴走支援を受けてリエイブルの効果を実感できたということで、令和７年度からは本格実施に取り組んでいるというふうに聞いております。

○米須清一郎委員　分かりました。

ぜひ、実際に見る機会も持ちたいなと思っています。令和７年度は６市町村でしたかね、これを今後どんどん全体に広げていくんでしょうか、県としては。令和６年度決算の話ではありますけれども、その令和６年度の成果や課題も踏まえつつ、今後の展開もお聞きできればと思います。

○高嶺公子地域包括ケア推進課長　お答えいたします。

令和６年度事業において、モデル事業で成果検証なども行っております。成果検証において、このリエイブルメントのサービスを受けることによって、参加した高齢者において、要介護リスクの低減でありますとか、筋肉、歩行速度の移動能力、生活機能、精神・心理面などの各項目が向上して、サービス終了後においても効果が持続したというような検証結果をいただいております。

県としては、令和７年度は６市町村に対して支援を行っておりますけれども、令和８年度についても、市町村のニーズを把握しながら、引き続き導入支援ができたらというふうに考えております。

以上です。

○米須清一郎委員　ありがとうございます。

次に移ります、180ページ。

離島地域における介護サービス提供体制総合支援事業についてですけれども、対象となるのは、離島地域ということですけれども、対象市町村、対象地域についてですね、全体としてどれだけあるのか、どこかを教えてください。

○七條優子高齢者介護課長　お答えいたします。

本事業は、離島地域における介護サービスの提供確保及び基盤拡充を図るため、宮古島と石垣島を除く離島市町村に対し、事業の運営等に要する経費の一部を補助するもので、17市町村33の離島が対象となっております。

以上でございます。

○米須清一郎委員　離島の介護サービスを利用したその実績に対して支援するのかなと理解しているんですけれども、対象地域も今、御説明ありましたけれども、そのサービス事業所というのは民間だと思うんですが、そこはどういったところが対象になりますか。

○七條優子高齢者介護課長　この事業は、利用者が少ないというところで効率的な事業運営が厳しいという離島にある事業所、こちらは基本的には居宅サービス系と地域密着型のサービス事業所が対象になっておりまして、こちらの運営費の補助は市町村がそういった事業所に対して補助をした場合に、県が一部を補助するという内容になってございます。

それから小さい島になりますと、介護サービス事業所がないという島がございますので、そういった場合は、島外から介護サービス事業所のほうが島に行きましてサービスを提供するというような仕組みを取ってございますので、そういった島外から介護

サービス事業所がサービスを提供したときに、渡航費用を保険者を通じて補助されておりますので、県としては、保険者に対して補助するというような仕組みになってございます。

以上でございます。

○米須清一郎委員　事業運営の費用の一部の補助、それから渡航費用の補助とありますけれども、もうちょっと運営のどの部分を補助しているのか、費用、補助率とかですね、その辺、補助の中身をもう少し御説明をお願いします。

○七條優子高齢者介護課長　お答えいたします。

運営費補助につきましては、事業所の収支の不足額、それから市町村が補助する補助予定額、それから基準額がございまして、こちらは例えば離島相当サービスの事業所の場合ですと、年間の介護報酬額の50％を基準額としております。その３つを比較して一番低いほうを補助するというスキームになってございます。

それから渡航費のほうは、実際にかかった費用を申請してきておりますので、実際にかかった渡航費、派遣に要した経費ということになってございます。

以上でございます。

○米須清一郎委員　運営費の一部補助が７町村で11離島、渡航費補助が14市町村で19離島が令和６年度の実績ということですけれども、対象が全体としては17市町村の33離島あるということですけれども、その対象となるものは全部実施しているという理解で、ない市町村、ない離島については、該当するものが令和６年度はなかった、該当するものは全部申請が出てきていて、補助しているという理解でよろしいですか。

○七條優子高齢者介護課長　お答えいたします。

本事業は、平成24年度から実施しておりまして、毎年度、対象市町村に対して補助交付申請について依頼をするということで、周知は図られているものと認識しております。

補助金の交付申請につきましては、各市町村等において、補助事業所の運営状況やサービスの提供状況を把握しておりますので、その上で適切に申請がなされているものと認識しておりますけれども、今後とも漏れがないかということで、市町村と連携しながら適切な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○米須清一郎委員　ありがとうございます。

次、病院事業局のほうに移りたいと思うんですが、決算書の４ページ。

先ほども質疑ありましたけれども、昨年度から経営が、特に数字で厳しくなっていると思われるんですけれども、令和６年度の決算としては、99億円の損失が出ている。そして、未処理欠損金として125億円ということです。これ、全体として先ほど御説明ありました医療機関全体が、その中でも公営の病院というのがまた厳しい状況にということですけれども、全体としてそうだとは思うんですが、病院ごとに見てこの令和６年度、特にというところが要因となる部分があるんでしょうか。

○比嘉学経営課長　お答えします。

病院ごとに見た令和５年度と令和６年度の決算の状況でございますけれども、それぞれ６病院とも、やはり赤字のほうは拡大しているという状況でございます。

中部病院、あと南部医療センターの経常損失なんですけれども、中部病院のほうが13.5億円ほど経常損失、赤字が拡大しております。南部医療センターのほうでも14億円ほど赤字が拡大していると。あとは北部、宮古、八重山病院でも、それぞれ２億円から３億円程度、やはり赤字が拡大しておりまして、全ての病院で拡大しているという状況でございます。

○米須清一郎委員　その拡大している要因というのはあるんですか。中部病院とかですね。全体が厳しいのが続いているとは思うんですが、その中でも令和５年度と比べると令和６年度はさらに拡大しているということだと思うんですが。例えば中部病院、拡大した中部病院については特にという要因があるんでしょうか。

○比嘉学経営課長　お答えします。

６病院、それぞれの細かいところでいえば相違はございますが、共通して言えるのが、やはり給与費ですとか、あと材料費、経費等は拡大している一方で、入院収益や外来の収益が、ほぼ横ばいという状況がそれぞれの病院で見られるというところが、今の課題かなというふうに認識しております。

○米須清一郎委員　最後に、ちょっと全体的なことでしか質疑できないんですけれども、経営再建計画というのは策定済みなんでしょうか。そして、その策定した内容について、もう取り組み始めているということでしょうか。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　お答えいたします。

経営再建計画につきましては、昨年度令和６年度に本庁及び各病院のほうに経営再建の計画の策定に関するプロジェクトチームを立ち上げて、今年の４月からはさらに本庁のほうに経営再建室というのを立ち上げまして、経営再建に向けて、短期的に効果を発現できる取組をすぐに実施しながら、あとは並行して、中期、長期的な構造改善等の取組を急ぎ検討して、今、経営再建計画を鋭意策定中で、今年度で急ぎ策定して、その経営再建に向けた取組を進めていくということで作業を進めているところでございます。

○新垣新委員長　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後１時20分再開

○新垣新委員長　再開いたします。

先ほど、米須委員の質疑に対する答弁で、高齢者介護課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許可します。

○七條優子高齢者介護課長　午前中の米須委員の質問の中の、島しょ型福祉サービス総合支援事業の中の運営費と渡航費の補助金の算定方法につきまして、事業所の収支不足額と市町村の補助予定額、それから基準額の３つのうち最も低い額というふうに答弁したんですけれども、正しくは、この３つのうち最も低い額を補助金算定基本額とし、これに補助率10分の９を乗じた額が補助金所要額となりますので、おわびして訂正いたします。

○新垣新委員長　次に、山里将雄委員。

○山里将雄委員　よろしくお願いします。

それでは、まず令和６年度の内部統制評価報告書から少しお聞きしたいと思いますが、これは全部の部にそれぞれ聞きたいなと思っております。なので、同じような質問になっていきますけれども、この内部統制評価報告書が今回、令和６年度の分が資料として提出されたんですけれども、この中で保健医療介護部、リスク識別数が692件、発現数が56件という数字が出てるんですけれども、これは令和２年度から始まっていると思いますが、この内部評価の年度ごとの推移、ちょっと教えていただけますか。

○花城安博保健医療総務課長　お答えいたします。

保健医療介護部におけるリスクの識別数と発現数でございますが、令和２年度に識別数855件に対し、リスクの発現数が35件。令和３年度、識別数572件に対し、発現数20件。それから、令和４年度、識別数625件に対し、発現数39件。令和５年度、識別数669件に対し、発現数61件。令和６年度、先ほど委員御指摘のとおり、識別数692件に対し、発現数が56件となっております。

○山里将雄委員　令和２年度から始まって、今その推移を教えていただいたんですけれども、識別数もそうですが、いわゆる発現数の数字が増減はあったとしてもなかなか減っている感じがしないんですね。

いわゆる事務の中でのいろんなリスクを減らしていこうということでこれは始まっているはずなのでね、ぜひそういった努力が見えるような結果を出してほしいなというつもりで今日は質問しています。

今回の令和６年度の692件、56件という数字なんですけれども、この中での全てというのは無理ですので、幾つかそのリスクの内容、あるいは原因、その対応状況について、少し御説明いただけますか。

○花城安博保健医療総務課長　お答えいたします。

保健医療介護部におきましては、令和６年度評価報告書の中では、重大な不備の発現はございませんが、その他の特徴的な事例として２例御説明をさせていただきます。

国庫補助等の会計処理と、それから個人情報の流出のリスクが代表的な事例として挙げられるかと思います。

詳細を少し申し上げますと、会計処理の事例といたしまして、厚生労働省の国庫補助事業において、事業執行課において国から提出依頼があったことに気づかず、事業計画書の提出の機会を逸し、補助金約280万円の受入れができなかった事例が１件ございます。

それからもう一つ、個人情報の事例といたしまして、指定難病等の医療費助成のための受給者証の交付手続ございますが、その際に対象者を誤って申請書類、それから受給者証等を郵送し個人情報を流出させたケースなど、いわゆる誤送付によるものが、同種の事案というのが幾つかの所属のほうで発生しているところでございます。

○山里将雄委員　重大な不備は保健医療介護部にはなかったということではあるんですけれどもね。今、聞いたものもそんなに軽いものではないといいますか、重要なリスクだと思いますので、やっぱりそういったことを減らしていく、回避していくということはどうしても努力として必要で――事務をやる上では、どうしてもそういったミスといいますか、過ちも出てくるとは思うんですけれども、できるだけそれを抑えていくための努力をしてほしいな

と思います。

再発防止についてはどのように考えていますか。

○花城安博保健医療総務課長　お答えいたします。

会計処理に関する再発防止策といたしまして、例えばその事業計画、国庫申請の前に事業計画を取りまとめる課とそれから事業を執行する課、その情報共有を確実に行うという基本的なところを徹底するというところとか、あと主管課におきましても、部全体の国庫支出金の進捗管理表というのを作成しておりまして、各課において毎月の執行状況、執行確認を徹底するということを実施しております。

もう一点、個人情報に関するものでございますが、そちらの再発防止策については、書類を実際に発送する前に、宛先と宛名とそれから内容の確認を１人で行わずに複数人で目を変えて行うというところを実施しているところでございます。

以上です。

○山里将雄委員　ぜひ、そういうことがなくなっていくようにお願いします。

この件について、最後に部長にお聞きします。部長としては、今の状況についてどんな評価をしているのか、お聞かせください。

○糸数公保健医療介護部長　令和６年度におきましては、保健医療介護部で重大な不備というものの発現はなかったんですが、過去、特にコロナのいろんな事務作業に関連する重大な不備というのがあったということも踏まえまして。

それからもう一つ、出先も含めて医療情報といいますか、疾病の情報等の取り扱いがありますので、個人情報に係る事案が発現しているという状況が確認されております。

令和６年度からは、主管課の予算統計班の体制を強化し、新たに内部統制の専任の主幹を配置する――これ全庁的に置かれていますけれども、その体制をしいて、予算審査等のチェック機能と、それから内部統制の推進体制の強化をしておりまして、事案を共有してほかのところに早めに伝えるとか、そういうヒヤリ・ハットのような考え方で行っているところです。

今後とも、リスク発生の予見に注意深く取り組むとともに、部内コンプライアンス会議の開催などを通じて、法令遵守、それから発生した際の速やかな対応、同様な事例を再発させないことなどについて注力し、部を挙げて内部統制の推進に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○山里将雄委員　ありがとうございました。

この件については、病院事業局長にもお伺いしたいんですが。病院事業局は医療提供の中核をなす重要な組織ですけれども、たしかこの内部統制評価の対象に含まれていないんですよね。ですから、この評価の中に含まれていないんですけれども。

しかし、皆さんのところの監査委員の意見書を見ると、７ページのほうで、財務に関する事務において是正改善を要する事項で、依然として会計や契約等の基本的な財務に関する事務において、不適切な処理が確認されているというような指摘もされているんですね。

対象外ということではあるんですけれども、リスク管理とかこういう内部統制、そういった観点から、このリスク評価というのは必要だと思うんですが、その内部統制評価に代わるようなそういった評価制度、そういったものは今お持ちなんでしょうか。

○三和秀樹管理課長　お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、地方自治法に基づく内部統制制度につきましては、地方公営企業の管理者の権限に属する事務は対象とされていないところですけれども、ただ法令遵守ですとか、事務の適性化につきましては、病院事業局も公的機関として当然に対応していく必要があるというところで、病院事業局独自に財務事務等の適正化に取り組んでいるところでございます。

主なものを御紹介いたしますと、例えば各病院の事務部各課に、これまではいなかったんですけれども、令和４年度から係長を配置して、事務執行のチェック機能を強化したり、本庁に財務事務の適正化を担う担当者を配置したり、また監査で指摘を受けたような事項につきましては、病院と共有をして再発防止に向けた会議を行ったり、このほか会計事務のマニュアルを独自に整備したりと、こういった様々な取組を行うことによって、自主的に財務事務の適正化の取組を強化しているところでございます。

以上です。

○山里将雄委員　いろんな取組をされているということで、ぜひその成果に期待をしたいと思います。

主要施策の成果説明のほうから少しだけ取り上げさせてもらいたいと思います。

まずは、保健医療介護部の新規事業になっていますけれども、感染症対応医療提供体制整備事業ですね。事業内容は先ほど説明あったんですけれど、もう一度ちょっと事業内容を説明してもらえますか。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監　お答えします。

本事業は、新興感染症の発生後、速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、医療措置協定を締結する医療機関に対して、施設や設備の整備に係る費用への補助を行う事業となっております。

以上です。

○山里将雄委員　決算額について確認をしたいと思います。今回決算額が挙げられているんですけれども、これ補助事業ですよね。補助率と、それから令和６年度の交付額が分かればお願いします。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監　お答えします。

新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備に対しては、補助対象経費の３分の２の補助を行うことができます。その他、個人防護具保管庫の設備、簡易陰圧装置、検査機器等の購入費に関しては、補助対象経費の10分の10の補助を行うことができることになっております。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、山里委員から補助率は県の補助率のみか確認があり、執行部から国と県を合わせたものであるとの説明があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

○山里将雄委員　最終予算額が3624万円となっているんですけれど、これ補正は行っていますか。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監　はい、補正を行っております。

1669万3000円の減額となっております。

○山里将雄委員　先ほど比嘉忍委員から質疑があったときに、この医療措置協定締結医療機関というのが609あるという答弁でしたけれども、この609のうち今回の実績は18となっています。この18というのは、どのように決められるものなんでしょうか。これ18というのは、令和６年度の実績ということで捉えていいですか。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監　お答えします。

まず、この医療措置協定をしている医療機関に事前調査を実施し、回答が得られた対象医療機関に対して、事業計画書等の提出依頼を行ったところ、提出期限の４月末までに18医療機関からの申請があったという状況でございます。

○山里将雄委員　繰越額が1600万円となっているんですけれども、この1600万円の繰越しの額のいわゆる交付対象、交付する先というのは、もう既に決定しているんですか。であれば、いわゆる何病院なのか、その辺お願いします。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監　この繰越しの理由に関しましては、個人防護具保管施設の設備を行う１医療機関で、年度内に完了できず繰越しとなったものになります。

繰越しの主な要因としましては、個人防護具保管施設の設置を予定していた場所が、当該医療機関の移転に伴う周辺工事で使用する資材置場と事務所として使用されていて、その用途を終えた後に、この個人防護具保管施設を設置する計画でした。

しかし、この医療機関の周辺工事に係る入札の不調や、資材の納入等が遅れたことによる工期の終期の変更等があり、当初の計画より２か月不測の日数を要したため、個人防護具保管施設の用地確保が遅れたことによるものです。

なお、この個人防護具保管施設の設備は完了しておりまして、医療機関からは実績報告を受け、令和７年７月に医療機関の補助金が支払い済みとなっております。

○山里将雄委員　分かりました。

18の実績ということであったので、19なのかなと思ったので、この繰越し分でまたさらに何件か増えるかと思ったんですけれど、１件なんですね、分かりました。

それでは、これちょっと調べてみたら、医療措置協定については第１種、第２種があるというふうに書いてあったんですけれども、その違いというのは何ですか。

○喜屋武向子地域保健課感染症対策監　お答えします。

第１種協定指定医療機関というのは、医療措置協定を締結した医療機関のうち、病床の確保を行う医療機関として都道府県知事の指定を受けた医療機関のことを言います。

第２種協定指定医療機関というのは、発熱外来の実施、または自宅療養者等への医療の提供を担う医療機関として都道府県知事の指定を受けた医療機関となっております。

○山里将雄委員　分かりました。

その件は以上として、そんなに時間がないので、北部基幹病院整備推進事業について、１点だけ聞かせてもらいたいと思います。

今は、北部基幹病院は順調に進んでいるというふうに理解はしているんですけれども、何回も取り上げてきたんですが、いわゆる人の部分ですね。人が

確保できるかというのが非常に心配な面があるんですけれども、今どういう状況ですか。県の職員に対しての意向調査をしていたと思うんですけれども、これはまだやっているんですか。結果としてどうなんでしょうか、状況は。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　ありがとうございます。

北部医療センターの職員数につきましては、令和４年３月に作成されました公立沖縄北部医療センター整備基本計画において、1271人の確保という形で今、予定してございます。

それから、先ほど委員からもおっしゃいました転籍調査についてですが、県立病院の６病院及び北部地区医師会病院の職員に対する転籍意向調査を、令和６年度対象者数5361人に対し1459人が回答して、27.2%の回答が得られました。

その回答の中で、北部医療センターに勤務してもいいですよという方が228人。あるいは、北部医療センターへの派遣に応じてもよいという方が236人、合計464人。先ほどの1271人に対しまして36.5%という割合になっております。

我々としましては、北部医療財団におきまして勤務条件や諸手当等、具体的な労働条件を提示しながら、今年度も転籍意向調査を実施すると聞いてございます。

以上でございます。

○山里将雄委員　1271人に対して今の回答だったんですけれども、実際、北部医師会からもそこに入ってくるわけですから、それも合わせて、どうなんですか、この1271人、確保は可能ですか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　ありがとうございます。

1271人、令和10年度の開院でございますので、まず令和７年度、今年度転籍調査を行います。令和８年度も行います。令和９年度も行います。そういった中で、各２病院からの転籍者がこの病院の中心になると、我々思っていますので、そこを先ほど言った丁寧に説明しながら、転籍者の多くを確保していきたいと考えております。

以上です。

○山里将雄委員　もう少し確認したいなと思うんですけれども、時間がもうほとんどありませんので、終わります。

○新垣新委員長　次に、松下美智子委員。

○松下美智子委員　こんにちは、よろしくお願いいたします。

まず初めに、令和６年度主要施策の成果に関する報告書の中の病院事業局の県立中部病院基本計画策定業務についてです。

午前中でも質疑が行われましたけれども、これは基本計画策定業務でしたので、令和６年度期間ということになっています。

すみません、決算審査なのに申し訳ないんですが、今後の完成までのスケジュールを再度確認させていただきたい、現在分かっている中での計画を教えてください。

○宮里勉総務企画課長　お答えいたします。

令和６年度におきましては、先ほど午前中答弁したように、中部病院の懸案事項について調査して説明したところでございます。

令和７年度に入りまして、各関係機関のほうに御説明をした上で、また文教厚生委員会のほうにも御報告した後、今、基本計画に向けて８月にプロポーザルを行って先月契約をしたところでございます。そういったことを含めて、先月から基本計画の策定に向けて動いているという形になっております。

基本計画については、おおむね１年かかる予定をしておりますので、今年度は大まかなアウトラインまで行きたいと。基本構想のほうで、南病棟の建て替えについては約６年程度ということでしたので、今年度から取りかかって６年となりますと令和13年頃をめどにしながらまた取り組んでいきたいと、そういった状況でございます。

以上でございます。

○松下美智子委員　私、昨年６月に初めて当選させていただいて、すぐのこの委員会で、現地建て替え、また移転建て替えということで、両方の陳情が出ていたりして、浦添市なのであまり中部病院、すみません、利用したことがなくて、この現状を昨年知ったような状況です。

改めまして、県立中部病院の沖縄県内における役割みたいなものを御答弁いただけませんでしょうか。

○本竹秀光病院事業局長　ありがとうございます。

折に触れ説明しているつもりでありますけれども、中部病院そのものは沖縄の戦後医療をずっと引っ張ってきていて、1967年から研修事業を始めて、医者がいないところで医者を育てるということをずっとやってきました。当然、その間に、中部病院の研修を修了した先生方も地域で今多くの民間の急性期病院でも活躍しておられる先生方もいます。そういう意味では、沖縄県の当時よりも、もう医療

レベルそのものはかなり高くなっております。

そんな中で、先ほども説明したかもしれませんけれども、地域における医療の役割分担もありますが、中部病院がこれまでもなんですけれども、これからやっていかないといけないことは、大きなのはやはり人材育成。その人材育成は、特に北部、宮古、八重山、離島の医師確保のためにはどうしても必要なことですので、そのためにも、やはり今、経営の問題を立て直していかないとなかなかそこに進まないということで、もちろん中部病院の場合、地域医療の要でもありますし、プラス県の基幹病院として、そういうふうに人材の育成あるいは確保を含めてやっていかないといけないし、やってきましたけれども、これからやっていくように、やはり現場の先生方とお話しているところです。

以上です。

○松下美智子委員　ありがとうございます。

本当に多岐にわたる役割を担っていただき、とりわけ全県に人材育成を輩出していただいているということに感謝申し上げます。

それだけに大変大切な病院ですので、この建て替えの計画がスムーズに進むように、また全ての方の理解を得ながら進むようにお願いをしたいと思います。

ここは以上で、ありがとうございました。

次は、保健医療介護部、これも主要施策のほうから質疑をさせてください。

まず、216ページ、薬剤師確保対策モデル事業です。この概要の説明をお願いいたします。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　お答えします。

薬剤師確保対策モデル事業は、県内での就業を条件として奨学金返還額の一部を助成し、県内で就業する薬剤師の確保を目的とする事業となっております。

以上です。

○松下美智子委員　ありがとうございます。

令和８年度までの10年の事業ということで、確認なんですが、ここに書いてある県外で今現在、奨学金を受けながら薬学生の方、また県外で働いていらっしゃる方って、県外に限っているということの理解でいいですか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　そのとおりになります。

○松下美智子委員　それでは、効果のところに、県内での一定期間、また返済額の一部を補助するという内容について教えてください。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　お答えします。

本事業につきましては、まず県外に在住されている方を県内に就業することを目的としておりまして、県内で就業していただきましたら１月当たり３万円、年間最大12か月で36万円、それを２年間助成するというような内容になっております。

以上です。

○松下美智子委員　平成30年から開始されていますので、この令和６年度まで７年間だと思うのですが、これまでに、これを利用されて県内で薬剤師として活躍されている方の数字をお願いします。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　お答えします。

これまでの事業実績ですが、事業開始から７年間で延べ236人の薬剤師の方に助成を行っております。

○松下美智子委員　この236人に助成をされて、今現在、こちらで活躍されているのは同数ということでよろしいんでしょうか。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　お答えします。

平成30年度から令和６年度までに、２年間丸々助成を受けられた薬剤師の方のうち、助成期間後に沖縄県内で継続して就業されている薬剤師につきましては、延べ223人中212人、95.1％となっております。

○松下美智子委員　大変高いパーセントなんですが、あと５％の内容をお願いします。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　お答えします。

残り約５％の方につきましても、今現時点では県外のほうに移転されているというような状況にあります。

○松下美智子委員　あと１年ありますからね、理解いたしました、ありがとうございます。

平成30年から今の薬剤師不足を先見の明でこういう事業を始められたことは、大変すばらしいなというふうに思っております。

ただ、令和８年度で一応期間終了となっているのに、課題のところに当事者に関する周知活動を広く行う必要があると書かれているんですが、再度、継続していかれる予定なのか確認させてください。

○中村章弘薬務生活衛生課薬務専門監　一応、事業期間としては令和８年度までとはなっておりま

が、その時点で、必要であればそのまま継続するように財政当局等に対して調整を行っていきたいと考えております。

○松下美智子委員　ぜひ取組よろしくお願いいたします。

それと、ちょっと質疑ではないんですけれども、今回９月議会の文教厚生委員会の中で、この薬剤師の処遇改善を求める陳情というのが出されて、皆様から御答弁いただいた後、採択をされましたので、人を増やすということと、やはり処遇改善を併せてやっていくことが大切かなと思いますので、この視点も併せてよろしくお願いしたいと思います。

この件は以上です。

続きまして、207ページ。がん医療連携体制推進事業について質疑させていただきます。

この事業の概要を御説明ください。

○宮城清美健康長寿課長　がん医療連携体制推進事業についてですけれども、この事業ですが、がん医療連携体制を推進するとともに、がんに関する正しい情報の提供や相談業務等を行い、がん患者やその家族等を支援するための事業となっております。

具体的な取組としましては、がんに関する相談窓口等を掲載したがんサポートハンドブックを作成しまして、医療機関を通してがん患者等に配布することにより、がん情報の周知を図っております。

また、地域統括相談支援センターというものがございまして、そちらでの相談業務ですとか、がんピアサポーターの人材育成を行っている事業となっております。

以上です。

○松下美智子委員　今回質疑させていただくというので、私も手元にこれ、おきなわがんサポートハンドブックというのを頂戴したんですね。内容見させていただいて、本当に編集委員の方も酌んでいただき、すばらしい内容になっております。

ただ、私、市議時代に一度もこれを目にしたことがなくて、私自身の怠慢かと思って、周りの方に聞いても、あまりこれを知っている人がいなかったんですね。それで、これを開いたときに、がんと告げられたあなたへということで、もちろん、がんにかかられた、またその御本人、家族に向けての冊子の内容になっております。

それで一つは、今後議員にもぜひ配付をお願いしたいなと思っております。

さらに、私、浦添市なんですが、浦添市保健センターにも50部毎年送ってくださっているようなんですけれども、もうこの時期で全てなくなってしまって、皆さんがやっぱり持ち帰られるということで、もう少し部数の増刷も御検討いただけないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○宮城清美健康長寿課長　ありがとうございます。

配布部数についてということなんですけれども、この冊子につきましては、編集する委員会において、これまで従来お配りしている医療機関ですね、そちらに配布状況を伺って、配布部数を増やしたほうがいいかとか、さらにがん登録している医療機関も分かりますので、そういったところにも聞き取りをして、配布先というのを決めております。

今、市町村に配った分がすぐなくなるということだったんですけれども、冊子自体もし手元になくても、ホームページ等でこの冊子のデータというのを掲載しておりますので、すぐ手に届かない場合でも、こちらのほうにアクセスできるということにしております。

増刷につきましては、予算等の関係もございますので、これからどれだけできるかということについては、少し検討させていただきたいなと思っております。

以上です。

○松下美智子委員　最後に部長、すみません、これはがんにかかった方へのハンドブックになっているんですね。それで、今もう２人に１人はがんにかかると言われていて、早期発見・早期治療があれば、恐れなくても治る可能性のある病気ということなので、かかった後ではなくて、より多くの方にこの情報というのは、持ってもらったほうが私はいいかなというふうに思うので、この装丁を必ずしもがんと告げられたあなたへではなくて、がん全体のことを最初に述べてもらって、がんにかかってからしか手に取れないということではない、がん教育ということからも広く多くの人に配布できる冊子に、少し御検討をいただけないかなというふうに要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○糸数公保健医療介護部長　確かに、がんになった方にというふうなことが一番最初に書かれてるということは私も認識をしておりますけれども、内容については、かなり専門家の先生たちが議論して、医療機関の選定とかという作業の結果としてこれが出来上がっています。

毎年毎年少しずつ内容を変えながら、しっかりと編集の先生方で話し合っておりますので、今の松下委員の御意見についてもその先生方にもお伝えし

て、もっとがんの普及、一般的なといいますかね、そういうふうなものとしての位置づけができるかどうか、それから、増刷については先ほど課長のほうからありましたように、部内でも検討していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○松下美智子委員　編集委員の中からもこのお声が上がっておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○新垣新委員長　次に、西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　お疲れさまです。お願いします。最初に、病院事業局にお尋ねします。病院事業局長に、令和６年度の総括的な説明と見解をお尋ねします。

○本竹秀光病院事業局長　概要でも説明したとおりですね、令和６年度の病院事業会計決算は99.4億円の純損失を計上し、過去最大の赤字となっております。

県立病院は、新型コロナウイルス感染症の蔓延、令和２年から令和５年の４月、５月まで、県内の最前線でコロナの治療を行って、その役割は十分果たしてきたと思うんですけれども、経営面を考えると、コロナ患者を受け入れるために、手術も含めてそれまでやってきた一般診療をかなり制限しました。それ以外の内科系の検査もありますけれども、それをやってきたんですけれども、コロナ禍後に、一般診療を受ける患者さんたちがなかなか戻ってきてくれていないというのがあります。これは別に県立病院だけではなくて、民間もそうだとは思うんですけれども、ただ、公立病院のほうがやはりその影響はかなり受けているかなと思っております。

加えて、県立病院はその運営費のほとんどというのは、公定価格の診療報酬によって賄っています。それに併せて物価の上昇に対して、それが手当されていないというのが今回、大きな問題にはなっているんですけれども、それプラス、やはり人件費の高騰、コロナによって必要職員も少し増えていますし、人事院勧告のベースアップのことがかなり経営に影響もしています。

こちらのほうもこれから対応していかないといけないんですけれども、そういう価格転嫁できない状況で、それが診療にかなり重要な影響を及ぼしています。

それでも、やはり今やらないといけないことは、再建計画も進めていますし、各県立病院の院長に毎月来てもらって、それぞれの病院の現状を、全ての病院の院長たちが話合いをして、問題点を洗い出してアドバイスしたりとか、そういうことを今やっているところです。

そんな中で、経営は、やはりどうしても患者さんに直結しますので、それぞれの病院で患者さんに選ばれる病院になってくださいということを実は言っています。ひとえにそれが非常に重要だと思っていますし、これまで県立病院は――何もしなくてもいいとはおかしな話なんですけれども、やっぱり選ばれてきたのは選ばれてきたんですが、今回のコロナでやはり考えないといけないということがよく分かりましたので、それぞれ多分、自分たちの立ち位置、これからのやるべきことを今、６県立病院で一緒に考えているところです。

以上です。

○西銘純恵委員　それで、監査意見書の５ページに、本来業務に係る医業損失が174億円余り、前年度比で21.1％増加して、極めて厳しいと指摘されています。要因と改善の見通しについて伺います。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　お答えいたします。

先ほど局長のほうから御説明もありましたとおり、急激な経営悪化の要因としまして、コロナ禍後の患者の受療行動の変容に伴う患者数の減少とか、給与費負担の増加、材料費、委託費、光熱費等、物価の高騰等の影響を受けて、厳しい経営状況に置かれているということになっております。

改善の見通しとしましては、厳しい状況ではございますが、病院の自主努力として、経営再建計画を策定して、短期的に効果発現できる取組と、あと並行して中長期的な構造改善等の取組を進めていきつつ、それから国、あとは県のほうからも必要な財源の支援等について、厳しい現状について引き続き説明していきながら、協力を求めていきたいと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　給与費の増、物価高、材料費の増ということで経費が増えたということですけれども、具体的に給与費がどういうところでどれだけ増えたのか、そして、経営に影響を及ぼしているというが、それを縮減するということができるのか。賃金アップも局長が言われたので、減らすことはなかなか難しいんじゃないかと思うんですが、この増の具体的な要因、そこをお尋ねします。

○宮城和一郎病院事業統括監　人件費が増えた理由

といたしましては、病院は労働集約型産業ですので、職員を投入してそれを上回る収益を得るという構造でこれまでやってまいりましたが、先ほど来、局長からも説明ありますとおり、診療報酬を上回る形で、主に人件費が伸びているという構造で非常に苦しい状況です。

これまで診療報酬制度の下で、施設基準等を取得して加算を得るという方法を研究し、それに努めてまいりましたけれども、そのためには人を増やすということが前提になります。その増やした人が、人事委員会勧告等で、昨年、今年と三、四％、額にしますと13億円とか18億円というような上積みをする状況になっているというところで、時間外勤務手当の削減ですとか、人員の適正配置とか、そういうことに取り組んでいるという状況であります。

以上です。

○西銘純恵委員　監査意見書、６ページ。医業収支の改善のところで、医業収益に対する職員給与費の割合が今の統括監が話されたのと関わるんですけれど、全国平均と比べてどうなっているのか。

離島診療所や、また県立病院の歴史的な経過があると思うんですけれども、全国と比べて高い割合というところをどう分析しているのか、説明をお尋ねします。

○青木研二経営課班長　お答えいたします。

全国平均で比べますと、令和５年度の数値でお答えさせていただきますと、県立病院は74.6％、全国は53.9％と、全国と比較して21ポイントほど高くなっております。

その要因の一つといたしましては、例えば離島の中核病院を運営しているんですけれども、そこに勤務する職員に要する手当、これは沖縄本島で勤務する職員にはない手当がございます。

また、ほかに受け入れる医療機関がないために広く救急を受け入れている状況がございまして、それに伴う時間外勤務手当が増えている等の要因があるというふうに考えております。

以上でございます。

○西銘純恵委員　県立病院だからこそ、そこを担うという役割を果たしていると思うんですけれども、意見書の12ページの表10ですね。

100床当たりの職員数について、医師・看護師などの人数はどうなっていますか。事務職員の多さについては検証すべきだと思うんですが、これもぜひ検証していただきたいと要望をしておきます。

次、質疑です。意見書の６ページ。職員の確保について、医師や看護師の欠員等での休診や診療制限、病棟閉鎖が指摘されていますね。実態はどうでしょうか。

○三和秀樹管理課長　医師や看護師の欠員等により、診療科の休診ですとか、病床の休床というようなことが起こっておりますけれども、そのことについて御説明させていただきます。

現在、医師の欠員等により外来診療を休止している診療科につきましては、北部病院の泌尿器科、中部病院及び八重山病院の眼科、それから何らかの診療制限を行っている診療科は、北部病院の脳神経外科、中部病院の泌尿器科及び小児科、それから宮古病院の小児科となっております。

病床の休床につきましては、令和７年10月１日時点で、６病院全体で401床となっております。

以上でございます。

○西銘純恵委員　これだけの休床といったら、やっぱり収益は上げられないという大きな問題があると思うんですが、欠員ということは、病休者や精神疾患者がいらっしゃるのかなと思うんですが、どうですか。

○三和秀樹管理課長　お答えいたします。

病院事業局全体で、これは令和６年度末時点の数になりますけれども、病気休職を取っている職員の人数は40人となります。そのうち28人が精神的な疾患による休職となっております。

○西銘純恵委員　残された皆さんも、本人もそうですけれども、とても厳しい状況だと思います。働き方改革の推進とか、職員の心身のケアですね。そこら辺はぜひ、努めてほしいと思います。

次、監査意見書の16ページ、表の15の３です。

一般会計からの繰入れについて、１床当たりの繰入金は幾らでしょうか。全国平均は幾らでしょうか。

○比嘉学経営課長　お答えいたします。

１床当たりの繰入額でございますが、新型コロナウイルス感染症の関連の補助金の額を除いた収益に対する値としましては、沖縄県のほうが458万4000円となっております。全国平均が787万3000円となっており、全国平均と比べて328万9000円少ないという額になっております。

以上です。

○西銘純恵委員　全国並みに繰入れしたら、病床数が2159床ですよね。そしたら169億円余りになると思うんですよ。計算したらそうなりますか。

○比嘉学経営課長　仮に、沖縄の県立病院の全病床

に対して掛けるというような計算はこれまでしたことはございませんで、１床当たりの繰入額についてちょっと御説明したいと思います。１床当たりに関しては、やはり繰入れの対象とそれ以外の部分との割合で少し率、都道府県比較については差が出てくると認識しておりまして、今、不採算部分で繰入れの対象となっている部分について、まだ不足額について病院事業局の本庁と各病院の経営課とで、どういった範囲で足りないのか、その不足する額が幾らあるのか、それが沖縄の歴史的な事情によるものなのかどうか、そういったところを今洗い出して、自治体病院の全国組織ですとか、あと全国知事会を通じて診療報酬の改定ですとか、あとは繰り出し基準の拡充ですとか、そういったところを求めていこうということで進めているところでございます。

○西銘純恵委員　他会計の繰入金、収益的収入分対医業収益比率、沖縄県14.9%、全国平均の16.9%を下回っているんですよね。そこも事実ですし。

そして、地方公営企業法の負担金のもので17条の３の補助のところで、一般会計またはほかの特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる、特別の理由により必要があるときはとありますので、そこも生かしてほしいと思います。

あと、全国の公立病院も赤字病院が増えて深刻ですよね。どうなっていますか。

○具志幸昌経営課経営再建推進室長　お答えいたします。

全国自治体病院協議会というところが調査して、８月に公表しておりますデータによりますと、全国の公立病院のうち、経常損失を生じた病院の割合が86%ということになっておりまして、現在、病院経営については、本県もそうですが全国的にすごく厳しい状況にあると承知しております。

以上です。

○西銘純恵委員　単年度99億円の損失ということで、県立病院今、みんな心配しているんですけれども、全国的に公立病院の９割近くが損失ということは、本当に倒産する危機的状況にあると私は思っています。

民間もそうですけれども、政府の抜本的な財政支援が必要と思っていますが、全国知事会とか自治体がそろって政府に要請している要請の中身について、お尋ねします。要請項目、詳しくお願いします。

○比嘉学経営課長　自治体病院の全国組織、あと全国知事会を通じて、令和６年度直近の診療報酬の改定がございましたけれども、その報酬以降も、やはり物価の高騰、人件費の高騰というのは続いておりまして、それが各病院の持ち出しで今、苦しい経営を行っている、運営している状況でございまして、次回の改定を待たずに早急に改定していただきたいということと。

あと、そういった物価上昇も連動する形で次期改定には反映させていただきたいということと。

あと、地域の医療が維持できるように、十分な財政の支援をお願いしたいというような内容の要望を行っておるところでございます。

○西銘純恵委員　本当に不採算医療をやっている公立病院ですよね。今、答弁があったんですけれども、私、委員の皆さんにも認識共有してもらいたいと思って、知事会が出している、７番、公立病院の経営安定化支援の要請、読み上げていただきたいし、もう一つは、市長会議の決定、提言、これもとても濃い中身です。それを答えていただけませんか。

○青木研二経営課班長　お答えいたします。

全国知事会を通じて要請しておるところなんですけれども、その要請の内容を読み上げてもよろしいでしょうか。少し長いんですけれども、読み上げさせていただきます。

「保険医療機関等は、公定価格である診療報酬によって運営されており、物価高や人件費の上昇の影響を価格転嫁できず、深刻な経営難に陥っている。中でも、民間医療資源が乏しい地域において、不採算医療・政策医療を担う公立病院は極めて厳しい経営環境にあり、もはや経営努力のみでは対応することが困難な状況にある。

このような状況を踏まえて、臨時的な診療報酬の改定や国による補助制度の創設・拡充など、早急に対策を講じるとともに、物価や賃金の上昇が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度等に組み込むべきである。

あわせて、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含む全ての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、医療機器のリース等に対する措置も含め、繰出金に対する地方財政措置をさらに拡充すべきである。また、令和７年度に創設された病院事業債、経営改善推進事業を拡充するとともに、地方団体の長期の貸付けについて、地方財政措置を講じるべきである。」

以上が、全国知事会の要請内容でございます。

○西銘純恵委員　市長会のもお願いしましたけれど

も……。

○青木研二経営課班長　続きまして、全国市長会議決定の提言の内容を読み上げさせていただきます。

「地域の医療機関に対する支援について。

１、自治体病院をはじめとする地域の医療機関は、物価高騰や賃上げの社会経済情勢も相まって、極めて厳しい経営状況に直面していることから、地域医療提供体制に影響を及ぼすことのないよう、緊急に十分な財政支援を講じること。

２、地域で持続可能な医療提供体制を維持していくため、診療報酬については、社会経済情勢等に応じて、改定期を待たずに必要な見直しを行う仕組みを導入するなど、柔軟に対応すること。

３、自治体病院等を整備・運営する都市自治体に対し、病院事業に係る地方交付税の算定単価のさらなる引上げ等、十分な財政措置を講じること。また、病院事業債の返済に関して、一般会計からの繰り出し基準を引き上げるとともに、建築資材価格や労務単価の上昇等の実態を踏まえ、地方交付税措置の積算に用いる建築単価の上限をさらに引き上げること。」

以上でございます。

○西銘純恵委員　県立病院、どうぞみんな健康で頑張れるように力を合わせていただきたい。

保健医療介護部、お願いいたします。182ページの老人福祉施設整備事業ですね。

特別養護老人ホーム、これが110床の整備をされたということですが、110床増えたということですか、どちらで造りましたか。

○七條優子高齢者介護課長　お答えいたします。

令和６年度の整備実績につきましては、うるま市の広域型特別養護老人ホーム１施設が建物の老朽化に伴い改築を行うために補助したものでございますので、新しく増えたということではないというところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員　待機者の推移を５年前といったら、令和２年から今どうなっているかお願いします。

○七條優子高齢者介護課長　お答えいたします。

令和６年４月１日時点の特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、814名となっております。５年前というところで、令和元年10月末現在の待機者758名と比較いたしまして、56名増加となっております。

以上でございます。

○西銘純恵委員　ぜひ整備計画を着実に進めてもらうというのと、それとこれまでの実績はどうでしょうか。計画からしてどうなっていますか。

○七條優子高齢者介護課長　県のほうでは、第９期沖縄県高齢者保健福祉計画に基づきまして、特別養護老人ホーム等1483床の定員増を計画しているところでございます。

これは令和６年度から令和８年度までの計画となっております。そのうち、ニーズの高い広域型の特養につきましては、令和８年度末までに中部圏域で100床、南部圏域で100床、八重山圏域で100床、合計300床新たに整備することを予定しております。

そのため、令和６年度に公募を行いまして、中部圏域100床につきましては、整備法人を選定いたしまして、計画期間内に整備できるよう調整しているところでございます。

そのほか、南部圏域100床、八重山圏域100床につきましては、令和７年度に再公募を行いまして、３法人から応募がありまして、現在内容を審査している状況でございます。

以上でございます。

○西銘純恵委員　南部圏域が、令和５年頃から入札してもできなかった、いろいろ事情がありますよね。南部は土地が高いとか、建設費がかかるということで、なかなか難しいということはあるんだけれども、政府に対しては、補助単価をもっと上げてほしいという要望をすべきだと思うんですがいかがですか。

○七條優子高齢者介護課長　整備に当たりましては、御指摘のとおり、建設費用の高騰ですとか、都市部における整備用地の確保、あとは介護人材の確保など課題があるというふうに聞いております。

設備費用につきましては、令和７年４月１日時点で補助単価を17％増額したところでございます。

以上でございます。

○西銘純恵委員　関連して、次の183ページ介護基盤整備等基金事業は、市町村が行う地域密着型だと思うんですが、この計画に比べた実績が少ない理由をお尋ねします。

○七條優子高齢者介護課長　令和６年度の計画より整備実績が低い主な要因としましては、まず整備予定法人の資金計画の見直しにより整備を取り下げたことが一つでございます。

それから、整備計画の遅れにより、令和７年度に整備を延期したことによるものが主な要因となって

おります。

施設の数につきましては、この資金計画の見直しによる取下げでございますけれども、令和６年度につきましては、１法人で複合施設ということで、５サービスを予定していたという関係で、その法人から取下げがあったために５事業所分が取下げになったので、整備計画がちょっと遅れたという状況でございます。

以上でございます。

○西銘純恵委員　介護職員の確保についてもどうなっていますか。

○七條優子高齢者介護課長　介護人材不足につきましては、重要な課題であると県のほうでは認識しております。

県のほうでは、新規参入ですとか、人材育成ですとか、生産性向上ということで総合的に人材確保対策を推進しているところでございますけれども、依然として、有効求人倍率が３倍を超えているというところで厳しいと認識しておりますので、介護人材の確保について解消できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　次のページにもあるんですが、宿舎整備の目的と実績をお尋ねします。

○七條優子高齢者介護課長　お答えいたします。

令和６年度の介護職員の宿舎の整備につきましては、当初、計画にはなかったところですけれども、年度途中に整備要望があったというところで、補助事業の取下げ分の予算を活用して、伊是名村の特別養護老人ホームに係る分の２か所を整備したところでございます。

こちらでは現在、外国人材を含めまして、介護職員６名が整備した宿舎で居住しておりますので、離島を含めまして介護人材不足が深刻化している中、この事業につきましては介護人材の確保対策に効果がある取組だったと考えております。

以上です。

○新垣新委員長　次に、平良識子委員。

○平良識子委員　最後となりました、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、保健医療介護部のほうからお願いいたします。

重なった部分については取下げをさせていただいて、197ページの医師派遣推進事業から質疑させていただきたいと思います。

当初予算額が約３億円なんですけれども、決算額が１億3600万円、最終予算額１億4000万円ということで、執行率95.2％となっておりますけれども、実質５割弱という決算状況になっておりますね。

この事業については、県立病院の離島・僻地医療を支える、補完する非常に重要な役割を担っている事業だなと感じておりますけれども、まず当初予算額の約３億円と見積もった派遣元の病院数はどのくらいに積算して予算計上して、結果的に決算６機関となっておりますので、その状況を教えてください。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　ありがとうございます。お答えいたします。

当該事業は補助事業ですので、まず令和５年度医師を受け入れた14医療機関に、令和６年度医師派遣予定数を聴取いたしました。

その結果、19医療機関から予定しておりますということでしたので、予算要求して先ほど委員おっしゃった３億円程度の予算要求がまず整ったと。しかし補助事業ですので、蓋を開けてみると、実際６医療機関からの派遣となりましたと。それに伴って１億5209万円を２月補正での減額という形になってございます。

以上です。

○平良識子委員　県立病院だけではなくて、民間病院も経営が非常に厳しい状況の中で、これまでも19病院が手を挙げていたけれども、結果的に蓋を開けたら６病院だったということがありますので、改善も含めて、そこはまた意見交換も可能であればやっていただきながら、県立病院の役割を補完する部門にもなるかなと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

もう一つ、やはり特に医師が少数である診療科の医師確保に苦慮しているということが重点的な課題としてあると思いますけれども、そういう診療科についてです。そしてまた、偏在対策については、どのように具体的に取り組むお考えなのかお伺いいたします。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　当該事業、県内の離島・僻地における安定的な医療の提供を図ることがまず目的でございます。

そういった中、令和６年度の医療圏ごとの実績を見てみますと、北部医療圏であれば診療科ごとに言いますと、内科、皮膚科、外科、麻酔科、小児科、耳鼻咽喉科、産婦人科の７科に医者を派遣してござ

います。

同様に宮古医療圏であれば、内科、麻酔科、整形、放射線科、皮膚科の５科目。八重山医療圏であれば、内科、麻酔科、整形、放射線、耳鼻咽喉科、皮膚科、産婦人科７科に医師派遣を行ってございます。

我々この事業だけではございません。それ以外にも、自治医科大学地域枠の派遣、県立病院の専攻医養成事業等もありますので、そういった中で全体的に包含した形で医師派遣を行ってございます。

以上です。

○平良識子委員　課題として、総合的な政策の中の一環にもなるかと思いますけれども、医師派遣の実績がやっぱり年々減っているという状況。そしてまた、派遣元の病院が減っているという状況も含めて、もう少し戦略的な取組が必要かなと思いますけれど、その辺りはいかが考えていらっしゃいますか。

○大仲浩二医療政策課北部医療センター・医師確保推進室長　委員おっしゃるとおりで、毎年、年々減っている状況が我々もちょっと危惧してございます。

その一つの背景として、病院に聞いた話では、昨年度から始まった医師の働き方改革が若干あるんではないかなと。厚労省のほうからもいろんな調査機関も今調査をやっている途中だと聞いておりますが、少しずつ各病院にも影響が出てきているのかなと思ってございます。

だからといいまして、我々も甘んじることではありませんので、引き続き各病院のほうから県内、県外の病院にリクルートしていきつつ、この事業の維持拡大を目指していきたいと思います。

以上です。

○平良識子委員　頑張ってください。よろしくお願いいたします。

次に、201ページの救急医療施設運営費等補助事業ですが、この中のとりわけ１番目、小児救急医療支援事業ですけれども、予算、決算額を見ても、やはり半分。当初予算額が4700万円、そして決算が2200万円ということで、これも非常に重要な事業ですが、半分以下の決算状況となっております。その理由について、まずは執行状況がこうなった理由をお伺いいたします。

○當間隆治医療政策課長　こちらの事業ですけれども、２次医療圏で休日・夜間における入院治療を必要とする小児重症救急患者の医療を確保するということを目的にやっています。

こちらのほうですね、二次医療圏ということで、本県北部地区、中部地区、南部地区、宮古地区、八重山地区、全部で５地区ございます。

夜間の救急を確保するという目的で、１つの病院で確保しても結構ですし、複数の病院で医療を確保してもいいという内容になっています。この中で、特に中部地区なんですけれども、３病院が小児科を標榜していて、緊急受入れ体制があるんですけれども、輪番制で365日やろうということで協議をしたんですけれども、なかなか小児科の医療従事者の確保が厳しいということで、輪番制の協議が整わなかったというところで、この中部地区に関しては、急遽受け入れてはいるんですけれども、輪番制できれいに365日どこが開いているよというのは決まっていないというところがございますので、この補助金が執行できなかったということです。

以上です。

○平良識子委員　分かりました。

これもやはり、せっかく小児救急、とりわけ逼迫している県内の状況もありますので、これだけの執行を半減したというのは残念だなと思いますので、それをどのように今年度改善させたのか、今後どうしていくのかも含めて、どのように改善されたのか、現状を教えていただけますか。

○當間隆治医療政策課長　先ほどちょっと触れたんですが、輪番制ということで365日、計画的にどこが開いているということはできなかったではあるんですけれども、実際には民間病院も受入れ可能ですので、これで実際に受け入れなかったということはございませんので、受入れが可能な体制は整っているという形になっております。

以上です。

○平良識子委員　そしたら、特に中部地区に関しては昨年度の決算においてはできなかったけれども、今年度はもうそれは改善されたという認識でよろしいんですか。

○當間隆治医療政策課長　今年度につきましては、まだ協議中というところで、実際ちょっと医療従事者を確保できるかどうかというところがまだ課題がございまして、しっかりできているかどうかと言われたら、まだ改善できていない状況はございます。

ただ、先ほども話したように受入れが止まっているということはありませんので、そちらのほうは受入れ可能な状況は継続しているという形になっています。

○平良識子委員　引き続き改善に向けて充実した対応ができるように、県としてもしっかり入っていただいて、取り組んでいただきますようによろしくお願い申し上げます。

次に、病院事業局に移らせていただきますけれども、まず中部病院の基本計画策定業務については重なりますけれども、私としては基本構想を策定していくに当たっては、この過程において中部病院の現場の医療スタッフの皆様方からの昨年１年間の声も含めて、懸念事項もたくさん出されておりました、るるですね。そういうことも含めて、どのように現場の声や課題の反映を基本構想にしていくのかということも非常に重要だと思っておりますので、この基本計画にどのように盛り込むのか、あるいは、どのようにしてヒアリングをこの間されてきたのか改めてお伺いしたいと思います。

○宮里勉総務企画課長　中部病院の建て替えに当たりましては、昨年度来ですね、現場から出た懸念事項について調査を行って、その結果を取りまとめて御報告をしているところです。

中部病院につきましては、中部病院の職員等に対しまして令和７年２月４日、４月23日、５月２日に、おのおの中部病院の建て替えに関する説明を行ったところでございます。

中部病院の職員からは、そういった説明に当たりまして、建物の配置、位置に対する質問ですとか、ヘリポートの整備等の考え方に対する質問ですとか、そういった御質問がありました。

その一方で、特に現地建て替えについて反対という意見はなかったというところで、職員につきましては、現地建て替えの理解が得られてきているものというふうに考えております。

今後、基本構想を踏まえて基本計画に入っていくんですけれども、基本計画の中では、まさに中部病院に必要な病床数、建物の配置や規模、各部門の配置など、設計に向けた諸条件をまた整理整頓していく形になりますので、中部病院の職員の方と真摯にディスカッションしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○平良識子委員　この基本計画、８月にプロポーザルがあって先月契約をしたということで、今、具体化に向けて重要な時期に差しかかっているなと思っております。その中で、歴史的に中部病院の役割というのは、やはり沖縄県民にとって誇りなんですよね。そういった意味においては、果たすべき役割、使命も含めて現状での課題をなかなか抜本的に解決をというところでの、現地ではないという声もあったと思いますけれども、しかし今、その現地にということで集約もされていっておりますけれども、今後も中部病院の魅力、それは県民だけではなくて医師にとってもそうですよね。医師からも選ばれていく病院にしていく、それが県立病院の離島・僻地医療をサポートしていく体制につながっていきますので、現場のスタッフの声をいかに反映していくのかというのに、やはり注視して対応していただいて、改めて基本構想に盛り込んでいく努力をぜひしていただきたいんですけれども、局長いかがでしょうか。

○本竹秀光病院事業局長　中部病院の最初の問題は、やっぱり南棟の耐震化の問題。私が院長の最後のときに、耐震化の１番低い基準でできるという設計で終わったんだけれども、その後に次の院長に引き継いでですね、そこで事業者側からできないというところから、その問題が始まったわけですよね。それから２年後に局長になったんですけれども。

それで、やっぱり最初に戻らないといけないというのは、建物が非常に――今200床使っていませんけれども、あの建物は200床なんですよね。そこで患者さん、それから働いている人たちの安全を考えると、一日も早く造り替えないといけないというのがありました。

本館は実は、私が当時現役で、あの頃ちょうど医師会長をしていたんですけれども、建物は私たちが思っていた大きさではなかったです。その要因がやはりお金の問題だったみたいですね、そのときの院長に聞いたら。増築するような建物にはなっていたんですけれども、いろんな建築基準で増築できないままで……。例えば、手術室が中部病院のサイズにしたら非常に少ない等を含めて、そういうことも考えると、新しく今考えている南棟の建て替えは、当然この前オープンした那覇市立病院みたいな、かなり大きなものになっていくので、そこの中で手術室も増やしますし、救急室そのものも改善していくということで、今回の基本計画の中では現場の先生方が中に委員として入って、そういう意見を取り入れながら造っていくことになると思います。

今の本館を造ったときには、私たち現場の意見が入れられていなかったという、実は歴史もありますから、それを踏まえて、未来の人たち、次に使う人たちの意見を取り入れないといけないということで、そういうふうな基本計画、あるいは基本設計に

生かしていきたいと今考えています。

以上です。

○平良識子委員　よろしくお願いいたします。

最後に、監査委員からの意見の指摘に触れていきたいと思いますけれども、先ほどから純損失が約100億円ということで、非常に厳しい経営状況に陥っている中においても、とりわけ、この監査の意見の６ページですね。

（２）の職員の確保等についてですが、職員数は増えてはいるけれども、しかし、医師や看護師が欠員等で先ほどから休診、制限、病棟の閉鎖という状況に陥っているという結果があるわけですね。この欠員状況について、医師、看護師、それぞれお伺いいたします。

○三和秀樹管理課長　お答えいたします。

令和７年６月１日時点の医師の欠員数は53人、看護師の欠員数は93人となっております。ただし、医師につきましては、定数に対して常勤職員は53人不足ということになっているんですけれども、定数とは別に、会計年度任用職員が208人、それから他の医療機関からの派遣が16人おりますので、医師が全体として不足しているという状況にあるということではございません。

ただ、やはり診療科別に見ますと、不足している診療科もあると、そういった状況にございます。

以上でございます。

○平良識子委員　職員の確保というのは、引き続き取り組んでいかなければならないと思います。そういった意味においては、この経営改善の取組の一環の中でとは思いますけれども、県が職員全員に退職者不補充を今後していくというような訓示のメールが来ているということも伺っておりますけれども、今後、どのように対応していくのか。退職者不補充を訓示されたというような状況についてお伺いいたします。

○宮城和一郎病院事業統括監　９月25日に次期経営再建計画の説明を各病院に行った際に、原則退職者不補充を旨とするようにしていただきたいというようなお話を私から行いました。誤解を招いているかもしれませんので、少し説明させてください。

先ほど申し上げましたように、今病院事業局の赤字は構造的なものであります。人事委員会勧告等に伴うベースアップなどがあって、人件費の伸びが、診療報酬の伸びを上回って、構造的な赤字、収入の主な内容である入院患者は十数年前からもう徐々に暫時、減ってきているというような状況の中の赤字、構造的な赤字であります。

そういった中で、人件費を減らさなければ、今現時点で構造の赤字は解消できません。そういった中で退職者不補充を原則とするというような考えで、人件費の削減に取り組んでいただきたいというような考えで、そういうことを述べたところであります。

以上です。

○平良識子委員　あまりもう時間もないので、引き続きこれについては議論を深めさせていただいて、どのようにして本当に短期、中期、長期の目線で県立病院が経営していけるのか。

また一方で、やはり県立病院だからこそ不採算部門として果たすべき役割、社会的責任がありますので、その辺りのバランスも含めて私もちょっと学ばせて、汗をかかせていただきながら、どのようにして職員を守り、そして県民の医療を守っていくのかということを一緒に考えさせていただきながら、しかしながらやはり職員が足りていない状況があって、現場が疲弊している状況にもかかわらず、やっぱり人件費がかかるからということも簡単な――民間でいえば確かにその視点で人件費を抑えていくというのがありますけれども、そこをどのように解消していくのか。

マンパワーを減らさずに、足りていない状況が現実としてあるわけですから、その辺り、一緒にもっと深めさせていただきたいと思っております。

○宮城和一郎病院事業統括監　沖縄県立病院が県民の医療を守るという中で、担っている役割は非常に重いものがございます。特に政策医療、民間病院ができない、あるいは民間病院がやりたがらない医療を県立病院がしっかり引き受けて県民の医療を守っていくという、重い役割があります。ただ一方で、そのためには、経営をしっかり成り立たせなければ医療の充実を図れないというのも現実でございます。

そういった中で、先ほどの私の発言があったということで現実には、各県立病院からは強い反発もございます。そういった中で、県立病院と丁寧に意見交換しながら、そして大前提としては、県民の医療をしっかり守りながら、加えて、病院職員の生活も守りながら、しっかり取り組んでいきたいと思います。

御意見ありがとうございます。

○新垣新委員長　以上で、保健医療介護部及び病院事業局関係決算事項に対する質疑を終結いたしま

す。

説明員の皆様、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、説明員入替え）

午後２時52分休憩

午後３時10分再開

○新垣新委員長　再開いたします。

次に、生活福祉部長から生活福祉部関係決算事項の概要説明を求めます。

北島智子生活福祉部長。

○北島智子生活福祉部長　皆様、大変お疲れさまです。

引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、生活福祉部の令和６年度の決算の概要につきまして、御説明いたしたいと存じます。

ただいまお手元のタブレットに表示しております、生活福祉部歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

それでは、画面に表示されております３ページを御覧ください。

歳入決算について御説明いたします。

こちらは、生活福祉部全体の令和６年度歳入決算状況の総括表となっております。

令和６年度の生活福祉部の歳入決算に特別会計はなく、一般会計のみとなっております。

歳入決算の総額及び詳細につきましては、５ページの歳入決算状況において御説明いたします。

次に、歳出決算について御説明いたします。

４ページを御覧ください。

こちらは、生活福祉部全体の令和６年度歳出決算状況の総括表となっております。

歳出決算につきましても、特別会計はなく一般会計のみとなっております。

こちらにつきましても、歳出決算の総額及び詳細につきましては、７ページの歳出決算状況において御説明いたします。

次に、一般会計の歳入決算の総額及び詳細について御説明いたします。

５ページをお願いいたします。

生活福祉部の一般会計の歳入は款で申し上げますと、５ページの行番号１の（款）分担金及び負担金から６ページの行番号17の（款）県債までの７つの款から成っております。

それでは、５ページを御覧ください。

生活福祉部の一般会計の歳入決算は、表の１番上の予算現額の計（Ａ欄）146億3198万5000円に対し、調定額（Ｂ欄）は132億3385万4700円。そのうち収入済額（Ｃ欄）は129億8812万6295円。不納欠損額（Ｄ欄）は、793万3445円。収入未済額（Ｅ欄）は２億3779万4960円。収入比率は98.1％となっております。

収入未済額（Ｅ欄）のうち、主なものを御説明いたします。

同じく５ページ、行番号１の（款）分担金及び負担金の収入未債額（Ｅ欄）1883万3620円は、主に心身障害者扶養共済事業費負担金に係るもので、加入者掛金の納付が経済的に困難になるなどの要因による収入未済となっております。

６ページをお願いいたします。

行番号10の（款）諸収入の収入未済額（Ｅ欄）２億1896万1340円は、主に行番号15（項）雑入の生活保護費返還金に係るもので、債務者の生活困窮等により徴収困難になるなどのため、収入未済となっております。

次に、一般会計の歳出決算の総額及び詳細について御説明いたします。

７ページをお願いいたします。

生活福祉部の一般会計の歳出は、（款）で申し上げますと、行番号１の（款）民生費と８ページ、行番号７の（款）商工費の２つの款から成っております。

７ページを御覧ください。

一番上の生活福祉部計ですが、予算現額の計（Ａ欄）は418億4489万8000円に対し、支出済額（Ｂ欄）は391億6083万2661円。翌年度繰越額（Ｃ欄）は13億1588万2000円。不用額は13億6818万3339円。執行率は93.6％となっております。

Ｃ欄の翌年度繰越額は、障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業など５事業に係る繰越額であります。

繰り越した主な理由は、国の経済対策に係る補正に伴い、令和７年２月議会において事業化されたため、年度内の執行が困難であったこと等によるものです。

次に、一番右端、不用額について御説明いたします。

まず、７ページの行番号１の（款）民生費の不用額13億6438万3405円について、その主なものを御説明いたします。

行番号２の（項）社会福祉費の不用額４億8709万4632円は、主に行番号８の（目）障害者自立支援諸費において繰越事業、障害福祉職員処遇改善事業の

補助費の申請額が当初見込みを下回ったこと等によります。

８ページを御覧ください。

行番号１の（項）生活保護費の不用額７億5169万588円は、主に行番号３の（目）生活保護扶助費において、令和６年度予算化の際は物価高騰等を起因とする生活困窮に陥る者の増加を見据え、コロナ禍における生活保護費の支出状況を踏まえ予算化したところでございますが、結果としては、そこまでに至らず不用となったものでございます。

次に、行番号７行目の（款）商工費の不用額379万9934円は、主に行番号９の（目）計量検定費において、検査機器の修繕がなかったことによる修繕費の執行残、及び旅費の節減等によるものであります。

以上で、生活福祉部の令和６年度歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○新垣新委員長　生活福祉部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、質疑及び答弁に当たってはその都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、生活福祉部関係決算事項に対する質疑を行います。

新垣善之委員。

○新垣善之委員　初めに、令和６年度沖縄県内部統制評価報告書からお願いします。

２ページ、（２）本島北部豪雨に係る事務手続の遅れに伴う国庫補助金等受入れの不備についてであります。

まず、去年の本島北部豪雨の際、災害救助法が適用されなかったことで、国庫補助金や特別交付金として本来受けられた金額はどの程度だったのか。

また、県が独自に一般財源で対応した支援額とその内訳をお伺いします。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

県では昨年11月の北部豪雨災害に対して、災害救助法と同等の支援として準半壊以上の住家被害に対する応急修理の支援を行うとともに、市町村が実施した避難所の経費等について支援を行っております。

昨年度の令和６年度の実績額の内訳としまして、住宅の応急修理支援金として1552万8000円。市町村が実施した救助に要した経費に対する支援として、1101万2000円を支出しております。また、県独自の見舞金として被災世帯に対して、3669万5000円を支給しております。

それと、災害救助法が適用されなかったことによる県財政への影響額ということで、今申し上げました応急修理費の1552万8000円と市町村が負担した救助費の1101万2000円。これを合計して2654万円となりますが、このうちの50％が国庫補助金、それと40％が特別交付税として措置されることから、この2600万円余りの９割ほどが国庫として歳入が見込まれたことになります。これは金額でいうと、2600万円ほどに0.9を掛けて、2388万6000円がその影響額になるかと思われます。

以上です。

○新垣善之委員　分かりました。

その他、県一般財源で支援金として出されたものと、また県内、県外、いろんなところから義援金として得られたお金があると思うんですけれども、それらの有効活用については昨年度はどうでしたでしょうか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

すみません、先ほど県単独の独自のということで見舞金を支給しております。これが3669万5000円ということになります。

また、北部豪雨災害義援金ということで、広く県民や全国から募集を行いました。これについては、5504万3350円が集まりまして、義援金配分委員会のほうで配分額を決定した後に被災市町村のほうへ全額振込が終了しております。

以上になります。

○新垣善之委員　それから、災害発生時の対応についてなんですけれども、県は災害が発生したときには、防災危機管理課に一本化するとともに、とありました。

災害時における生活福祉部の役割は、人命保護と生活再建支援という極めて重要な分野でありますが、改めて災害対応時における生活福祉部の責任と役割をどのように位置づけているのかお願いします。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

災害時の生活福祉部の役割としましては、先ほど生活安全安心課長が述べたように生活再建支援というのもありますけれども、災害時に福祉避難所とか避難所への誘導であるとかですね。また、要配慮者がおりますので、その方々への福祉的支援も必要となります。そのため、ＤＷＡＴチームの派遣である

とか、またそのための訓練、研修であるとか、そういったものを実施しております。

そのほか、ボランティア団体が入ることもありますので、そのセンターの設置等も生活福祉部のほうでやっております。

以上です。

○新垣善之委員　本決算と関係ないんですけれども、今年、南北大東村で大災害が起きました。そのときの生活福祉部としての対応というか、いろんな連携があったと思うんですけれど、市町村の連携だったりとか、昨年度の教訓を生かして、こういったところがよくできたよというところをお聞かせ願います。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

令和７年台風８号に伴う大雨により、大東島地方の被災した場合なんですけれども、防災危機管理課と共同しながら、災害状況を確認しながら、ＤＷＡＴおきなわの派遣に向けて準備を日頃から整えておりました。

南北大東村との協議をしながら、必要があればすぐにでも派遣するような準備を整えておりましたが、大東島のほうから取りあえず、役場職員であるとか県からの派遣であるとか、そういったもので対応ができるということで大東島での災害については、特にＤＷＡＴの派遣はありませんでした。

それ以外に、ボランティアセンターの設置なんですけれども、それについても、そういった連携を図りながら、もし必要があればすぐにでも支援をさせていただくということで連携を図っていたんですけれども、それについても特に必要ないということで話がありましたので、そこら辺の連携がかなり図られたのかなというふうに考えております。

以上です。

○新垣善之委員　訓練であったりとか各市町村との連携ですね、うまく取れるように今後ともよろしくお願いいたします。

続いて、主要施策の成果のところから、111ページ。

民生委員・児童委員活動の支援について、まず令和６年度、昨年度、民生委員・児童委員の充足率はどの程度だったか。市町村別には偏りがなかったかお願いします。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

県内民生委員・児童委員の昨年度の充足率については、中核市である那覇市を除きまして、令和７年３月末現在79.5％となっております。全国に比べても低い状況がありまして、担い手の確保が喫緊の課題となっております。

市町村ごとの偏りですけれども、やはり地域の実情であるとか都市化によりまして、大分充足率の差があります。

例えば、市部でいいますと、名護市が75.2％、宜野湾市が82.3％、沖縄市が80％、那覇市が75.7％、浦添市が61.7％等々となっておりますので、逆に小規模の町村になりますと、竹富町であるとか与那国町になりますと100％となっておりまして、充足率で見ますと、そういった差が出ております。

以上です。

○新垣善之委員　この報告書の中には、高校生体験や広報活動の成果について書いてありますので、実際に高校生が民生委員の就任につながった事例があるのかお伺いします。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

高校生の民生委員ということですけれども、今民生委員は18歳以上となっておりまして高校生ではなり得ない状況があります。ですので、今のところ一番若い方でも30代かなというふうになっております。

以上です。

○新垣善之委員　今後充足できるように定年の延長であったりとか、負担軽減、デジタル化の活用であったり、民生委員の活動の働き方改革を県としてどのように検討しているかお願いします。

○又吉剛福祉政策課長　まず、民生委員活動におけるＤＸの推進等につきましては、今、国からの国庫補助メニューがありまして、これについて市町村、民生委員児童委員協議会等にいろいろ案内をさせていただいているところです。

民生委員の年齢制限につきましてですけれども、現在は原則75歳未満としております。これは国の制限基準になっておりますが、地域の実情によりまして75歳未満の適任者を得ることができない場合は、80歳まで認めるということにしております。

ただ、今、民生委員の充足率を図るという観点で各市町村の首長さんと意見交換をさせていただいておりますけれども、多くの市町村からこの80歳までというのはちょっとまだ早いんじゃないかという意見もありまして、もし元気で適任であればもっとさせてもいいんじゃないかというふうな意見がありましたので、現在その年齢制限の上限を75歳未満というのを原則とさせていただいた上で、充足率や本人の意向、心身の状況を踏まえて選任可能とするよう

な、各市町村の民児協であるとか市町村から検討しているということがあれば、それは問題ないというふうに規定のほうを変更するよう、今取り組んでいるところです。

以上です。

○新垣善之委員　定年延長で高齢の方の就任もあるんですけれども、やはり現在、地域の希薄化がありますので、地域をしっかりと活性化してお互いが見えるというところを、防犯対策であったりとか、いろんな面で人が関われるような暮らしにしていきたいなと思います。

ありがとうございます。

○新垣新委員長　次に、新里匠委員。

○新里匠委員　主要施策の113ページなんですけれども、生活困窮者の自立支援についてであります。

中段のほうに当初予算額が3054万1000円、決算額が307万8000円。これについて、なぜこういう数字になっているかという見解をお伺いいたします。

○宮城石保護・援護課長　お答えいたします。

委員からお話のありました生活困窮者住居確保給付金でございますけれども、まず決算に関してです。事業内容１の生活困窮者住居確保給付金の不用額ですけれども、2449万9000円、執行率が10％となっております。

これにつきまして、令和６年度予算は新型コロナウイルス感染症の位置づけが５類感染症に移行した令和５年度に編成しておりますけれども、５類移行後の社会経済活動が回復する兆しがあるのか、その見通しが不透明な状況にありましたことから、その時点における直近１年程度、令和４年度の申請件数相当を確保したところです。

しかしながら、結果としまして、申請実績がコロナ禍に比べ減少したため、不用が生じたものでございます。

以上です。

○新里匠委員　執行体制を教えてください。

○宮城石保護・援護課長　県のほうで設置しております自立相談支援機関が５か所ありますけれども、本島北部地域、中部地域、南部地域、あと南部はもう一か所ございまして、あと久米島に１か所ございます。

そういった形で、窓口５か所を設置してさせていただいております。

以上です。

○新里匠委員　これ、本庁の中のやつはどうなんですか。

○宮城石保護・援護課長　この生活困窮者支援制度の自立相談支援事業に関しましては、外部委託をしておりまして、先ほど申し上げました５か所につきましては、外部の事業者によって設置をしているところでございます。

本庁におきましては、私ども保護・援護課の保護・自立支援班というところで２名、専任の職員を置いて執行しているところでございます。

○新里匠委員　この自立相談支援室の監査というか、その事業執行についての確認はどうやって行っているんですか。１年に１回とか、期間……。

○宮城石保護・援護課長　１年に１度ですね、実績報告という形で報告が来ますので、それに基づいて内容を確認させていただいております。

○新里匠委員　どういったきっかけを持ってですね、この自立相談支援室には来るんですかね、相談は。

○宮城石保護・援護課長　この生活困窮者自立支援法に基づいて設置しております自立相談支援機関ですけれども、法律におきましては生活困窮者というのが定義をされております。

生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者とされておりまして、様々なきっかけ、本当に幅広くですね、失業をした、収入が減った、そういった形、理由は様々なというのが実態でございます。

以上です。

○新里匠委員　沖縄県にはこの生活困窮者、何％ぐらいいるんですか。

○宮城石保護・援護課長　先ほど申し上げましたように、様々な事情を抱えて生活に困窮している方ということで、その性質上ですね、実は正確な把握は非常に困難なものになっております。

したがいまして、何パーセントという形で具体的な数字は把握していないところでございます。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、新里委員から相談者が自立支援相談室につながる仕組み、きっかけは何かを知りたいとの説明があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

宮城石保護・援護課長。

○宮城石保護・援護課長　大変失礼しました。

この制度を知らない方も含めて、潜在的な対象をどのように掘り起こすかということですけれども、

私ども、この生活困窮者自立支援制度のパンフレットを作成しておりまして、管内30町村に全戸、全世帯に配布をしているところでございます。

地域によって配布方法は異なりますけれども、自立相談支援機関から自治会長や区長へ制度の説明を行いまして、自治会長等から各世帯の巡回等を通した配布とか、町村が発行する広報紙への折り込み等として全戸配布を行っております。

これ以外にも、県のホームページ、広報誌、広報ラジオ、ＳＮＳにて情報発信を行っているところでございます。

以上です。

○新里匠委員　管内に30市町村と言っていましたけれども、残りの市町村は管内以外ですか。

○宮城石保護・援護課長　県のほうが管轄するのは町村部ということになりまして、市については11市がそれぞれ単独で設置しているところでございますので、すみません、今私が申し上げた30は町村、町と村という形になります。

○新里匠委員　要はですね、言いたいことは、この24世帯というのが、本当に支援を求めているのはこれだけなのかというところ、課題のほうにももちろん潜在的な要支援者のという部分が書かれてはいますけれども、やはり少ないのかなというのが正直なところであります。５か所に委託をしているというところなので、しっかりと、いま一度委託先には確認と、あと周知までやっていただきたいなと思っています。

２番目なんですけれども、これも執行体制を聞いていいですか。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、執行部から質問は資料２番目の生活困窮者自立支援事業のことか確認があり、新里委員から、そのとおりとの回答があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

宮城石保護・援護課長。

○宮城石保護・援護課長　本庁のほうは、これにつきましても同じ職員が２名での体制でやっております。窓口も同じく自立相談支援機関の５か所という形でございます。

○新里匠委員　では、これ２番目も委託なんですか。

○宮城石保護・援護課長　お答えします。

事業内容の２につきましても、委託でやっております。

○新里匠委員　この委託は、ダブっているとかあるんですか。

○宮城石保護・援護課長　この委託先の事業の中に、事業内容１の生活困窮者住居確保給付金も、事業内容２の生活困窮者自立支援事業も含まれております。

○新里匠委員　委託料はお幾らですか。

○宮城石保護・援護課長　お答えします。

委託料の額ですけれども、実績額で9181万2076円になります。

以上です。

○新里匠委員　次、３の新事業、先ほどのはプラン作成をやるというところではあると思うんですけれども、それをやった後に、支援をして128人が一般就労に就いたよというところでありますけれども、その他の、要は513件プランをつくりましたが、その残りの方々はどうなったんですか、128人のほかに。

○宮城石保護・援護課長　お答えします。

新規相談件数1248件のうち、プラン作成に至った件数は513件になっておりますけれども、それ以外の735件につきましては、生活保護や各種貸付け等のほかの制度へつないだケースが44件、相談者が単に金銭給付を望むなど、本人の希望の実現が困難であり継続した支援ができず終了したケースが95件、プラン作成の同意を得られなかったケースが144件、本人と連絡が取れなくなり支援を終了したケースが１件、その他親族や関係機関からの制度の問合せのみのケースが451件という形になっております。

以上です。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、新里委員から作成したプランのうち、実際に就労につながった人以外はどうなったのかを聞いているとの説明があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

宮城石保護・援護課長。

○宮城石保護・援護課長　それ以外の方ですけれども、数字にしますと385人となりますが、そのうち、一般就労に結びつかなかった方が121人おります。

引き続き一般就労への支援を継続するほか、目標を福祉的就労へ見直すなど必要な支援を継続しているところでございます。

また、264人につきましては、喫緊の課題が就労

ということではなくて、安定した居住等の確保や家計の改善などであることから、衣食住の提供を行う一時生活支援や家計改善の支援を行っているところでございます。

以上です。

○新里匠委員　すみません、僕、やる側ではないので、ちょっと大変申し訳ないんですけれども、9181万2076円のお金を使って、その成果が少ないんじゃないかなってちょっと思ったりするんですよね。仕事量が分からないので、ちょっと失礼を言っているかもしれませんけれども、こういう目に見えない部分というのは、だからこそ確認をする必要があると思っておりますので、ぜひとも確認の方法を――どうしているんですか、監査とか、そういう報告だけですか。

○宮城石保護・援護課長　先ほどお答えしたとおり、実績報告が出てきますので、その書類上の確認はもちろんします。必要に応じて、現場にも出向いて確認を行っています。あと通常５か所相談窓口がありますけれども、必要があれば現地に出向いて調整をするということはさせていただいております。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、新里匠委員から生活困窮者に関する資料請求あり）

○新垣新委員長　再開いたします。

新里匠委員。

○新里匠委員　すみません。あと、これ実績見込みが多かったよという話があって、10％の執行率になるという話なんですけれども、来年はこの10％のボリュームでやるんですか。そこら辺を教えてください。

○宮城石保護・援護課長　生活困窮者住居確保給付金の令和７年度の予算額は、1047万9000円で見積りを計上しております。令和６年度が3029万4000円ということですので、恐らく令和６年度の実績に近いものになるのかなと思って、そういう形で見積もっています。ちょっと件数が今ちょっとすみません、手元にございません。

○新垣新委員長　次に、比嘉忍委員。

○比嘉忍委員　よろしくお願いします。

それでは、私のほうも令和６年度主要施策の成果に関する報告書から、100ページの犯罪被害者等支援推進事業の部分でございます。

事業内容の（１）の講座について、初級、中級と、これ県民を対象としたという形になっております。それぞれの受講者の市町村別の統計があるのかということと、それから市町村出前講座、これは那覇市13名ということで、那覇市以外は開催されなかったのかということについて質疑したいと思います。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

当該講座は、支援ボランティア相談員を養成することを目的とした講座であります。事件・事故の被害者、家族の方を支える活動に関心のある県民等を対象に実施しているということで、令和６年度の初級講座の受講者は居住地別で申し上げますと、那覇市が10名、宜野湾市が１名、浦添市が４名、豊見城市が２名、南風原町が１名、八重瀬町が１名、金武町が１名、合計４市３町で合計20名となっております。

同じく中級講座については、居住地別で那覇市が３名、浦添市が１名、豊見城市１名、金武町１名、３市１町で合計６名となっております。

それと市町村の出前講座ということで、令和６年度は那覇市の１か所ということになっております。これは市町村に照会をかけるんですが、手を挙げるところがなかったというところで１か所になっております。

以上です。

○比嘉忍委員　初級・中級がボランティア相談員の養成という形で、現時点でその講座を受けている方々、県が大枠必要としている人数に対して、充足率というか足りているのかどんな状況ですか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えいたします。

充足率という考え方は特に今持ってはいないんですが、今後もっと多くの方々にこのボランティアの活動をしていただければと考えております。

○比嘉忍委員　続いてですね、この（２）の市町村等巡回パネル展について、10か所の開催とありますので、開催実施状況と来場した方々の反応とかというのがもしありましたら、よろしくお願いします。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えいたします。

パネル展のほうはですね、県立図書館や県庁１階ロビー、あるいは市町村へ巡回でパネル展を行うとか、そういった活動をやっております。それで、実際にこのアンケートというか、この展示されたパネルを見ての感想というところは、申し訳ないですが、手元に準備しておりませんので、ちょっと把握していないというところです。申し訳ないです。

○比嘉忍委員　ありがとうございます。

この100ページの効果の３にあります見舞金制度が、昨年令和６年から創設されていますので、昨年度の実績について質疑したいと思います。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

令和６年度の見舞金の実績ですが、支給件数が15件、支給総額が225万円となっております。

以上です。

○比嘉忍委員　ちなみに申請して支給されなかったという、何かケースがあるんですか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

１件だけ要件に合致しないというものがございました。

○比嘉忍委員　ほぼ全てが適用されたということで認識しておきたいと思います。

続きまして、102ページの消費者行政活性化事業、同じ主要施策の点から、昨年度令和６年度の消費者被害の実例等が寄せられているのがありましたら、お願いします。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えいたします。

昨年度令和６年度、まず県消費生活センターに寄せられた相談というのが、5023件ございました。

その中で多いものとしては、化粧品や健康食品などの通信販売における定期購入に関するトラブルということで、これが703件、全相談件数の14％ということになります。

内容としましては、格安の商品をお試しのつもりで注文したんですが、これが実は複数回購入しなければならない定期購入の契約であったとか、定期の縛りはないですよと記載されてはいたんですが、実際は解約するまで続く定期購入という意味であったという事例。また、解約したくて事業者のほうに電話をするんですが、なかなか連絡が取れないという事例などがありまして、特に60歳以上の方の相談が多くてですね、先ほど言った703件のうちの323件、45.9％が、この60歳以上の方が占める割合となっております。

また、若年層のほうで、多い相談としましては、ＳＮＳ広告やインターネット検索で見つけた副業に関するトラブル、これが増加しております。動画で見た簡単な作業をするだけで、報酬が得られますようという内容の話を信じまして、副業を行うための高額なサポート契約を結んだ。しかし、全く儲からない、あるいはまたサポート契約のために消費者金融から数百万円の借金をしてしまったといった内容の相談が寄せられております。

以上です。

○比嘉忍委員　今ありましたように、定期縛りがないと言いながらも複数回のとか高齢者が多いということでありますので、また今後高齢者の方々の防止に特化したような何か、今後見通しとか計画があるのでしょうか。

それと、すみません、関係ないかもしれませんが投資詐欺とかでもですね、今、県内中部、南部、北部にも高齢者の被害者がいるんですけれども、そういった部分の消費者相談とかというのもあるんでしょうか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えいたします。

高齢者に対する啓発というところで、チラシとか市町村の窓口で注意、呼びかけをしてもらうとか、またホームページにも掲載しているんですが、ちょっとお年寄りの方には見づらいものがあるのかなというところもありますので、なるべくお年寄りの目にしやすいところでのパネル展、市町村の役場の中とか、そういったところで活動を行っていければなと考えております。

また投資詐欺については、こちらは高齢者に限らず全年代にわたって、くまなく対象となっている部分もございますので、県警と協力しながらホームページとか、今だとインスタというんですかね、ＳＮＳ関係を消費生活センターのほうで立ち上げておりますので、そちらのほうなどを通して啓発していきたいなと考えております。

以上です。

○比嘉忍委員　よろしくお願いします。

今ありましたように、ちょっとネット等不慣れな高齢者等も分かりやすく、防止につながるような活動も、ぜひ今後も展開していただきたいなと思います。

（４）の食品ロスの啓発活動の実施状況についてお願いします。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

県では食品ロスに関して、令和４年３月に沖縄県食品ロス削減推進計画を策定しまして、行政、消費者及び事業者等の多様な主体による連携協働の下で、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図っているというところでございます。

昨年度については、街頭ビジョンのデジタルサイネージを活用した広報や小売事業者と連携した消費者参加型の啓発イベント、こういったものを実施しているほか、飲食店等に対してＳＮＳやラジオで食

べ残しを減らす取組である3010運動などの協力を呼びかけております。

また、県立図書館でのパネル展や県の様々な広報媒体を活用しまして、家庭における食品ロス削減の普及啓発を実施しているといったところになります。

○比嘉忍委員　こういった食育にも関わるような観点になります。教育委員会とも関わってくるかもしれません。学校給食の場でもですね、そういった食品ロス等の展開をできたらなと思っております。

最後に、課題がございました。先ほどもちょっと述べておりましたけれども、若年者への消費者教育の強化が必要であるということがございます。その課題をどのように解決していくかという取組予定がございましたら、よろしくお願いします。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えいたします。

食品ロスについて、令和４年３月に計画を立てましたが、令和３年度の食品ロスの推計発生量が６万1000トン、これを10年かけて、令和13年度までに約５万1000トン、約１万トンの削減ということで目標にしているところでございます。

内訳としましては、令和４年度に県が調査した県内の食品ロスの推計発生量というのが約５万4000トンになっておりまして、前年度の令和３年度と比較して7000トン減少しております。

内訳としては、事業系で5000トン、家庭系で2000トンの減になっておりまして、目標値に対しては順調に削減が進んでいるところです。

しかし、一方で事業系に比べて家庭系の減少量が少ないというところを今、課題と捉えておりまして、消費者関係団体や生産、小売、飲食業関係団体などで構成される沖縄県食品ロス削減推進県民会議でいただく御意見を参考にしながら、引き続き家庭への普及啓発活動に注力して、様々な取組を行っていきたいと考えております。

また、こちらで作っている資料などを教育委員会とも共有しまして、協力しながらこの普及啓発に食品ロスへの意識の普及啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○比嘉忍委員　削減目標を１万トン、今現時点7000トン達成しているということですので、あと3000トン、目標達成に向けて頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長　次に、小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員　100ページの主要施策ですね。

犯罪被害者支援制度に関連して、これは市町村の体制強化という部分も事業の目的に入っていますから、令和６年度当初では、たしか関連条例を計画、制定している市町村、沖縄県はゼロだったはずなんですね。これ島根県、香川県、愛媛県と並んで４県ゼロという状況だったんですけれども、令和６年度末終了時点で策定状況がどうなっているのか教えてください。見込みも含めてでいいです。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

犯罪被害者支援条例の策定を行っている市町村の状況というところで、今年の４月時点で制定している市町村がありまして、名護市、国頭村、大宜味村、東村、竹富町の５市町村になります。

また、これに加えまして、９月には新たに渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、この４村で制定がされまして、９月末時点で９市町村が犯罪被害者支援条例の制定を行っているというところになります。

○小渡良太郎委員　これ条例を制定しているのとしていないのとで、どういった違いが出てきますか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　条例を策定することで、その機関内の情報共有の在り方が非常にスムーズになるというところと、あと、またその条例の中で見舞金等、あるいは経済的支援とか、そういったものの位置づけをしてもらう、そういう項目がございますので、見舞金などは市町村の判断になるんですが、そういった経済的支援や市町村ができる支援というのを条例の中で取り込んでいくということになります。

○小渡良太郎委員　令和６年度決算なので、令和６年度末での時点の状況がメインではあるんですけれども、被害者支援制度、県がずっとやっているというのは分かってはいるんですが、もしこの対応が市町村によってばらつきがあった場合、やはり沖縄県としてしっかりそこは是正を図っていくべきじゃないのかと。条例、計画が制定されている、されていないというところでも、これだけまだ未制定のところが多いです。全国では進んでいる中で、沖縄県はちょっと遅れているなというところもありますので、今走っている令和７年度も含めて、まず条例をつくっていただいて、ぜひ全県で最低限以上の支援ができるような体制を構築していただきますよう、これは要望いたします。

次に、ちょっとページ戻って98ページ、飲酒運転

根絶に向けた社会づくり。

これ長年ずっと取り組んでいる事業だと思うんですが、もう広報啓発の時期は、私個人的には過ぎているのかなというふうな気がするんですけれども、何かこの令和６年度で新たに取り組んだものとかがあれば教えてください。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えいたします。

県では、各季の交通安全運動における飲酒運転根絶に関する広報啓発や、また飲酒運転根絶パネル展、高校生による飲酒運転根絶メッセージのラジオＣＭとして制作、放送するといった取組を関係機関・団体と連携して行っているところですが、昨年度は、新たな取組としまして、これまで１か所で大会形式で飲酒運転根絶大会といった形で行っていたものから、対象者を絞った取組、また多様な取組ということで、沖縄県飲酒運転根絶県民運動ということで展開しております。

内容としては、飲酒運転で検挙される年齢層、これは20代の若者が最も多いということ、また、米軍関係者の飲酒を起因とする事故の構成率が、県内の構成率に比べて高いということがあります。その中で、飲酒運転根絶アドバイザーといった飲酒運転事故の体験者のお話を、実際に県内の専門学校や米軍基地に出向いて講話を実施するといったもの、それと、県警及び沖縄市と連携しまして、オキナワモーターショー2024の中でブース出展を行うなど、こうした啓発活動を強化しているというところになります。

○小渡良太郎委員　長年続けてもワーストが変わらないという状況がずっとある中で、やっぱり飲酒運転根絶に向けた社会づくりというものですから、１歩、２歩踏み込んだ取組というのも、今後はというか、もう既に必要なんじゃないかなと思います。

例えば、私、自動車学校をやっているんですけれども、酒を実際にその場で飲んでもらって、もちろんクローズのコースの中で体験をさせて、どれだけ認知に違いがあるのかというのをたまにやったりするんですけれども、なかなかそういったことをほかのところでやっているとも聞かなかったりします。

実際これ、米軍に対してのものでもやったというのを、この間、軍特委員会の中でも聞いたものですから、やはりそういった体験してもらって、危ないんだと。ちょっと飲んでも、これだけ認知に差があるんだというのをやっていくのも、一つ実体験としての意識啓発につながるのかなと思います。

これはあくまで一つの提案なんですけれども、ぜひ１歩も２歩も踏み込んで、本当に減らしていけるような取組というのを、ぜひ考えてやっていただきたいと思うので、最後部長に見解をお聞かせいただいて終わりたいと思います。

○北島智子生活福祉部長　御提案ありがとうございます。

おっしゃるように、どのくらい飲めば飲酒運転になるのかというのが県民もそうですけれど、米軍のほうでもなかなか認識に違いがあるということで、令和６年度からはそういった形で、米軍基地の中で25回ほど講話をさせていただいています。

その中では、やっぱりそういった体験をしてもらって、それが機械で測ってみたらこれだけになりましたよというような実体験をしてもらいまして、そういったことで特に来たばかりの軍人さんも含めて、日本での飲酒運転というのはこのレベルなんですよというのを広く周知したという活動もしているところです。

加えまして、今、御提案がありましたように自動車学校等も通じまして、何が効果的なのかというのは常々、担当者とも意見交換をしているんですけれども、他県の状況もいろいろ聞きながらですね、他県でもなかなか厳しい、なかなか得策がないということを聞いてはいるんですけれども、広くこのような機会も通じまして、皆さんからの効果的なものがないかどうかを確認しながら、１つでも２つでも、そういった取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

○新垣新委員長　次に、米須清一郎委員。

○米須清一郎委員　主要施策の109ページ、災害時の福祉支援体制の構築という事業ですけれども、執行率82％、不用が400万円余りというところで、その不用の要因をお聞かせください。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

ＤＷＡＴおきなわの派遣費用として、令和６年９月に1154万4000円の予算措置をしましたが、派遣職員数、派遣のほうが下回ったということで、273万5000円の不用が生じました。

また、県内で災害が発生し、なおかつ災害救助法の適用がない場合のＤＷＡＴおきなわの派遣費、これは災害救助法に基づかなくても派遣をできるような予算として確保していたんですけれども、派遣がなかったということで91万4000円の不用が出ました。合わせて、約400万円程度の不用が発生したと

いう状況であります。

○米須清一郎委員　事業の中身で２つあるということで、災害時要配慮者支援事業としてのアドバイザー業務、２つ目に災害時福祉支援体制整備なんですけれど、このアドバイザー業務のほうですが、いつからこの事業、何年度から始まっていますか。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

事業は、令和元年度から始まっております。

○米須清一郎委員　６年間実施したということで、委託をしてやっているということですね。委託先は、ずっと６年間一緒ですかね。どこに委託していますか。

○又吉剛福祉政策課長　資料109ページの（１）のアドバイザー業務については、一般社団法人ＡＤＩ災害研究所というところに委託をしております。（２）のＤＷＡＴの運営については、沖縄県社協のほうに委託をしております。

○米須清一郎委員　このアドバイザー業務、１社、ＡＤＩ研究所、６年間ずっと同じところですか。随意契約とかそんな感じですかね。ずっと同じところか、あと委託の仕方というんですか。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

６年間同じ委託先となっておりまして、プロポーザル方式のほうで契約を結んでいるところです。

以上です。

○米須清一郎委員　前から何回もこの防災とか災害支援、関心があって取り上げています。

この主な施策の資料を見ますと、令和６年度は相談支援を７市町村実施したというふうになっているんですけれども、事前に聞き取りしたり、その中で資料頂いたものを見ると、11市町村を訪問したり、情報提供したりというような感じなんですよ。あと、それ以外のセミナーを何回も開いている。それ以外に、また個別の相談も受けているというところで、ここで分からないぐらいやっている感じなんですよね。これは質問というよりも、この資料、事業報告の改善が必要じゃないかということは求めたいと思います。

それで、６年目の令和６年度、対前年度と比べて、目的である個別避難計画、それから避難所が令和５年度から令和６年度どう増えたのか、計画の策定、避難所の設置ですね。令和６年度が対前年度どう変わったかというところを教えてください。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

まず、個別避難計画の令和５年度と令和６年度の比較なんですけれども、数でいいますと令和５年度が3974件になりますが、令和６年度は3976件と、２件ほどしか増えていないんですけれども、実際、市町村ごとに差というか状況がありまして、例えば那覇市であれば2603件から2658件と55件増えたりとか、宜野湾市でも約30件ぐらい増えたりしているんですが、１か所、伊平屋村が令和５年度は332件作成していたんですけれども、令和６年度88件になっています。これは要配慮が必要な方をちゃんと精査した上で個別支援計画をつくったという状況となっております。それで減っているところもあるということで、実質トータルすると２件しか増えていないように見えている状況です。

あと福祉避難所の数ですけれども、令和５年10月１日時点で設置数が204になっていたのが、令和６年８月１日には202になって２件減ってはいるんですけれども、これまで組み直しとかいろいろ年度ごとに市町村と福祉避難所とのやり取りがありまして、状況が変わっております。令和４年12月１日から比べますと５件ほど増えておりますので、現在、県としましては、アドバイザー派遣をしながら、増えるような取組をしていきたいと考えております。

以上です。

○米須清一郎委員　個別避難計画ですから、その対象者の人数ですかね、件数とか、福祉避難所であれば、その施設みたいなところかと思うんですけれども、41市町村で見たときに、令和５年度と令和６年度の増えた減ったみたいなのというのは分かりますか。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

市町村ごとにカウントしますと、個別支援計画につきましては、令和５年度が21、令和６年度が23となっております。参考までに、令和７年度は30となっております。

福祉避難所につきましては、すみません、ちょっと細かくなってしまいますので、後ほど資料として提供させてもらってもよろしいでしょうか。

○新垣新委員長　はい。

○米須清一郎委員　ちょっとね、中身細かくて分かりにくいと思うんですけれども、個別避難計画でいけば、大半の市町村が何か一部手をつけている感じだと思うんですね。全部作成済みというのが、たしか５市町村。残りの36市町村というのはできていないことになると思うんですよ。そこをどう捉えるかというところだと思うんです。これ実施は市町村ですし、やるの大変だと思います。それを支援するための事業だというふうに理解していますけれども。

あと福祉避難所。これも指定の避難所と協定の避難所というのがあるようですよね。大半のところは協定の避難所が進んでいる。協定のというのは、その辺の大事なところ、個別避難計画は全部作成するのにどうするのか、進んでいない福祉避難所の指定をどう進めていくかというところで、市町村に対する支援を求めたいと思うんですが、その辺どう考えているでしょうか。

○又吉剛福祉政策課長　今、委員のおっしゃるとおり、市町村によっては少し力量みたいなものがあって、ノウハウがちょっと不足しているということもありまして、なかなかそういった取組が不足している部分もあります。そこを補うというか、ぜひノウハウを身につけていく必要があるということで当事業がありまして、アドバイザー業務がありますので、このアドバイザーに委託している団体は防災士であるとか、福祉住環境コーディネーター、介護福祉士、気象予報士、また大学院客員研究員といった方々が構成員となっておりますので、そういった方々からのノウハウ、また、ほかの県での災害の実態とか状況とかも分析されているというふうに聞いていますので、そういった状況を踏まえたノウハウをぜひ市町村の皆さんに受け継いでいただければいいかなと思いまして、このアドバイザー業務をぜひ進めていきたいと思っております。

以上です。

○新垣新委員長　次に、山里将雄委員。

○山里将雄委員　お願いします。

全ての部に内部統制評価報告書から質疑をしているところなんですけれども、生活福祉部については、識別数が183件で、発現数が16件というふうになっています。ただですね、今回は生活福祉部については、いわゆる重大な不備ということで、北部豪雨に係る国庫補助金が受けられなかったという、そういうことが起きてしまったわけですけれども、年度当初に識別して対応策を整備したリスクについて対応を講ずるというふうになっているんですけれども、このことについても識別されていたのか、その辺はどうでしょうか。

○又吉剛福祉政策課長　内部統制につきましては、年度当初にどういったリスクが発生するおそれがあるかとか、そういったもので確認していくんですけれども、北部豪雨につきましてもリスクとして識別はしていた状況があります。

以上です。

○山里将雄委員　識別していたという状況の中で、どうしてこれが発現したのかということになるんですけれども、そこはどうですか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えいたします。

県のほうでは、リスクとして内閣府との連絡体制とかですね、災害時における迅速な初動体制、こういったものが少し欠けていたのかなという認識を持っておりまして、その辺を今、連絡体制については見直しを行いまして、窓口の一本化ということになっております。

また、迅速な初動体制というところについても、警報以外の気象情報、あるいは市町村情報を盛り込んだ災害対策本部の設置基準の見直し、こういったところにおいて改善策を講じているというところになります。

○山里将雄委員　リスクとして識別したのに発現してしまったということですので、今お話があったんですが、このリスクの洗い出しはできていても、その後の予防とか対応策が十分に機能していないということが考えられるんですよね。そういうことを当然これから防いでいかなければならない。しっかりと部内で対応していかなければならないと思うんですけれども、その再発防止、この件に限らず、こういったリスクの発現後に対する対応策について、部としてどのように考えていますか。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

まず、先ほど御説明した重大な不備につきましては、本島北部豪雨関連事案の再発防止に向けて、災害救助法に関する内閣府からの緊急連絡先について、これまでの同法所管課である生活安全安心課から24時間365日対応可能な災害対応総括課、これは知事公室にある防災危機管理課となりますけれども、そこに一本化しました。

同法に関する市町村説明会において、市町村からの災害情報の報告や同法適用の要請について説明し、認識を今、共有しているところです。

生活福祉部でリスクが多かった事案としては、ほかの部局でもあるんですけれども、情報管理に関する事案がありました。それについては、情報管理に関する事案の再発防止に向けて、複数人で宛先等の確認を行うなど、チェック体制の強化や関係規定に基づく適正な公文書管理を行うなど、情報管理の徹底に努めているところでございます。

以上です。

○山里将雄委員　最後になりますけれども、今回の事案も含めて、このリスク管理について、部長の評

価といいますか、考えをお伺いします。

○北島智子生活福祉部長　お答えいたします。

今回、当部においては16件のリスクが発現しています。主に、財務や情報管理に関する事務ということで、この辺りは確認不足等による基本的なミスということが複数発生しておりますので、ここはそういった軽微なミスを減らすという取組を強化しているところでございます。組織として、人が足りない中で、やはり個人の責任ではなくて、組織としてどうやってミスを減らしていくかというチェック体制というものを細かに定めて、防いでいこうということをしております。

それから、また重大な不備事案ということで、今回、北部豪雨の災害における事務手続の遅れによって、災害救助法の適用の機会を失うということがありまして、一般財源によってその適用と同等の支援を行ったということがございました。これについては、先ほども生活安全安心課、それから福祉政策課のほうからもありましたけれども、やはり大雨に対する防災体制というのが、庁内における役割分担というのが詳細な取決めがなされていなかったということも大きいかなと思っております。

それから、災害救助法の４号適用というところの認識、これまでは生活福祉部のほうでは１号から３号までの実際に災害が起きた後の災害に対する被災者支援というところがメインだった。これが４号適用ということが充実してきまして、特に台風ではなくて、大雨ということに対しての体制がどうなっていたのかというところにつきましては、非常に反省するところが多いということでございます。

そこにつきましては、先ほども申し上げたような庁内での防災総括の知事公室とともに見直しを行いまして、今後そのようなことが起きないように初動体制でしたり、災害対策本部の立ち上げのときの気象情報の迅速な共有でしたり、そういったものを細かに決めてやっているところでございます。

総じて言いますと、今後の年度当初には不備事案の周知徹底とかですね、識別したリスクのうち重要性の評価が高いリスクにつきましては、しっかりと確認して各所属の状況に応じまして、より具体的な対応策を検討して業務に適応するように周知をしてございます。

今後は、重要な不備を発生させないように、リスクの未然防止に向けて引き続き取り組んで、部を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○新垣新委員長　次に、松下美智子委員。

○松下美智子委員　生活福祉部の皆様、こんにちは。お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

私のほうは、新規の事業２つ、ちょっと質疑をさせていただきます。

まず、121ページの医療的ケア児等総合支援事業についてですけれども、一応、令和６年度の新規事業となっていますので、それまでの経緯と取組についてお伺いします。

○大湾朝貴障害福祉課長　お答えします。

県では、令和５年７月に沖縄県医療的ケア児支援センターを開設しております。コーディネーターのほうを２名配置しておりまして、離島も含めて、医療的ケア児の方々が安心して暮らせるというところの支援体制のほうをやってきております。

具体的には、医療的ケア児センターのほうで、そういった圏域の自立支援連絡会の参加ですとか、市町村の医療的ケア児コーディネーターとの連携体制ですとか、あと医療的ケア児のコーディネーターの養成研修ですとか、そういった形でこの事業を通して取り組んでいるところであります。

○松下美智子委員　医療的ケア児の新事業、新規で起こしていただいたことに感謝いたします。

この事業期間が令和６年度とだけ記されているんですが、これは継続していかないのでしょうか、お聞きします。

○大湾朝貴障害福祉課長　お答えします。

先ほど申しましたように、医療的ケア児センター自体は令和５年７月からスタートしておりまして、令和６年度においても継続してやっていまして、令和７年度においても継続して実施しているところであります。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、松下委員から主要施策の成果に関する報告書に記載されている事業期間が令和６年度の単年度のみの記載となっていることについての確認であるとの発言があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

○大湾朝貴障害福祉課長　失礼しました。

この121ページの表記が令和６年度と単年度みたいに見えてしまっていますが、ほかの事業と一緒でですね、令和６年度以降の表記が漏れております。失礼しました。

○松下美智子委員　安心しました、よろしくお願いします。

それで、ちょっと時間がなくてあれなんですが、絡めてお聞きしたいんですが、この109ページのところの災害時の福祉支援体制のところ。ちょっと課がまたがっておりますが、先ほど福祉避難所に関しては202とおっしゃったんですかね。私、この資料を出したとき190となっていて、非公開が12とあるんですが、この福祉避難所なのに非公開になっている理由を伺いたいんですが。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

福祉避難所については、先ほど説明した指定と協定というものがあるんですけれども、どちらも福祉避難所の協力が必要になってきます。

福祉避難所のほうで、例えば、公表してしまうと殺到するということが懸念されるということで、災害時にはもちろん公表することもあるんですけれども、それまではちょっと公表は控えてほしいという施設側の要望を踏まえてのことがあります。

あとは、例えば、福祉施設のほうに通所しているとか、通っている方がいらっしゃる場合に、この方は対応しますよという施設もあったりしますので、その場合は非公開としている状況があります。

以上です。

○松下美智子委員　分かりました。

日常的に通われている施設が多く載っていますので、事情が分かりましたので、ありがとうございます。

それで、この121ページの医療的ケア児が災害のときに避難する場所は、指定福祉避難所ということの理解でよろしいんでしょうか。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

状況によると思うんですけれども、例えば福祉避難所、通われている施設が大分距離があって、川等が増水してなかなか行きづらい場合は、恐らく学校の体育館とかに避難すると思います。そのときには、そこで福祉的な支援をしなければなりませんので、その準備等もしないといけません。そういった状況があるんですが、まだその避難所のほうでなかなか対応が難しい場合には、少し落ちついてからになるかもしれないんですけれども、福祉避難所のほうに避難していただくという状況があると考えております。

○松下美智子委員　すみません、私が伺っているのは医療的ケア児なので、体育館への避難というのは、要するに全ての機能が、設備が整っているところでないと避難できないかと思うんですが、医療的ケア児はどこに避難しますかというのを伺っているんですけれど。

○城間敦生活福祉統括監　お答えします。

医療的ケア児という方々においても、障がいの程度というのもやっぱりいろいろございまして、委員、多分御心配されているように、様々な設備がないと受入れができないというところもあるかと思います。

そういった方々については、確かにおっしゃるように福祉避難所のほうが多分優先されるんだとは思いますが、必ず医療的ケア児が福祉避難所に行くかというところまでを我々ちょっと把握はしておりませんので、そこは個別のケースケースによるものなのかなというふうに考えているところでございます。

○松下美智子委員　すみません、ごめんなさい。かみ合わないのでまた個別で。医療的ケア児、この福祉避難所でも見れない施設がたくさんあるものですから、またちょっと別の機会にさせていただきます。すみません。

最後、123ページ。私はこの新規事業を大変うれしく思っています。障害者芸術文化活動支援センター事業ということで、障がい者の方にこの芸術文化活動の支援をしてくださるという新規事業、大変期待しております。一応、執行率が低い理由も聞き取りのときで伺ったんですが、この事業の概要と、これについて御答弁をいただきたいと思います。

○大湾朝貴障害福祉課長　お答えします。

この障害者芸術文化活動支援センターというのは、もともと国のほうが2017年度から各都道府県への設置を促進しております。目的としては、障がいのある方の芸術文化活動、美術ですとか芸術、音楽などの普及の推進を目的にということで、オールジャパンで国が促進しているところであります。

本県におきましても、令和７年１月にようやくですけれども、障がいのある方や家族、福祉施設、支援団体等の芸術文化活動を支援する拠点として、沖縄県障害者芸術文化活動支援センターのほうを設置いたしました。

当センターにおいては、電話やメールとかで相談を受けられる相談窓口をまず設置しております。あと県立芸術大学ですとか、九州障害者アートサポートセンターなどとも連携して、関係者のネットワーク会議ということでネットワークのほうの形成をしております。

さらに、専用ホームページも開設したり、あとＳＮＳでの情報発信を行っているところであります。

具体的には、去る令和７年３月22日におきなわ工芸の杜において、先進的な取組を行っている方々にお越しいただいたセミナーですとか、あとアート展のほうも開催しております。

今年度においても、令和８年３月12日から３月22日まで、浦添市美術館にて障がいのある方が芸術文化活動に参加できる機会の創出として、わったーアート展2026というのを開催する予定になっています。

引き続き、この事業を通して障がいのある方の芸術文化活動の普及が推進され、多くの方が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるようになるなど、障がいのある方の自立と社会参加の促進が図られるよう取り組んでまいります。

不用の説明ですけれども、先ほど言ったとおり、このセンターが令和７年１月に開所となっております。もうちょっと早く開所したかったんですけれども、この新規事業の業務内容の調整ですとか、あとは、委託事業者を公募で選定していますが、この公募選定に係る準備期間を要したため、実際、令和６年度の事業実施期間がちょっと短くなってしまったということで、今回不用が生じている次第です。

以上です。

○松下美智子委員　ありがとうございます。

障がい者の方の大きな希望になる事業だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○新垣新委員長　次に、西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　111ページの民生委員のところ、１点だけお尋ねします。

年齢制限の撤廃の関係で、まず確認しますけれども、浦添市の充足率を聞いて低かったと思うんですが、もう一度。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

浦添市の充足率は61.7%となっております。これは令和７年３月31日現在の数字となっております。

○西銘純恵委員　民生委員をされている方から、80歳を過ぎても元気で対応できるのに年齢制限があるって言われていたんですよ。規則改正という話もされたんですが、どうなりますか。早いうちに年齢撤廃、市町村から要望があればできると言ったんですが、具体的に対応の方法をお尋ねします。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

先ほども御説明させていただいたんですけれども、各民児協とか各団体からも同等の意見がありまして、80歳で歳で区切るというのはやっぱり――できる人も中にはいらっしゃるので、ぜひさせてほしいという要望が結構ありました。

それを踏まえて、現在では再任を80歳までとしておるんですけれども、今、市町村への意見を確認した上で、12月１日時点、ちょうど一斉改選の日になるんですけれども、その日までには80歳、この年齢制限を撤廃するというよりも、各民児協で判断していただきたいというところで、今、要綱等の改正を行っているところです。

以上です。

○西銘純恵委員　消費者行政活性化事業、102ページですが、相談件数5023件は間違いないでしょうか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

令和６年度の県消費生活センターに寄せられた相談件数は、5023件になります。

○西銘純恵委員　先ほども少し出たんですが、相談の分類別で多い順から、あと年齢も多いほうから少し説明をお願いします。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えいたします。

消費生活相談情報は今、国民生活センターの分類に基づいて統計を取っているところでございますが、その分類の中から１例を挙げまして、商品・役務別の分類の中で多いものというところで、まずは通信販売における定期購入に関するトラブル、これが化粧品や健康食品でありまして、また、続いて身に覚えのない請求や不審な電話、メールに関する商品一般、そのほか退去時の原状回復費用に関するトラブルの多い賃貸アパートという分類での相談が上位となっております。

○西銘純恵委員　年齢別も聞いたんですが、すみません、数字も件数多い順にお願いします。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

化粧品が496件、それと商品一般、これは、身に覚えのない請求とか荷物とかが来ましたというのが359件。健康食品、ダイエット食品とかサプリメントの契約でトラブルになったというのが319件、賃貸アパートのトラブルですね、この相談が248件ということになっております。

また年代別の相談の傾向ということで、まずは20歳未満については、特に小中学生が当事者となる相談もありまして、これはオンラインゲームへの課金トラブル、これが最も多くなっております。これが43件ですね。続いて、20代、30代では副業関連、賃貸アパートの退去トラブルと借金、脱毛エステ、ま

た中古自動車の購入等に関する相談が多く寄せられております。

また、60代以上については、健康食品、また化粧品などの定期購入ですね。それと、不審なメールや電話に関すること、スマートフォンやＷｉ－Ｆｉに関すること、また借金などの相談が多く寄せられております。

以上です。

○西銘純恵委員　とても深刻だと思うんですよね。相談件数は増えていますか、どういう状況ですか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

先ほど申し上げましたが令和６年度では5023件ということでしたが、前年度と比較しまして、令和５年度は4813件、これから210件増加しているということになります。

増加ということで、令和３年度が一番底を打っていまして4699件。ここからはほぼ横ばいに近いんですが、やや微増という形になっているかと考えております。

○西銘純恵委員　消費生活センター、とてもスキルのある方が対応して、すぐ解決できた事例があったんですね、私関係して。それで運営はどのようにやっていますか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

沖縄県のほうでは、相談員の窓口、相談業務のほうを特定非営利活動法人の消費者センター沖縄さんのほうに委託しております。

以上です。

○新垣新委員長　休憩いたします。

（休憩中に、西銘委員から運営状況についても答弁するよう発言があった。）

○新垣新委員長　再開いたします。

仲宗根英之生活安全安心課長。

○仲宗根英之生活安全安心課長　令和６年度の沖縄県の相談体制ということで、１日当たり県庁に５名以上、また宮古、八重山分室に１名ないし２名の相談員を配置しております。

それで、先ほど申し上げましたが、特定非営利活動法人消費者センター沖縄さんのほうに運営は委託しておりまして、令和６年度は相談員としての経験年数が10年以上の方が10名以上在籍するということになっております。

以上です。

○西銘純恵委員　委託料といいますか、やっぱり給与が少しでも上がらないといけないと思うんですね。どうやっていますか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

令和６年度と比較しまして、令和７年度の委託料については、当初予算で500万円近く金額を増額したところでございます。また、次年度についても増額で要求しているところでございます。また、この団体に対する委託をしておりまして、個別の相談員の給与に関する増額をしなさいというような、指導をすることはできないんですが、県としては相談員の勤務条件の向上ということに向けて、できることは行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員　深刻な金銭的な精神的な負担のあるこの消費者被害ですよね。だから、それをなくしていくという方法、どういうふうにしてやっていますか。

総務省もやっているかと思うんですけれど、私は沖縄県がラジオでもこういう被害相談が多くなっています、気をつけましょうとか、ラジオで啓発するとか、インターネットとかじゃなくて、誰でも耳に入るようなそういうやり方が必要じゃないかと思うんですがいかがですか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えいたします。

そうですね、広報啓発ということであるとは思うんですが、消費者教育という観点から、出前講座というものを取り入れておりまして、希望する団体さんがいらっしゃいましたら、そちらのほうに申し込んでいただいて、またこちらからその消費者トラブルに関する講座を実際に出向いて行うといったこともやっておりますし、インターネットとかインスタグラムでの情報発信。また副業とかインターネット上でのそういった怪しい契約はなるべくしないようにというユーチューブでの動画配信なども、今行っております。これはちょっと予算に余裕があるときに集中的に流すという形になっております。

以上です。

○西銘純恵委員　被害が少なくなるように頑張ってほしいです。

次は、104ページの重層的支援体制整備事業の説明をお願いいたします。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

重層的支援体制整備事業につきましては、令和２年６月に公布された社会福祉法改正により規定がされ事業ができております。

市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズ

に対応する断らない包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業となっております。

なお、この事業を希望する市町村が手挙げに基づく任意事業となっております。

以上です。

○西銘純恵委員　包括支援ということで、とても複雑な行政、市町村がやる仕事としても、やっぱり県が支援をしなければできない町村があると思うんですよね。これが生かされて、ネットワーク形成事業というのはあるんですけれども、これが生かされたらいろんな意味で救われる皆さんが出てくるというのも目に見えていますので、これは市町村みんな既にできたんでしょうか、この事業というのは。

○又吉剛福祉政策課長　お答えいたします。

この事業につきましては、まず令和７年度、今年度から沖縄市が初めて取り組んでおります。

そのほか県内市町村で、那覇市、うるま市、浦添市、南城市が重層的支援体制整備事業の移行準備事業として、今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員　ぜひこれを確立してもらって、そして県としたらネットワーク形成に向けていくと。とても期待していますので、頑張っていただきたい。

以上です。

○新垣新委員長　次に、平良識子委員。

○平良識子委員　よろしくお願いいたします。

102ページの消費者行政活性化事業ですけれども、私のほうからは、（２）番目のとりわけ若年層に対する啓発活動についての決算の実績、取組状況をまずはお伺いいたします。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

まず、若年層への消費者教育ということで、県の消費生活センターのほうでは、県民一人一人が考えて行動できるウチナー消費者となることを目的に、今、消費者教育出前講座、これを実施しております。

この講座は、団体からの依頼に基づいて講師が出向いて行うものでして、申込者は学校や放課後児童クラブ、公民館等を所管する市町村教育委員会や、また自治会、社会福祉協議会、こういった団体となっております。

また、令和６年度の出前講座の実績につきましては、一般の団体も含めて全体で71回、3181名となっておりますが、そのうち若年層への実績としましては、学校への出前講座としまして、中学校４校で22回、高校では８校に対して15回、特別支援学校で５校に対して６回、大学では１校に対して３回の講座を実施しております。また、専門学校１校に対して１回、これ全部合わせると合計19校で47回の実施になります。

あとは小学生なんですが、放課後児童クラブのほうから申込みがありまして、こちらは２か所で各１回、合計２回実施しております。

以上です。

○平良識子委員　先日ニュースでも、小学生の頃からオンライン違法カジノをやって児相に通告されたという事例もありますので、やはり私は本当に小・中・高、全ての学校において取組が必要だと思いますし、那覇市以外でも各委員会、各市町村のニーズも要望もあるわけですよね。なので、ぜひ拡充していただきたいんですけれども、それはどのように今後拡充していく予定なのか、あるいは今年度どう広げているのかいかがですか。

○仲宗根英之生活安全安心課長　お答えします。

ちょっと予算的な面もありますので、それは置いといて、今後も県とか市町村の教育委員会に対してチラシを配布して、なるべく１回当たりで多くの小学生とか中学生を対象に講座を続けていければいいなというふうに考えております。

今後も引き続いて、消費者教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○平良識子委員　特に若年層についての拡充を検討お願いいたします。

最後に97ページの戦没者遺骨収集事業費なんですけれども、ボランティア団体への支援の詳細についてなんですが、団体数と、どのような支援額も含めて概況を教えていただけますか。

○宮城石保護・援護課長　お答えします。

令和６年度決算額の内訳につきましては、戦没者遺骨収集情報センター運営費の委託費が2384万2000円、遺骨収集ボランティア支援補助金が200万円、庁内事務費が９万6000円となっております。

遺骨収集ボランティア団体への支援につきましては、７団体へ総額で200万円の補助金を交付しているほか、ボランティア団体が遺骨収集現場へ入る際に、戦没者遺骨収集情報センター職員が必要に応じて同行し、安全への配慮や遺骨が発見された場合の警察への通報、遺骨受領などを行っているところでございます。

○平良識子委員　遺骨情報収集体制の構築について、また詳しく教えていただけますか。

○宮城石保護・援護課長　お答えします。

県では、遺族や戦争体験者の高齢化が進む中、新たな遺骨情報が得にくいことから、平成23年７月に戦没者遺骨収集情報センターを設置し、遺骨情報収集体制を構築し、取り組んできたところでございます。

同センターでは、戦没者遺骨の埋蔵情報等の提供を求めているほか、山林、または公共事業等の現場から遺骨が発見された場合には、発見者が警察に通報して、事件性がないかを確認した後、市町村援護担当部署または戦没者遺骨収集情報センターへ通報し、通報者または当該センター等が遺骨を収骨する体制を整えております。

収骨された遺骨は、同センターに仮安置され、厚生労働省により柱数の鑑定と年代測定の鑑定を行い、戦没者遺骨であることが判明した後、ＤＮＡ鑑定が実施されることになります。

そういった一連の遺骨収集情報センターを中心、核となって御遺骨を収骨する体制が常に整っていることが体制の構築ということで考えております。

以上でございます。

○平良識子委員　以上です。

○新垣新委員長　以上で、生活福祉部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでございました。

ありがとうございました。

休憩いたします。

（休憩中に、執行部退席）

○新垣新委員長　再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は10月14日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆様、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　新　垣　　新

令和７年10月10日

令 和 ７ 年 第 ５ 回
沖縄県議会（定例会）
閉 会 中 継 続 審 査

土木環境委員会記録

（ 第 １ 号 ）

令和７年第５回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

土木環境委員会記録（第１号）

開会の日時、場所

年月日　令和７年10月10日（金曜日）
開　会　午前10時３分
散　会　午後３時６分
場　所　第２委員会室

本日の委員会に付した事件

１	令和７年第５回議会認定第１号	令和６年度沖縄県一般会計決算の認定について（土木建築部所管分）
２	令和７年第５回議会認定第５号	令和６年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
３	令和７年第５回議会認定第12号	令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
４	令和７年第５回議会認定第15号	令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
５	令和７年第５回議会認定第16号	令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
６	令和７年第５回議会認定第17号	令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
７	令和７年第５回議会認定第18号	令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
８	令和７年第５回議会認定第24号	令和６年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出　席　委　員

委員長　仲　里　全　孝
副委員長　糸　数　昌　洋
委　員　喜屋武　　力　　大　屋　政　善　　下　地　康　教　　中　川　京　貴
　　山　内　末　子　　新　垣　光　栄　　比　嘉　瑞　己　　瑞慶覧　長　風

欠　席　委　員

委　員　又　吉　清　義

※決算議案の審査等に関する基本的事項３（６）に基づき、監査委員である又吉清義委員は調査に加わらない。

説明した者の職、氏名

土木建築部長	砂　川　勇　二
土木総務課長	池　原　勝　利
用地課長	池　原　秀　典
道路街路課長	砂　辺　秀　樹
道路管理課長	安　里　嗣　也
道路管理課沿道景観推進室長	下　地　　建
海岸防災課長	又　吉　一　誠
港湾課長	高　良　　亨
空港課長	大　城　嘉　和
都市計画・モノレール課長	下　地　英　輝

都市計画・モノレール課都市モノレール室長	湧　川　　治
都市公園課長	喜　納　　久
下水道課長	平安山　明　彦
住宅課長	具志堅　公　子

○仲里全孝委員長　ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めております。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和７年第５回議会認定第１号、同認定第５号、同認定第12号、同認定第15号から認定第18号まで、及び同認定第24号の決算８件の調査を一括して議題といたします。

土木建築部長から土木建築部関係決算事項の概要説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長　おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

令和６年度土木建築部の一般会計、下地島空港特別会計をはじめとする６特別会計及び企業会計であります流域下水道会計における歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

ただいま、表示同期しました歳入歳出決算説明資料（土木建築部）を御覧ください。

それでは、説明資料３ページを御覧ください。

企業会計を除く土木建築部の歳入は、予算現額（Ａ欄）1134億9894万3911円に対しまして、調定額（Ｂ欄）741億6560万4458円、収入済額（Ｃ欄）736億6703万9335円、収入未済額（Ｅ欄）４億8191万2719円であり、収入済額の調定額に対する割合、収入比率は、99.3％となっております。

また、不納欠損額（Ｄ欄）は、1665万2404円となっております。

４ページを御覧ください。

歳出総額ですけれども、予算現額（Ａ欄）1305億1556万4872円に対し、支出済額（Ｂ欄）850億5237万3059円で、支出済額の予算現額に対する割合、執行率は、65.2％となっております。

繰越額（Ｃ欄）は、419億3345万8562円で、繰越率は、32.1％となっております。

不用額（Ｄ欄）は、35億2973万3251円で、不用率は、2.7％となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算状況について御説明いたします。

５ページを御覧ください。

土木建築部の一般会計の決算について御説明いたします。

歳入は、予算現額（Ａ）1112億2588万3771円に対し、調定額（Ｂ）719億7549万6557円で、収入済額（Ｃ）が715億158万9465円、収入未済額（Ｅ）４億5725万4688円であり、収入比率は99.3％となっております。

また、不納欠損額（Ｄ）は、1665万2404円となっております。

収入未済及び不納欠損の主なものを款別にみますと、（款）使用料及び手数料の収入未済額が、４億1076万5501円となっており、主な理由としては、県営住宅使用料の滞納によるものです。

また、（款）使用料及び手数料の不納欠損額が1665万2404円となっており、主な理由としては、県営住宅使用料未収金の時効援用によるものとなっております。

続きまして、６ページを御覧ください。

（款）諸収入の収入未済額は、4648万9187円で、主な理由としては、談合問題に係る違約金の未収金によるものです。

続きまして、７ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（Ａ）1282億4250万4732円に対し、支出済額（Ｂ）832億1981万3671円で、執行率は64.9％となっております。

繰越額（Ｃ）は、415億6748万3562円で、繰越率は32.4％となっております。

不用額（Ｄ）は、34億5520万7499円で、不用率は2.7％となっております。

繰越しの主な理由としましては、国の補正予算関連事業の適正な工期の確保や、計画の変更等によるものです。

また、不用の主な理由としましては、８ページの（項）空港費（目）空港建設費における公共離島空港整備事業において、入札不調・不落に伴う工法・設計の見直し、用地交渉の難航等による執行残が生じたこと等によるものです。

続いて、特別会計の決算について御説明いたします。

10ページを御覧ください。

下地島空港特別会計の決算について、御説明いた

します。

歳入が、予算現額（Ａ）４億5365万2000円に対し、調定額（Ｂ）４億4435万5741円、収入済額（Ｃ）４億4201万5179円、収入未済額（Ｅ）が234万562円であり、収入済額の調定額に対する割合、収入比率は99.5％となっております。

収入未済の主な理由は、建物使用料の未収金であります。

続きまして、12ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（Ａ）４億5365万2000円に対し、支出済額（Ｂ）４億1100万3790円で、執行率は90.6％となっております。

繰越額（Ｃ）は、2772万円で、繰越率は6.1％となっております。

不用額（Ｄ）は、1492万8210円で、不用率は3.3％となっております。

繰越しの主な理由は、予備自家発電設備を点検したところ、エンジン内部の部品の交換が必要となり、年度内の完了が困難となったことによるものであります。

13ページを御覧ください。

次に、宜野湾港整備事業特別会計の決算について、御説明いたします。

歳入が、予算現額（Ａ）６億4056万4000円に対し、調定額（Ｂ）６億5890万6162円、収入済額（Ｃ）６億4488万5006円、収入未済額（Ｅ）1402万1156円であり、収入比率は97.9％となっております。

収入未済の主な理由は、談合問題に係る違約金及び宜野湾港マリーナに係る使用料の未収金であります。

続きまして、14ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（Ａ）が６億4056万4000円に対し、支出済額（Ｂ）が、５億9349万1427円で、執行率は92.7％となっております。

繰越額（Ｃ）は、3236万円で、繰越率は5.1％となっております。

不用額（Ｄ）は、1471万2573円で、不用率は2.2％となっております。

繰越しの主な理由は、宜野湾マリーナに係る整備・維持管理・運営手法の検討について、関係機関との調整による、設計仕様の変更に不測の日数を要したためであります。

15ページを御覧ください。

続いて、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の決算について、御説明いたします。

歳入が、予算現額（Ａ）４億3956万2400円に対し、調定額（Ｂ）３億6261万7647円、収入済額（Ｃ）３億6166万9095円、収入未済額（Ｅ）94万8552円であり、収入比率は99.7％となっております。

収入未済の主な理由は、中城湾港（新港地区）に係る使用料の未収金であります。

続きまして、16ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（Ａ）４億3956万2400円に対し、支出済額（Ｂ）が３億5409万7697円で、執行率は80.6％となっております。

繰越額（Ｃ）は、7102万7000円で、繰越率は16.2％となっております。

不用額（Ｄ）は、1443万7703円で、不用率は3.2％となっております。

繰越しの主な理由は、荷さばき地舗装工事について、現場を掘削したところ、軟弱な土砂が確認されたため、路床改良が必要になったことから、その検討に時間を要したためであります。

17ページを御覧ください。

続いて、中城湾港マリン・タウン特別会計の決算について、御説明いたします。

歳入が、予算現額（Ａ）２億4942万6000円に対し、調定額（Ｂ）２億4403万3909円、収入済額（Ｃ）２億3668万6148円、収入未済額（Ｅ）734万7761円であり、収入比率は97％となっております。

収入未済の主な理由は、談合問題に係る違約金の未収金であります。

18ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（Ａ）２億4942万6000円に対し、支出済額（Ｂ）が１億5634万160円で、執行率は62.7％となっております。

繰越額（Ｃ）は7309万円で、繰越率は29.3％となっております。

不用額（Ｄ）は1999万5840円で、不用率は８％となっております。

繰越しの主な理由は、与那原マリーナに係る整備・維持管理・運営手法の検討について、関係機関との調整による、設計仕様の変更に不測の日数を要したためであります。

19ページを御覧ください。

続いて、駐車場事業特別会計の決算について、御説明いたします。

歳入が、予算現額（Ａ）１億3767万2000円に対し、調定額（Ｂ）１億6796万7400円で、収入済額も

調定額と同額となっております。

20ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（Ａ）１億3767万2000円に対し、支出済額（Ｂ）が、657万6048円で、執行率は4.8％となっております。

繰越額（Ｃ）は、１億2977万8000円で、繰越率は94.3％となっております。

不用額（Ｄ）は、131万7952円で、不用率は0.9％となっております。

繰越しの主な理由は、修繕及び設備の更新に必要な資材の納品の遅れによるものです。

21ページを御覧ください。

続いて、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の決算について御説明します。

歳入が、予算現額（Ａ）３億5218万3740円に対し、調定額（Ｂ）３億1222万7042円で、収入済額も調定額と同額であります。

22ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（Ａ）３億5218万3740円に対し、支出済額（Ｂ）が、３億1105万266円で、執行率は88.3％となっております。

繰越額（Ｃ）は、3200万円で、繰越率は9.1％となっております。

不用額（Ｄ）は、913万3474円で、不用率は2.6％となっております。

繰越しの主な理由は、地盤改良の調査・設計の予定箇所について、国直轄事業にて追加工事を実施することとなり、国直轄事業の工事完了まで、地盤改良の調査・設計を行えないことから、年度内完了が困難となったためであります。

最後に、公営企業会計の流域下水道事業会計について、沖縄県流域下水道事業会計決算書に基づいて御説明いたします。

ただいま表示同期しております、沖縄県流域下水道事業会計決算書を御覧ください。

それでは、決算書の１ページを御覧ください。

決算報告書の（１）収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第１款流域下水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計118億332万6000円に対し、決算額は115億7374万7533円で、予算額に比べて２億2957万8467円の減収となっております。

その主な要因は、第１項の営業収益の決算額が予算額を4499万5064円、第２項の営業外収益の決算額が予算額を１億8512万7828円、それぞれ下回ったこと等によるものであります。

次に、支出の第１款流域下水道事業費用は、予算額合計が121億9637万1000円に対して、決算額は113億4093万1126円で、翌年度への繰越額が２億536万5600円、不用額が６億5007万4274円となっております。

不用額の主な理由は、第１項の営業費用における委託料の実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

２ページを御覧ください。

（２）の資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第１款資本的収入は、予算額合計86億6900万5076円に対して、決算額は61億9027万2526円で、予算額に比べて24億7873万2550円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第２項の国庫補助金が減少したこと等によるものであります。

次に、支出の第１款資本的支出は、予算額合計102億6299万1086円に対して、決算額は75億3410万3657円で、翌年度への繰越額が22億9068万9996円、不用額が４億3819万7433円となっております。

繰越しが生じた主な理由は、第１項の建設改良費において、工事実施に際し、計画変更の検討に不測の日数を要したことによるものであります。

また、不用額の主な理由は、第１項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

３ページを御覧ください。

損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明します。

１の営業収益50億4317万862円に対して、２の営業費用は106億987万904円で、55億6670万42円の営業損失が生じております。

４ページを御覧ください。

３の営業外収益59億1246万240円に対して、４の営業外費用は３億428万2283円で、右端上から１行目になりますが、56億817万7957円の営業外利益が生じており、経常利益は4147万7915円となっております。

５の特別利益を加味した当年度の純利益は4200万4849円となり、この当年度純利益が、当年度未処分利益剰余金となっております。

５ページを御覧ください。

剰余金計算書について、御説明いたします。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の

前年度末残高202億2787万9766円に対し、当年度変動額が4200万4849円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は、202億6988万4615円となっております。

６ページを御覧ください。

剰余金処分計算書について、御説明いたします。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高4200万4849円の全額を、今後の企業債償還に充てるため、沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例第４条第１項の規定に基づき、減債積立金に積み立てることにしております。

７ページを御覧ください。

貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部については、最下段になりますが、資産合計1447億7275万2242円となっております。

９ページを御覧ください。

負債の部については、右端上から２行目になりますが、負債合計1245億286万7627円となっております。

資本の部については、右端の下から２行目になりますが、資本合計202億6988万4615円となっております。

負債資本合計については、最下段になりますが、1447億7275万2242円となっております。

なお、10ページ及び11ページは決算に関する注記、また13ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

以上で、土木建築部の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いします。

○仲里全孝委員長　土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行いますが、本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにしたいと思いますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言する必要がありますので、御留意ください。

総括質疑の提起があった場合は、委員長が総括質疑を提起した委員に対し、誰に、どのような項目を聞きたいのか、確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

総括質疑の項目につきましては、10月14日の本委員会の質疑終了後に、改めて理由の確認や意見交換等の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

それでは、これより直ちに土木建築部関係決算事項に対する質疑を行います。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員　土木建築部、令和６年度歳入歳出決算説明資料から、７ページの一般会計歳出決算状況、（款）土木費の（項）道路橋りょう費（目）道路新設改良費、補正予算額の７億4604万5000円の減についての説明をお願いします。

○砂辺秀樹道路街路課長　お答えいたします。

道路新設改良費でございますが、まず、道路街路課分の予算もこの中に入っておりまして、その中には地域連携道路事業費だとか、高規格インターチェンジアクセス道路整備費だとか、社会資本整備総合交付金外５事業で道路の整備を行っているところでありまして、この７億5000万円の補正のうち、道路街路課所管分は約５億円ございます。

その５億円の減額の主な理由といたしましては、国の予算の内示減によるものでございます。

以上です。

○喜屋武力委員　ありがとうございました。

それでは、８ページの同じく一般会計歳出決算状況、（項）都市計画費の街路事業費と公園費の補正予算額の減額の１億7670万円と、1500万円の補正減額の説明をお願いします。

○湧川治都市計画・モノレール課都市モノレール室長　お答えします。

都市計画・モノレール課では、（款）土木費、（項）都市計画費、（目）街路事業費において、沖縄都市モノレール輸送力増強事業、沖縄都市モノレールメンテナンス事業、モノレール関連施設維持管理費外７事業で沖縄都市モノレールの施設整備を行っております。

街路事業費としましては、こちらの補正減、マイナス１億7670万には他課の増額分の２億円が合算されておりまして、当課の補正予算額の減額としましては、約３億8000万の減額となっております。

減額補正の内容としましては、国の内示減によるものでございます。

以上です。

○喜屋武力委員　ありがとうございました。

続きまして、９ページの災害復旧費ですね、繰越事業費とありますが、12億5821万1068円となっておりますが、繰越事業費の内容説明と、６億4000万円の補正予算額について伺います。

○又吉一誠海岸防災課長　お答えいたします。

補正予算額の減額についてですけれども、災害復旧費につきましては、公共土木施設の災害が発生した場合に、直ちに復旧し、県民生活への影響を最小限にとどめる必要がありますので、過去の災害状況から、発生に備えて当初予算を見込んで計上しております。

補正予算の減額につきましては、幸い当初見込んでいた災害発生より少なかったために、減額補正をしております。

以上です。

○喜屋武力委員　ほとんどこれに対しては、各市町村からの要求は満たしたということで考えてよろしいんですか。

○又吉一誠海岸防災課長　この予算なんですけれども、これは県の公共土木施設の災害の費用になっております。

以上です。

○喜屋武力委員　同じく10ページの下地島空港特別会計歳入決算状況ですね。繰入金１億1491万2000円の補正予算の減額の説明をお願いいたします。

○大城嘉和空港課長　お答えします。

令和６年度の下地島空港特別会計は、航空会社の大型機の操縦訓練の回数が増えたことにより、空港使用料等が当初予算よりも増額となったことから、令和７年２月議会で一般会計からの繰入金を減額補正してございます。

以上でございます。

○喜屋武力委員　大型航空機の使用料が増えたことによって、補正予算を減額したということですが、もうちょっと詳しく説明できませんか。

○大城嘉和空港課長　お答えします。

下地島空港につきましては、航空会社の操縦訓練をやっている空港になってございます。収入が、その使用料を担っていまして、それを収入としまして。ただ、足りないものですから、一般会計から繰入金を入れていると。収入が増えているということなので、一般会計からの繰入れを減額できるという形になってございます。

以上でございます。

○喜屋武力委員　収入が増額したということで、一般会計の繰入れを少なくしたということ。それでいいですか。

○大城嘉和空港課長　そのとおりでございます。

○喜屋武力委員　分かりました。ありがとうございます。

同じく16ページ、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳出決算、土木費の（項）港湾費、（目）中城湾港建築費、6677万8400円の繰越事業費の説明を伺います。

○高良亨港湾課長　16ページの中城湾港（新港地区）整備事業特別会計ですね。

その繰越しの6677万8400円につきましては、中城の新港地区、東埠頭のほうに、西側になりますが、モータープール整備事業というところで、ヤードに舗装を敷いて、中古車とかそういう形で貸付けをするというところで整備を進めておりましたが、床掘りで整備を進めるに当たって、そこの地盤が軟弱というところで、それに時間を要したというところから繰越しをしているというところでございます。

○喜屋武力委員　軟弱地盤が発生したということで、これを改良しないといけないということになりますよね。それの繰越しなのか、また、これをするために、また後で補正予算を組まないといけないのか、これについて。

○高良亨港湾課長　このほうは地盤改良をして、その分設計に時間を要したことから、そのまま工期が次年度に持ち越すというのが分かりましたので、補正のほうは現在のところ考えてございません。

○喜屋武力委員　ありがとうございます。

同じく17ページ、中城湾港マリン・タウン特別会計歳入決算の繰越金の繰越事業費、繰越財源充当額となっているが、財源充当額の説明を伺います。その750万円の説明も伺います。

○高良亨港湾課長　この750万円につきましては、委託料のほうの官民連携事業という委託を出していますので、それで繰越しをしていると。

理由としましては、関係機関との調整に時間を要したというところから、その分を繰り越したというところでございます。

○喜屋武力委員　私が聞きたいのは、繰越金の繰越事業費ですけど、繰越事業財源充当額となっているところ、繰越財源充当額の意味を教えてください。

○高良亨港湾課長　この繰越事業費繰越財源充当費というのは、この数字750万円は、その意味にはなるんですが、実質は令和５年度のほうから繰越してきたというところで、こういう名称で、それが歳入に入りまして、次の18ページで歳出というところでは、繰越事業費の繰越額ということで、歳入と歳出の名称が変わってくるというところです。

○池原勝利土木総務課長　お答えします。

まず、17ページのほうは歳入のほうになりますが、予算現額の繰越事業費繰越財源充当額は、これは令和５年度から繰越しとして入ってきたものの充当額となります。

次に18ページになりますが、こちらが歳出になりますので、こちらのほうの翌年度繰越額というのは、令和６年度から令和７年度のほうに繰越しするという額となりますので、そこの違いがあるということでございます。

○喜屋武力委員　同じく18ページ、中城湾港マリン・タウン特別会計、土木費の湾港建設費、予備費支出及び流用増減、1025万6000円の減額の説明を伺います。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、委員会から喜屋武委員が質問した繰越財源充当額の用語の定義についての答弁がないため、再度確認を行った。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

池原勝利土木総務課長。

○池原勝利土木総務課長　まず、17ページになりますが、こちらのほうは歳入になりますが、こちらのほうは先ほど説明したとおり予算現額の繰越事業費繰越財源充当額は、令和５年度から繰り越した額として750万円になっております。

これにつきまして、歳出のほうの18ページになりますが、先ほど令和５年度から繰り越した750万円については、歳出のほうでは予算現額のほうの繰り越事業費繰越額ということで歳出として750万円行っております。

あわせて、翌年度繰越額につきましては、令和６年度で執行等ができなかった分については、令和７年度に繰り越すという形の内容となっております。

失礼しました。

○喜屋武力委員　大体分かりました。

では、18ページの中城湾港マリン・タウン特別会計の中の土木費の湾港建設費、予備費支出及び流用増減の1025万6000円の減額の説明についてお聞かせください。

○高良亨港湾課長　中城湾港マリン・タウン特別会計では、港湾費の予備費支出及び流用増減において、湾港建設費が1025万6000円の減、与那原マリーナ管理費が1025万6000円の増となっております。

これが流用によるものでございまして、与那原マリーナ管理費において確定申告の結果、消費税の納税額が予算を上回ったこと、与那原マリーナにおける使用料の誤徴収に係る還付の必要が生じたということから、湾港建設費から与那原マリーナ管理費への流用を行ったということでございます。

以上です。

○喜屋武力委員　続きまして、同じく21ページ、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の補正予算１億3300万円の減額について説明ください。

○高良亨港湾課長　歳入及び歳出の補正減は１億3300万円の減額となっております。

県の地盤改良工事の予定箇所におきまして、先行工事である国直轄事業の工事期間が延びることになりました。

そのため、国直轄事業の完了まで、県が行う土砂運搬工事や現場技術業務等の発注ができないことから歳入歳出の予算減額が生じているというところでございます。

以上です。

○喜屋武力委員　この国直轄の予算については、どういうふうに国と交渉して何月から行われるように話はできているんですか。

○高良亨港湾課長　国直轄事業、出張所のほうが中城新港地区のほうにございまして、適宜調整しているところでございます。

当初は、前年度から年度初めのほうには終わるというところだったんですが、この直轄工事側と調整しながら、その工事が延びるよというところがありましたので、年度内には終わるということだったんですが、それが結果的には１月頃に完了するというところから、この時期において、この年度で発注してもまた繰越しということになりますので、まずはこの年度の予算は補正減をして、その次の年に、新しく年度が変わったときに、また予算を取って発注しようというところから、予算減が生じております。それも歳入歳出一緒にというところでございます。

以上です。

○喜屋武力委員　現在この工事、何割ぐらい、何％ぐらい着工済みですか。

○高良亨港湾課長　今、国によりますと、この工事の進捗状況、率については約70％ということで聞いてございます。

○喜屋武力委員　ぜひ、これを早めに終わらせることで、沖縄市側との調整も相当あると思うんですよ。それができなければ、もう向こうの開港も早く進まないということになりますんで、ぜひ、予算を県と早めに取り付けて終わらせるようにお願い申し上げ、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○仲里全孝委員長　喜屋武力委員の質疑は終わりました。

大屋政善委員。

○大屋政善委員　おはようございます。よろしくお願いします。

まず、不用額の原因を教えていただきたい。決算書の中からこの説明をお願いします。原因の説明。

○池原勝利土木総務課長　お答えします。

まず、土木建築部における令和６年度決算額のうち、（款）土木費の不用額は32億8426万9099円となっておりまして、予算現額に対する不用率は2.6％となっております。

不用額の主な理由といたしましては、入札不調・不落に伴う工法設計の見直し等による不用や、また国の事業の進捗に合わせて、令和７年度予算時の対応に振り替えた。また、用地取得難航に伴う不用等が主な要因となっております。

○大屋政善委員　この不用額の後処理はどういう形でやられていますか。

○池原勝利土木総務課長　まず、不用額につきましては、対応できなかった分については、新年度の予算で、また予算要求等を行いながら対応しているところでございます。

○大屋政善委員　これ全額来年度に、令和７年度に繰越しというか、予算を組むということは、やっているということで理解していいですか。

○池原勝利土木総務課長　まず、基本的にどうしても次年度に繰越しを行わざるを得なくなった事業につきましては、繰越しという制度がございます。

一方、不用につきましては、そちらのほうでも執行残として残りますので、そちらについては、それで終わって、それについては新たに予算要求をやっていく必要がございます。

○大屋政善委員　例えば、この補助金の内容によっていろいろあると思うんですが、使えるもの、翌年、来年度に使えるもの、返すのはないですか。例えば、事業が終わって国に、不用額として国に返すとか。こういうこともありますか。

○池原勝利土木総務課長　繰り返しになって申し訳ございませんが、まず、その予算を活用しまして、どうしても、その年度で終わらないものについては繰越しという形で工事を行っていきます。

ただ実際、結果として不用に出たものについては、その不用額について、例えば国庫とか、そういう財源に入るんであれば、それについては国庫に返還する形になっております。

すみません、失礼しました。返還ではなくて国庫としては請求しない形になります。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、返還の有無について確認があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

池原勝利土木総務課長。

○池原勝利土木総務課長　失礼しました。

実際事業として行った執行について、その執行に応じて、国のほうには国庫等を請求しますので、そのような対応をしているところでございます。

○大屋政善委員　ということは返すのもあるということですか。

○池原勝利土木総務課長　失礼しました。

先ほど申し上げましたが、不用については執行等に応じて、国庫に請求しますので、国庫の返還ということはございません。

○大屋政善委員　国庫に返すのがないということで理解してよろしいということですね。

○池原勝利土木総務課長　委員おっしゃるとおりでございます。

○大屋政善委員　次、執行率の65％は低いと思いますが、その原因と対策はどういうふうに。

４ページ、執行率65.2％、この原因と対策をどう考えていますか。

○池原勝利土木総務課長　すみません、委員がおっしゃったように、まず、令和６年度の執行率については65.2％となっておりますが、その主な理由としまして、繰越しを前提といたしました国の経済対策関連の補正予算が、令和７年２月にあったこと、また、計画の見直し、用地取得の難航等によるものでございます。

ちなみに、契約ベースで申し上げますと、公共事

業の契約ベース、これは総務省の公共事業執行状況調査となっております。年度末の令和７年３月末の契約ベースについては、沖縄県、これは土木のみならず、全体を指しますが、80.8％となっておりまして、全国平均79.4％ということで、契約ベースとしては八十数％となっているということでございます。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、執行率に関する質問の内容について確認があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

池原勝利土木総務課長。

○池原勝利土木総務課長　すみません、繰り返しになりますが、これにつきましては、国の経済関連対策等で、令和７年２月に補正予算を約74億円組んでいます。その結果として、そういう状況になっているところでございます。

○大屋政善委員　事業別に見て、ワーストファイブというのかな。どういう事業が低いのか。これちょっと、全部が全部じゃなくて、大体……。

○池原勝利土木総務課長　まず、繰越しの額の大きい順で申し上げますと、目で御説明いたしますが、（目）道路新設改良費が75億2825万1814円になっています。

次に、（目）道路維持費63億1959万2005円。次に、（目）土木総務費52億3744万3263円。次に、（目）空港建設費36億5221万5468円。次に、（目）住宅建設費31億2386万720円となっております。

○大屋政善委員　ありがとうございます。

繰越しの額が大きい理由についても御説明をお願いします。

300億、４ページから400億余りの繰越しですが。その原因、要因、繰越額の大きい……。

○池原勝利土木総務課長　お答えします。

まず、（目）の道路新設改良費についての繰越しの主な理由でございますが、用地取得が難航したことや、国、機関等の調整に不測の日数を要したこと。また、先ほど申し上げましたが、国の補正予算に伴って、適正工期を確保することが主な理由となっております。

次に、（目）道路維持費のほうですが、緊急自然災害防止対策事業（道路防災）における対策工事の適正工期の確保や道路メンテナンス事業等におきまして、国の補正予算に伴うものになっております。

次に、（目）土木総務費でございますが、沖縄公共投資交付金、いわゆるハード交付金ですが、市町村事業において、関係機関との調整に不測の日数を要したことや、入札不調により工事着手が遅れたことによるものでございます。

次に、（目）空港建設費でございますが、公共離島空港整備事業における用地取得が難航したことや入札不調・不落に伴う工事設計見直し等を行ったことによるものでございます。

次に、（目）住宅建設費でございますが、団地建て替え工事における、磁気探査に不測の日数を要したことや前工事の遅れが生じたことに伴うものとなっております。

以上でございます。

○大屋政善委員　ありがとうございます。

次、行きます。

先ほど部長の説明の中で、中城湾の使用料の未収の説明がありました。それを詳しく、ちょっとお願いします。使用料金ですね。

○高良亨港湾課長　中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の収入未済額が94万8552円ですが、新港地区の野積場の使用料の未収に係るものです。新港地区では野積場を整備し、事業者に使用させておりますが、うち１社が使用料を納付しない状態にあるというところでございます。

以上です。

○大屋政善委員　この１社というのは、今現在も中城湾に入っているということですか。

○高良亨港湾課長　この１社は、今使用料を支払いをしないというところで、現状はそのままの状態になっていると。砂利砂なんですが、そのままの状態で今、置かれている状態というところです。

○大屋政善委員　営業はしているということで、理解してもよろしいですか。

○高良亨港湾課長　うちの現場の事務所ですね、問合せ等はしているんですが、最近なんですが、ちょっとまた電話の不通とか、その辺り連絡が取れない状況というところでございます。

以上です。

○大屋政善委員　皆さんとしては、どういう形でこの企業には当たっていますか。

○高良亨港湾課長　その企業には、未納発生月から電話とか、あと文書で納付をしてもらうよう督促をしてございましたが、最近では電話連絡も応答しないという状況になってございます。

以上です。

○大屋政善委員　ぜひ何回となく通って、ぜひ会社に当たって、徴収に努力していただけるよう、お願

いしておきます。そういう前例をつくっていきますと、やっぱり後々影響しますから、そういうことがないようにお願いします。

次に、公園関係のちょっと質疑をしてみたいと思いますが、よろしいですか。出してはいないんだが、いいですか。

公園の補助率は50％ということは分かっておりますが、公園事業費の管理事業ですか、公園事業、50％というのは、その原因ですね、50％という原因は、どういうことでそういう形になっていますか。

○喜納久都市公園課長　お答えいたします。

沖縄県の都市公園事業につきましては、沖縄振興特別措置法に基づいて、国庫補助率は２分の１と定められております。なぜこれが２分の１かについては、国のほうから明示されておりませんので、お答えすることはできないのかなと思っています。

○大屋政善委員　それは分かっているつもりではありますが、ほかの沖縄振興関係予算といいますか、そういったもので、全国的にいろんな事業は50％であるということは分かるんですが、沖縄は特別に75％あるいは80％という振興予算の中で反映されていますよね。そういったこともあるんですが、公園だけが50％という理由が分からない。それが分かるんであれば。

○喜納久都市公園課長　すみません。先ほども言いましたように、国のほうから明示されていないという中で、あくまで推測しかできないというところで、ちょっと明確にお答えすることができないのかなと思っております。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、当質問は通告済みであったとの指摘があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

喜納久都市公園課長。

○喜納久都市公園課長　すみません、ちょっと御説明いたします。

ちょっと全国の比較なんですが、都市公園の用地取得に対する国庫補助率については、全国は３分の１でございます。これに対して、沖縄県は２分の１というところで、そこは引き上げていただいているのかなと。

一方、施設整備に対する国庫補助率は全国２分の１で、沖縄２分の１というところで、同じというところになっています。

○大屋政善委員　それで、各市町村の公園整備、いろいろ公園整備する中で、網をかぶせますよね。網をかぶせるんですが、一向に、30年、50年たってもできない、この事業が進まない事由とか多々あるんですよ。そのことについては何か御説明できますか。

○喜納久都市公園課長　市町村において、都市計画決定をされてから長時間未着手の都市公園があるというのは認識しております。各市町村と意見交換しまして、そういったところがありますよと。そこでいろいろな条件がございまして、なかなか動かないようなものがありますというふうに聞いております。

こういった未着手の都市公園につきましては、やはり公園管理者である市町村において、例えば地域の実情を踏まえて、都市計画の変更とか、あとは整備に向けて、この課題を解決して取り組んでいくのかなと考えてます。

県としましては、やはりそういった市町村の課題に対しまして、技術的な指導なりを行いながら、都市公園の整備に取り組んでいくのかなというふうに考えています。

以上でございます。

○大屋政善委員　特に、30年、50年たっても事業が進まないと、網をかぶってできないと、地権者からいろんな要望、要請が来るんですよ、地権者のほうから。例えばこれだけ待っても公園ができない、もう網を外してくれと。これは外すことも可能ですか。市町村の問題ですか。

○喜納久都市公園課長　お答えします。

すみません、都市計画決定を変更するという手法につきましては、やはり各市町村が地域の実情を踏まえて検討している。それに対する意見交換を行って、指導なり助言なりは行っていくのかなと考えております。

○大屋政善委員　再度確認しますが、市町村でそういったことが皆さんに、例えばもう外してもらいたいと、外したいという相談があれば、県も外すという内容で協力はできますか。

○喜納久都市公園課長　市町村の意見交換の中で、そういった事例があることは確認しております。できないことはないと考えています。

そういった中でやはり市町村が、そういった都市計画をどうするかという考えを定めて、手続を取っていくのかなと考えています。

以上です。

○大屋政善委員　最終的には市町村の問題だということで、理解しておきます。

次、下水道についてよろしいですか。出してはないんだが。

下水道について、一般質問で答弁を聞いて、今質疑したいと思うんですが。

埼玉県であった事故に関連して、沖縄県内でも調査はいろいろ進めていると、またやったということが一般質問の中でもありました。調査はもうほとんどみんな、全体が終わったということで理解してよろしいんですか。

○平安山明彦下水道課長　お答えいたします。

調査は、進行中の市町村もございます。

以上です。

○大屋政善委員　調査する中で、今、緊急に対応しなければいけないというところもありますか。

○平安山明彦下水道課長　ございます。

○大屋政善委員　となると、大体何か所ぐらいで、この経費、予算、どれぐらいかかるということで、もう大体出ていますかね。

○平安山明彦下水道課長　経費、予算については、今市町村のほうで見積りというか、調査中でございます。

以上です。

○大屋政善委員　全てを手当てする予算としては、非常に今、期間も長くかかるということは理解するんですが、とにかく埼玉の事故ですね、ああいうことが県内でも起こらないような形で取り組んでいただきたいとお願いをしまして、終わります。

○仲里全孝委員長　大屋政善委員の質疑は終わりました。

下地康教委員。

○下地康教委員　質疑の事前通告をしていないんですけれども、先ほど喜屋武委員が質疑をした与那原マリーナに関連してちょっと質疑をしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○仲里全孝委員長　予算、決算は行政全般的に関わる事項でありますので、今、委員会の中で質疑・討論をやっている間については関連しますので、どうぞ下地委員、進めてください。

○下地康教委員　令和６年度の中城湾港マリン・タウン特別会計の歳出決算状況の表なんですけれども、この与那原マリーナに関しましては、令和６年度の内部統制評価報告書の中でも、重大不備ということで、３つの重大不備の中の一つとして挙げられています。

その中で、是正の状況として、地方自治法に定める時効に達していない。令和２年から２月以降に徴収した使用料について、対象者に還付をしていますということですけれども、この決算書の18ページの中で、この還付という歳入、そういったものは、どういうふうにして読み取ればいいのか、質問したいと思います。

○高良亨港湾課長　この還付金については、この管理費の中に入ってございまして、先ほど喜屋武委員に説明した流用によって、その額を還付したという形になります。

以上です。

○下地康教委員　この決算書でいきますと、当初予算が、与那原マリーナの管理費が9391万4000円となっていますよね。この還付をしたというのは、数字はどこに出るんですかね。

○高良亨港湾課長　トータルでございます。その9391万4000の右の右の右ですね。1025万6000円、この中に入ってございまして、この1000万ほど、この上の湾港建設費から流用したと。それプラス、もともとあった管理費を合わせまして、トータルでは1679万円になります。なので、この表の中からではちょっと読み取りにくい数字にはなります。

すみません、この与那原マリーナ管理費の右のほうに行きまして、支出済額の7547万3739円の内数になります。

以上です。

○下地康教委員　要するに、当初予算より支出済額が減額したということですよね。そういう理解でいいですか。

○高良亨港湾課長　先ほどの支出済額7547万3739円、その右にある翌年度繰越額2500万円、さらに不用というところでこの左の合計の１億417万円ということになりますので、支出済、さらに繰越額で、不用額というところを合わせて9391万4000円という形になります。

○下地康教委員　その還付金ですね。還付金の金額を教えてください。

○高良亨港湾課長　こちらで還付のために流用をした額については、1679万円になります。

○下地康教委員　この歳出決算状況の表で見ると、当初予算額が9391万4000円、それでずっと右のほうの予備費支出及び流用増減額で、つまり湾港建設費から与那原マリーナの管理費に1025万6000円流用した。それで、その中から還付金を払ったという理解でよろしいですか。

○高良亨港湾課長　そういう理解で間違いないです。

以上です。

○下地康教委員　そうしますと、おおむね流用した1025万6000円が、おおよそ還付されたということだというふうに理解しています。

それで、この自治法に定める時効以外は還付を行っていないということですけれども、これは還付をしない対象金額というのはどのぐらいでしょうか。

○高良亨港湾課長　現在、確認できているものもございますが、遡って確認できていないというものについては、ちょっと還付できていないというところでございます。

○下地康教委員　ここで一番、利用者として納得がいかないというところは、自治法に定める時効以外の方の還付ができないと。自治法でそういうふうになっているんですけども、どのぐらいになるのかというのは、やはりしっかりとつかまえておく必要があるというふうに思いまして、ぜひ、これは早急に、おおむねの金額でよろしいですので、それをつかまえて報告をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○高良亨港湾課長　過去に遡ってですが、資料がないというのもございますが、できるだけ可能な限り確認しまして、委員のほうに提出のほうはしていきたいと思います。

以上です。

○下地康教委員　総括質疑にお願いをしたいというふうに思います。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、総括質疑について確認を行った。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

下地康教委員。

○下地康教委員　総括質疑に対してですけれども、今回の与那原マリーナにおける使用料の誤徴収については、内部統制評価報告書における重大な不備ということで上げられておりますので、知事に対して、その誤徴収に関する事案の再発防止に向けた内容と、それと、どのように再発防止に取り組んでいくかというものを質疑したいというふうに思います。

以上です。

○仲里全孝委員長　ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、10月14日の委員会の質疑終了後に協議をいたします。

下地委員、質疑を続けてください。

○下地康教委員　それでは、次の質疑に入りたいと思います。

タブレットの中で、本会議の配付資料の決算関係というところで、主要施策の成果に関する報告書の中で質問をしたいというふうに思っています。

まず、このタブレットでいう507ページですね。資料では480ページになっています。

圏域の拠点港湾の整備というところでありますけれども、これは執行率が69.1％となっていますが、事業の内容を見ますと、物揚場を整備するというところでありますけども、場所はどちらのほうになりますかね。

○高良亨港湾課長　この圏域の拠点港等の整備というところで、沖縄振興公共投資交付金を活用してございます。

この当該事業につきましては、石垣市と宮古島市で整備を進めております。物揚場については、平良港のほうで施設の整備を進めているというところでございます。

以上です。

○下地康教委員　それと、執行率がちょっと低いのかなというふうに思いますけども、これどうなんでしょうか。繰越しが結構多いと思いますが、どうですか。

○高良亨港湾課長　物揚場ではないんですが、もう一つ緑地整備というのを、宮古島市がこのハード交付金でやっていまして、その整備に際しまして、トイレの設置が考慮されていなかったというところから、その設置、さらには駐車場ということで再配置のほうが必要になりまして、その設計に時間を要して繰越しというところになっております。

以上です。

○下地康教委員　次に、タブレットで520ページですね。資料では493ページ。港湾長寿命化事業ですけども、これもちょっと執行率が55.2％と低いようですけども、場所とその執行率の理由、それをちょっと教えていただけますか。

○高良亨港湾課長　港湾長寿命化事業、この事業につきましては、港湾施設である防波堤等、1700を超える港湾施設を管理してございます。

令和６年度の主な事業につきましては、本部港の渡久地地区及び仲田港のほうでしゅんせつ工事を予定しておりましたが、不調・不落のほうが続きまして、その事業計画の見直しが生じまして、執行率が55％、これが繰越しというところになってございます。

以上です。

○下地康教委員　次に、528ページですね。資料のほうでは501ページ。無電柱化推進事業、これも執行率が54.9%、その内容を聞かせてください。

○安里嗣也道路管理課長　繰越しの主な理由といたしましては、工事を進めるために電線管理者など関係機関との調整に不測の日数を要したことに伴いまして、適正工期を確保するために繰越しが多くなったという状況でございます。

以上でございます。

○下地康教委員　電線共同溝の設計に時間を要するというふうに課題として載っていますけども、これ設計に問題があったんでしょうか。

○安里嗣也道路管理課長　問題というよりも、それは電線管理者とか、あと特殊な位置というんでしょうか、電線共同溝を整備する際にその位置を大まかに配置するんですが、その辺りは地域の皆さんとか、その辺りでいろいろと自分の乗り入れ口の前にこういった特殊があると、ちょっとした箱型のものが出てくるので、そういったものもありますので、その辺の設計の際に調整するというのに時間がかかりまして、少し繰り越したと、その影響で工事をするところにも影響が出まして、その工事自体が繰り越したという状況でございます。

以上でございます。

○下地康教委員　要するに、大まかな原因としては共同溝の設計の段階で調整に時間がかかったという理解でよろしいですか。

○安里嗣也道路管理課長　そのとおりでございます。

○下地康教委員　共同溝に関する設計が、地元の設計会社がなかなかその業務に携わることができないというような話もありますので、しっかりと地元と調整しながらそれもやっていただきたいというふうに思っています。

次に、タブレットで543ページですけれども、資料では516ページ。離島港湾の整備というものですけれども、これが28億、予算が組まれています。執行率は52.4%、その辺の理由をちょっと聞かせてください。

○高良亨港湾課長　離島港湾の整備でございますが、当該事業で９港の整備に取り組んでございます。この繰越しの主な理由としまして、国の経済対策に係る補正予算について適正工期を確保する必要が生じたことや年度内完了が困難となったこと、あと岸壁設計に係るボーリング調査結果から、構造等の検討に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったためということが主に挙げられます。

以上です。

○下地康教委員　次に、タブレットでは544ページ。資料では517ページ。離島空港整備事業に関することですけれども、これも大分予算額が大きいですよね、約62億。これが執行率が34.5%でありますけれども、その辺りの理由も聞かせてください。

○大城嘉和空港課長　空港建設費の繰越しについてですが、主な理由としましては、用地交渉が難航したことや入札不調・不落に伴う工事設計の見直しにより、翌年度に繰越ししてございます。

具体的には、宮古空港の滑走路端安全区域整備工事に係る用地交渉を行ってきましたが、ちょっと交渉が難航していたということで、年度内に土地の引渡しまで完了できないということで、契約はしたということなんですけど、土地の引渡しまで完了できなかったということで、翌年度に繰越しをしてございます。

また、南大東空港の滑走路改良工事、これが令和６年10月に入札不調になって、再度発注した場合でも年度内に適正な工期が確保できないということで、翌年度に繰り越したということが主な理由となってございます。

以上でございます。

○下地康教委員　この繰越しの宮古空港と南大東の金額を教えていただけますか。

○大城嘉和空港課長　宮古空港につきましては７億9504万6000円でございます。南大東空港につきましては８億6140万でございます。

○下地康教委員　繰越総額と、今理由にしているような、主なというところでありますけれども、あまりにちょっと数字がかけ離れているんですが。

○大城嘉和空港課長　すみません、主なものを言っていましたので。

あと北大東空港では、施工に必要な機材を島内で保有している業者がいなかったということで、その機材確保ができなかったということで年度内の工事完了が困難になったと、これが９億8000万ぐらいございます。

ほかの空港でも不調・不落とか、そういったもので何千万単位の繰越しがございます。

以上でございます。

○下地康教委員　我が県は離島が非常に多いということで、かなり不落の状況があると思いますけれども、それをまたしっかりと見据えて執行をお願いし

たいというふうに思います。
以上です。
○仲里全孝委員長　下地康教委員の質疑は終わりました。
山内末子委員。
○山内末子委員　おはようございます。よろしくお願いいたします。
まず、先ほど喜屋武委員のほうからもございました、土木事業の全体の執行率の低さということで、65％という御説明がありましたけれど、全国よりも低いということを考えますと、ここ５年間、令和６年度まで５年近くハード交付金の減額ということがあります。そういったことがこの土木の執行率の悪さとか低さとか、そういうものにも影響しているのか。
先ほどは、その要因について説明がありましたけど、ハード交付金の減額に伴うことについて、関係性、影響についてお聞かせください。
○池原勝利土木総務課長　お答えします。
まず、執行率につきましては、先ほど申し上げましたその繰越しについては、令和７年２月に国の経済関連対策をやって、どうしてもやはり繰越しをせざるを得ないというところが大きな要因となっておりますので、それと直接ハード交付金のほうが減額というところは、直接はちょっと関連等はないのかなと考えております。
○山内末子委員　分かりました。
途中でね、事業の予算の途中で止まっているとかという、そういうような話が、多々ちょっと聞こえたりもしましたので、気になりましたので、そのことをお聞きいたしました。
ありがとうございます。
それでは、主要施策の成果よりお願いをいたします。
まず、472ページのほうの沖縄国際海洋博覧会50周年事業の事業内容について。これは今年までの事業になっておりますけど、令和６年度の執行率51％について、御説明をお願いいたします。
○喜納久都市公園課長　御説明いたします。
まず、事業の内容につきまして、令和７年度は沖縄国際海洋博覧会の開催から50周年を迎えることから、これまでの50年を振り返るとともに、沖縄の未来に向けて、どう発展できるのかを考える機会にあることを目的としまして、企画展を開催しております。
執行率につきましては、令和７年６月の企画展開催に向けて、令和６年11月補正で予算化し、令和６年度は展示内容の企画や映像制作等を執行しており、最終予算額2066万9000円に対し、執行率は51.6％となっています。11月補正で予算化しまして、１月に契約し、３月までの出来高が51.6％であったと、そのような状況でございます。
○山内末子委員　その課題といたしまして、こちらに書いてあります、この海洋博について資料の収集や映像制作、50周年記念イベント開催に対応できる業者が少ないというふうに課題としておりますけれど、今年が50周年になっております。そういった意味では、今年、完結できるようなイベントの開催、それについては今進捗としていかがでしょうか。
○喜納久都市公園課長　お答えいたします。
まず、企画展につきまして、６月６日から９月27日まで首里城公園の首里杜館のレビューホールで開催し、これは完了しております。現在、海洋博公園の海洋文化館のコミュニティーホールで、７月18日から12月21日まで、企画展を開催しておりまして、特に進捗等については問題ないと考えております。
以上でございます。
○山内末子委員　せっかく企画をつくっております、幅広い世代に対して、しっかりとその当時のことを含めて、周知をしていこうというイベントですけれど、実際にこのイベントに対して、実はほとんどの皆さんが知らないんじゃないかと。県民のほうが特に知らないんじゃないかというふうに私は思っております。
私も、実は50年前のその当時のね、記念かりゆしを先週も着てきました、50年前の。50年前というと、生まれていないですよね、瑞慶覧長風委員とか。
そういう皆さんたちが多い中で、イベントがあること自体ももしかすると県民は知らないんじゃないか。我々も知らないんじゃないかということで、これはもうせっかくの50周年、本当にすばらしい海洋博だったとは思いますので、もっと周知徹底をしっかりやっていく必要があるのかなと。首里城とか、海洋博覧会というのは、特定の人しか行かないんですよ。なかなか県民もしょっちゅう首里城に行く、今、まだできていませんので、そういうことがありますので、できましたら、例えばですけれど、終わってからでもいいですけど、県庁のロビーとかね。そういった辺りでも、もしかすると職員も知らない人たちが多いんですよ、今、もう50年前というと。ですから、そういった意味でも、今年終わって

からでもこの企画の中の１ページという形ででもいいですので、もっと違う形で周知徹底するという方法をぜひ考えていただきたいんですけれど、これも含めてひとつお願いいたします。

○喜納久都市公園課長　これまで企画展を広く周知するために、まず、県広報番組のうまんちゅひろば、それから、県広報誌の美ら島沖縄で広報を行っております。

また、県外雑誌の財界九州ウェブ版、それから、九州マーケティングアイズに情報を掲載しております。

また、６月の行幸啓で、天皇皇后両陛下と愛子殿下に、首里城公園で御観覧いただいて、新聞テレビ等で報道をしていただいたのかなと。

今、委員の御意見にありますように、今後の周知徹底につきまして、美ら島財団と共催になっておりまして、財団とも意見交換しながら、今後また広く周知していく方向につきまして、ちょっと検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○山内末子委員　よろしくお願いいたします。

次に、473ページ、ハシゴ道路ネットワークの構築について、その成果と課題について改めてお聞きをいたします。お願いします。

○砂辺秀樹道路街路課長　お答えいたします。

県では、国と連携しまして、沖縄本島の南北軸と東西軸を有機的に結ぶハシゴ道路ネットワークの構築に取り組んでおります。現在、地域連携道路事業費、高規格ＩＣアクセス道路整備事業費、社会資本整備総合交付金、沖縄振興公共投資交付金を活用しまして、９路線、16か所で事業を進めているところでございます。

成果といたしましては、浦添西原線（港川道路）を暫定２車線で供用したほか、宜野湾北中城線の喜舎場から渡口までの区間について供用したところであり、周辺道路の渋滞緩和に寄与しているものと考えております。

課題につきましては、用地取得等に時間を要していることが今のところ課題というふうになっておりますが、引き続き国や関係機関等と連携しまして、体系的な道路ネットワークの構築に向け、取り組んでいくということでございます。

以上です。

○山内末子委員　今執行率が61.6％ということですけど、この事業といたしましては、もう最終年度というのは目標はいつをめどにしてやっているのか。その辺、目標、最終年度の設定を今考えているのか、この辺も含めてお願いいたします。

○砂辺秀樹道路街路課長　お答えいたします。

ハシゴ道路ネットワークというのは、先ほども御説明しましたけども、数多くの路線と箇所がございますので、ちょっと最終年度をお示しするのは今のところは困難でございます。すみません。

以上です。

○山内末子委員　最終年度ではなくても、この執行率が今61％で、用地取得とか課題はあるとは思うんですけど、じゃその課題を解決して、やはり早く開通していくためには、最終年度じゃなくてもいいですから、あと来年ぐらいまでの目標、どれぐらいまでの開通ができるのか、この辺の見通しはどうなっているのか、お聞かせください。

○砂辺秀樹道路街路課長　お答えいたします。

まず用地についての課題は、やはり相手がいることですので、なかなかちょっといつまでにということはちょっと今のところ明言できませんが、できるだけ早期の解決に向けて、事務所と、あと関係機関と協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

また、予算のほうもできるだけ確保して、事業の進捗を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後１時23分再開

○仲里全孝委員長　再開いたします。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　それでは、よろしくお願いいたします。

一般会計の歳出決算状況の７ページ、今表示しております翌年度の繰越額についてですけども、その内訳が多分あると思います。それについてちょっとお伺いします。

内訳というのが、繰越明許費と事故繰越等があると思いますので、その内訳をお願いいたします。

○池原勝利土木総務課長　お答えします。

令和６年度から令和７年度に繰越したということでよろしいでしょうか。

明許繰越が401億1735万6000円です。事故繰越が18億1610万3000円となっております。

○新垣光栄委員　少し数字が違うと思うんですけれども、今繰越額の803億の中で、主な繰越額が土木

費と農林水産費になっております。

405億円が土木の部分になっているんですけども、そういった中で、執行率ですね、今53.6％ということになっているんですけれども、公共事業費の1630億の約50％以上が土木費になっているわけです。

そこで、この執行率を上げるために、やはり皆さん頑張っていただいて執行率は上がってるんですけれども、この多く占める皆さんの土木費の執行率をよくすることによって、もっと全体の執行率も上がっていくのではないかなと思っておりますけども、その辺はどうでしょうか。

○池原勝利土木総務課長　お答えします。

土木建築部におきましては、執行率の向上に向けまして、翌年度予算案の前倒しで発注できまして、その分、施工期間を長く確保することによるゼロ債務負担行為という制度がございます。

それを活用するとともに、その進捗管理につきましては、土木事務所長等で構成される公共事業執行土木事務所長会議等を年５回程度開催し、進捗状況や課題の共有等を行っておりますので、引き続き執行率の向上等について対応していきたいと考えております。

以上です。

○新垣光栄委員　会計監査のほうにも質問をさせていただいて、提案させていただいたんですけども、そうですね、皆さんが令和５年度で約39億のゼロ国債を活用して執行して、執行率も大分工期のほうも伸ばして、今人手不足にも対応していると思います。

そういった意味で、今後やはり北海道等も雪が降る前に発注すると、翌春から工事ができるということで、そういった活用をしていると思いますんで、沖縄県も人手不足とか工期、そういった部分も鑑みて、ゼロ国債を次の11月議会でもいいですので、ぜひ皆さん提案していただきたいと思います。

そこでこのゼロ国債を使って前倒し発注をするために、どのような問題があるか、課題があるか、教えていただきたいと思います。

○池原勝利土木総務課長　そのゼロ債務負担行為を活用するに当たっての要件等につきましては、まず、基本的には、その翌年度の契約等なり前年度に行いますので、まず詳細設計が整っていること、また、必要な用地が確保されていること、また、関連工事の進捗等、当該工事の実施に影響がないことなどが、要件としてあるのかと考えております。

○新垣光栄委員　それで、先ほどからも繰越しの要因となっているのが、大体設計変更、そして用地買収がうまくいかなかったということが条件になっていて、私はその辺を強化しないといけない。それで、人材も育てていかないといけないし、用地交渉をやっている企業も、委託していると思うんですけども、そういった委託先も変えながら、もうマンネリ化していると思うんですよ。

これが当たり前になっているので、新しい風を入れるために、委託先もどんどんどんどん変えながらやっていくべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

○池原秀典用地課長　公共事業の施工につきましては、用地の計画的かつ円滑な取得が課題となっております。しかし、近年は土地所有者の権利意識の高まり、いわゆる補償要求や相続となっている権利等々が高度複雑化しておりまして、用地取得が従来にも増して困難になってございます。

そういった中で、経験を持つ専門家のアドバイスにより、個々の難航事案の解決を図り、計画的な取得を今のところ促進しているところでございます。

○新垣光栄委員　今、答弁がありましたけども、やはり今、全国的に公共事業の執行状況を見ていますと、沖縄県は頑張っていただいているんですけども、１番は群馬、そして、埼玉、茨城、福岡、そういった県、もっと用地交渉とか交渉が難しいと思います。そういうところの県のほうが執行率がいいんですよ。そうすると、沖縄が特殊事情を抱えているとか、用地交渉が難しいというのは通らないと思います。

しっかりその辺の県も参考にしながら、執行率を伸ばさないといけない。一番難しい都心部において執行率がいいというデータも上がっていますので、通らないと思いますんで、その辺しっかりやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○池原秀典用地課長　御指摘の件につきましても、九州各県とか、用対連とかございますので、そういった中でしっかり意見を聞きながらというのもあるんですけども、一方で、県庁内においても、用地関係業務総括等会議など実施して、用地取得難航事案の調査を行い、解決策を検討する会議とかやっていく中で、例えばもうどうしても難航という話になると収用手続への移行時期等について、土木建築部としての方針を決定しているところでございます。

そういった方針に基づいて、担当者会議を開催し、関係者間の連携を密にして、事案の早期解決を

目指していきたいと考えております。

○新垣光栄委員　次は土木建築部の事業執行状況からお伺いいたします。

まず、フラワークリエイション事業なんですけども、そのフラワークリエイション事業の課題を、皆さん、もう少し詳しくお願いいたします。

○安里嗣也道路管理課長　沖縄フラワークリエイション事業は、43路線において今実施しておりまして、沖縄観光のイメージアップと振興に寄与しているところでございますが、いろいろと今対応している中で、現在、年間通して花をずっときれいな状態で保つとか、そういったことに努めているところであるんですが、なかなか今回、渇水とか、あと大雨が降ったりとか、そういった適切な管理をしっかり１年間通してやっていくことが課題ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○新垣光栄委員　予算がない中で、５億6000万という大きな予算を使って、私はあまり効果が感じられません。それで、皆さんが提案しているボランティア事業を活用した維持管理が必要ではないかなと思っておりますけど、どうでしょうか。

○下地建道路管理課沿道景観推進室長　県では、～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画において、地域やボランティア、企業等と連携した取組を基本方針の一つとしており、道路ボランティア団体との連携や、新たな制度の拡充に取り組むこととしております。

また、今回から企業サポーター制度を導入しまして、企業等のボランティアの参入も拡充していきたいと考えているところでございます。

沖縄らしい沿道景観を次世代に継承していくため、引き続き良好な沿道景観の形成や、官民連携による維持管理体制の構築に努めていきたいと考えております。

以上です。

○新垣光栄委員　よろしくお願いいたします。

次、沖縄らしい風景づくりについて、これは15ページになりますけども、そこで人材育成を実施したということなんですけども、具体的にどのような人材育成をしたのかお伺いします。

○下地英輝都市計画・モノレール課長　お答えいたします。

風景づくり支援事業でございますけども、シンポジウムの開催であったり、地域のリーダーや行政職員を対象とした研修会の実施、官民学からなる美ら島沖縄風景づくり協議会との連携を図りながら、人、地域づくりに取り組んでいるというところでございます。

地域から、具体的な人材育成というところでは、地域活動に参加する住民を対象としたサポーターとか、地域の景観リーダーとか、あと、景観行政職員を対象とした研修を実施しているところでございます。

以上です。

○新垣光栄委員　私はそういった人材も必要なんですけど、沖縄県職員の人材も必要だと思います。

そこで、この造園業の専門の職員、そして技術者があまりにも不足しているんではないかなと。ほかの業務に対してもですね。そのような人材をどのように確保していくか、今なかなか確保できないと思いますけども、この辺は部長、どういうふうに今、取り組んでいるか伺いたいと思います。

○池原勝利土木総務課長　お答えします。

まず、人材確保の取組というところで御説明しますと、今まず、総務部や人事課と連携しまして、一次合格者向けの業務説明会や大学向けの説明会、また、インターンシップ生の受入れ等を実施しております。

また、土木建築部でも独自に琉球大学の県内専門学校及び工業高校においても業務説明会を実施しながら、その人材の確保に取り組んでいるところでございます。

あわせて、技術職員の育成というところが重要だと思いますので、それにつきましては必要な実践能力を養うため、土木建築部では初任者研修、また、設計積算等の説明会、ＣＡＤ講習会、そういう講習会を行うとともに、そういう人材の、人事の異動等におきましては、そういう様々な業務経験を積ませるための様々な業務を行うなどの対応を行っているところでございます。

以上です。

○下地英輝都市計画・モノレール課長　沖縄らしい風景づくり支援事業におきましても、造園技術の人材育成ということで、令和６年度に沖縄県造園建設業協会から講師をお招きして、沖縄の街路樹を含めた街路景観の在り方などについて講義して、沖縄らしい風景づくりが推進していくように、土木建築造園など幅広い知識の習得を得られるように、研修会を実施したところでございます。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、新垣委員から講習会等ではな

く、県職員の人材育成について質問しているとの発言があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

池原勝利土木総務課長。

○池原勝利土木総務課長　お答えします。

委員おっしゃったことについて、今の現状をまず確認させていただきますが、土木建築部における技術職につきましては、現在令和７年４月１日現在の定数495人に対して、臨時的任用職員の配置も含めまして、令和７年10月１日時点の配置人数は485人で約95％の実績ということで、100％に満たないというところで、やはり委員指摘のとおり、人員の確保というのはやはり重要だと考えておるところでございます。

それにつきましては、繰り返しになりますが、まず一次合格者向けの業務説明会とかを行っておりますし、また、大学生向けの説明会、また、インターンシップの受入れ等も行っております。

あわせまして、土木建築独自でも琉球大学に出向いて、また県内高校等に出向いて、県の技術職の魅力発信等に、今取り組んでいるところでございます。

○新垣光栄委員　ぜひ、臨時ではなくて、本当に正職員として増やしていただきたいと思いますんで、それがあってこその執行率の改善もできると思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、道路メンテナンス事業なんですけども、監査の質疑でもさせていただいたんですけども、私たちこのメンテナンスですね、周年ごとに、10年ごととか20年ごとに大きな工事を入れています。

そこで、今メンテナンス事業として調査はやっていると思うんですけども、毎年メンテナンスをできるように細かく調査をする必要があるのではないかなと思っておりますけども、そういったメンテナンスの考え方を周年ごとにやるのではなく、毎年少しずつやっていくという考え方はないでしょうか。お伺いします。

○安里嗣也道路管理課長　道路メンテナンス事業は、県が管理する橋梁等の大型構造物について、今後増大する老朽化対策に対応するため、長寿命化修繕計画を策定しまして、同結果に基づき効果的、効率的な修繕や更新を実施することとしております。現在、コンクリートのひび割れや浮き、鋼材のさびや塗装の劣化など、老朽化が著しい構造物の修繕を優先して実施しており、修繕が完了した構造物、こちらは予防保全型ということで、その予防保全型の維持管理へ移行する計画として、今、事業を進めている状況でございます。

引き続き同事業による修繕を着実に実施し、早期に予防保全型の維持管理へ移行することにより、コスト縮減を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○仲里全孝委員長　休憩いたします。

（休憩中に、質疑の内容について確認があった。）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

安里嗣也道路管理課長。

○安里嗣也道路管理課長　現在、そういったメンテナンスというのは毎年点検をやっておりまして、それは先ほど少し申し上げた、この修繕が優先的にやらないといけないところというのがございまして、そこをちょっと優先的にやっているということでございます。

その中で、今、ほかにも事前にもっと大きく修繕が必要になる前にやったほうがいいということも御提案かと思いますが、そちらもまずは優先に道路の機能として保全しないといけないというものを、まず優先してやっていかないといけないということで、先にまずそれをやって。その後に、先ほど委員おっしゃったような形で、少しのメンテナンスで費用を抑えたもので、これを伸ばしていくというようなことをやっていますが、現在は、まずしっかり対策が必要なものを保全しておいて、そこからまた次のステップに移行しまして、少しの費用でメンテナンスを行えば、その施設が長く使えるというような計画で事業を進めているという状況でございます。

○新垣光栄委員　ありがとうございます。

もう修繕するのが多くて、大変だと思います。その辺も、また分かっているつもりですので、しっかりその辺等のメンテナンスの費用をしっかり確保して、しっかりまたやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、無電柱化の件なんですけども、沖縄電力との打合せ等で、今執行率が悪いということなんですけども、道路管理者として沖縄電力、ＮＴＴに借用させているわけですよね。本当にもう少し、本来はこれは沖縄電力とかＮＴＴがやらないといけないと思います。それをやるべきことを県の予算でやっているわけですから、もう少ししっかり沖縄電力、ＮＴＴに協力させる必要があるのではないかな。協力

できなければ、もう道路を使用させないというぐらいやってもいいのではないかなと、意識を変えたほうがいいのではないかなと思っているんですけど、どうでしょうか。

○安里嗣也道路管理課長　無電柱化電線共同溝事業というのは、やはり道路管理者と、あとは電線管理者の協力がないとなかなか進まないというのがございます。

現在、通常のこういった電線共同溝の無電柱化事業と、あとは既存ストックといって、電線管理者が既存の施設を登録して、道路区域の中に、管路とか、そういった設置してある、電線管理者が既に所有している施設を、それを無電柱化に利用しようということで、この辺から電線管理者からの提案とかもございますので、そういった事業も活用しながら電線共同溝無電柱化については進めていきたいというふうに考えております。

○新垣光栄委員　この使用料ですね、めちゃくちゃもう私たち沖縄県は、沖縄電力とかＮＴＴに、相当安く提供しているわけですから、一般と比べたらもう雲泥の差があると思います。

そういった意味でも、私、沖縄電力、それとＮＴＴが協力すべきだと思っておりますので、ぜひその辺も踏まえて協議していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

次、交通安全対策事業ですけども、その事業を詳しく、今、与那国の港線になるんですかね、教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○安里嗣也道路管理課長　交通安全対策事業、通学路緊急対策なんですが、こちらは補助事業ということで事業費ももらっておりまして、補正予算もついたということもございます。

そこと、あとは用地取得、先ほども少し議論をいただいているところなんですが、用地交渉というか用地取得に少し難航しているという状況もございまして、それでちょっと執行がなかなか上がらないというのがございますので、そこら辺を用地交渉についてはしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

○新垣光栄委員　よろしくお願いいたします。

これ関係者ともう少ししっかりこの部分は打合せしてやれば、スムーズに行われると思っていますので、しっかり関係者と打合せをして進めていただきたいと思います。

そして、それに伴って、今県道35号線中城村の新垣の事業があると思うんですけど、どのようになっておりますか。

よろしくお願いいたします。

○安里嗣也道路管理課長　県道35号線の中城村新垣地内において、歩道が未整備となっている区間がございます。

県では、令和６年度に当該箇所における歩道整備の検討業務を実施いたしておりまして、現道路の敷地内を活用いたしまして、歩道が設置可能であることを確認しております。

今後、この歩道整備の実施設計に向けて、必要な予算の確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○新垣光栄委員　ぜひ予算確保していただいて進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、都市公園の整備事業に関して、皆さん、前回中城村、北中城村と協議をして、中城村の中城城の公園整備を進めていくということだったんですけど、どうでしょうか。今、どのようになっているかお伺いいたします。

○喜納久都市公園課長　お答えいたします。

中城公園の整備促進を目的としまして、平成18年11月に県、中城村、北中城村の三者で構成する中城公園整備促進連絡会を設置しており、直近では令和６年11月に開催しております。

○新垣光栄委員　しっかり地元の意見も取り入れて協議していただきたいと思います。

もう最後になりますけども、本当に皆さん、執行率も大分よくなっていて、皆さんの頑張りも見えてきておりますので、しっかり今後ともまたよろしくお願いいたします。

以上です。

○仲里全孝委員長　新垣光栄委員の質疑は終わりました。

糸数昌洋委員。

○糸数昌洋委員　では、よろしくお願いします。

主要施策に関する成果報告書の中から幾つか取り上げさせていただきます。

まずは510ページの公営住宅等整備事業です。

平成22年度からの事業開始はされております。この事業、今年度70％の執行率ということですけれども、ちょっと全体の執行状況を、概要で結構ですので説明をお願いいたします。

○具志堅公子住宅課長　お答えします。

県事業としましては、今老朽化が著しい団地を建て替えを実施しておりまして、令和６年度は８団地を実施中で、２団地が完成しております。

市町村事業としましては、６団地の建て替えを実施しておりまして、１団地が完成しているという状況です。

○糸数昌洋委員　今説明のあった市町村事業なんですけれども、沖縄振興公共投資交付金の住宅課市町村事業ということで、６団地とお話ありました。説明の中で、５市町村というような表記がありますけれども、ちょっと５市町村がどこか教えていただけますか。

○具志堅公子住宅課長　名護市と多良間村、与那国町、竹富町が２団地整備しています。あと嘉手納町になります。

○糸数昌洋委員　ありがとうございます。

この中に離島が、多良間、与那国、竹富と入っておりますけれども、課題の中で、入札不調・不落で事業が予定どおり執行できないことがあるとありますけれども、この辺の対策、令和６年度で取り組まれた対策と、それから課題として、今後どのように解消に向けて取り組んでいくのかについてお尋ねいたします。

○具志堅公子住宅課長　近年は改善の傾向に向かっておりまして、不調・不落対策としまして、実勢単価に近づけた積算見直しや、施工業者の入札参加要件の見直しのほか、遠隔地からの建設作業員、技術者を招集する場合の旅費、宿泊費等を必要に応じて自己計算することをあらかじめ明示するなどの対策を行っております。

○糸数昌洋委員　改善の方向に向かっているということですので、ぜひまた頑張っていただきたいと思います。

続いて512ページになりますが、沖縄県住宅ストック活用市町村助成支援事業についてです。しっかり執行率も91％ということで、92％近いということで活用されている事業だなと思います。この中で、令和６年度は12市町村が同事業を実施しているとありますけれども、ちょっとこの12市町村がどこか教えてください。

○具志堅公子住宅課長　お答えします。

12市町村につきまして、内訳としましては、宜野湾市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市、与那原町、南風原町、八重瀬町、竹富町、伊江村、読谷村の12市町村となっております。

○糸数昌洋委員　12市町村というのは、これは手挙げ方式ですかね。希望のあるところで選んでいるという理解でよろしいですか。

○具志堅公子住宅課長　そのとおりです。

○糸数昌洋委員　支援事業ということで、この補助額を教えていただけますか。１件当たりですね。

○具志堅公子住宅課長　補助額につきましては、住宅リフォームの助成事業は、市町村が住宅の所有者に対して補助することになっておりまして、市町村ごとに要綱が定められております。おおむね工事費の20％を補助するというような要綱になっているところが多いです。その20％に対して、国の予算も活用しておりますので、国が45％で、さらに県と市町村でその残りの55％を補助するんですけども、市町村がこの55％のところの３分の２を補助しまして、県は３分の１で上限を10万円としております。

○糸数昌洋委員　先ほどの12市町村以外は、このリフォーム事業を実施していないという理解でよろしいですか。

○具志堅公子住宅課長　令和６年度は12市町村なんですけども、これまで過去にほか残り３市町村も手を挙げたときがありますので、全体では15市町村が活用しております。

○糸数昌洋委員　非常にいい事業だと思うんですけれども、これは市町村が希望すれば、予算の拡充というのは、それに伴うものという理解でよろしいですか。

○具志堅公子住宅課長　この事業につきましては、令和３年度から令和７年度の５年間の事業となっておりまして、令和８年度以降につきましては、市町村の希望に応じまして事業継続に向けて、今調整を行っているところですので、引き続き事業を継続できるように協議してまいりたいと思います。

○糸数昌洋委員　ありがとうございます。

次、513ページの沖縄県居住支援協議会事業推進補助金についてです。協議会の、まず構成メンバー、どういう形で構成されているのかということと、令和６年度の事業の取組状況を教えてください。

○具志堅公子住宅課長　沖縄県居住支援協議会の構成員としましては、沖縄県であれば住宅部局と福祉部局となります。

市町村の５市の那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体がおりまして、沖縄県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会沖縄県本部、日本賃貸住宅管理協会沖縄県支部と、福祉団体としまして、沖縄県社会福祉

協議会、地域包括支援センター協議会と、あと事務局として公社のほうとなっております。

令和６年度の事業としましては、協議会の中に専門相談員を活用した入居相談を行うあんしん賃貸支援事業に取り組んでおります。

あわせて、市町村協議会設立に向けまして、シンポジウムや市町村説明会、また、国の伴走支援プロジェクトにも手を挙げまして、協議会の設立の支援を行っております。

○糸数昌洋委員　今出た、沖縄県あんしん賃貸支援事業、この事業の予算額を教えてください。

○具志堅公子住宅課長　令和６年度に関しましては、予算としては900万となっております。

○糸数昌洋委員　この居住支援協議会の事業推進補助金そのものが、もうここの支援事業の予算という理解でよろしいんですか。

○具志堅公子住宅課長　協議会の活動の予算となっております。

○糸数昌洋委員　それで昨年は沖縄市の居住支援協議会が立ち上がったということで、立ち上がった後の状況、令和６年度活動されたと思いますけれども、沖縄市の状況が分かれば教えていただけますか。設置後の効果とか出ているのかどうか。

○具志堅公子住宅課長　沖縄市も立ち上げたばかりでありますので、それほど活動は進んでいないといいますか、協議会は開催はしておりますけども、相談業務等はそんなにないというふうに聞いております。

○糸数昌洋委員　それで、令和６年度に相談窓口を設置されて対応されたかと思うんですけれども、相談件数と入居促進の件数というのが分かれば教えてください。

○具志堅公子住宅課長　沖縄県居住支援協議会のあんしん賃貸支援事業の中の相談件数としましては、100件となっております。その中で、入居契約につながった件数は９件となっています。

○糸数昌洋委員　非常に那覇市民の相談も多いというお話が、前に答弁でありましたけれども、なかなか那覇市がこの協議会の設置にまだ踏み切っていないと思うんですが、その辺の県との協議の中で、なかなか設置に至らない理由みたいなものというのが、この辺で感じる点がありましたらお願いします。

○具志堅公子住宅課長　先ほどの県の協議会のメンバーに複数の関係課と民間団体がいるんですけども、そういった方々の合意形成にやはり時間がかかるものだと思っています。

○糸数昌洋委員　分かりました。

続きまして、次のページ、514ページの離島における道路・街路整備事業について伺います。

まず、この執行率が59.2％ということで、ここの課題を教えてください。

○砂辺秀樹道路街路課長　お答えいたします。

離島における道路街路整備事業につきましては、離島の自立的な地域づくり定住支援を図るため、地域特性に応じた道路整備を推進するとともに、空港港湾等の交通拠点間を相互に連携させるための整備を実施するものでございます。

委員御指摘の執行率が低いということなんですが、主な理由としましては、先ほどからもちょっと話題にありましたように、用地の補償額の単価の不満等だとか、あと、国の経済対策、補正予算が途中で尽きましたものですから、それに伴いまして適正工期を確保する必要があったということから、執行率がちょっと低い状況になっているということでございます。

以上です。

○糸数昌洋委員　続きまして、次の516ページの離島港湾の整備。これ事前確認しましたら、港湾の長寿命化事業とは別で、国庫事業で離島が中心だとお聞きをいたしました。この対象になっている現状、令和６年度の港はどこか教えていただけますか。

○高良亨港湾課長　離島港湾の整備ですね。この事業におきましては、９港ございまして、北のほうから、水納港、下のほうへ行きまして、粟国、祖納港、兼城港、前泊港、南大東、北大東、多良間港となってございます。

○糸数昌洋委員　港湾の改修費の防波堤の整備のほかに、岸壁とか、物揚場の整備というのが主な事業になっていますけれども、ここの課題にある定期船の運行等に影響がないよう、港湾利用者の利便性、安全性を配慮し、整備を進めるというところ、ここをもうちょっと詳しく教えてもらえますか。この辺の課題の状況。

○高良亨港湾課長　離島における港湾というところで、実際は八重山、宮古がございますが、沖縄本島から、さらには宮古、石垣のほうから各離島というところで、船、フェリーでその辺航行をしてございますので、まずはこの港の静穏度、波の静けさというか、荷役、あとは人の乗り降りと、それができるようにということから、まず外郭施設、防波堤、さらには内側に入って内防波堤というような形。さら

には岸壁につきますと、あと、しゅんせつ等がございます。さらには、岸壁につく防舷材等々がございます。そういう改良、新設のほうをやっていくという事業でございます。

○糸数昌洋委員　ありがとうございます。

続いて487ページ、ちょっと戻りますけれども、緊急自然災害防止事業費です。今年度、令和７年度までの事業期間になっておりますけれども、令和６年度までの、これは国の特別な起債事業ということで聞いていますが、この６年度までの実績を教えていただきたいと思います。

○安里嗣也道路管理課長　まず、予算の実績につきましては、令和３年度支出額は約1000万円、令和４年度が約４億8000万円、令和５年度が約11億6800万円、令和６年度が約29億5800万円となっております。

また、対策が完了した箇所について、西原町の宜野湾西原線、あとは南城市の糸満与那原線等で事業を完了しておりまして、現在、東村の県道14号線とか、あとは名護市の国道331号と、あと名護市の505号等で、現在この事業を実施しているという状況でございます。

○糸数昌洋委員　令和８年度以降、７年度までになっていますけど、事業のめどというのはどういうふうになるんでしょうか。

○安里嗣也道路管理課長　現在、この緊急自然災害防止対策事業というのは、総務省の起債事業で事業を実施しておりまして、この事業も令和３年度から令和７年度までという５年間となっております。

現在、国でもそういった国土強靭化ということで、そういった災害対策、減災とか、防災減災ということで、国の重要施策として取り組んでいるということもございますので、令和８年度以降も、今ちょっと情報によると、総務省でも令和７年度と同程度のそういった起債の計画があるというふうには聞いておりますので、この辺りについてはそういった起債事業を活用して、未然、防災に努めているということを考えておりますので、引き続き国の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○糸数昌洋委員　続いて483ページ、先ほど少し他の議員からありましたけど、沖縄らしい風景づくり支援事業なんですが、平成24年度からスタートされて、もう大体、令和13年なので20年事業ですけども、約15年間取り組んでこられて、これまでの成果といいますか、この事業を継続して取り組まれてきた一つの成果みたいなものがあれば教えてください。

○下地英輝都市計画・モノレール課長　平成24年度から令和13年度までの20年間の事業というところでございまして、483ページにも書いていますけども、本県のソフトパワーの源泉である自然環境や歴史・伝統文化と調和する沖縄らしい風景づくりを進めていくということで、人材育成や地域景観の向上に係る合意形成、良質な公共空間の創出に向けた取組を行うというところでございまして、事業の意義として、地域の持つ資質を高めるとともに、人々が地域への関心と誇りと愛着を持ち、連帯感を醸成するところにあるというところが意義だというふうに考えております。

○糸数昌洋委員　質問取りの中で、この事業もあって、市町村の景観計画の策定が他県に比べても非常に策定率が高いというお話を伺ったので、ぜひそれを言ってほしかったですね。せっかくでしたので。

○下地英輝都市計画・モノレール課長　地域の良好な景観を形成していくためには、市町村が景観計画を策定し、景観行政団体として魅力のある風景を守り、そして育て、生かしていくことが重要であると考えております。

本事業の成果、ここに記載しておりませんけども、県内の35の市町村が景観計画を策定して、景観行政に取り組んでいるところでございまして、全国的にも高い割合となっております。

以上です。

○糸数昌洋委員　非常に意義のある事業だと思います。

それで、昨年からですかね、立ち上げられたこの美ら島沖縄風景づくり協議会、ここもどういう構成メンバーで協議会を立ち上げられて、まずどういう取組をされているのかということを確認をさせていただきたいと思います。

○下地英輝都市計画・モノレール課長　沖縄らしい風景づくり支援事業の中で、協議会、美ら島沖縄風景づくり協議会を立ち上げて連携して取り組んでいるところでございます。

この本協議会ですね、県、国、市町村、景観の保全整備能力を有する景観整備機構、並びに風景づくりに関連する分野の民間事業、事業者などが連携、協働して、風景づくりの推進に寄与することを目的に、令和５年３月に協議会を設立しておりまして、構成数は62団体となっております。協議会の進める協議会事項として、行動計画の推進、あと情報収集

と意見交換、あと人材育成ですね、あと県民の意識啓発に関することを、会議を設けていろいろ会議の中で議論して活動しているというところでございます。

○糸数昌洋委員　あと最後一点だけ確認ですが、ちょっと翌年度繰越しが割合的にちょっと3300万と多いかなと思っておりますけど、この内容について教えください。

○下地英輝都市計画・モノレール課長　翌年度繰越しした主な業務が２件ございます。

１つ目が、景観形成に係る石積み技術の継承と人材育成に関する業務というものと、もう一つは地域特性に応じた沖縄らしい色彩検討に係る業務となっております。

この業務は、令和６年７月に新景観形成に係る技術開発計画というものを策定しまして、その中で優先的に進めるテーマとして、業務発注して取り組んでいるところでございます。この業務は、年度途中で業務を発注して、学識者から成る委員会を立ち上げまして、議論をしているところでございます。その中で御意見がありまして、その対応に取り組んだというところで繰り越して業務を進めたところで、実際完了しております。

以上です。

○糸数昌洋委員　分かりました、頑張ってください。

最後、476ページの沖縄都市モノレール輸送力増強事業ですが、当初は多分令和２年から令和７年度までの事業だったのが、令和９年度まで伸びていると思います。まず事業のめどとして、現状と、あとやはりこの事業期間内に完了できるのかどうか、この辺のめどを教えてください。

○湧川治都市計画・モノレール課都市モノレール室長　お答えします。

沖縄都市モノレールでは、利用者の増加に対応するため、輸送力増強に向けた３両化事業に取り組んでおります。

令和６年度における実績につきましては、新車両基地の整備及び３両化車両の製造等を行い、３両車両は、前年度に引き続き令和６年度も２編成を導入し、計４編成分を運行開始しております。事業費の実績につきましては、令和２年度から令和６年度まで約96億円、今年度から事業完了までの令和９年度までは約69億円を計画しております。

あと、課題にも書いておりましたが、令和９年度までの見通しのところなんですけれども、インフラの整備など、国が実施している赤嶺トンネルと近接している部分がありまして、その辺の調整等に時間を要しまして、課題がありましたが、その辺につきましては既に解決しておりまして、予定どおり令和９年度で終わる見込みで進めております。

以上です。

○糸数昌洋委員　分かりました。

課題部分はもうクリアできているということで、３両編成は増えているけれどもまだまだ少ないので、大変混みあっている状況がずっと続いているということで、ぜひとも、この期間内に事業完了できるように取り組んでいただきたいと思います。

以上、終わります。

○仲里全孝委員長　これで糸数委員の質疑は終わりました。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員　お願いします。

主要成果の報告書からですが、508ページの都市公園整備事業について伺います。

３つ項目があって、３番目の市町村の公園の整備なんですけれども、最初にこの財源について説明をお願いします。

○喜納久都市公園課長　お答えいたします。

沖縄振興公共投資交付金を財源としております。

○比嘉瑞己委員　この一括交付金、ハード交付金とのことですよね。それで、令和６年度、この市町村からの都市公園の整備の要望額、実際の措置額はどうでしたか。

○喜納久都市公園課長　ハード交付金については、近年減額傾向が続いて、厳しい状況にあるというところで、市町村からの要望額に対して、措置率としまして約３割と、30％となっております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員　このハード交付金の減額の影響がこうした公園整備にも来ております。市町村からは、都市公園の特に遊具の整備をしたくても、ハード交付金が不足してなかなか整備ができないと聞いております。

市町村の都市公園の遊具について、現在使用禁止になっている遊具の数や割合を教えてください。

○喜納久都市公園課長　お答えいたします。

県内の市町村が管理する829の都市公園について確認したところ、令和６年10月時点において、遊具2463基のうち、使用禁止となっている遊具は324基であり、使用禁止率は13.2％となっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　都市公園がある数は829園ですけれども、市町村の数としては幾つあるんですか。

○喜納久都市公園課長　ちょっと手元に資料がなくて申し訳ないんですが、基本的には、都市計画決定している市町村にございまして、全ての市町村で異なっております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員　分かりました。

でも１割近い、１割以上の遊具が今使えなくなっているということですが、県としてはこうした市町村からの要望も聞いて取りまとめた上で、国に一括交付金を要望していると思うんですけれども、なぜ国はこの要望額どおり措置してくれないんでしょうか。具体的な理由など、聞いたことはありますか。

○池原勝利土木総務課長　ハード交付金については、内閣府のほうから必要な予算措置はしているということでお伺いしています。

ただ、一方、やはり今、都市公園課からありました市町村の要望等については、県の要望等については乖離がありますので、これにつきましては県としても内閣府などに引き続き要望を行っていきたいと考えてございます。

○比嘉瑞己委員　一括交付金の減額の理由というのを、具体的に明確に示していただければ、県としても、市町村としてもいろいろ工夫ができると思うんですけれども、必要な額を確保しているだけで終わっては、対策は取れないと思うんですよ。やはり、そこを皆さんしっかりと実態も示して、求めていくべきだと思います。

最後に、部長の見解を聞きたいと思いますが、そこへ行く前に、この間概算要求は出たんですけれども、ただ事項要求という文言があって、そこを今から皆さん、求めていくという方針だと思いますが、この事項要求で子どもたちの遊具、老朽化して危ないでもあるわけですよね。国土強靱化の部分に求めていくと聞いていますけれども、遊具の部分についても、事項要求として求めることはできそうですか。

○喜納久都市公園課長　すみません、この事項要求に対する方針等もまだちょっと明確になっていないというところの中で、あと、遊具が故障して使用禁止率が高いというところにつきましては、継続して国のほうに積極的にちょっとアピールしていきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員　この決算を通じて、次の年度の予算確保に向けて努力するべきだと思います。そうした意味で、事項要求の中でも、ぜひこの公園の遊具だって老朽化で危ないんだと、国土強靱化に資するんだという理屈で求めていけば、実態も示せば、国もちゃんと対応してくれると思うんですよ。

そうした意味で、部長、最後に次年度に向けての取組についてお聞かせください。

○砂川勇二土木建築部長　事項要求については、今年度の補正予算を国土強靱化の中期計画等もありますので、補正予算の編成もされるものと考えておりまして、一応、その中でも要望はしていきたいと考えています。次年度予算に限らず要望していきたいと考えております。

ただ、柱立てといいますか、国のほうでこういう方針のものに補正予算を配分しますよというのが通常は出てきます。県としては、その内容を踏まえてそれに当てはまるものは、全て突っ込んで要望するというようなものが例年のやり方ですので、まず、一応候補としては、全部、各事業、補正でできそうなところというのはもう既にピックアップ作業は始めておりまして、その方針が決まれば検討して、土木建築部としてもしっかりと当てはまるところは読み取って要望していきたいと考えているところでございます。

次年度要望に関しても、県としては、積み上げて必要額ですということで、影響等も説明しながら要望をしてきたわけですが、概算要望ではちょっとほぼ昨年度並みということでしたけども、今後この事項要求も含めて必要額の確保には努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員　子どもの遊具もしっかりと対象になれるように努力していただきたいと思います。

続いて、先ほど糸数委員からもありましたが、513ページの沖縄県居住支援協議会事業推進補助金について伺います。

先ほど、あんしん賃貸支援事業についての実績は伺いました。相談が100件あって、実際に入居できたのは９件だったということなんですけれども、実際、私も相談を受けて同行をしたことがあります。住宅公社の中にこの協議会の窓口があって行くんですけど、１人の方が対応しているんですよね。100件というけど、実際には本当はもっと相談件数が多いけれども、１人でこなすには月もう100件しかできないんだ。なので、まずは予約から取ってください。実際に、本当に民間アパートを一緒に回って入居の相談するというのは月の後半にします。だから

年間９件というところでとどまっています。もうとても相談が今多いんですよ。やはりそうした意味で、これ全ての相談を県が全部担うというのはもう無理だと思います。

こうした相談窓口というのは、地域の実情を知っている市町村が対応することが、私は望ましいと思いますが、県はその市町村を支援する、こうした仕組みづくりが今大切だと思うんですけれども、皆さんはその点改善はできていますか。

○具志堅公子住宅課長　高齢者などの民間賃貸住宅への円滑な入居の促進には、やはり入居後の支援とかも含めて、地域における居住支援協議会の役割が重要と考えております。

設立に向けて、県では、居住支援に関するシンポジウムであったり、市町村の担当者に説明会を開催したり、個別に訪問などを実施してきております。

昨年度は国の伴走支援プロジェクトというものに手を挙げまして、浦添市、宜野湾市、名護市の３市において居住支援協議会の設立の支援を行っております。窓口のほうも今年度から県の協議会の構成員となっておりました５市については、窓口を市のほうで引き受けてもらえるように、今年度は５市のほうは実施しているところです。

○比嘉瑞己委員　ぜひこの窓口、まだ母子の分野だけですけど、高齢者、障害者、要配慮者というのは多岐にわたりますので、ぜひ市町村のほうに相談窓口を担ってほしいと、協議会を設置していきましょうという取組をしていただきたいと思います。

この令和６年から、県は上限２万円の家賃補助、国と市町村と連携して取り組んでいますけれども、その実績をまず教えていただけますか。

○具志堅公子住宅課長　家賃低廉化事業は、令和６年度は宮古島市において実施しておりますけども、実績のほうはなしとなっております。

○比嘉瑞己委員　せっかくいい制度なんですけれども、なかなかハードルが高い。聞いたときに、みんな全てのアパートが対象かなと思ったらそうではなくて、この専用住宅というものに登録をしないとその対象にならないということなんですけれども、この登録状況と課題があれば教えてください。

○具志堅公子住宅課長　家賃補助制度の対象としているものは、住宅セーフティーネット法に基づく専用住宅という住宅になりますけども、専用住宅は住宅確保要配慮者のみの入居を引受けますということで、登録いただいた住宅となっておりまして、県内では104戸となっております。その他登録住宅というものは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録しているということで、こちらは一般の方も入れますし、要配慮者も引き受けますということで、１万8100戸のほうを登録いただいているところです。

○比嘉瑞己委員　こうした専用住宅の数が増えないと、この家賃補助事業も使えないわけですから、先ほどから議論があるように、そのためにもやはり市町村の協議会がもっともっと多く立ち上がることが必要だと思います。

引き続き頑張っていただきたいと思います。

次に、沖縄フラワークリエイション事業、私のほうからもお聞きしたいと思います。

最初に、この事業概要と実績をいま一度教えてください。

○安里嗣也道路管理課長　沖縄フラワークリエイション事業は、観光地への主要アクセス道路等において、花と緑のある良好な空間を創出し、道路景観を向上させることで、沖縄観光のイメージアップと振興に寄与するものであります。

平成24年度から21路線を対象として事業を開始し、以降は段階的に対象路線を拡大しておりまして、現在は43路線が対象路線となっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　この事業は、草花や花卉等の緑化だけなんでしょうか。今、この委員会でも度々議論になっています雑草ですね、この除去も行っているんでしょうか。

○下地建道路管理課沿道景観推進室長　本事業は草花や花木等による緑化を目的としております。事業箇所の植栽時及び維持管理時において、必要に応じ雑草の除去は行っております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　実績で今43路線とありましたが、対象となる路線は幾つあるんでしょうか。より多くの路線を整備すべきだと思いますが、今後の取組をお聞かせください。

○下地建道路管理課沿道景観推進室長　令和６年度において、対象路線は43路線となっております。実績につきましても43路線となっております。対象路線の考え方といたしましては、空港や主要観光地までのアクセス道路等を対象としております。

事業当初の平成24年度は21路線を対象としており、以後拡大していき、平成27年度には41路線としておりました。また、令和６年度には、道路の新規供用などの理由から２路線を追加しており、現在の

43路線となっております。

なお、次年度も43路線を対象と考えております。以上です。

○比嘉瑞己委員　続いて、歳出決算の資料からお聞きしたいと思います。

この中の多分道路維持費の中にあると思うんですけれども、新垣光栄委員が頑張った性能規定方式道路除草について伺いたいと思います。

雑草を低い状態で管理する性能規定方式が導入されましたが、この成果と進捗状況をお聞かせください。

○下地建道路管理課沿道景観推進室長　県では、令和２年度から性能規定方式による道路の除草管理を導入し、対象路線を段階的に拡大しております。

令和７年度は県管理道路の約７割となる880キロメートルで導入しており、従来の発注方式と同程度の費用で雑草の草丈を低く維持できるなどの効果が現れております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　今、おさらいですけれども、この性能規定方式は、どのような発注方法で行っているんでしょうか。

○下地建道路管理課沿道景観推進室長　発注につきましては、各土木事務所におきまして、公募等プロポーザル方式で発注しております。入札参加の応募があった事業者の中から、植栽管理において優れた技術提案を行った事業者と契約締結しております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　このように、県の頑張りで雑草の対策は着実に前に進んでいるかと思います。

一方で、街路樹、これについての相談、苦情等々が私たちにも寄せられているんですけれども、県が管理している街路樹は何本ありますか。どういった方針で管理をしているのか教えてください。

○下地建道路管理課沿道景観推進室長　お答えします。

県管理道路における街路樹は、令和６年度調査において約９万本となっております。街路樹の管理方針としましては、令和５年度に街路樹植栽・維持管理ガイドラインを策定しました。ガイドラインの内容は、街路樹植栽・維持管理の基本的な考え方、良好な沿道景観形成のための街路樹植栽・維持管理手法、病虫害対策の方針、街路樹データベース整備等、今後の方針などとなっております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員　県がガイドラインを策定しているということは分かったんですけれども、ただ本当にそのガイドラインどおりにできているのかというところで疑問があります。

今、地域でよく聞こえるのが、那覇市の裁判所通り、樋川にありますけれども、元はアカギの並木があって、大変通るのも楽しい通りだったんですけれど、現在ばっさり全部切られています。いろんな通りで、もう全部ばっさりと切られているよということで苦情を受けるわけですが、ガイドラインどおりにやっていると言えるんでしょうか。

○下地建道路管理課沿道景観推進室長　伐採されました街路樹につきましては、老木化及び病虫害等による健全度低下などの理由から、倒木の危険性の前に、予防的にもう撤去を行っているところでございます。

ガイドラインにおきましても、街路樹管理上発生する問題箇所につきましては、都市地域と自然地域別に改善フローを示しており、問題のある街路樹については更新することとしております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　ただ、更新がされていない状況が多いんですよね。これなぜですか。

○下地建道路管理課沿道景観推進室長　お答えいたします。

ガイドラインの問題箇所改善フローにおきましては、更新に当たりましては、歩道幅員が3.5メートル未満の場合は低木等への更新となっております。今後優先順位などを勘案の上、対応は検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員　幅員が狭いところは、もう低木に切替えていくということですが、それすらもまだまだ進んでいない感がありますので、ぜひこの低木に切り替えるなら切り替えるで、しっかりと行ってほしいと思います。

こうした街路樹についての苦情というのは、県にどれだけ寄せられていますか。

○下地建道路管理課沿道景観推進室長　お答えいたします。

県土木事務所に寄せられた道路管理に関する苦情は、令和６年度実績で、道路の不具合に関しましては6255件ございます。うち３割に当たります1868件が、道路植栽関係に関するものでございます。道路植栽関係の中では、性能規定方式導入後、雑草に関する苦情は減っている一方、街路樹に関する苦情は依然として多い状況でございます。

以上です。

○比嘉瑞己委員　そこで、私たち委員会も仙台にも行って施策を学んできました。やはり雑草でもできたわけですから、樹木についても性能規定方式を導入することが必要だと思いますが、いかがですか。

○下地建道路管理課沿道景観推進室長　高木に関する性能規定方式につきましては、造園業界からも要望があるところでございますが、どのような手法でやるかとか、そういう課題もございまして、現在、造園協会などの関係機関と意見交換を行っているところでございます。

引き続き、導入の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○比嘉瑞己委員　ありがとうございます。

もし部長に考えがあればお聞きしたいんですけれども、このガイドラインだったり、今のこの性能規定も、とても進めてほしいんですけど、一方で、並木通りがなくなって全部低木になると、それは全て寂しいなという声もあるんですよね。

沖縄市のくすの木通りだったり、あるいは、この裁判所通りのアカギの並木だったり、いろんなところでフクギ並木とか、松の木とか、高い木の並木通りって、地域は、大変愛着があると思うんですよ。この高い木の並木通りもしっかりとこのガイドラインなり、計画の中にも位置づけて、性能規定方式に取り組んでいただきたいと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○砂川勇二土木建築部長　今は国際的な景観を維持するということで、五、六線を最優先ということで、～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画というのもつくって、まずは優先的に重要なところからということでやっています。

将来的には、これを地方の道路、その他の道路にも反映させていこうということで、今、まず試験的に取り組んでいるところです。

並木についてなんですけども、確かに並木、もう歴史といいますか、地域住民にとっては非常に思いのあるというのも理解しております。

ただ、一方では、歩道幅員が狭くて、大木化するともう歩道が凸凹になってしまうとかいうのもございますので、その辺りについては、やはり適材適所といいますか、樹種を選ぶなりして取り組んでいく必要があるであろう考えております。

小さい歩道に大きいのを植えると、もう本当に人も歩けないような状況になったりしますので、その辺りは適切な樹種を選びつつ、今後、植え替えも含めて考えていきたいと思います。

あと、性能規定方式についてなんですけども、除草でも従来の仕様規定と同額程度での予算で効果を上げているというところなんですけども、高木剪定に関しては、もっと多額の費用が必要となりますので、その予算も含めて、あと緑化の協会、造園業協会とかですね、あの辺りとどういうやり方が適切なのかというのを、やはり議論する必要があると思いますので、その議論も踏まえて、どういう形でやればできて、うまくお互いにメリットがあるような形で進められるのかというのを、まずは話合いをしながら検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員　ありがとうございました。

皆さんが、業界の皆さんと意見交換していること、大変うれしく思います。

一方で、難しいんですよね。通る人たちは並木が美しいと言うんだけれども、その通りの人たちは毎日の掃除が大変だ、歩けないとかいろいろあってですね。だから、やはり地域の理解が必要なので、地域とかボランティア、または企業と連携して、この通りをみんなで美しくしていくという、こういった仕組みをつくっていただきたいんですけれども、この地域と連携した取組についてはどのようにお考えですか。

○下地建道路管理課沿道景観推進室長　お答えいたします。

先ほど、部長のほうからもちょっと紹介がありました～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画の基本方針の一つに、地域やボランティア、企業等と連携した取組を挙げております。現在、道路ボランティア団体の登録数は589団体となっております。また、道路美化ゆいまーる企業制度を設立し、それによって、企業自らボランティア作業を実施、地域のボランティア活動への参加や協力、道路ボランティア団体への消耗品の提供、道路ボランティア支援業務への協賛を促すものとなっております。これらを活用して、地域やボランティア企業と連携した取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員　ありがとうございました。

地域の人たちも巻き込んで、この通りにはどの木がふさわしいんだって、樹木の剪定からも、地域が参加できるようにしていただきたいと思います。

終わります。

○仲里全孝委員長　比嘉瑞己委員の質疑は終わりました。

瑞慶覧長風委員。

○瑞慶覧長風委員　土木建築部歳入歳出決算資料のほうからお願いいたします。８ページからお願いします。８ページの歳出、港湾費、港湾管理費について、中城湾港のマリン・タウン地区における臨港道路の除草に関してお伺いしますけれども、年間の予算額と除草実施回数を教えてください。

○高良亨港湾課長　こちらのマリン・タウンですね、そこの臨港道路の除草につきましては、予算額は約400万で、実施回数については４回の除草を行ってございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　西原側と与那原側で管轄が違うということで、与那原側のほうが年に１回ということで、質問取りで伺っているんですけれども、その辺りも詳しくお聞かせください。

○高良亨港湾課長　この地区は、ちょうど中部土木事務所管轄で、南部土木事務所管轄というラインがございまして、今現在、中部土木管内ですね。北のほうですが、それが３回、南部土木事務所管内が１回という形で実施をしているところでございます。

○瑞慶覧長風委員　先日、南部土木事務所管内の与那原側の臨港道路の雑草の状況の現場を見てきますと、もう非常に生い茂って、もう林みたいになっているわけです。地域住民も、ウオーキングや車で通る方もたくさんいると。私が車で通ったときに、右折するときに、もう視認性がなくて、右折できないんですよね。もう車が見えないので、雑草で。そのぐらい危険な状況にあって、地域住民も非常に困っているということがあります。

今、道路、県道のほうは性能規定方式ということがありましたけれども、臨港道路については、今、どのようになっているのかお伺いします。

○高良亨港湾課長　実際、現在は通常の除草作業というところで実施をしてございますが、この性能規定ですね、同じ中部土木、南部土木、同じ道路班のほうで実施してございますので、同地区の沿道環境の向上、それを目的に、性能規定方式を導入できないか検討を行うこととしております。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　もう現に、年１回ということで、全然足りていないという認識はお持ちですよね。

○高良亨港湾課長　実際現場のほうも、与那原マリーナの調整で、さらにはこの臨港道路やその水路等々、現場のほうを確認、視察しているときに、実際、繁茂しているという状況はございます。

実際、委員おっしゃった、交差点部ですか、その辺り、あれはクバというんですかね、そういうのもございまして、自前で戻って、道具を持ってきてやったというところも実際ありますので、その辺りは、またこの性能規定の取組を同じ土木建築部でやってございますので、その辺の検討をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　まだまだＭＩＣＥ建設のめどというのもまだ立たない中で、しばらくあそこもそのまま使われると思うんですけれども、しっかり予算を確保して、しっかりと除草が、住民生活に影響のないようにされていただきたいと思っておりますけれども、その辺りもう一度答弁をお願いします。

○高良亨港湾課長　委員御指摘の同地区における沿道環境の向上というのを頭に、その辺の除草のほうはしっかりと予算を確保しながら実施していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　先日、急ぎ発注してもらえないかと、除草してもらえないかというお願いをさせていただいていますけれども、その辺りのめどをお答えできたらお願いします。

○高良亨港湾課長　実際、その御意見を聞きまして、南部土木のほうにそういうお話、相談をさせていただいて、実際、今動いているという状況でございます。

あと、予算の確保等々、その辺は調整しているというところでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　めどもあれば。

○高良亨港湾課長　できるだけ早めに実施していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　よろしくお願いします。

では、主要施策の報告書の482ページ、お願いします。

中城湾港の整備に関する事業の（６）番の与那原マリーナ管理運営費ですけれども、この官民連携導入可能性調査に関する内容と、進捗状況について伺います。

○高良亨港湾課長　県では、中城湾港、西原与那原地区の与那原マリーナと周辺緑地を含みましたエリ

アにおいて、官民連携事業の導入により、効率的で効果的な公共サービスの提供と事業コストを削減することを目指して、調査検討を進めてございます。

今年度、令和６年度は、官民連携事業で予定している収容隻数の増大に必要となる新たな港湾施設の構造諸元や建設コストを把握するため大型プレジャーボート係留施設や小型桟橋等の概略設計業務に着手してございます。

進捗状況につきましては、桟橋等の係留施設やマリーナ内の静音性を向上させる波除堤の概略設計を進めておりまして、令和８年１月完了を見込んでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　マリーナにおいては、この赤字補塡の部分を解消するために、条例を改正しましたけれども、今後この経営をしっかりさせていく上で民間にも、ＰＦＩというかそういった形で管理をしていくというような検討の中で、この調査を行っているということで、その辺りの御説明をお願いします。

○高良亨港湾課長　この与那原マリーナですが、そういうマリーナの健全運営というところで、手法等いろいろあるんですが、令和４年度のほうから、まずはこのプレジャーボートの実績等、現状調査をしまして、翌年度、５年度については、その導入可能性調査、さらに実施年度６年度については、この大型プレジャーボートの概略設計に着手してございます。

こういう流れで、あとどういう手法があるのか、どういう方向性、地元も含めて、その辺り民間にＰＦＩ等々、今目指して、サウンディング調査もしましたし、その辺りでいい方向に持っていくように調査検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　その辺りの方向性を、令和13年度までに示していきたいというような形なんでしょうか。

○高良亨港湾課長　目指してはいきますが、そういうもろもろの手法等々、また先進事例ですね、そういうものも含めまして、まとめていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　ありがとうございます。

476ページをお願いします。沖縄都市モノレール輸送力増強事業ですけれども、執行率が63％にとどまっていることに関して、課題のほうに記載事項が書かれていますけれども、どのように関連しているのか、御説明をお願いします。

○湧川治都市計画・モノレール課都市モノレール室長　お答えします。

執行率の理由と課題は関連しておりまして、令和６年度における執行率につきましては、新車両基地整備に関連する国施工の赤嶺トンネル工事において、軟弱地盤の対策に伴う工事遅延が発生し、当該事業もその影響により執行率63.6％となったものであります。

課題につきましては、国との綿密な調整を重ね、解決しておりまして、引き続き新車両基地の整備及び３両化車両の製造に取り組んでまいります。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　綿密な打合せを実施したので、今はもう課題はクリアしているということで、今後もそういったことは起きないようにしていくということまで、御説明あればお願いします。

○湧川治都市計画・モノレール課都市モノレール室長　今後もこういった調整につきましては綿密に進めてまいりたいと思います。これから先はちょっと見通しとしては、こういうことはもうないかなと思っておりますので、引き続き丁寧に調整してまいりたいと思います。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　この２事業の現状の実績まで、もし今日伺えたらお願いいたします。

○湧川治都市計画・モノレール課都市モノレール室長　沖縄都市モノレール輸送力増強事業のインフラ部ですけれども、こちらにつきましては、令和２年度から７年度ということで、インフラ部については令和７年度中で完了しておりまして、100％であります。

インフラ外部、先ほど御説明したのがインフラ外部になりまして、こちらの事業内容が、３両化の輸送、３両化の車両の整備と、あと車両基地の整備になりまして、こちらにつきましては、インフラ外の事業費につきましては、令和６年度ベースで64％、令和７年度では86.2％まで上がる見込みであります。

以上でございます。

○瑞慶覧長風委員　そのペースで行くと令和８年度には完了できそうな見通しということで考えてもよろしいでしょうか。

○湧川治都市計画・モノレール課都市モノレール室

長　車両製造のほうが令和９年度までかかる見込みですので、目標としまして、計画どおり令和９年度ということで、今進めているところであります。

以上です。

○瑞慶覧長風委員　以上です。

ありがとうございました。

○仲里全孝委員長　以上で、土木建築部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

（休憩中に、説明員退席）

○仲里全孝委員長　再開いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回は、10月14日火曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第１項の規定によりここに署名する。

委　員　長　　仲　里　全　孝